

# 鳥取県医師会報

MONTHLY JOURNAL OF TOTTORI MEDICAL ASSOCIATION



平成26年8月15日発行（毎月1回15日発行）  
ISSN 0915-3489



第191回・第192回・第193回

## 鳥取県医師会 代議員会議事録



## 公益社団法人鳥取県医師会第191回臨時代議員会みなし決議 議事録

### 1. 開催の期日

平成25年8月8日（木）午後5時予定

### 2. 開催の場所

鳥取県医師会館 鳥取市戎町

### 3. 代議員総数

46名

### 4. 選挙

日本医師会代議員1名、日本医師会予備代議員

### 5. みなし決議の概要

当初、次第のとおり議案として代議員会を開催予定としていたところ、選挙の立候補者が定数通りであった。そこで、当該立候補

者を当選人とする提案について書面表決とする旨、代議員へ通知した結果、代議員全員から提案についての同意書の提出があった。

従って、一般社団法人及び財団法人法第58条（社員総会の決議の省略）により、以下のとおり当選人を決定する旨のみなし決議とした。

### 6. 当選人

- 日本医師会代議員（定数1名）  
届出の候補者（1名） 渡辺 憲先生
- 日本医師会予備代議員（定数1名）  
届出の候補者（1名） 清水正人先生

## 公益社団法人鳥取県医師会第191回臨時代議員会 次第

とき 平成25年8月8日（木）午後5時

ところ 鳥取県医師会館 鳥取市戎町

### 1 開 会

### 2 資格確認

### 3 議事録署名人選出

### 4 会長挨拶

### 5 選挙

日本医師会代議員1名

日本医師会予備代議員1名

### 6 閉 会

## 日本医師会代議員・同予備代議員選挙候補者一覧

（任期：平成25年8月8日～平成26年6月27日）

◇日本医師会代議員候補者 1人（定数1人）

1. 渡辺 憲（東部：鳥取市）

◇日本医師会予備代議員候補者 1人（定数1人）

2. 清 水 正 人（中部：倉吉市）

# 公益社団法人鳥取県医師会 代議員名簿

任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日

東部医師会	(18名)			
板倉和資	松浦喜房	森英俊	安陪隆明	池田光之
石谷暢男	尾崎真人	小林恭一郎	斎藤基	下田光太郎
杉山長毅	西土井英昭	濱崎尚文	早田俊司	福永康作
松田裕之	渡邊賢司	吉田泰之		
中部医師会	(8名)			
池田宣之	松田隆	安梅正則	西田法孝	森尾泰夫
森廣敬一	藤井武親	石田浩司		
西部医師会	(17名)			
安達敏明	稲賀潔	遠藤秀之	神鳥高世	木村秀一朗
小酒浩	作野嘉信	左野喜實	角賢一	岡空輝夫
永井小夜	中曾庸博	野坂美仁	長谷川真弓	飛田義信
藤瀬雅史	松野充孝			
大学医師会	(3名)			
豊島良太	長谷川純一	小川敏英		

(平成25年8月8日現在)

# 公益社団法人鳥取県医師会第192回臨時代議員会 議事録

## 1. 開催の期日

平成26年3月15日(土)  
午後4時10分～午後5時15分

## 2. 開催の場所

鳥取県医師会館 鳥取市戎町

## 3. 代議員総数

46名

## 4. 出席代議員数

42名

## 5. 出席の役員等

魚谷会長、渡辺・清水両副会長  
明穂・笠木・吉田・米川各常任理事  
日野・武信・瀬川・小林・辻田・青木各理事  
新田・太田両監事  
入江・長田両顧問

## 6. 報告事項

次の4項目について報告があった。

- (1) 平成26年度鳥取県医師会事業計画(案)
- (2) 平成26年度鳥取県医師会一般会計収支予算(案)
- (3) 平成26年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算(案)
- (4) 平成26年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算(案)

## 7. 決議事項

次の5議案について原案通り可決された。

- 第1号議案 平成25年度鳥取県医師一般会計収支補正予算(案)について
- 第2号議案 平成25年度鳥取県医師会会費減免申請承認について
- 第3号議案 平成26年度鳥取県医師会会費減免申請承認について
- 第4号議案 鳥取県医師会財務委員会の設置について
- 第5号議案 鳥取県医師会財務委員会規則の制定について

## 8. 選挙

「日本医師会代議員補欠選挙(1名)」及び「次期日本医師会代議員並びに同予備代議員選出選挙(各2名)」を行い、何れも無投票にて次の通り選出した。

- ・日本医師会代議員：清水正人副会長
- ・次期日本医師会代議員：魚谷 純会長、

渡辺 憲副会長

- ・次期日本医師会予備代議員：清水正人副会長、明穂政裕常任理事

## 9. 会議の状況

〈野坂議長〉

それでは、定刻になりましたので、ただいまから公益社団法人鳥取県医師会第192回臨時代議員会を開催致します。まず、事務局より資格確認をお願い致します。

〈谷口事務局長〉

資格確認のご報告を致します。代議員総数は46名でございます。これに対しまして、本日、受付されました代議員の先生は42名で、過半数の出席でございます。以上、ご報告致します。

〈野坂議長〉

過半数の出席ですので、会議は成立致します。

最初に議事録署名人の選出でございますが、これまでの慣例にならって議長に一任願えますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、14番・永井小夜代議員、28番・石田浩司代議員のお二方をお願い致します。

日程では、この後、会長挨拶ですが、昨日元鳥取県医師会代議員会議長、鳥取県医師会常任理事、鳥取県東部医師会長でありました、米本哲人先生が御逝去されました。

米本先生は、昭和63年から10年間、鳥取県医師会の総務担当常任理事として、当時の入江会長を支えられ、鳥取県医師会の発展に寄与されました。また、平成12年から6年間、東部医師会長、そして鳥取県医師会の代議員会議長を務められました。

そこで、逝去されました米本哲人先生生前のご功績をたたえ、黙祷を捧げ、心からご冥福をお祈りしたいと存じます。よろしくお願ひ致します。

全員、ご起立をお願い致します。

黙祷はじめ!

黙祷終わり。

有難うございました。ご着席下さい。

それでは、議事を進行致します。「会長挨拶」をよろしくお願ひ致します。

## 〈魚谷会長〉

皆様、こんにちは。会長の魚谷です。日頃から鳥取県医師会の運営に格別のご理解とご支援を賜り、誠に有難うございます。また、本日は、公益社団法人鳥取県医師会第192回臨時代議員会の開催にあたり、年度末のそして週末というご多用の中、ご出席を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

まずは、先ほど黙祷を捧げました米本先生ですが、先ほど局長と一緒に弔間に行っていました。まだ安らかに眠っておられるような、ご生前と変わらないお顔でございました。ご冥福を改めてお祈り申し上げます。

さて、昨年4月、鳥取県医師会が公益社団法人へ移行しまして、6月に役員改選が行われ、私が会長に就任して以来、新役員体制としては、本日が参集していただく初めての代議員会でございます。正確には、昨年8月8日に第191回臨時代議員会を予定しましたが、これは日医代議員の補欠選挙のみの代議員会で、立候補者が1名であったため、代議員全員から同意の書面表決をいただき、実際の開催は省略させていただきました。せっかくの機会ですので、最近の動向等につきまして、幾つか所感を述べさせていただきます。少し長くなりますが、お許し下さい。

まずは代議員会の位置づけに関して、公益社団法人となってからは、代議員会は、法的には「社員総会」となり、最高議決機関ではありますが、年1回、決算の代議員会を開催すれば良い事になっています。従来代議員会での決議が必要であった事業計画及び予算は、報告事項に変わりましたので、毎年年度末に開催されていた次年度の事業計画案及び予算案を審議する代議員会は、開催する必要がなくなった訳ですが、今回は日本医師会代議員等の選出がございましたので、本日、臨時代議員会として開催致しました。

また、従来、6月の定例代議員会に併せて開催しておりました総会が、定款上はなくなってしまいました。しかしながら、総会で行っていた会員表彰等を行う機会は必要でありますので、理事会でその会の名称について検討しました。会員懇談会や会員集会等色々な案が出ましたが、頭に会員と付けて、「会員総会」とすれば違和感が少なからうと言う

ことになり、本日は、この後、「会員総会」として予定しております。今年度は変則的に3月開催になってしまいましたが、次年度からは、従来通り、6月の定例代議員会に併せてこの「会員総会」を開催したいと考えております。

次に、健対協関連で大変嬉しいニュースが二つほどございます。

一つは、鳥取県の検診データを解析した結果、恐らく世界初であろう胃がん内視鏡検診の有用性を示す論文が、国立がん研究センターの浜島先生らによって、昨年秋に発表されました。浜島先生には、12月に西部医師会館でご講演いただきました。もう一つは、胃がん検診のみならず、鳥取県における各種がん検診の精度管理が、同じ国立がん研究センターの齊藤先生によって高く評価され、鳥取県の精度管理をモデルにして全国の精度管理体制を作りたいという協力依頼がありました。本日は、担当の岡田常任理事と鳥大胸部外科の中村教授が、東京で齊藤先生と打ち合わせを行っております。

内視鏡検診に関わってこられた先生方、さらには、本日もご列席いただいております顧問の入江先生や長田先生をはじめ、健対協事業に関わってこられた関係者の皆様に対して、深甚なる敬意を表するとともに、鳥取県医師会の誇りとして、会員一同で喜びを分かち合いたいと思います。

公益社団法人となったメリットの一つに、本会へご寄附をいただいた方への税制上の恩典があります。そこで、先般、会員の先生方へ寄附金のお願いの書面をお送りいたしましたところ、早速、本日までに20人近い会員から、合計100万円を超える寄附金の申込みをいただいております。暖かいお志に対し、本当に有難く感謝申し上げます。

寄附金は別にして、予算及び財務委員会設置のところで詳しく説明いたしますが、本会の財政は厳しい情勢が10年あまり続いております。平成26年度予算は何とか編成できましたが、平成27年度は会費を値上げしなければ首が回らない情勢となっております。私も会計を平成22年度から2年間担当しておりましたので、もっと早く気づくべきでありましたが、まさか会長になったとたん、会費値上げ

を考えなければならない状況にあるとは思っても見ませんでした。我が身の不明を恥じております。

会員の皆様に更なる負担をお願いする訳ですから、会員の代表である代議員の皆様にともしっかりとご理解いただく必要があります。そのために新たに「財務委員会」を設置して、4～5月にかけて集中的にご審議いただきたいと思っております。そして、次回、6月の定例代議員会において、会費賦課徴収規則の変更をお願いしたいと考えておりますので、ご理解のほど、何卒よろしくご厚意申し上げます。

本年4月改訂の診療報酬改定については、ご案内のとおり、2月12日に中医協の答申が出ました。プラスとかマイナスとかの数字については、本日は敢えて触れずにおきます。詳細につきましては、先般、日本医師会で説明会があり、担当の吉田常任理事、米川常任理事、青木理事が出席しまして、今月末、各地区医師会において伝達説明会が開催されます。

さらに、別枠として約900億円の基金が用意されました。この基金の使い方は、各都道府県の自主性に任される部分が大きいと言われておりますので、この基金の有効活用について、鳥取県及び各地区医師会と協議していく場を早急に立ち上げて対応していきたいと思っております。

産業保健活動につきましては、平成26年度からは、産業保健推進センター、地域産業保健、メンタルヘルス対策支援の3事業が一元化され、産業保健総合支援センターが拠点となり、各地区に地域産業保健センターが配置されます。これは、再び以前と同じ体制に戻るということであり、医師会の主張が認められた改正であります。各地区医師会におかれましては、またお世話になりますが、何卒、よろしくご厚意申し上げます。

悲しい出来事としては、西部地区の会員の医療機関に対し、3月31日付で保険医療機関の指定取消処分がありました。今回は、幸い、会員個人に対しての保険医登録の取り消し処分はありませんでした。

この件に関しては、本日、木村秀一朗代議員から質問が出ておりますので、その時に詳しく説明したいと思っておりますが、我々としては

この処分を厳粛に受けとめ、適切な保険診療が行われるよう襟を正すとともに、会員への情報提供をより一層図っていきたく思います。その一つの試みとして、本日、資料として配付しましたカラーの1枚物のチラシを、今月末の診療報酬改定説明会で配布することにしております。

最後に、私事ではありますが、前会長の岡本公男先生が6月に鳥取県医師会会長を退任され、併せて日本医師会理事も辞任されました。そして、昨年10月の日本医師会臨時代議員会において補欠選挙が行われ、私は、前任の岡本先生の後任ということで、中国四国ブロックの推薦を得て、日本医師会理事に当選させていただきました。月1回の日医理事会に出席するのが役目です。任期はこの6月28日までと短期間ではありますが、日医理事として貴重な経験をさせていただいております。この経験を鳥取県医師会の運営に活かして行きたいと思っております。

代議員会においては、実際上会長として初めての挨拶で、些か長くなってしまい申し訳ありません。本日は、次第の通り、4件の報告事項と、第1号議案から第5号議案までの5件の議案、及び日医代議員選挙等の二つの選挙が予定されております。詳細につきましては、後ほど、担当役員が説明致しますので、慎重審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくご厚意申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

#### 〈野坂議長〉

魚谷会長、有難うございました。ただいまの会長挨拶につきまして、何かご発言がありましたら、挙手をお願い致します。

ないようですので、議事に従って、5番の報告に移ります。なお、本件は、報告ですので、採決は致しません。

(1)平成26年度鳥取県医師会事業計画(案)について、執行部より渡辺副会長からご報告をお願い致します。

#### 〈渡辺副会長〉

昨年6月から副会長を拝命しております渡辺でございます。よろしくご厚意致します。それでは報告致します。お手元の議案書3頁をご覧ください。

[以下、議案書により説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。ただいまの報告につきまして、何かご質問はありませんか。ありましたら、挙手をお願い致します。

〈野坂議長〉

ないようですので、引き続き、(2)平成26年度鳥取県医師会一般会計収支予算(案)、(3)平成26年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算(案)、(4)平成26年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算(案)の3予算について、執行部より瀬川理事からご報告をお願い致します。

〈瀬川理事〉

今年度から会計を担当しています瀬川です。よろしくお願い致します。それでは報告致します。お手元の議案書20頁をご覧ください。

[以下、議案書により説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。ただいまの報告につきまして、これまでのように採決はしませんが、何かご質問がありましたら、挙手をお願い致します。

ないようですので、6番の議事に移ります。

第1号議案「平成25年度鳥取県医師会一般会計収支補正予算(案)について」を上程致します。執行部の説明をお願い致します。瀬川理事、よろしくお願い致します。

〈瀬川理事〉

それでは説明致します。お手元の議案書43頁をご覧ください。

[以下、議案書により説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。ございましたら、挙手をお願い致します。

[なし]

ないようですので、採決に移ります。

第1号議案について、原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第1号議案は原案通り可決されました。

続きまして、

第2号議案「平成25年度鳥取県医師会会費減免申請承認について」及び第3号議案「平成26年度鳥取県医師会会費減免申請承認につ

いて」の2議案を一括上程致します。執行部から、瀬川理事、説明をよろしくお願い致します。

〈瀬川理事〉

それでは説明致します。お手元の議案書44、45頁をご覧ください。

[以下、議案書により説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問はありませんか。ありましたら、挙手をお願い致します。

[なし]

ないようですので、採決に移ります。

第2号議案及び第3号議案の2議案について、何れも原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第2号議案と第3号議案の2議案は何れも原案通り可決されました。

続いて、第4号議案「鳥取県医師会財務委員会の設置について」及び第5号議案「鳥取県医師会財務委員会規則の制定について」の2議案を一括上程致します。執行部から、明穂常任理事、説明をよろしくお願い致します。

〈明穂常任理事〉

総務担当の明穂でございます。それではご説明致します。お手元の議案書51頁「鳥取県医師会財務委員会規則(案)」をご覧ください。

先ほど、財務担当の瀬川理事から、ご報告がありましたように、本会一般会計の収支決算が赤字となり、積立金等を取り崩して運営してきましたが、平成27年度には運営できなくなる事が判明しました。

本件につきましては、これまで常任理事会及び理事会において、会費の見直しを検討してきました。最終的には、6月26日(木)開催予定の第193回定例代議員会において、会費賦課徴収規則の一部改正について承認を得る必要があります。そこで、事前に財務委員会を設置して集中的に調査、審議、検討することが望ましいのではないかとこの意見がありました。

つきましては、お手元の規則案のとおり、代議員会の中に財務委員会を設置して、必要に応じて開催するという事で、委員の構成

は、東・中・西部医師会から各2名、大学医師会から1名とし、代議員会の議長、副議長、及び県医師会役員は委員会に出席して意見を述べる事ができる、ということに致しました。

以上、財務委員会設置等につきまして、ご審議をお願い致します。

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。ただいまのご説明について、何かご質問はありませんか。ありましたら、挙手をお願い致します。

ないようですので、採決に移ります。

第4号議案と第5号議案の2議案について、何れも原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

「挙手多数」と認めます。よって、第4号議案と第5号議案の2議案は何れも原案通り可決されました。

それでは、規則に従い、財務委員につきましては、あらかじめ各地区医師会より推薦いただいておりますので、議長が指名致します。

東部医師会から池田光之代議員、松田裕之代議員、中部医師会から松田 隆代議員、森尾泰夫代議員、西部医師会から安達敏明代議員、木村秀一朗代議員、大学医師会から長谷川純一代議員です。7名の先生方、会費賦課徴収規則の見直しにつきまして、諮問したいと思っておりますので、財務委員会でご審議をよろしくお願い致します。

なお、6月の定例代議員会までに2回程度の委員会を予定しております。会議日につきましては、後日、財務委員の先生方の日程を調整して決めたいと思っております。そして、6月の代議員会には「答申」という形で、報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

#### 〈野坂議長〉

続きまして、7番の選挙に移ります。

#### 日医代議員補欠選挙（1名）

最初に、日本医師会代議員の補欠選挙を行います。定数は1名でございます。これに対しまして、届出の候補者は1名であります。なお、任期は平成26年6月27日までです。

候補者 清水正人君を日医代議員へ選任することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「挙手多数」「拍手」〕

挙手多数と認め、清水正人君を日医代議員へ選任することに決定しました。

#### 次期日医代議員選出選挙（各2名）

続いて、次期日本医師会代議員並びに日本医師会予備代議員選出選挙を行います。

最初に、次期の日本医師会代議員の選出選挙を行います。定数は2名でございます。これに対しまして、届出の候補者は2名であります。任期は平成26年6月28日から約2年間です。

候補者 魚谷 純君を日医代議員へ選出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「挙手多数」「拍手」〕

挙手多数と認め、魚谷 純君を日医代議員へ選出することに決定しました。

次に、候補者 渡辺 憲君を日医代議員へ選出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「挙手多数」「拍手」〕

挙手多数と認め、渡辺 憲君を日医代議員へ選出することに決定しました。

#### 次期日医予備代議員選出選挙（2名）

#### 〈野坂議長〉

続きまして、次期の日本医師会予備代議員の選出選挙を行います。定数は2名でございます。これに対しまして届出の候補者は2名であります。任期は平成26年6月28日から約2年間です。

候補者 清水正人君を日医予備代議員へ選出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「挙手多数」「拍手」〕

挙手多数と認め、清水正人君を日医予備代議員へ選出することに決定しました。

次に、候補者 明徳政裕君を日医予備代議員へ選出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「挙手多数」「拍手」〕

挙手多数と認め、明徳政裕君を日医予備代議員へ選出することに決定しました。

#### 〈野坂議長〉

これで、本日の議案はすべて終了しましたが、9番・木村代議員から質問が届いております。質問内容は、皆様のお手元に配付しております。質問者は、議事録作成のために質問内容の要旨の説明を口頭でよろしくお願い致します。

〈9番：木村代議員〉

西部医師会、9番・木村です。

このことについては、2年前の代議員会でも同じような質問をさせていただいたことがあります。指導監査時の弁護士の帯同、録音の是非について、どのようなお考えをもっておられるのか、会長にお伺いしたいということで、質問させていただきました。

皆さんもご存知ですが、西部の会員で、透析に関わる医療機関の監査が行われました。幸いにも会長もおっしゃいましたが、保険医の取消ではなくて、保険医療機関の取消だけで済みました。これは、県医師会、西部医師会の役員の先生方も立会いされて、20数回に及ぶ監査が行われました。直に感じたのですが、保険医の取消になるような事案であったのであろうか、我々立会いしていた人間の実感であります。今回、この監査に際して弁護士が帯同しました。これは初めてのことだと思います。個別指導の段階で弁護士の帯同があれば、監査までいかなかったのではないかとということで、質問させていただきました。弁護士の帯同は、十数年来ずっと、いろいろ言われてきていますが、指導側の無謀な人格攻撃の抑制とか、保険医の指導における萎縮の緩和が期待されるので、これから益々既成事実化していった方がよいのではないかと私は考えておりますので、お伺いしたいと思います。

〈野坂議長〉

執行部側から回答をお願い致します。魚谷会長、よろしくお願ひ致します。

〈魚谷会長〉

それでは、回答致します。

木村代議員からは、非常にタイムリーな質問を出していただきました。この指導や監査に対する我々の認識というのは、一度本音の部分でしっかりと話し合い、代議員のみではなく、全会員で同様な考え方を共有していきたいと思っています。

まず保険医であるからには、きちんと療養担当規則に則った保険医として守らなければならないルールをしっかりと守らなければならないと思っています。それで、木村代議員が心配しておられますように、指導の現場で非常に理不尽な強圧的なことがなされたという

ことがあれば、立ち会っておられる県医師会並びに地区医師会役員が抗議をして、そのようなことがないようにするのが、医師会の役目だと思っています。

西部医師会長をしていた時から、理事会の中でも、非常に高圧的なところがあるのではないかとということ、いわゆる憶測で発言される方がいらっしゃるわけです。おそらく今日ここにお集まりの皆さんの中には、自ら指導医として指導の場に出られる先生もいらっしゃると思いますし、立会いとして出られた方もいらっしゃると思います。果たして鳥取県におけるここ数年の現況で、本当にそういう高圧的なことがなされておるのかどうか、まず自分の眼で見たことから、私は判断してほしいと思っています。そういう意味から言いますと、少なくともこの鳥取県においては、我々に対して高圧的だということはないと思っています。質問にお答えするのであれば、まず指導の段階で弁護士を帯同させることは、権利があるのでかまわないと思いますが、私個人として、自分が指導を受ける時、弁護士を帯同しようとは全く思いませんし、会長として会員の皆様に指導の段階から弁護士を帯同しましょうと勧める気は、毛頭ありません。それがまず一点です。

非常に厳しい財政の中で、国民皆保険制度を守っていくには、まず我々が適切な保険診療をしなければいけません。今回のことをもう少し具体的に説明させていただきますと、木村代議員からは指導の段階で弁護士が立会っておれば、監査にいかかったのではないかとことですが、これは非常に楽観的な憶測であります。あの事例においては、いくら指導の時に弁護士が立会っていても、これは間違いなく監査までいきました。どうしてかということ、内部告発であり、透析時間で4時間未満のものを4時間以上として請求しているという告発があったわけです。そこで、指導になりました。調べてみたら、確かにそのような事例があったため、指導で終わらず、監査になりました。

監査では、もしも悪意があって不正がなされておれば、逆に何回も何回も監査する必要がないわけです。数回の監査で悪いことがみつければ、直ちにそこで指定取消等が簡単に

できてしまいます。今回の場合は、始め弁護士を帯同しており、私も立会人として実際に見ていましたが、実際にしている医療行為と保険請求については、弁護士は知らないため、途中から弁護士の帯同はなくなりました。監査の場で幾つかいろいろな問題が出てきました。透析ですから、この人はいつ来るとか予定が組んであるわけです。たまたま別の医療機関で透析を受けた人達も、予定していたのでそのまま請求したとか、栄養指導においても、栄養士さんも自分でやったかどうか確認できないのに請求がされていた事例もありました。これは、医療機関全体のガバナンスが未熟と言いますか、誰がそういうことを指示したのか誰もわからないという実態が判明してきました。

しかしながら、私も立会っていて、これは医師が故意に儲けようと思ってやったのではなく、明らかに医療機関の請求ミスだということがわかりましたので、そういう面から、なるべく擁護するように努めてきました。この件に関しては、途中から厚生局も、そういうことが大体わかってきたので、医療機関としては指定取消ですが、医師は戒告で済んだと思っています。

保険医自身が非常に反省しています。そういうことも充分おそらく監査の場で受け止められて、処分の結果になったと思っています。決して、少しのミスだからいいのではないかと勝手に、きちんとやるべきことは、やっていただきたいと思っています。

それと、指導や監査時の録音ですが、厚生局の見解として、録音はしていいが、録音するということを明示して下さいということです。隠し録音はいけないということです。ご注意ください。

#### 〈野坂議長〉

魚谷会長、有難うございました。木村代議員、よろしいでしょうか。

#### 〈9番・木村代議員〉

有難うございました。指導、監査時の弁護士の帯同ですが、全国的にかなり進んでいまして、神奈川の方では、60数例の弁護士の帯同がありました。鳥取県内では歯科の方で、

現在3件ほど共同指導の時に弁護士の帯同があったという話があります。まだ、医師側は鳥取県内ではありませんので、その辺をこれから既成事実化して、決して弁護士が付いたら、指導側の心証が悪くなるということがないようにと思います。

#### 〈魚谷会長〉

もちろん弁護士を帯同したい人は、権利がありますので、帯同すればいいわけです。しかし帯同するには、それなりの費用がかかります。私は弁護士に費用を払ってまで、少なくとも鳥取県では弁護士を帯同することは必要なのではないかと思っております。帯同されたい方は、ご自由にされたらいいかと思っております。

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。他に、質疑等はありませんか。

ないようですので、それでは、閉会にあたりまして、魚谷会長からのご挨拶で会を閉めたいと思います。魚谷会長、よろしくお願い致します。

#### 〈魚谷会長〉

今日は、少し時間を超過してしまい、私も始めに長々と挨拶をしてしまいました。それから、最後の質問に対しても時間を超過して、しゃべってしまい、申し訳ございませんでした。

本日は、長時間に亘り、ご審議いただきまして有難うございました。この後は、会員総会、合同懇親会がありますので、引き続き、ご出席をお願い致します。有難うございました。

[拍手]

#### 〈野坂議長〉

では、以上をもちまして、公益社団法人鳥取県医師会第192回臨時代議員会を閉会致します。有難うございました。

[拍手]

[午後5時15分閉会]

第192回鳥取県医師会臨時代議員会

[議長] 野坂美仁印

[署名人] 永井小夜印

[署名人] 石田浩司印

# 公益社団法人鳥取県医師会第192回臨時代議員会 次第

と き 平成26年3月15日（土）午後4時10分

ところ 鳥取県医師会館 鳥取市戎町

- |   |       |                                  |   |   |                                |
|---|-------|----------------------------------|---|---|--------------------------------|
| 1 | 開     | 会                                |   |   | について                           |
| 2 | 資     | 格                                | 確 | 認 | 第2号議案 平成25年度鳥取県医師会会費減免申請承認について |
| 3 | 議     | 事                                | 録 | 署 | 名人選出                           |
| 4 | 会     | 長                                | 挨 | 拶 | 第3号議案 平成26年度鳥取県医師会会費減免申請承認について |
| 5 | 報     |                                  | 告 |   | 第4号議案 鳥取県医師会財務委員会の設置について       |
|   | (1)   | 平成26年度鳥取県医師会事業計画(案)              |   |   | 第5号議案 鳥取県医師会財務委員会規則の制定について     |
|   | (2)   | 平成26年度鳥取県医師会一般会計収支予算(案)          |   |   |                                |
|   | (3)   | 平成26年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算(案)     |   |   |                                |
|   | (4)   | 平成26年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算(案)    |   |   |                                |
| 6 | 議     | 事                                |   |   |                                |
|   | 第1号議案 | 平成25年度鳥取県医師会一般会計収支補正予算(案)承認      |   |   |                                |
| 7 | 選     | 挙                                |   |   |                                |
|   | ○     | 日本医師会代議員補欠選挙(1名)                 |   |   |                                |
|   | ○     | 次期日本医師会代議員並びに日本医師会予備代議員選出選挙(各2名) |   |   |                                |
| 8 | 閉     | 会                                |   |   |                                |

# 公益社団法人鳥取県医師会第192回臨時代議員会 代議員席次名簿

平成26年3月15日(土)

番号	地区	氏名	番号	地区	氏名	番号	地区	氏名
1	大学	豊島良太	17	西部	長谷川真弓	33	東部	池田光之
2	〃	長谷川純一	18	〃	飛田義信	34	〃	石谷暢男
3	〃	小川敏英	19	〃	藤瀬雅史	35	〃	尾崎真人
4	西部	安達敏明	20	〃	松野充孝	36	〃	小林恭一郎
5	〃	稲賀潔	21	中部	池田宣之	37	〃	杉本勇二
6	〃	遠藤秀之	22	〃	松田隆	38	〃	下田光太郎
7	〃	細田明秀	23	〃	安梅正則	39	〃	加藤達生
8	〃	神鳥高世	24	〃	西田法孝	40	〃	小坂博基
9	〃	木村秀一朗	25	〃	森尾泰夫	41	〃	濱崎尚文
10	〃	寶意規嗣	26	〃	野田博司	42	〃	早田俊司
11	〃	作野嘉信	27	〃	大津敬一	43	〃	福永康作
12	〃	左野喜實	28	〃	石田浩司	44	〃	松田裕之
13	〃	角賢一	29	東部	板倉和資	45	〃	渡邊賢司
14	〃	永井小夜	30	〃	松浦喜房	46	〃	吉田泰之
15	〃	中曾庸博	31	〃	森英俊			
16	〃	野坂美仁	32	〃	安陪隆明			

## 平成26年度鳥取県医師会事業計画〈基本方針〉

鳥取県医師会は、昨年4月、「公益社団法人」へ移行し新たなスタートを切りました。このことは、法人制度改革に対応したものでありますが、本会は引き続き、会員のための事業だけでなく、県民あるいは公益のための事業を積極的に展開してまいります。

現在のわが国は、出生数の減少、死亡者数の増加による人口の自然減少となり、急速に少子高齢化社会に突入しています。鳥取県においても平成14年以来、自然減少並びに社会的要因による減少が同時に進行しており、平成25年12月時点での推計人口は、約57万7千人と減少に歯止めがかからない状況にあります。

また、戦後生まれのいわゆる団塊の世代が65歳以上となり、2025年には後期高齢者となることから、国では将来を見据えた、医療、介護、年金など税・社会保障一体改革の推進を決めました。そして、日本医師会では、地域の医療・保健・福祉を担う幅広い総合的な診療能力を有する医師を「かかりつけ医」と定義し、来る高齢化社会に備え、在宅医療の推進に重点を置き、平成25年度には「かかりつけ医の在宅医療、超高齢社会—私たちのミッション」と題した研修会を開催し、本会においても伝達講習会を開催したところであります。

今後の医療は、施設から在宅へシフトさせるための各種の施策が予想されることから、在宅医療への取り組みが必要となってまいります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、日本医師会提唱の医療救護班JMATに賛同し、本会では8班延べ41名の医師、看護師などを宮城県石巻市に派遣致しました。あれから3年が経過しましたが、社会のあらゆる分野で災害対策の施策が重点的に実施されてまいりました。こうした中、警察庁では、大規模災害時の死体検案体制の構築について各都道府県警察本部へ指示を出しました。

一方、それまで独自に活動を展開してきた日本警察医会は発展的に解散することとし、その活動を主体的に行っていただくよう要請された日本医師会では、平成26年度から会内に警察医業務に関する委員会を新設し、死体検案研修会の企画などを計画しています。そして、死体検案を行う医師の資質向上、死亡時画像診断（Ai）の活用など

死因究明体制の充実する取り組みが予定されており、本会においてもこれらに対応するため、今後新たに県警察本部との対応、連携が必要になってまいります。

日進月歩のITは、社会のあらゆる分野に浸透、活用されており、医療や保健の分野においてもレセプトの電子化、オンライン請求など日々欠かさないツールとなってきました。こうした中、日本医師会では、「医師資格を証明する電子証明書（ICカード）」の発行事業を展開することとなり、「医師資格証（ICカード）」の発行にかかる審査業務を各都道府県医師会あるいは各地区医師会に求めてきております。今後、医師資格証は医療保険分野では、取り急ぎ電子処方せんや診療情報提供書などでの利用が想定されており、利活用の場面が今後、急速に拡大していくことが予想されます。そのため、医師のなりすまし防止などのためにも、医師免許証の原本確認など厳格な審査・登録業務が求められており、本会においても対応が必要となってまいります。

平成26年4月から消費税が5%から8%へ増税となり、更に平成27年10月には10%となる予定です。医療は非課税とされていますが、現実的には、医療に要する資材器材にかかる消費税は患者さんからはいただいております。医療機関の持ち出しとなっており、いわゆる控除対象外消費税の解消問題は喫緊の課題であります。消費税法にかかる大きな課題ではあり、国あるいは日本医師会の対応となりますが、国民ひとり一人の理解が必要であり、広報などが重要であります。

平成27年4月には、鳥取・倉吉の両市に新たな看護師養成学校が開校します。運営にあたっては教員の確保や実習施設の問題、学生の資質などが懸念されるところであります。准看護師は地域医療を担う診療所にとって欠かさないコ・メディカルであり、各地区医師会が開設、運営しています看護高等専修学校に対しては全面的に支援し、ぜひとも継続して養成していかなければなりません。

法人制度改革に伴い、法人法上は代議員会が総会となります。従前、総会の席上、各種の表彰、鳥取医学賞受賞講演、特別講演等を行ってまいりましたが、今後は、「会員総会」の名称で開催することとします。

以上のような常に変動する社会情勢、医療環境など基本的な認識に基づき、学術専門団体の立場から保健、医療、福祉の各分野における行政施策に対しては積極的に提言していくとともに、医の

倫理、医療安全の確保、生涯教育の推進など県民の医療に対する更なる信頼を確立するため、基本的には平成25年度事業を継続することとし、各種の事業を展開してまいります。

## 平成26年度鳥取県医師会事業計画

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p><b>1. 医道の高揚に関する事項 【公1】</b></p> <p>(1) 医の倫理の高揚 <b>【公1—①医道高揚対策事業】</b></p> <p>① 地区医師会との緊密な連携のもと、医師の良識と社会的使命を基盤として医の倫理の高揚に努める。</p> <p>② 公益・社会の福祉に資する専門職としての自覚、医師相互間の社会性の確立、医師会団体秩序の維持に努める。</p> <p>③ 日医提唱の「医師の職業倫理指針（改訂版）」の普及促進を図る。</p> <p>④ 「ピア・レビュー」（同一専門家による評価・同僚審査）を行い、保険診療のみならず、医療全般に対する県民からの更なる信頼の確立に努める。</p> <p>(2) 自浄作用活性化対策 <b>【公1—①医道高揚対策事業】</b></p> <p>① 自浄作用活性化の推進を図る。</p> <p>② 日本医師会「自浄作用活性化推進に向けて」を周知するとともに、実践の推進を図る。</p> <p><b>2. 医学教育の向上に関する事項 【公1】</b></p> <p>(1) 医学会の開催 <b>【公1—②医学向上事業】</b></p> <p>① 医学会を年2回（春季医学会、秋季医学会）開催する。</p> <p>② 会員の研究発表を行うことにより、医学・医術の向上を図る</p> <p>(2) 医学研究の奨励 <b>【公1—②医学向上事業】</b></p> <p>① 鳥取医学雑誌に投稿のあった論文の中から優秀な論文を選定し、「鳥取医学賞」を授与する。対象となった論文については、「<u>会員総会</u>」において講演していただく。</p> <p>② 「鳥取医学雑誌新人優秀論文賞」により、若い医師の医学研究意欲を促し、医学研究を奨励する。</p> <p><b>3. 医学と関連科学との総合進歩に関する事項 【公1】</b></p> <p>(1) 医療安全対策 <b>【公1—②医学向上事業】</b></p> <p>① 日本医師会が過去の医療事故事例を分析し、医療事故削減・再発防止を視点としてまとめた冊子『医療関係事例から学ぶ』を周知し、更なる医療安全に資する。</p> <p>② 日本医師会「医療従事者のための医療安全対策マニュアル」を周知するとともに、実践の推進を図る。</p> <p>③ 「産科医療補償制度」の周知及び参加を推奨する。</p> <p>④ 相談窓口を設置し、患者、家族等県民からの医療、健康に関する相談に対応するとともに、県の医療相談窓口「医療安全支援センター」</p>	<p>○印は会内の会議等 ※印は部外の会議等</p> <p>○職業倫理・自浄作用活性化委員会</p> <p>○春季医学会（<u>米子市</u> 26.6.8） 運営担当：山陰労災病院</p> <p>○秋季医学会（<u>倉吉市</u> 未定） 運営担当：未定</p> <p>○医療安全対策委員会 ※鳥取県医療安全推進協</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>との情報交換、連携を図る。</p> <p>(2) 鳥取医学雑誌の発行 <b>【公1—②地域医療推進対策事業】</b></p> <p>① 鳥取医学雑誌の編集、発行を行なう。(年4回発行)</p> <p>② 春季、秋季医学会での会員研究発表の抄録を鳥取医学雑誌へ掲載する。</p> <p>③ 春季、秋季医学会での会員研究発表の中から「学会長推薦演題」を選定し、鳥取医学雑誌への投稿を勧める。</p> <p>④ 会員に対し積極的な投稿を呼びかける。</p> <p>⑤ 鳥取大学の各医局及び主な病院へ論文の投稿を依頼する。</p>	<p>議会</p> <p>○鳥取医学雑誌編集委員会</p>
<p><b>4. 医師の生涯研修に関する事項 【公1】</b></p> <p>(1) 日本医師会生涯教育制度の推進 <b>【公1—②医学向上事業】</b></p> <p>① 「日本医師会生涯教育制度」実施要綱に基づき、生涯教育の推進を図る。</p> <p>② 日本医師会生涯教育講座を開催する。</p> <p>③ インターネット活用による生涯教育（e-ラーニング）の推進を図る。</p> <p>④ 指導医のための教育ワークショップを開催する。(隔年開催)</p>	<p>○生涯教育委員会</p> <p>○教育ワークショップ (26.10.4-5)</p>
<p><b>5. 医学、医療の国際交流に関する事項 【公1】</b></p> <p>(1) 鳥取大学等との連絡協調 <b>【公1—②医学向上事業】</b></p> <p>① 国立大学法人鳥取大学との連携を強化する。</p> <p>② 医学、医療に関する諸団体との連携を強化する。</p> <p>(2) 医学、医療の国際交流 <b>【公1—②医学向上事業】</b></p> <p>① 諸外国との医学、医療の国際交流を図る。</p> <p>② 世界医師会の会員登録を行ない、国際交流を図る。</p> <p>(3) 国際交流の推進 <b>【公1—②医学向上事業】</b></p> <p>① 県内で開催される国際交流事業に協力する。</p> <p>② 外国人バリアフリーの推進として、外国人の診療対応医療機関登録制度に協力する。</p>	<p>※鳥取大学経営協議会</p> <p>※鳥取大学関連管理型病院協議会</p> <p>※鳥取県国際交流財団</p>
<p><b>6. 公衆衛生の指導啓発に関する事項 【公2】</b></p> <p>(1) 公衆衛生活動への協力 <b>【公2—①公衆衛生活動事業】</b></p> <p>① 関係団体との連携を図り、各種公衆衛生活動へ協力する。 (公衆衛生協会、保健事業団、社会福祉協議会、社会福祉審議会、献血推進協議会、医療情報研究会、山陰地区感染症懇話会、臓器バンク等)</p> <p>(2) 健康づくり文化の創造推進 <b>【公2—①公衆衛生活動事業】</b></p> <p>① 県が進める健康づくり文化創造推進事業に協力する。</p> <p>(3) 県民健康教育活動の展開 <b>【公2—①公衆衛生活動事業】</b></p> <p>① 県民への健康教育に資するため公開健康講座を毎月1回開催する。</p> <p>② 「保健の窓」「健康なんでも相談室」を日本海新聞に掲載し県民健康教育の充実を図る。</p> <p>③ 生活習慣病対策セミナーを地区医師会の協力のもと開催する。</p> <p>④ 健康医療相談(毎週木曜日)を継続運営する。</p>	<p>※鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議</p> <p>○公開健康講座 (2回程度は中部地区へ出張講座とする。)</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>⑤ 県教育委員会が主宰する生涯学習「とっとり県民カレッジ」事業へ協力する。</p>	
<p><b>7. 地域医療の推進発展に関する事項 【公2】</b></p>	
<p>(1) 救急医療対策 <b>【公2—②地域医療推進対策事業】</b></p>	
<p>① 県立中央病院及び鳥取大学医学部附属病院の「救命救急センター」の運営に協力し、救急医療体制の確保・充実に努める。</p>	<p>○救急・災害対策委員会 ※鳥取県救急搬送高度化推進協議会</p>
<p>② ACLS、JPTECの研修会を開催する。</p>	
<p>③ 救急告示医療機関、平日夜間及び休日急患診療所、病院群輪番制の連携により救急医療体制の充実に努める。</p>	
<p>④ 救命救急医療体制、へき地医療対策、空港における救急医療体制に協力する。</p>	<p>※ドクターヘリ運航調整委員会</p>
<p>⑤ メディカルコントロール体制に協力する。</p>	<p>※ドクターヘリ運航にかかる関係者会議</p>
<p>⑥ ドクターヘリコプター、消防防災ヘリコプター体制に協力する。</p>	<p>※鳥取県DMAT連絡協議会</p>
<p>⑦ 鳥取県DMAT連絡協議会に参加する。</p>	
<p>(2) 防災対策 <b>【公2—②地域医療推進対策事業】</b></p>	
<p>① 「災害時の医療救護活動に関する協定書」(24. 8. 31知事との協定締結)により、鳥取県から医療救護班の派遣要請があった場合に協力する。</p>	<p>○救急・災害対策委員会</p>
<p>② 鳥取県災害医療活動指針に基づき、県災害医療コーディネーターとして、県から召集があった場合に、県内外の医療救護班等の派遣調整及び受け入れ、支援を行う。</p>	
<p>③ 鳥取県防災会議に参画し、知事のもと防災対策を図る。</p>	<p>※鳥取県防災会議</p>
<p>④ 国民保護法による指定地方公共機関としての国民保護業務計画に基づき、武力攻撃やテロ発生時の国民保護医療に努める。</p>	
<p>⑤ 県内でNBCR災害が発生した場合に備え、平素から関係機関相互の連携を図る。</p>	<p>※鳥取県NBCR災害対処現地関係機関連絡会議</p>
<p>※「NBCR災害」とは、核 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical) 及び放射能 (Radiological) による災害をいう。</p>	
<p>⑥ 万が一に備え、津波対策、放射能対策などの防災対策を図る。</p>	
<p>⑦ 「鳥取県医師会災害医療チーム」について検討を図る。</p>	
<p>(3) 共同利用施設対策 <b>【公2—②地域医療推進対策事業】</b></p>	
<p>① 共同利用施設にかかる諸問題の検討等の対策を図る。</p>	<p>○中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会 (高知市 26. 8. 30)</p>
<p>(4) 医師確保対策、男女共同参画 <b>【公2—②地域医療推進対策事業】</b></p>	
<p>① 日本医師会女性医師バンク事業等と連携し、地域医療体制安定化のため女性医師をはじめとした医師確保対策に取り組む。</p>	
<p>② 「女性医師の懇談会 (仮称)」を開催し、女性医師から積極的な提言をいただくとともに積極的に会務へ参画していただく。</p>	
<p>③ 女性医師対策として講演会時の託児・保育システムなどを推進する。</p>	
<p>(5) 地域医療対策 <b>【公2—②地域医療推進対策事業】</b></p>	
<p>① 「鳥取県地域医療再生計画」の事業推進に協力する。</p>	<p>※鳥取県医療審議会</p>
<p>② 地域医療体制の安定化を推進する。</p>	<p>※鳥取県地域医療対策協議会</p>
<p>③ 在宅療養支援診療所の普及を推進する。</p>	<p>協議会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>④ 診診連携、病診連携、病病連携の推進を図る。</p> <p>(6) 有床診療所対策 <b>【公2—②地域医療推進対策事業】</b></p> <p>① 有床診療所機能を有効に発揮し、地域のニーズに応える医療提供に努める。</p> <p>② 全国有床診療所連絡協議会との連携を図る。</p>	<p>○鳥取県有床診療所協議会</p>
<p><b>8. 地域保健の向上に関する事項 【公2】</b></p>	
<p>(1) 健康診査管理指導事業対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 鳥取県健康対策協議会と共同で、がん対策を中心として以下の事業を実施する。</p> <p>(1) がん登録事業、がん患者の追跡調査及び調査結果の解析</p> <p>(2) 各がん検診従事者講習会の開催</p> <p>(3) 各がん検診読影委員会及び細胞診判定委員会の連絡強化</p> <p>(4) 各がん検診精密検査医療機関の登録（胃、大腸、肺、肝臓、乳、子宮）</p> <p>② 臨床検査精度管理事業を実施し、臨床検査値の標準化を図る。</p> <p>③ 鳥取県が実施する衛生検査所の立入検査、精度管理に協力する。</p> <p>④ 妊婦健康診査の検診回数の拡充（公費負担）に協力する。</p>	<p>※鳥取県がん対策推進県民会議</p> <p>○臨床検査精度管理委員会</p> <p>※鳥取県精度管理委員会</p>
<p>(2) 特定健診・保健指導への対応 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 協会けんぽをはじめとする被用者保険と特定健診等にかかる集合契約を締結し、実施する。</p> <p>② 特定健診にかかる各種の情報を伝達し、円滑な実施に努める。</p> <p>③ 特定健診の結果、費用請求等の電子化の代行入力を行なう。</p>	<p>※鳥取県保険者協議会</p> <p>※鳥取県地域職域連携推進協議会</p>
<p>(3) 地域保健活動の推進 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 母子保健・医療、少子化対策事業などに協力する。</p> <p>② 「総合周産期母子医療センター」の運営に協力する。</p> <p>③ 疾病構造の地域特性に関する調査、研究を行なう。</p> <p>④ 乳幼児・児童生徒の心臓検診を推進するとともに研修会を開催する。</p> <p>⑤ 「生活習慣病」対策の推進を図る。</p> <p>⑥ 在宅医療の推進のための実地研修事業を実施する。</p> <p>⑦ 禁煙指導医、禁煙講演医養成のための研修会を開催する。</p> <p>⑧ ニコチン依存症治療に関する情報提供を行うなど、禁煙指導を推進する。</p> <p>⑨ がん撲滅をめざす“がん征圧運動”に協力する。</p> <p>⑩ 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業に協力する。</p> <p>⑪ <u>本県の特性に沿った効果的な食物アレルギー対策を検討する。（委託事業）</u></p> <p>⑫ <u>子どもの頃からのがん予防教育の推進に努める。</u></p>	<p>※鳥取県母子保健協議会</p> <p>※若年者心疾患対策協議会</p> <p>○禁煙指導対策委員会</p> <p>※鳥取県がん征圧大会</p> <p>○食物アレルギー対策推進会議</p> <p>※鳥取県がん対策推進県民会議</p> <p><u>（子どもの頃からのがん予防教育推進部会）</u></p>
<p>(4) 糖尿病対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」を運営するとともに、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療、専門医療機関へ</p>	<p>○鳥取県糖尿病対策推進会議</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>紹介するなどの連携体制を構築し、広くホームページなどで広報する。</p> <p>② 講習会を開催し、糖尿病専門医以外の医師のレベルアップを目指す。</p> <p>③ 糖尿病の発症予防、合併症予防等の対策を推進する。</p> <p>④ 世界糖尿病デー（毎年11月14日）における「ブルーライトアップ」を実施し、県民への啓発を行なう。</p> <p>(5) 環境対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 環境保全対策、医療廃棄物対策、地球温暖化防止対策を図る。</p> <p>② 在宅医療廃棄物処理ガイドラインを周知する。</p> <p>③ 放射能汚染対策を図る。</p> <p>(6) メンタルヘルス・自殺対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 地域におけるうつ病並びに自殺対策の事業に積極的に協力する。</p> <p>② 産業医研修会等を通じて、産業医活動の現場におけるメンタルヘルス分野の推進を図る。</p> <p>③ かかりつけ医の、うつ等精神疾患の診断技術の向上、及びかかりつけ医と精神科医との適切な連携の確保を図る。</p> <p>④ 「かかりつけ医と精神科医との連携マニュアル（第3版）」の積極的活用を呼びかけ、かかりつけ医の早期発見、専門医への紹介など日常診療の一助とする。</p> <p>⑤ 精神疾患のプライマリケア及び地域連携に関わる研修会を開催する。</p> <p>(7) 麻薬対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 麻薬事故防止対策、麻薬・覚せい剤乱用防止運動（麻薬・向精神薬の説明会、新入会員の指導）を展開する。</p> <p>② 麻薬の適正使用の促進を図る。</p> <p>(8) 感染症対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザを始めとする各種の感染症対策について県と連携して、対策の充実を図る。</p> <p>② <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する指定地方公共機関として、業務計画を作成するとともに、新型インフルエンザ等対策を図る。</u></p> <p>③ <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「特定接種」に関する医療機関の登録を推進する。</u></p> <p>④ 感染症サーベイランス、B型・C型肝炎対策、MRSA対策、院内感染対策の充実を図る</p> <p>⑤ 各種予防接種医療機関を登録する。</p> <p>⑥ 結核など感染症の予防及び対策について県と協力して対応する。</p> <p>⑦ 児童・生徒を対象とした学校における結核対策の管理方針の検討について専門的な立場から対応する。</p> <p>⑧ 県との連携によりインフルエンザワクチンの安定供給に努める。</p> <p>⑨ 麻しん等集団発生時の対応についてのマニュアルシステムの構築に向けて検討する。</p> <p>⑩ 麻疹、風疹患者の発生状況報告制度を周知し、協力する。</p> <p>(9) 学校保健対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① <u>鳥取県医師会指定学校医制度を施行する。</u></p> <p>② 学校医・園医活動の強化を図る。</p>	<p>○ブルーライトアップ</p> <p>※鳥取県心といのちを守る県民運動</p> <p>○かかりつけ医と精神科医との連携会議</p> <p>○精神医療関係者研修会</p> <p>※薬物乱用防止対策推進本部会議</p> <p>○感染症危機管理対策委員会</p> <p>○日医感染症危機対策会議</p> <p>※鳥取県感染症危機管理対策協議会</p> <p>※鳥取県学校結核対策委員会</p> <p>※鳥取県ワクチン流通等対策委員会</p> <p>※鳥取県麻しん対策会議</p> <p>○学校医・園医部会運営委員会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>③ 学校医・園医研修会を開催し、学校医・園医の資質向上を図る。</p> <p>④ 日本学校保健会発行の冊子「学校保健」を学校医・園医部会員へ配布し、学校保健の広報の充実を図る。</p> <p>⑤ 鳥取県学校保健会との連携強化を図る。</p> <p>⑥ 日医学校保健講習会、全国及び中国地区学校保健・学校医大会への出席と伝達講習を行う。</p> <p>(10) 健康スポーツ医対策 <b>【公2—③地域保健向上事業】</b></p> <p>① 「日医認定健康スポーツ医」の認定審査、申請を行う。</p> <p>② 健康スポーツ医学再研修会を開催し、健康スポーツ医の資質向上を図る。隠し</p> <p>(11) 産業保健対策 <b>【公2—④地域産業保健事業】</b></p> <p>① 産業医活動の強化を図る。</p> <p>② 産業医研修会を開催し、産業医の資質向上を図る。</p> <p>③ 日医認定産業医の審査、申請を行う。</p> <p>④ 鳥取県産業保健総合支援センター（仮称）と連携し、労働者の健康相談事業等に協力する。</p>	<p>(保育所嘱託医を含む)</p> <p>○学校医・園医研修会</p> <p>※鳥取県学校保健会</p> <p>○日医学校保健講習会</p> <p>○日医母子保健講習会</p> <p>○全国学校保健・学校医大会（石川県 26. 11. 8）</p> <p>○中国地区学校保健・学校医大会（広島市 26. 8. 24）</p> <p>○中国四国学校保健担当理事連絡会議（広島市 26. 8. 24）</p> <p>○健康スポーツ医委員会</p> <p>○日医健康スポーツ医学講習会</p> <p>○健康スポーツ医学再研修会</p> <p>○産業医部会運営委員会</p> <p>○産業医研修会（3地区）</p> <p>○産業保健活動推進全国会議</p> <p>※鳥取県産業保健協議会</p> <p>※鳥取県産業保健総合支援センター（仮）運営委員会</p> <p>※鳥取県産業安全衛生大会</p>
<p><b>9. 保険医療の充実に関する事項</b> <b>【公2】</b></p>	
<p>(1) 医療保険制度対策 <b>【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b></p> <p>① 社会保障制度の抜本的改正対策を検討する。</p> <p>② 医療保険制度改革対策を図る。</p> <p>③ 小児特別医療制度の周知、障害者自立支援制度改革への協力を図る。</p> <p>④ 社会保険診療報酬改定への対応を推進する。</p> <p>⑤ 後期高齢者医療制度の改正案の周知・徹底を図る。</p> <p>⑥ 在宅療養支援診療所の推進を図る。</p> <p>⑦ ジェネリック医薬品の利用促進について検討する。</p> <p>(2) 医療保険対策 <b>【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b></p> <p>① 適正な保険請求に関する疑義等について検討を行う。</p> <p>② 請求事務適正化対策等の調査検討を行う。</p> <p>③ 保険医療機関の指導・監査等に立ち会う。</p> <p>④ 指導・監査等における指摘事項を医師会報へ掲載し、周知徹底を図り、適正な保険診療の推進を図る。</p>	<p>○医療保険委員会</p> <p>○中国四国厚生局鳥取事務所との打合せ</p> <p>○福祉保健課との打合せ</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
⑤ 関係法令の周知と地区医師会との連絡強化を図る。	
⑥ 新規開業医療機関へ冊子『保険医入門』を配付し、適正な保険診療、保険請求に資する。	○社会保険指導者講習会
<b>(3) 介護保険対策 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	
① 介護保険の運営、介護保険報酬改訂の周知を図る。	○介護保険対策委員会
② 介護支援専門員組織との連携を推進する。	※第6期鳥取県介護保険
③ 介護保険事業計画の改正に伴う対策を図る。	事業支援計画及び老人
④ 地域支援事業（介護予防事業）に協力する。	福祉計画策定・推進委
⑤ 療養病床再編計画の周知、推進を図る。	員会
⑥ 地域包括支援センター事業に積極的に対応、協力する。	※労災保険運営協議会
<b>(4) 労災保険対策 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	※労災保険診療費審査委
① 鳥取労働局との連絡協調を図る。	員会
② 労災保険診療指定医療機関研修会を開催する。	※労災診療協議会
<b>(5) 自賠責保険対策 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	
① 自賠責保険診療費算定基準の推進を図る。	○鳥取県自動車保険医療
② 自賠責保険にかかる診療、費用請求等に関する自賠責保険研修会を開催する。	指導委員会
③ 損害保険各社との連絡協議会を開催し、自賠責保険診療費における	○鳥取県自動車保険医療
トラブルの解決処理にあたる。	連絡協議会
<b>(6) 診療情報提供の推進 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	
① 患者等からの求めに応じて提供する診療情報について適正な提供の	○診療情報提供推進委員
推進を図る。	会
② 日本医師会「診療情報の提供に関する指針」を周知するとともに実	※鳥取県医療安全推進協
践の推進を図る。	議会
③ 医療相談窓口を設置し、県民からの相談にあたりるとともに地区医師	
会相談窓口との連携を図る。	
④ 県の医療相談窓口「医療安全支援センター」との情報交換、連携を	
図る。	
<b>(7) 医療保険情報の周知徹底 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	
① 健保、国保の疑義解釈などの医療保険関係情報を医師会報に掲載し、	
周知徹底を図る。	
② 新入会員への啓発研修を行う。	
<b>(8) 個人情報保護対策 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	
① 法の規定による遵守すべき事項の周知を図り、個人情報の適正な取	
扱いに努める。	
<b>(9) 医療保険関係団体との連絡調整 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	
① 中国四国厚生局鳥取事務所、支払基金、国保連合会等との連絡強化	
を図る。	
・地方社会保険医療協議会鳥取部会、支払基金幹事会、基金・国保審	
査委員会など。	
② 県などの各種委員会へ委員等を派遣する。	
<b>(10) 国民のための医療推進対策 【公2—⑤医療・介護保険対策事業】</b>	
① 「鳥取県国民医療推進協議会」を主宰するとともに構成団体相互の	○鳥取県国民医療推進協

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>連携を図る。</p> <p>② 国民皆保険制度の堅持、国民のための医療を守るため、講演会等を開催する。</p> <p>③ TPP交渉反対、控除対象外消費税の問題の解決などについて、医療関係団体をはじめ参画団体の理解と協力を得て推進する。</p>	<p>議会</p>
<p><b>10. 医事法規の整備に関する事項</b></p> <p>(1) 医療法改正対策 <b>【公2—⑥医事法規対策事業】</b></p> <p>① 改正医療法への対応を検討する。</p> <p>② 医療特区・医療ツーリズム・混合診療導入反対、国民皆保険制度堅持の運動を引き続き展開する。</p> <p>(2) 母体保護法対策 <b>【公2—⑥医事法規対策事業】</b></p> <p>① 母体保護法指定医師の指定審査を行なう。</p> <p>② 指定医師の新規指定・更新の際に必須となる「母体保護法指定医師研修会」を開催する。</p> <p>③ 母体保護法指定における不服審査を行なう。</p> <p>④ 母体保護法に関する諸問題について周知する。</p>	<p>○母体保護法指定医師審査委員会</p> <p>○母体保護法指定医師不服審査委員会</p> <p>○家族計画母体保護法指導者講習会</p>
<p><b>11. 医療施設の整備に関する事項</b> <b>【公2】</b></p> <p>(1) 医療提供体制の確保対策 <b>【公2—⑥医事法規対策事業】</b></p> <p>① 病院、診療所の開設、基準病床数の変更について対応を図る。</p> <p>② 地域の医療提供体制に積極的に関与し、地域医療の安定を図る。</p> <p>③ 県立病院の運営に関して意見を述べる。</p>	<p>※鳥取県医療審議会、法人部会</p> <p>※鳥取県地域医療対策協議会</p> <p>※県立病院運営評議会</p>
<p><b>12. 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項</b></p> <p>(1) 医業経営対策 <b>【公2—⑦医業経営対策事業】</b></p> <p>① 医業経営に関する情報提供を行う。(麻薬施用免許、生命保険、協力貯蓄、医師年金、日本医師従業員国民年金基金、医療機関厚生年金基金、調査統計等)</p> <p>② 各種の税制対策に関する情報収集に努める。</p> <p>③ 控除対象外消費税の解消に努める。</p> <p>④ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続を求め、関係者への働きかけを強化する。</p> <p>⑤ 各種検診料、文書料等報酬の適正化を図る。</p> <p>(2) 医事紛争対策 <b>【公2—⑦医業経営対策事業】</b></p> <p>① 日本医師会、地区医師会との連携を図り、医事紛争の早期解決処理にあたる。</p> <p>② 賠償責任保険の加入を推奨し、補償に備える。</p> <p>③ 「産科医療補償制度」の周知及び加入を推奨する。</p> <p>(3) 看護職員対策 <b>【公2—⑦医業経営対策事業】</b></p> <p>① 看護職員養成対策の強化を図る。</p> <p>② 看護高等専修学校との連携強化、情報交換を図る。</p> <p>③ 訪問看護ステーション、ナースセンター運営事業へ協力する。</p>	<p>○医事紛争処理委員会</p> <p>○看護高等専修学校連絡協議会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>④ 新たな看護師養成施設の動きに関する情報収集に努め、適切に対応する。</p> <p>(4) 勤務医、病院対策 <b>【公2—⑦医業経営対策事業】</b></p> <p>① 病院における勤務医の過重労働・疲弊などの諸問題の解消を支援する。</p> <p>② 鳥取県病院協会との連携強化を図る。</p> <p>③ 臨床研修病院と協力して勤務医（研修医）の入会を促進し、会員増強対策、部会活動の充実を図る。</p> <p>④ 医療安全、医事紛争などの勤務医の諸課題に対応する。</p> <p>(5) 医師国保組合との連携強化 <b>【公2—⑦医業経営対策事業】</b></p> <p>① 医師国保組合への加入推奨など、医師国保組合の事業運営に協力する。</p> <p>(6) 損害保険、生命保険の団体業務の継続 <b>【収1—生命保険事業】</b></p> <p>① 医師賠償責任保険、施設賠償責任保険、所得補償保険の募集を行う。（損保ジャパン）</p> <p>② 勤務医会員の加入を推奨する。</p> <p>③ 日医特約保険（2億円補償）への加入を推奨する。</p> <p>④ Bグループ生命保険の募集を行う。（幹事会社：明治安田生命）</p> <p>(7) 協力貯蓄制度の推進等 <b>【他—会員福祉対策事業】</b></p> <p>① 開業医の第11次協力貯蓄を推進する。（積立期間26.5～30.4）</p> <p>② 勤務医の第9次協力貯蓄を推進する。（積立期間22.5～27.4）</p> <p>③ 独立行政法人福祉医療機構の業務の周知 ・施設整備資金融資の制度内容、融資利率などの情報提供を行う。</p> <p>(8) 会員福祉対策 <b>【他—会員福祉対策事業】</b></p> <p>① 日本医師会「医師年金」、日本医師従業員国民年金基金への加入を推奨する。</p> <p>② 鳥取県医療機関厚生年金基金の運営等の現状分析を図る。</p> <p>③ 新たな「会員総会」を開催し、各種の表彰、鳥取医学賞講演、特別講演などを行う。 ・永年在任役員表彰、医業50年会員表彰、米寿・喜寿祝い贈呈</p>	<p>※准看護師試験委員会 ※看護職員確保対策協議会 ※ナースセンター事業運営委員会</p> <p>○全国医師会勤務部会連絡協議会（横浜市 26.10.25） ○勤務医委員会</p> <p>○鳥取県医師国民健康保険組合</p> <p>○会員総会</p>
<p><b>13. 医師会相互の連絡調整に関する事項</b></p>	
<p>(1) 日本医師会との連携強化 <b>【公2—⑧医師会相互連絡調整事業】</b></p> <p>① 日本医師会が主催する諸会議へ役員を派遣し、情報収集、連携強化を図る。</p> <p>(2) 中国四国医師会連合との連携強化</p>	<p>○日医代議員会 ○都道府県医師会長協議会 ○日医各担当理事連絡協議会 ○日医の各委員会 ○日医医療政策シンポジウム</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p style="text-align: center;"><b>【公2—⑧医師会相互連絡調整事業】</b></p> <p>① 中国四国医師会連合各県との連携強化を図る。</p> <p>② 中国四国医師会連合主催の諸会議へ役員を派遣し、情報収集、意見交換、連携強化を図る。</p> <p>(3) 地区医師会との連携強化 <b>【公2—⑧医師会相互連絡調整事業】</b></p> <p>① 当面する諸問題へ対応するため担当理事連絡協議会を開催し、問題点の共通認識、解決、連携強化を図る。</p> <p>② 事務局職員連絡協議会を開催し、職員相互の連携強化、親睦を図る。</p> <p>(4) 情報ネットワークの推進 <b>【公2—⑧医師会相互連絡調整事業】</b></p> <p>① 鳥取県医師会のIT化を推進する。</p> <p>② 地域医療情報ネットワークの構築を推進する。</p> <p>③ 情報システムに関する講演会を開催する。</p> <p>④ 日本医師会テレビ会議システムへ参加する。</p> <p>⑤ 地域医療再生基金により導入したテレビ会議システムの積極的な活用を図る。</p> <p>⑥ 日本医師会電子認証センターと連携し、「医師資格証」の審査業務を行う地域受付審査局（LRA）を設置する。</p>	<p>○中国四国医師会連合総会（高松市 26.9.27-28）</p> <p>○中国四国医師会連合各分科会</p> <p>○中国四国医師会連合常任委員会</p> <p>○中国四国医師会連合各種研究会</p> <p>○各担当理事連絡協議会</p> <p>○事務局職員連絡協議会</p> <p>○情報システム運営委員会</p> <p>○日医医療情報システム協議会</p> <p>○医療情報研究会</p> <p>○テレビ会議システム運営小委員会</p>
<p><b>14. その他に関する事項</b></p> <p>(1) 行政との連携強化</p> <p style="text-align: center;"><b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① 県福祉保健部等との連携を図り、種々の事業に参画し協力する。</p> <p>② 県教育委員会との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健委員会への積極的参画など</li> </ul> <p>③ 警察との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟銃等の所持許可にかかる診断書交付医療機関を登録する。</li> <li>・認知症疑い高齢者の運転免許証更新時における診断に協力する。</li> <li>・犯罪の解決に向けて警察からの捜査等の協力依頼に対応する。</li> <li>・大規模災害時の検視、平時の警察業務への協力体制について検討する。</li> </ul> <p>(2) 関係団体との連携強化</p> <p style="text-align: center;"><b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① 関係団体との連携強化を図る。</p> <p>④ 人権文化センターとの連携を図り、主に医療を受けるかたの人権擁護活動を推進する。</p> <p>(3) 四師会との連携</p> <p style="text-align: center;"><b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① 三師会の連携強化を図る。（当番：鳥取県歯科医師会）</p> <p>② 医療保険対策の連携を図る。</p> <p>③ 鳥取県看護協会との連携を図る。</p>	<p>※医療懇話会</p> <p>※教育委員会との連絡協議会</p> <p>※県警察本部との連絡協議会 <small>（新）</small></p> <p>○鳥取県人権文化センター</p> <p>○三師会観桜会</p> <p>※看護協会との懇談会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>(4) 鳥取県医師会報の発行</p> <p style="text-align: center;"><b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① 会員への情報伝達の主力をなす鳥取県医師会報の発行にあたり、取材活動の拡充、編集方針の検討、内容の充実等を図る。</p> <p>② 医師会報をホームページに掲載することにより情報発信の充実を図る。</p> <p>(5) 広報の強化 <b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① 会員のメールアドレスを登録し、会員向けの情報伝達、広報を強化する。</p> <p>② 県民向けの広報活動を強化する。</p> <p>③ ホームページコンテンツの充実を図る。</p> <p>(6) 報道機関など対外広報との連絡調整</p> <p style="text-align: center;"><b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① 報道関係との連絡、各種団体対外広報との連携を図る。 ・医師会報、日医ニュース、その他各種資料の配布</p> <p>② 報道記者との懇談会を開催し、当面の地域医療情勢について幅広い理解を得る。</p> <p>③ 医師会活動のPR、国民皆保険制度などの諸問題等について対外広報を強化する。</p> <p>(7) 犯罪被害者支援対策</p> <p style="text-align: center;"><b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① とっとり被害者支援センターの運営に協力する。</p> <p>(8) 定款、諸規程の検討</p> <p style="text-align: center;"><b>【公2—⑨その他本会の目的を達成するための事業】</b></p> <p>① 公益社団法人への移行に伴い定款、定款施行細則、その他諸規程について必要に応じ、随時、見直しの検討を行う。</p>	<p style="text-align: center;">⑨</p> <p>○広報委員会 ○会報編集委員会</p> <p>※とっとり被害者支援センター</p> <p>○定款諸規程改正検討委員会</p>

報告事項(2) 平成26年度鳥取県医師会一般会計収支予算(案)について

平成26年度鳥取県医師会一般会計収支予算〔総括〕

(単位：千円)

収		入			支			出			部	
科	目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	科	目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	部	部	
1.	事業活動収入				1.	事業活動支出						
1.	会費 (52.90%)	79,926	79,665	261	1.	事業費 (35.01%)	52,900	50,909	1,991			
2.	入会金 (2.65%)	4,000	5,000	-1,000	1.	高揚対策費	106	106	0			
3.	負担金 (1.25%)	1,896	1,860	36	2.	医学向上費	7,460	6,160	1,300			
4.	補助金 (10.18%)	15,379	13,374	2,005	3.	公衆衛生活動費	1,160	1,410	-250			
5.	寄付金 (13.24%)	20,000	1,000	19,000	4.	地域医療推進対策費	1,794	1,516	278			
6.	雑収入 (6.10%)	9,221	9,081	140	5.	地域保健向上費	11,692	11,222	470			
7.	繰入金 (7.70%)	11,640	13,200	-1,560	6.	医療・介護保険対策費	1,880	2,580	-700			
					7.	医事法対策費	305	170	135			
					8.	医業経営対策費	2,800	2,800	0			
					9.	会員福祉対策費	3,065	2,530	535			
					10.	医師会相互連絡調整費	12,428	12,355	73			
					11.	その他事業費	11,210	11,060	150			
					2.	管理費 (60.49%)	91,388	87,510	3,878			
					1.	事務費	76,666	72,688	3,978			
					2.	会議費	8,940	8,940	0			
					3.	交際費	1,200	1,300	-100			
					4.	会館管理運営費	4,582	4,582	0			
2.	投資活動収入				2.	投資活動収入						
1.	特定預金取崩収入(0.01%)	20	20	0	1.	特定資産支出(3.14%)	4,740	4,590	150			
3.	財務活動収入				3.	財務活動支出						
					4.	予備費支出						
					1.	予備費 (1.36%)	2,054	5,191	-3,137			
当期収入合計(A)		142,082	123,200	18,882	当期支出合計(C)		151,082	148,200	2,882			
前期繰越収支差額 (5.96%)		9,000	25,000	-16,000	当期収支差額 (A - C)		-9,000	-25,000	16,000			
収入合計(B)		151,082	148,200	2,882	次期繰越収支差額 (B - C)		0	0	0			

## 平成26年度鳥取県医師会一般会計収支予算

(単位：千円)

科 目	当 初 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減 額	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 会 費 (52.90%)	79,926	79,665	261	
1. 会 費 収 入	79,926	79,665	261	
1. 会 費 収 入	77,660	77,372	288	
(1) 均等割会費収入	77,660	77,372	288	A1 { @156,000×400人=62,400,000円 @ 72,000× 6人= 432,000円(減免2年目) @120,000× 6人= 720,000円(減免3年目) A2 21人= 4,280,000円 B @ 12,000×819人= 9,828,000円
2. 特別会費収入	2,266	2,293	-27	
(1) 医事紛争処理委員会会費	783	781	2	@1,800×435人
(2) 学校医・園医部会会費	621	624	-3	@3,000×207人
(3) 産業医部会会費	862	888	-26	@2,000×431人
2. 入 会 金 (2.65%)	4,000	5,000	-1,000	
1. 入 会 金 収 入	4,000	5,000	-1,000	
1. 入 会 金 収 入	4,000	5,000	-1,000	@500,000×8人
3. 負 担 金 (1.25%)	1,896	1,860	36	
1. 負担金収入	1,896	1,860	36	
1. 会館維持負担金	1,896	1,860	36	医師国保組合 1,296,000円 損保ジャパン代理店北陽サービス 600,000円
4. 補 助 金 (10.18%)	15,379	13,374	2,005	
1. 補助金等収入	15,379	13,374	2,005	
1. 日医補助金	5,967	5,667	300	都道府県医師会助成費 2,600,000円 生涯教育助成費 1,177,000円 勤務医活動助成費 500,000円 年金普及推進運動助成費 100,000円 医賠償特約保険制度運営経費他 560,000円 医師会立准看護師養成所助成金 480,000円 予防接種対策地域支援費 250,000円 指導医のための教育ワークショップ補助金 300,000円(新)
2. 県委託金・補助金	7,312	5,707	1,605	特別医療協力費 2,500,000円 臨床検査精度管理補助金 450,000円 高度救命処置研修事業補助金 500,000円 かかりつけ医と精神科医との連携会議委託金 250,000円 精神医療関係者研修委託金 500,000円 糖尿病予防対策連携強化事業委託金 1,457,000円 臨床研修指導医講習会開催事業委託金 1,165,000円(新) 食物アレルギー対策推進事業委託金 490,000円(新)

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
3. 産業医研修委託金	2,100	2,000	100	産業医研修委託金 1,900,000円 産業医研修連絡協議会委託金 200,000円
5. 寄 付 金 (13.24%)	20,000	1,000	19,000	
1. 寄 付 金	20,000	1,000	19,000	
1. 寄 付 金	20,000	1,000	19,000	
6. 雑 収 入 (6.10%)	9,221	9,081	140	
1. 雑 収 入	9,221	9,081	140	
1. 受 取 利 息	20	20	0	普通預金利息
2. 雑 収 入	7,361	7,371	-10	医師賠償保険人件費負担金(北陽サービスより) 1,920,000円 健対協人件費負担金 2,316,000円 健対協会報印刷代等負担金 1,400,000円 医学雑誌別刷個人負担分 100,000円 有床診療所協議会会費 250,000円 世界糖尿病デーライトアップイベントに対する助成金 500,000円 労災保険情報センター協力費 670,000円 鳥取県産婦人科医会事務負担金 50,000円 その他 155,000円
3. 広告・手数料他収入	1,840	1,690	150	会報・医学雑誌・会員名簿広告料 1,200,000円 会場使用料 50,000円 日医認定産業医・スポーツ医申請手数料 400,000円 母体保護法指定医指定手数料 190,000円
7. 繰 入 金 (7.70%)	11,640	13,200	-1,560	
1. 繰 入 金	11,640	13,200	-1,560	
1. 繰入金収入	11,640	13,200	-1,560	生命保険取扱特別会計繰入金
事業活動収入計	142,062	123,180	18,882	

科 目	当 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 額 増 減 額	摘 要
2. 事業活動支出				
1. 事業費 (35.01%)	52,900	50,909	1,991	
1. 医道高揚対策費 (0.07%)	106	106	0	
1. 自浄作用活性化対策費	106	106	0	職業倫理・自浄作用活性化委員会 86,000円 自浄作用活性化対策費(印刷費・送料) 20,000円
2. 医学向上費(4.94%)	7,460	6,160	1,300	
1. 医学会費	1,065	1,065	0	医学会費(2回) 1,000,000円 鳥取医学賞 65,000円
2. 医療安全対策費	177	177	0	医療安全対策委員会 127,000円 医療安全対策費(印刷費・送料) 50,000円
3. 鳥取医学雑誌発行費	3,800	3,800	0	印刷費(年4回) 3,000,000円 送料 100,000円 委員会費 500,000円 編集費 200,000円
4. 生涯教育費	2,418	1,118	1,300	生涯教育講座地区委託金 1,000,000円 生涯教育委員会 118,000円 指導医のための教育ワークショップ開催経費 1,300,000円(新)
3. 公衆衛生活動費 (0.11%)	160	410	-250	
1. 公衆衛生活動協力費	160	160	0	公衆衛生協会費等
2. 健康教育活動費	0	250	-250	
4. 地域医療推進対策費 (1.19%)	1,794	1,516	278	
1. 救急・防災対策費	1,114	896	218	救急・災害対策委員会 100,000円 救急医療・麻薬対策費 100,000円 高度救命処置研修事業費 600,000円 衛星・災害時優先携帯電話使用料 314,000円
2. 共同利用施設対策費	100	100	0	
3. 医師確保対策費	100	100	0	女性医師の懇談会他
4. 有床診療所対策費	380	420	-40	全国有床診療所協議会費 250,000円 全国有床診療所協議会中四国ブロック会費 80,000円 有床診療所対策費 50,000円
5. 在宅医療対策費(新)	100	0	100	
5. 地域保健向上費 (7.74%)	11,692	11,222	470	

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
1. 地域保健活動費	2,443	1,953	490	健康対策協議会補助金 1,300,000円 禁煙指導対策委員会 103,000円 禁煙指導対策地区医師会補助金 300,000円 世界禁煙デーイベント地区医師会補助金 150,000円 食物アレルギー対策推進事業費 490,000円(新) 地域保健対策費(印刷費・送料) 100,000円
2. 臨床検査精度管理事業費	1,100	1,200	-100	臨床検査精度管理委員会 150,000円 臨床検査精度管理費・報告書他 950,000円
3. 特定健診・保健指導対策費	50	50	0	印刷費・送料
4. 糖尿病対策費	2,097	1,997	100	糖尿病対策推進会議 90,000円 糖尿病対策費 50,000円 糖尿病予防対策連携強化事業費 1,457,000円 世界糖尿病デーブルーライトアップイベント経費 500,000円
5. メンタルヘルス・自殺対策費	750	750	0	かかりつけ医と精神科医との連携会議 250,000円 精神医療関係者研修事業費 500,000円
6. 感染症対策費	400	400	0	感染症危機管理対策委員会 150,000円 感染症対策費 150,000円 新型インフルエンザ対策費他 100,000円
7. 学校保健対策費	2,012	2,032	-20	全国学校保健・学校医大会 250,000円 中国地区学校保健・学校医大会 100,000円 日医学校保健、母子保健講習会 180,000円 日本学校保健会会報 220,000円 学校保健会負担金 80,000円 地区医師会補助金(3地区) 631,500円 学校医・園医部会運営委員会・研修会他 500,000円 指定学校医制度関連事務費 50,000円(新)
8. 健康スポーツ医対策費	100	100	0	研修会他
9. 産業保健対策費	2,740	2,740	0	産業医研修会(3回) 1,800,000円 産業医部会運営委員会(1回) 250,000円 産業保健協議会(1回) 350,000円 産業安全衛生大会 110,000円 産業保健活動全国会議他 40,000円 送料他 190,000円
6. 医療・介護保険対策費 (1.24%)	1,880	2,580	-700	
1. 医療保険対策費	1,390	2,090	-700	健保・生保立会旅費 240,000円 医療保険委員会 350,000円 日医社会保険指導者講習会 200,000円 保険対策費他(印刷費・送料) 600,000円
2. 介護保険対策費	140	140	0	介護保険対策委員会 90,000円 介護保険対策費 50,000円
3. 労災・自賠責対策費	100	100	0	労災保険対策費 50,000円 自賠責保険対策費 50,000円

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
4. 診療情報提供対策費	140	140	0	診療情報提供推進委員会 90,000円 診療情報提供対策費他 50,000円
5. 個人情報保護対策費	10	10	0	資料作成費他
6. 国民医療推進対策費	100	100	0	鳥取県国民医療推進協議会他
7. 医事法規対策費 (0.20%)	305	170	135	
1. 母体保護法対策費	305	170	135	母体保護法指定医師審査委員会 85,000円 母体保護法指定医師研修会 200,000円(新) 母体保護法指定対策費 20,000円
8. 医業経営対策費 (1.85%)	2,800	2,800	0	
1. 医事紛争対策費	1,120	1,120	0	医事紛争処理委員会(1回) 200,000円 医事紛争研修会 50,000円 旅費・調査費他 200,000円 弁護士顧問料(2名) 670,000円
2. 看護職員対策費	1,230	1,230	0	看護高等専修学校連絡協議会他 150,000円 各看護高等専修学校補助金 600,000円 医師会立准看護師養成所助成金(日医分) 480,000円
3. 勤務医・病院対策費	450	450	0	全国医師会勤務医部会連絡協議会 200,000円 勤務医委員会 100,000円 勤務医対策費 50,000円 病院協会補助金 100,000円
9. 会員福祉対策費 (2.03%)	3,065	2,530	535	
1. 福祉事業費	1,425	1,400	25	会員名簿印刷費・送料
2. 表彰弔慰費	1,560	1,050	510	表彰費(喜寿米寿白寿祝含) 1,210,000円 弔慰費 350,000円
3. 協力貯蓄運営費	80	80	0	印刷費、送料他
10. 医師会相互連絡調整費 (8.23%)	12,428	12,355	73	
1. 日本医師会連絡協議会費	1,000	1,000	0	日本医師会出張旅費
2. 中国四国医師会連合連絡費	4,260	4,260	0	中国四国医師会連合総会(高松) 800,000円 中四国連合分科会(高松) 250,000円 中四国連合連絡会他 210,000円 旅費 3,000,000円
3. 地区医師会連絡協議会費	250	250	0	地区医師会長協議会他 100,000円 地区連絡費 150,000円
4. 地区医師会交付金	2,080	2,080	0	健康教育活動補助金(東・中・西・大学) 800,000円 特別医療協力費(東・中・西・大学) 1,280,000円
5. 地区医師会事務費交付金	1,240	1,240	0	東部 480,000円、 中部 200,000円 西部 500,000円、 大学 60,000円

科 目	当 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 額 増 減	摘 要
6. 情報システム対策費	3,598	3,525	73	WEB・FILE・メールサーバリース・保守料 1,459,000円 ホームページ管理ソフトリース・サポート料 325,000円 Bフレッツ他利用料 551,000円 情報システム運営委員会 100,000円 情報システム整備費 340,000円 日医医療情報システム協議会 150,000円 情報システムに関する講演会・会議費 100,000円 テレビ会議システムネットワーク費 342,000円 テレビ会議システム保守料 231,000円
11. その他事業費(7.42%)	11,210	11,060	150	
1. 県行政連絡費	500	400	100	医療懇話会 250,000円 県教育委員会連絡協議会 150,000円 警察業務協力関連費 100,000円(新)
2. 四師会連絡費	350	300	50	26年度より「三師会連絡費」→「四師会連絡費」 観桜会 300,000円 看護協会との懇談会 50,000円(新)
3. 会 報 費	9,900	9,900	0	印刷費(月1回)・臨時号(年1回) 8,300,000円 送料 1,450,000円、編集費 60,000円 会報編集委員会 90,000円
4. 広報活動費	260	260	0	対内・対外広報活動費 150,000円 広報委員会 110,000円
5. 特別事業費	200	200	0	
2. 管 理 費 (60.49%)	91,388	87,510	3,878	
1. 事 務 費 (50.74%)	76,666	72,688	3,978	
1. 報 酬	8,596	8,596	0	
(1) 役 員 報 酬	8,586	8,586	0	役員報酬 8,050,000円 ・会長1人 ・副会長2人 ・理事12人 ・監事2人 ・議長1人 ・副議長1人 税理士報酬 536,000円
(2) 退任役員慰労金	10	10	0	
2. 給 与	42,042	39,186	2,856	
(1) 給 料	27,897	25,689	2,208	職員9名 基本給(職員1名増員)
(2) 職 員 手 当	14,135	13,487	648	期末勤勉手当 10,300,000円 管理職・職務手当 1,415,000円 時間外手当 1,400,000円 通勤手当 660,000円 扶養手当 360,000円
(3) 退 職 金	10	10	0	
3. 旅 費	1,500	1,500	0	役員旅費 1,000,000円 職員旅費 500,000円

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
4. 一般事務費	6,405	6,105	300	電話料 580,000円 通信運搬費 750,000円 事務用品・雑費 880,000円 コピー使用料 1,600,000円 コピー機リース料 1,075,000円 給与システムレンタル料 63,000円 法人会計システムリース・保守料 646,000円 メディファックス購読料 555,000円 資料整備費 100,000円 ゴミ清掃料 94,000円 新聞購読料 62,000円
5. 交通費	1,300	1,300	0	タクシー利用料
6. 共済費	8,813	8,091	722	健保厚生年金保険料 6,550,000円 労働保険料 665,000円 中小企業退職金共済掛金 648,000円 役員傷害保険料 950,000円
7. 福利厚生費	110	110	0	職員健康診断費用 60,000円 職員福利費 50,000円
8. 光熱水費	3,150	3,150	0	電気代 2,200,000円 水道・ガス代 300,000円 灯油代 650,000円
9. 公課費	4,750	4,650	100	固定資産税 4,000,000円 収益事業に係る税金 750,000円
2. 会議費(5.92%)	8,940	8,940	0	
1. 会員総会	650	650	0	26年度より「総会」→「会員総会」
2. 代議員会費	2,500	2,500	0	旅費 1,500,000円 諸費・資料等 1,000,000円
3. 理事会費	5,470	5,470	0	常任理事会(12回) 1,560,000円 理事会(12回) 3,910,000円
4. 監事会費	100	100	0	
5. 委員会費	220	220	0	裁定委員会費 100,000円 諸規程改正検討委員会費 120,000円
3. 交際費(0.79%)	1,200	1,300	-100	
1. 会長交際費	400	500	-100	
2. 県医交際費	800	800	0	
4. 会館管理運営費(3.03%)	4,582	4,582	0	
1. 維持管理費	4,282	4,282	0	会館清掃料 1,300,000円 エレベーター保守料 756,000円 警備保障料 504,000円 空調設備保守点検料 987,000円 電気関係保安監理手数料 200,000円 自動火災報知設備保守料 160,000円 火災保険料 202,000円 オイルタンク管理料 60,000円 その他の管理料 113,000円
2. 管理運営費	300	300	0	営繕関係諸費
事業活動支出計	144,288	138,419	5,869	
事業活動収支差額	-2,226	-15,239	13,013	

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
(Ⅱ) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
1. 特定預金取崩収入 (0.01%)	20	20	0	
1. 特定預金取崩収入	20	20	0	
1. 役員退職慰労金積立 金取崩収入	10	10	0	
2. 職員退職積立金取崩収入	10	10	0	
投資活動収入計	20	20	0	
2. 投資活動支出				
1. 特定資産支出 (3.14%)	4,740	4,590	150	
1. 特定預金支出	4,740	4,590	150	
1. 役員退職慰労金積立金	820	730	90	別途積立金 (26. 1. 31現在) 2,510,000円
2. 職員退職給与積立金	3,920	3,860	60	27年3月末必要額 (9名分) 105,020,675円 中小企業退職金共済積立額 (27. 3. 31見込 9名分) 24,552,367円 別途積立金 (26. 3. 31見込) 76,549,179円
投資活動支出計	4,740	4,590	150	
投資活動収支差額	-4,720	-4,570	-150	
(Ⅲ) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(Ⅳ) 予備費支出				
1. 予備費 (1.36%)	2,054	5,191	-3,137	
1. 予備費	2,054	5,191	-3,137	
1. 予備費	2,054	5,191	-3,137	
当期収支差額	-9,000	-25,000	16,000	
前期繰越収支差額 (5.96%)	9,000	25,000	-16,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) 1. 借入金限度額 0円 該当なし  
2. 債務負担額 0円 該当なし

## 平成26年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算

(単位：千円)

科 目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 会 費 収 入				
1. 積 立 金	9,888	9,840	48	A1 2,000円×12か月×412人=9,888,000円
2. 雑 収 入				
1. 雑 収 入	1	1	0	普通預金利息
事業活動収入計	9,889	9,841	48	
2. 事業活動支出				
1. 管 理 費 支 出				
1. 諸 経 費	10	10	0	
2. 修 繕 費	104,779	95,231	9,548	大規模修繕等
事業活動支出計	104,789	95,241	9,548	
事業活動収支差額	-94,900	-85,400	-9,500	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	-94,900	-85,400	-9,500	
前期繰越収支差額	94,900	85,400	9,500	
次期繰越収支差額	0	0	0	

報告事項(4) 平成26年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算（案）について

平成26年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算

(単位：千円)

科 目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 事業収入				
1. 団体事務費	12,000	12,360	-360	団体事務取扱手数料 7社分 1,000,000円×12か月
2. 雑収入				
1. 雑収入	1	1	0	普通預金利息
事業活動収入計	12,001	12,361	-360	
2. 事業活動支出				
1. 事業費支出				
1. 一般事務費	400	400	0	口座振替・振込手数料、通信費
2. 他会計への繰入金支出				
1. 繰出金	11,640	12,000	-360	一般会計へ
事業活動支出計	12,040	12,400	-360	
事業活動収支差額	-39	-39	0	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
1. 予備費				
1. 予備費	31	51	-20	
当期収支差額	-70	-90	20	
前期繰越収支差額	70	90	-20	
次期繰越収支差額	0	0	0	

※配当金については、毎年かなりの変動があるが、全額会員への配当金となるため、計上していない。

## 平成26年度鳥取県医師会（一般・特別会計）収支予算総括表

（単位：千円）

科 目	一般会計	特別会計		内部取引消去	合 計
		会館修繕積立金	生命保険		
(I) 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
1. 会費収入	79,926	9,888			89,814
2. 入会金収入	4,000				4,000
3. 負担金収入	1,896				1,896
4. 補助金等収入	15,379				15,379
5. 寄付金	20,000				20,000
6. 雑収入	9,221	1	1		9,223
7. 繰入金	11,640			-11,640	0
8. 団体事務費			12,000		12,000
事業活動収入計	142,062	9,889	12,001	-11,640	152,312
2. 事業活動支出					
1. 医道高揚対策費	106				106
2. 医学向上費	7,460				7,460
3. 公衆衛生活動費	160				160
4. 地域医療推進対策費	1,794				1,794
5. 地域保健向上費	11,692				11,692
6. 医療・介護保険対策費	1,880				1,880
7. 医事法規対策費	305				305
8. 医業経営対策費	2,800				2,800
9. 会員福祉対策費	3,065				3,065
10. 医師会相互連絡調整費	12,428				12,428
11. その他事業費	11,210				11,210
12. 事務費	76,666				76,666
13. 会議費	8,940				8,940
14. 交際費	1,200				1,200
15. 会館管理運営費	4,582				4,582
16. 諸経費		10			10
17. 修繕費		104,779			104,779
18. 一般事務費			400		400
19. 他会計への繰出金			11,640	-11,640	0
事業活動支出計	144,288	104,789	12,040	-11,640	249,477
事業活動収支差額	-2,226	-94,900	-39	0	-97,165
(II) 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
1. 特定預金取崩収入	20				20
投資活動収入計	20	0	0	0	20
2. 投資活動支出					
1. 特定預金支出	4,740				4,740
投資活動支出計	4,740	0	0	0	4,740
投資活動収支差額	-4,720	0	0	0	-4,720
(III) 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
(IV) 予備費支出					
1. 予備費	2,054	0	31		2,085
当期収支差額	-9,000	-94,900	-70		-103,970
前期繰越収支差額	9,000	94,900	70		103,970
次期繰越収支差額	0	0	0		0

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで  
収支予算書(正味財産増減計算書)

大区分	公益事業会計													
	No.	公1			公2									
	中区分	学術及び科学技術の振興を目的とする事業			公衆衛生の向上を目的とする事業									
	No.	1	2	小計	3	4	5	6	7	8	9	10	小計	
	小区分	医道高揚対策事業	医学向上事業		公衆衛生活動事業	地域医療推進対策事業	地域保健向上事業	医療・介護保険対策事業	医事法規対策事業	医療経営対策事業	医師会相互連絡調整事業	その他事業		
	従事割合	6.1%	6.5%	6.5%	0.0%	2.1%	35.2%	4.0%	6.0%	2.1%	4.5%	56.0%		
	従事割合(役員)	0.5%	7.3%	7.8%	0.1%	6.5%	21.9%	5.9%	1.8%	6.6%	15.5%	70.4%		
	面積比	0.4%	7.5%	7.9%	0.0%	2.1%	34.7%	4.0%	5.8%	2.1%	5.0%	55.8%		
I 一般正味財産増減の部														
1. 経常増減の部														
(1) 経常収益														
基本財産運用益														
特定資産運用益														
受取入金														
受取入金金														
受取入金金計														
正会員受取会費														
特別会員受取会費														
受取会費計														
事業収益														
事業収益計														
受取補助金等														
受取地方公共団体助成金														
受取民間補助金														
受取民間助成金														
受取補助金等振替額														
受取補助金等計														
受取負担金														
受取負担金計														
受取寄付金														
受取寄付金計														
雑収益														
受取利息														
その他雑収益														
雑収益計														
経常収益計														
(2) 経常費用														
事業費														
役員報酬														
給料手当														
役員退職慰労金														
福利厚生費														
会議費														
旅費交通費														
通信運搬費														
減価償却費														
消耗品費														
修繕費														
印刷製本費														
燃料費														
光熱水料費														
賃借料														
保険料														
諸謝金														
租税公課														
支払負担金														
支払助成金														
委託費														
交際費														
事務機器リース料														
図書費														
事務所共益費														
広報費等雑費														
検査調査費														
雑費														
事業費計														
管理費														
役員報酬														
給料手当														
役員退職慰労金														
福利厚生費														
会議費														
旅費交通費														
通信運搬費														
減価償却費														
消耗品費														
修繕費														
印刷製本費														
燃料費														
光熱水料費														
賃借料														
保険料														
諸謝金														
租税公課														
支払負担金														
支払助成金														
委託費														
交際費														
事務機器リース料														
図書費														
事務所共益費														
広報費等雑費														
検査調査費														
雑費														
管理費計														
経常費用計														
詳細増減等調整前当期経常増減額														
経常増減等調整額														
当期経常増減額														
2. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
(2) 経常外費用														
経常外費用計														
当期経常外増減額														
税金引当金														
法人税・住民税及び事業税														
当期一般正味財産増減額														
一般正味財産期首残高														
一般正味財産期末残高														
指定正味財産増減の部														
I 一般正味財産への振替額														
当期指定正味財産増減額														
指定正味財産期首残高														
指定正味財産期末残高														
III 正味財産期末残高														

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで  
収支予算書(正味財産増減計算書)

(単位:円)

No.	大区分 No.	中区分 No.	収益事業会計							法人会計	内部取引消去	合計	
			共通(公益)	小計	収1		収2		共通(収益)				小計
					生命保険事業		その他						
					11 生命保険取 扱事業	小計	12 会員福祉対 策事業	小計					
従事割合	0.0%	62.5%	5.0%	5.0%	4.4%	4.4%	0.0%	9.4%	28.1%	100.0%			
従事割合(役員)	0.0%	78.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	21.6%	100.0%			
面積比	0.0%	63.7%	4.8%	4.8%	4.3%	4.3%	0.0%	9.1%	27.2%	100.0%			
I 一般正味財産増減の部													
1. 経常増減の部													
(1) 経常収益													
基本財産運用益													
基本財産運用益計													
特定資産運用益													
特定資産運用益計													
受取入金													
受取入金金													
受取入金金計													
受取会費													
正会員受取会費													
特別会員受取会費													
受取会費計													
事業収益													
事業収益計													
受取補助金等													
受取地方公共団体助成金													
受取民間補助金													
受取民間補助金													
受取補助金等振替額													
受取補助金等計													
受取負担金													
受取負担金													
受取負担金計													
受取寄付金													
受取寄付金計													
雑収益													
受取利息													
その他雑収益													
雑収益計													
経常収益計													
(2) 経常費用													
事業費													
役員報酬													
給料手当													
役員退職慰労金													
福利厚生費													
会議費													
旅費交通費													
通信運搬費													
減価償却費													
消耗品費													
修繕費													
印刷製本費													
燃料費													
光熱水料費													
賃借料													
保険料													
諸謝金													
租税公課													
支払負担金													
支払助成金													
委託費													
交際費													
事務機器リース料													
図書費													
事務所共益費													
広報費等雑費													
検査調査費													
雑費													
事業費計													
管理費													
役員報酬													
給料手当													
役員退職慰労金													
福利厚生費													
会議費													
旅費交通費													
通信運搬費													
減価償却費													
消耗品費													
修繕費													
印刷製本費													
燃料費													
光熱水料費													
賃借料													
保険料													
諸謝金													
租税公課													
支払負担金													
支払助成金													
委託費													
交際費													
事務機器リース料													
図書費													
事務所共益費													
広報費等雑費													
検査調査費													
雑費													
管理費計													
経常費用計													
経常増減等調整前当期経常増減額													
経常増減等計													
当期経常増減額													
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
経常外収益計													
(2) 経常外費用													
経常外費用計													
当期経常外増減額													
増減計振替額													
税引前当期一般正味財産増減額													
法人税、住民税及び事業税													
当期一般正味財産増減額													
一般正味財産期首残高													
一般正味財産期末残高													
II 指定正味財産増減の部													
指定正味財産への振替額													
当期指定正味財産増減額													
指定正味財産期首残高													
指定正味財産期末残高													
III 正味財産期末残高													

## 平成26年度資金調達及び設備投資の見込みについて

(平成26年4月1日から平成27年3月31日)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

## 平成25年度鳥取県医師会一般会計収支補正予算

(単位：千円)

科 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額	摘 要
1. 事業活動収入 4. 補助金	13,374	9,996	23,370	
1. 補助金等収入	13,374	9,996	23,370	
2. 県委託金・補助金	5,707	9,996	15,703	地域医療再生基金事業補助金 (災害時の情報伝達手段充実設備整備 事業) 9,996,000円
事業活動収入計	123,180	9,996	133,176	
当期収入合計	123,200	9,996	133,196	
前期繰越収支差額	25,000		25,000	
収入合計	148,200	9,996	158,196	

科 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額	摘 要
2. 事業活動支出 1. 事業費	50,909	9,996	60,905	
4. 地域医療推進対策費	1,516	9,996	11,512	
1. 救急・防災対策費	896	9,996	10,892	衛星携帯電話導入費 (@294,000×34台) 9,996,000円
事業活動支出計	138,419	9,996	148,415	
当期支出合計	148,200	9,996	158,196	

第2号議案 平成25年度鳥取県医師会会費減免申請承認について

平成25年度鳥取県医師会会費減免申請一覧（追加分）

申請理由 地区	高 齢	傷 病	研 修 医	不慮の災害	そ の 他 特別の事由	計	減 免 総 額
東 部	0	0	2	0	0	2	16,000
中 部	0	0	0	0	0	0	0
西 部	0	0	0	0	0	0	0
大 学	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	2	0	0	2	16,000

会費減免申請の詳細

【研修医】

所属医 師 会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院	所属医 師 会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院
東 部	B	内 仲 英	鳥取県立中央病院	東 部	B	谷 尾 彬 充	鳥取赤十字病院

### 平成26年度鳥取県医師会会費減免申請一覧

申請理由 地区	高 齢	傷 病	研 修 医	不慮の災害	そ の 他 特別の事由	計	減 免 総 額
東 部	38	0	16	0	0	54	1,512,000
中 部	22	0	0	0	0	22	552,000
西 部	46	1	0	0	0	47	2,436,000
大 学	0	0	0	0	0	0	0
計	106	1	16	0	0	123	4,500,000

会費減免申請の詳細

【高齢・傷病】

所 属 医師会	会 員 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
東 部	B	渡 辺 元	鳥取市東町	高齢会員 (明治44年2月12日生)
〃	A <sub>1</sub>	西 尾 吉兵衛	〃 富安	〃 (大正7年12月25日生)
〃	B	桑 田 岩 雄	八頭郡智頭町智頭	〃 (大正8年12月1日生)
〃	B	松 岡 京 子	鳥取市行徳	〃 (大正9年6月18日生)
〃	B	縄 田 隆 淑	〃 元町	〃 (大正12年3月31日生)
〃	B	巨 島 怜 子	岩美郡岩美町浦富	〃 (大正13年1月1日生)
〃	B	村 尾 ちさと	鳥取市二階町	〃 (大正13年3月11日生)
〃	B	早 川 慶 子	〃 行徳	〃 (大正13年4月22日生)
〃	B	谷 本 泰 夫	〃 青葉町	〃 (大正15年2月24日生)
〃	B	大 谷 伯	八頭郡八頭町宮谷	〃 (大正15年12月13日生)
〃	B	福 田 源次郎	鳥取市瓦町	〃 (昭和2年4月23日生)
〃	B	北 村 正 彦	〃 湯所町	〃 (昭和2年7月1日生)
〃	B	岡 本 孝 夫	〃 寺町	〃 (昭和2年7月25日生)
〃	B	山 本 穰	〃 末広温泉町	〃 (昭和2年10月13日生)
〃	B	面 谷 幹 夫	〃 吉方温泉	〃 (昭和2年11月19日生)
〃	B	深 澤 義 明	〃 湯所町	〃 (昭和2年12月1日生)
〃	B	早 瀬 啓	〃 川端	〃 (昭和3年2月26日生)
〃	B	飯 塚 幹 夫	〃 美萩野	〃 (昭和3年3月7日生)
〃	A <sub>1</sub>	入 江 宏 一	〃 西町	〃 (昭和3年4月2日生)
〃	B	安 田 稔	〃 湯所町	〃 (昭和3年5月18日生)
〃	B	岡 田 不二雄	八頭郡八頭町花	〃 (昭和3年6月10日生)
〃	B	田 村 昭 子	鳥取市掛出町	〃 (昭和3年12月8日生)

所属 医師会	会 種 員 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
東 部	B	北 室 文 昭	鳥取市掛出町西町	老齡会員 (昭和4年3月1日生)
〃	B	谷 口 公 子	〃 南町	〃 (昭和4年3月22日生)
〃	B	加 藤 一 吉	〃 湖山町南	〃 (昭和5年3月12日生)
〃	B	芦 川 喬	〃 田園町	〃 (昭和5年9月1日生)
〃	A <sub>1</sub>	米 本 哲 人	〃 吉成南町	〃 (昭和5年10月29日生)
〃	B	前 田 宏 仁	〃 富安	〃 (昭和6年1月4日生)
〃	A <sub>1</sub>	瀧 田 賀久也	〃 湖山町北	〃 (昭和6年7月27日生)
〃	B	加 藤 泰 弘	〃 片原	〃 (昭和6年8月17日生)
〃	B	上 山 奎 自	〃 湖山町東	〃 (昭和7年5月4日生)
〃	A <sub>1</sub>	太田原 美 子	〃 気高町	〃 (昭和7年7月16日生)
〃	A <sub>1</sub>	山 藤 輝 彦	〃 大榎町	〃 (昭和8年4月2日生)
〃	B	松 田 琢 磨	〃 大杵	〃 (昭和8年6月12日生)
〃	B	武 田 英 雄	兵庫県美方郡香美町	〃 (昭和8年9月26日生)
〃	B	林 義 晃	鳥取市田園町	〃 (昭和8年10月29日生)
〃	B	大 石 徹	〃 鍛冶町	〃 (昭和9年1月4日生)
〃	B	能 勢 順 吉	八頭郡八頭町下門尾	〃 (昭和9年2月27日生)
中 部	B	松 田 伸	倉吉市新町	〃 (大正9年4月21日生)
〃	B	安 梅 みどり	〃 関金町大鳥居	〃 (大正11年7月16日生)
〃	B	宮 川 鉄 男	東伯郡北栄町瀬戸	〃 (大正12年3月28日生)
〃	B	垣 田 堅二郎	倉吉市東岩倉町	〃 (大正14年11月18日生)
〃	B	門 脇 好 登	〃 瀬崎町	〃 (大正15年1月11日生)
〃	B	岸 田 専 蔵	〃 清谷町	〃 (大正15年7月30日生)
〃	B	音 田 誠 介	東伯郡湯梨浜町田後	〃 (大正15年8月5日生)
〃	B	森 脇 良 省	倉吉市新町	〃 (昭和2年1月22日生)
〃	A <sub>1</sub>	入 江 正 昭	東伯郡琴浦町下伊勢	〃 (昭和2年10月19日生)
〃	B	中 村 克 己	米子市西福原	〃 (昭和2年11月15日生)
〃	B	西 田 龍之介	倉吉市上井町	〃 (昭和3年1月18日生)
〃	B	林 原 不二夫	東伯郡琴浦町赤碕	〃 (昭和3年6月28日生)
〃	B	尾 西 賢 治	倉吉市上井町	〃 (昭和3年8月1日生)
〃	B	土 井 学	東伯郡湯梨浜町旭	〃 (昭和3年10月25日生)
〃	A <sub>1</sub>	上 原 崇 義	倉吉市堺町	〃 (昭和3年12月6日生)
〃	B	北 岡 宇 一	鳥取市東今在家	〃 (昭和4年1月17日生)
〃	B	西 尾 徹 也	倉吉市伊木	〃 (昭和7年1月12日生)
〃	B	神 波 澄 幸	東伯郡琴浦町逢東	〃 (昭和7年2月2日生)

所属 医師会	会 種 員 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
中 部	B	上 田 博 昭	倉吉市上井町	老齡会員（昭和7年5月1日生）
〃	B	井 奥 郁 雄	〃 仲ノ町	〃（昭和8年5月17日生）
〃	B	本 多 一 郎	〃 研屋町	〃（昭和8年12月1日生）
〃	B	伊 藤 文 利	〃 住吉町	〃（昭和9年3月16日生）
西 部	A <sub>1</sub>	板 倉 獎	日野郡日南町多里	〃（大正6年11月15日生）
〃	B	木 下 準四郎	米子市皆生温泉	〃（大正11年7月30日生）
〃	A <sub>1</sub>	花 園 直 人	〃 東福原	〃（大正14年2月5日生）
〃	B	福 島 武 彦	境港市元町	〃（大正14年11月5日生）
〃	B	本 田 恭 治	米子市昭和町	〃（大正15年4月22日生）
〃	B	吹 野 淳 平	〃 米原	〃（大正15年5月24日生）
〃	B	仲 村 民 広	西伯郡伯耆町大殿	〃（大正15年7月30日生）
〃	B	三 好 三七夫	米子市道笑町	〃（大正15年9月30日生）
〃	B	松 野 昭 市	境港市京町	〃（大正15年12月10日生）
〃	B	薬師寺 廓 磨	米子市東福原	〃（昭和2年2月7日生）
〃	B	小 坂 博	〃 糺町	〃（昭和2年3月20日生）
〃	A <sub>1</sub>	足 立 史 郎	〃 淀江町淀江	〃（昭和2年3月24日生）
〃	B	佐 伯 良 人	日野郡日府町江尾	〃（昭和2年4月11日生）
〃	B	中 尾 徳 明	米子市角盤町	〃（昭和2年5月10日生）
〃	B	近 藤 務	〃 新開	〃（昭和3年1月18日生）
〃	B	立 川 武	境港市湊町	〃（昭和3年1月28日生）
〃	B	辻 谷 賢 三	米子市観音寺	〃（昭和3年4月28日生）
〃	B	本 多 和 雄	〃 新開	〃（昭和3年6月23日生）
〃	B	高 田 貢太郎	境港市東雲町	〃（昭和3年8月5日生）
〃	B	瀧 川 一 尚	〃 日ノ出町	〃（昭和3年8月21日生）
〃	B	門 脇 和 範	〃 明治町	〃（昭和3年8月28日生）
〃	B	中 村 哲 朗	米子市上後藤	〃（昭和3年12月5日生）
〃	B	高 田 允 克	〃 福万	〃（昭和5年2月7日生）
〃	B	渡 辺 俊 一	〃 皆生新田	〃（昭和5年3月2日生）
〃	A <sub>1</sub>	長谷川 柳 三	〃 車尾	〃（昭和5年7月5日生）
〃	B	原 宏	〃 大崎	〃（昭和5年10月30日生）
〃	A <sub>1</sub>	井 上 淳 一	〃 中島	〃（昭和6年1月2日生）
〃	B	松 本 久	〃 日原	〃（昭和6年1月3日生）
〃	B	中久喜 茂 也	〃 西福原	〃（昭和6年2月9日生）
〃	B	佐 藤 暢	〃 旗ヶ崎	〃（昭和6年5月1日生）

所属 医師会	会 員 種 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
西 部	B	芦 立 巖	米子市上後藤西福原	老齡会員（昭和6年5月18日生）
〃	B	武 田 千 濤	西伯郡伯耆町溝口	〃（昭和6年7月7日生）
〃	B	荒 川 雄 司	米子市東福原	〃（昭和6年8月17日生）
〃	B	長 田 昭 夫	〃 上後藤	〃（昭和6年8月26日生）
〃	A <sub>1</sub>	安 田 收 一	〃 二本木	〃（昭和7年4月1日生）
〃	A <sub>1</sub>	錦 織 劭	〃 東町	〃（昭和7年11月22日生）
〃	B	吉 川 暢 一	〃 車尾	〃（昭和7年12月17日生）
〃	A <sub>1</sub>	藤 瀬 秀 親	境港市上道町	〃（昭和8年2月2日生）
〃	A <sub>1</sub>	安 部 喬 樹	米子市新開	〃（昭和8年2月12日生）
〃	A <sub>1</sub>	永 見 実	〃 久米町	〃（昭和8年3月26日生）
〃	B	永 井 睦 悌	〃 上後藤	〃（昭和8年4月10日生）
〃	B	山 本 吉 藏	〃 上後藤	〃（昭和8年5月28日生）
〃	A <sub>1</sub>	木 村 禎 宏	〃 天神町	〃（昭和8年11月17日生）
〃	A <sub>1</sub>	倉 元 義 人	境港市外江町	〃（昭和9年1月1日生）
〃	B	野 嶋 明 夫	米子市二本木	〃（昭和9年1月3日生）
〃	B	越 智 勤	〃 加茂町	〃（昭和9年3月9日生）
〃	A <sub>1</sub>	中 村 佐和子	〃 上後藤	病氣療養中

### 【研修医】

所属 医師会	会 員 種 別	氏 名	所属病院	所属 医師会	会 員 種 別	氏 名	所属病院
東 部	B	小 作 大 賢	鳥取県立中央病院	東 部	B	内 仲 英	鳥取県立中央病院
〃	B	中 瀬 一 希	〃	〃	B	岸 野 瑛 美	鳥取赤十字病院
〃	B	枝 野 未 來	〃	〃	B	植 嶋 千 尋	〃
〃	B	大 島 祐 貴	〃	〃	B	三 宅 輩 弥	〃
〃	B	山 根 恵美子	〃	〃	B	井 上 郁	鳥取市立病院
〃	B	野 中 和香子	〃	〃	B	森 田 涼 香	〃
〃	B	池 内 智 行	〃	〃	B	上 春 美 奈	〃
〃	B	中 谷 優 子	〃	〃	B	山 崎 彰	鳥取生協病院

## 鳥取県医師会財務委員会規則

平成26年3月15日  
第192回臨時代議員会制定

公益社団法人鳥取県医師会定款第58条の規定に基づき、財務委員会規則を次のように定める。

### (目的)

第1条 この規則は、財務委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (財務委員会の任務)

第2条 財務委員会の任務は、本会の会費賦課徴収、予算、決算等に関して代議員会から諮問された事項について審議、答申を行うものとする。

### (財務委員の選出)

第3条 財務委員会の委員は、代議員の中から、地区医師会毎に以下のとおり選出するものとし、代議員会議長が指名する。

- (1) 東部医師会 2名
- (2) 中部医師会 2名
- (3) 西部医師会 2名
- (4) 鳥取大学医学部医師会 1名

### (財務委員の任期)

第4条 財務委員の任期は、代議員の任期によるものとする。ただし、委員の変更により新しく

委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 財務委員会に委員長及び副委員長各1名を委員の互選により置く。

- 2 委員長は、議事を整理し、会議を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

### (財務委員会の開催)

第6条 財務委員会は、必要に応じて開催するものとし、代議員会議長が招集する。

- 2 会長その他の役員、代議員会の議長及び副議長は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

## 附 則

### (施行期日)

1. この規則は、平成26年3月15日から施行する。

### (改 廃)

2. この規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

# 公益社団法人鳥取県医師会第193回定例代議員会 議事録

## 1. 開催の期日

平成26年6月26日（木）

午後3時10分～午後4時30分

## 2. 開催の場所

鳥取県医師会館 鳥取市戎町

## 3. 代議員総数

46名

## 4. 出席代議員数

39名（議決権数39個）

## 5. 出席の役員等

魚谷会長、渡辺・清水両副会長

明穂・笠木・吉田・米川・岡田各常任理事

日野・武信・瀬川・小林・辻田・青木各理事

新田・太田両監事

長田顧問

## 6. 報告事項

平成25年度公益社団法人鳥取県医師会事業報告

## 7. 決議事項

次の7議案について原案通り可決された。

第1号議案 平成25年度公益社団法人鳥取県医師会決算の承認について

第2号議案 平成26年度公益社団法人鳥取県医師会会費減免申請承認について

第3号議案 公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則の一部改正案について

第4号議案 公益社団法人鳥取県医師会代議員会議事規則の一部改正案について

第5号議案 公益社団法人鳥取県医師会裁定委員会規則の一部改正案について

第6号議案 公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部改正案について

第7号議案 平成27年度公益社団法人鳥取県医師会会費及び負担金の賦課徴収について

## 8. 会議の状況

〈野坂議長〉

定刻になりましたので、ただいまから公益社団法人鳥取県医師会第193回定例代議員会

を開会致します。まず、事務局より資格確認をお願い致します。

〈谷口事務局長〉

資格確認のご報告を致します。代議員の総数は46名でございます。これに対しまして、本日、受付されました代議員の先生は39名で、過半数の出席でございます。以上、ご報告致します。

〈野坂議長〉

過半数の出席ですので、本会議は成立致します。

初めに議事録署名者の選出ですが、議長に一任願えますでしょうか。

[異議なし]

それでは、1番・安達敏明代議員、28番・森 英俊代議員のお二人をお願い致します。

本日の日程は4時30分までの約80分間の予定になっています。いろいろな事項がありますが、執行部において報告は手短かに議論を密にということで時間配分しようと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

では、日程に従いまして、まず魚谷会長の挨拶をよろしくお願い致します。

〈魚谷会長〉

皆様、今日は。会長の魚谷です。

本日は、公益社団法人鳥取県医師会第193回定例代議員会の開催にあたり、ウィークデーの大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠に有難うございます。

ご承知のように、昨年4月、鳥取県医師会は公益社団法人へ移行しました。全国の47都道府県医師会の中で、公益法人に移行したのは16医師会、それ以外は一般社団法人に移行しております。

本日の定例代議員会は、公益法人としての初めての事業報告と決算承認をいただく重要な代議員会と認識しております。そして、平成25年度の事業報告と、第1号から第7号までの7つの議案を上程しております。特に、前回3月の第192回臨時代議員会でご説明申し上げたように、本会の会計は極めて逼迫しておりますので、「第6号議案」として、会費賦課徴収規則の一部改正案を上程しており

ます。この案件については、2回にわたる財務委員会において詳細な説明を行い、了承をいただいております。全ての議案の詳細につきましては、後ほど、担当役員がご説明いたしますので、慎重審議の上ご承認いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

さて、せっきくの機会ですので、最近の動向等につきまして、幾つか所感を述べさせていただきます。

先ずは、昨日の日本海新聞にも載っておりました「患者申出診療（仮称）」のことであります。

マスコミは混合診療の拡大であると言った報道をしており、会員の皆様もそのことを懸念されていると思いますが、先週の火曜日にあった日本医師会理事懇談会の席で、中川副会長から詳細な説明がありました。これに関しては、本日お手元に配布しております資料をご参照下さい。日医としては、当初の規制改革会議の方針をかなり後退させ、「選択療養（仮称）」という名称を取り下げさせたことや、首相談話の中に「安全性と有効性の確認」、「将来的に保険収載を目指す」と言った文言が盛り込まれたことにより、現在も行われている将来の保険適用を目的とした「評価療養」の制度とあまり変わらなくなったとして、容認の姿勢を取っています。

各地の医師会でこの「患者申出診療（仮称）」について反対の決議を行っているところもありますが、鳥取県医師会としては、もう少し事態の推移を見守りたいと思っております。

今週末、28日には公益社団法人日本医師会の定例代議員会があり、事業報告と決算承認及び役員選挙が行われます。役員選挙では副会長のみ、3人の定数に対して4名が立候補しており、選挙になりますが、他の役員は全て定数内の立候補者ですので、選挙は省略され、横倉会長の2期目が確定しております。

翌29日には、臨時代議員会として、新しい執行部の下で、ブロック代表質問と個人質問が予定されています。

昨年の公益法人移行に伴い、日本医師会の役員の任期と鳥取県医師会の役員の任期が1年ずれてしまいました。各都道府県医師会では、日医の役員任期とのずれを調整するため、色々と工夫をしているところもあるよう

です。そのため、この4月から6月にかけて、臨時的に役員選挙を行った都道府県医師会が多く、中四国では鳥取県と島根県以外は日医に任期を合わせました。

鳥取県は来年6月までが現在の役員の任期ですので、その後をどうするか、日医に合わせるのかどうか、今後1年をかけて十分な検討を行っていきたいと思います。

また、公益法人へ移行したことにより、法律並びに定款の定めで、事業報告及び貸借対照表等の決算書は、理事会の承認の後、2週間の公示期間を置き、さらに定例代議員会での報告と承認を得て、事業年度終了後3か月以内、即ち6月末までに県知事宛に提出することが義務づけられています。そのために、決算書の完成から監事による監査及び理事会、代議員会の日程調整がタイトになり、今年度はこの定例代議員会を今日開催するしか日程が取れませんでした。

しかしながら、やはり、土曜日の午後の方が皆様出席し易いのではないかと思いますし、代議員会の後の会員総会も時間的に余裕を持って開催できると思いますので、来年度からは決算書の作成を早くして、日本医師会の代議員会が6月第4土曜日と決まっていますので、鳥取県医師会の定例代議員会は、その前の第3あるいは第2土曜日に開催できるよう検討していきたいと思います。

最後に、今後も役職員一同、公益性をより一層意識しながら会の運営に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。有難うございました。

#### 〈野坂議長〉

魚谷会長、有難うございました。

続きまして、5番の「報告」に移ります。

「平成25年度公益社団法人鳥取県医師会事業報告」について清水副会長、よろしくお願ひ致します。

#### 〈清水副会長〉

副会長の清水です。先程議長が言われたように、本日は重要な議論が控えていますので、簡単に説明致します。それでは、平成25年度事業報告をご説明致します。

ご案内のとおり、鳥取県医師会は平成25年4月1日より公益社団法人へ移行しまして、

今回、公益社団法人として初めての事業報告となりますが、従前と大幅な事業内容の変化はございません。

定款第64条の定めによりますと、「本会の事業報告及び決算につきましては、毎事業年度終了後、会長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない」とされています。そして、「理事会の承認を受けた事業報告については、定例代議員会にその内容を報告する」とされております。

お手許に配付しております事業報告は、去る6月12日開催されました第3回理事会で承認を得たもので、今回の定例代議員会に報告するものであります。

それでは、主な事業についてご説明致します。1頁をご覧ください。

平成26年3月末日現在の本会会員数は1,365名です。前年度に比べて14名の増です。A1会員、A2会員、B会員の人数は記載のとおりです。

次に、物故会員ですが、平成25年4月1日より本年3月末日に至る間に物故されました先生は、57頁に記載のとおり、村江正名先生、高野正明先生、岡田俊次先生、斎藤正彦先生、岸良尚先生、野口和男先生、木下干城先生、徳岡淳一先生、米本哲人先生、入江宏先生の10名です。その後、本日までに、岡田絃司先生、木下大吉先生、菊川寿子先生がお亡くなりになっています。

ここで、野坂議長にお願い致します。物故されました先生方の生前のご功績をたたえ、黙祷を捧げ、心からご冥福をお祈りしたいと思います。よろしくお取り計らい下さいますようお願い致します。

#### 〈野坂議長〉

ただいま、ご提案がございましたように、物故されました先生方のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。皆様ご起立をお願い致します。

黙祷はじめ！

黙祷終わり、お直り下さい。有難うございました。ご着席下さい。

#### 〈清水副会長〉

有難うございました。引き続き、事業報告を致します。

〔以下、事業報告に基づき説明〕

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。以上で事業報告は終了しました。

それでは、ただいままでの会長挨拶と事業報告に関して、ご発言がありましたら挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから発言をお願い致します。清水副会長が要領よく説明されましたので時間はあります。遠慮なさらずに発言をお願い致します。

ご発言がないようですので、6番の「議事」に移ります。

第1号議案『平成25年度公益社団法人鳥取県医師会決算の承認について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。瀬川理事、よろしくお願い致します。

#### 〈瀬川理事〉

会計を担当しています瀬川です。それではご説明致します。議案書5頁をご覧ください。

なお、今年度より議案を法人会計の「決算」1本にしました。会館建築等の個別会計は決算の中で説明します。

〔資料「議案書」を説明〕

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。引き続き監事から監査報告をお願いします。新田監事、よろしくお願い致します。

#### 〈新田監事〉

監事の新田です。去る6月12日、太田監事と共に県医師会館におきまして、監査を行いましたので、その結果を報告致します。

私たち監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度における公益社団法人鳥取県医師会の業務及び財産の状況について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び定款第64条に基づき監査を行いました。

理事会、監事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。

財産の状況について理事及び使用人等から報告を受け、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の正確性を検討しました。

計算書類、附属明細書及び財産目録は、法令及び定款に従い、公益社団法人鳥取県医師会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

事業報告は、法令及び定款に従い、公益社団法人鳥取県医師会の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の業務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。ここで、決算に関する質問、事業全般の質疑についてお諮りします。

昨日までにあらかじめの質問は届いていません。ここで皆様からの質疑を受けたいと思います。なお、質問者は最初に議席番号、お名前をお願い致します。議事録作成のために質問内容の要旨の説明を簡潔をお願い致します。いかがでしょうか。

本日の議題の後半に予算の立て方、資金の使い方等々について、財務委員会からの報告が予定されています。予算立てが最初から赤字の予算立てであって、一生懸命頑張って経費節減を済まされて、でもやはり繰越金が減っている状況で、今年度の繰越金は1,000万円くらいに減っています。今後どうするかということで、会費値上げの審議が予定された訳です。いかがでしょうか。ご質問等はございませんでしょうか。挙手がありました。

1番：安達代議員よろしく申し上げます。

#### 〈1番：安達代議員〉

1番：西部医師会の安達敏明です。39頁の生命保険取扱い会計が年々減っているということは前々から知っていたのですが、会員数が若干増えているにも拘らず、なぜこれがどんどん減っているのでしょうか。それを教えてください下さい。

#### 〈野坂議長〉

執行部からご説明をお願いします。

#### 〈瀬川理事〉

12年で約1,000万円減っているということが財務委員会でも出ていました。まず我々か、保険会社かが、団体割引を医師会でやっているから入って下さいということ、もう少し強く声掛けをしていくということが必要であ

ろうか思います。それと、我々の父親の世代、つまり上の世代は生命保険の口数も多かったのと、口数の死亡時の金額が大きかったということで、かなり手数料も多く入っていました。今の現役世代は、必要以上に保険は入らないでということになっていきますので、口数が少ないということと、死亡時の入ってくるお金が少ないものですから、当然手数料も少ないということ、だんだんそういう傾向が出ているということがあると思います。もう1つは、法人にされていて、法人を継がれたという先生が今日も入会金のところであります。法人を継がれた場合は、もともと勤務医で自分のお金から保険料を払っていたのを、法人の方でお金を引く。医師会費を引くときに一緒に保険料も引くわけです。そうすると、保険料は個人で掛かるものですから、年末調整の時に法人と個人でお金のやり取りをしなければいけないということがあります。要は、法人が払っているものを個人が払った形で、個人が法人にお金を入れなくてははいけないということがあって、そういうことを新しく法人になった医療機関を継がれた先生に話をすると、手間がかかるからいいということがあるようです。その辺も含めて、会費の値上げをお願いする時に、生命保険からの繰入金は大きいですし、実際100万も減っているのです、そのあたりも含めて手間を考え、こちら側が広くもう少し強くお願いしなければいけないと思っています。それを具体的にどういう形にしたらいいかというのは今はわかりませんが、やはり声掛けはしなければいけないと思っています。

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。他に安達代議員いいですか。

#### 〈1番：安達代議員〉

事前質問をしていないのにすみません。看護協会との懇談会が本年もあったそうですが、予算立ては確か5万円が出てきたと思います。今聞いていたら74,000円で、この懇談会に使われるお金の内訳というか、前に聞いた時には手当と何ったのですが、それは出られる先生の手当なのか、皆さんの車代なのか、飲食費なのか、教えてください。

〈野坂議長〉

事務局、お願いします。

〈事務局〉

事務局からご回答させていただきます。先程予算50,000円とおっしゃいましたが、看護協会の会は25年度はもともと予算立てをしてなかったのですが、新たに事業としてされた話なので、予算は26年度から新たに付けさせていただきます。看護協会の懇談会の摘要欄74,588円は、懇談にかかった会議費の合計が記載されております。

〈1番：安達代議員〉

予算が26年度というのは僕の見間違いで26年度の予算書を見て言いました。細かいですが、7万円の内訳を教えてください。会議費としてひっくるめてではなく、何に7万円かかったのか。

〈野坂議長〉

当会議に参加された役員の先生方の人数なども含めて、事務局より説明をお願いします。

〈谷口事務局長〉

事務局長の谷口です。今手元に資料は持っていませんが、常任理事会後に常任理事会メンバーと看護協会の役員がホテルニューオータニ鳥取で会議を開催しました。その時にかかりました会場費、並びにその後の懇親会費を、看護協会と医師会で人数割りして折半している費用が7万円何がしという費用であります。

〈野坂議長〉

では、安達先生、今の件はこれで了解されましたでしょうか。

〈1番：安達代議員〉

はい。

〈野坂議長〉

有難うございました。生命保険のことに關しては何かありませんか。

〈魚谷会長〉

生命保険の件は、医師会を通して医師会の団体保険として計上するものですから、医師会を通さずに既に入っておられる先生と、高齢になって辞めていかれる先生が多いため、だんだん取扱いの額が減っています。何とか先程会計担当の瀬川理事が申し上げたように、個人の場合は問題ないですが、法人の場合は保険料のやり取りに難しい点があり、医師会

を通しての支払いになっていないのもあるようですので、もう少しお願いをしていきたいと思っています。

〈野坂議長〉

他にございませんか。生命保険の加入ですが、団体で入ると個人で入るより掛金がすごく割引になるはずですが。面倒くさいから今のままで行こうということなのですが、医師会の方から団体で入ると、同じ保障内容なのに掛け金はこれだけ減りますよということを皆さんにアピールされたら、医師会の団体保険の方に入ろうかということになりますので、その辺の情報提供をもう少し医師会の方から会員の先生方にしていただければいいのかなと思います。事務局の方からどうでしょうか。そういう切替報告があったことは最近ないですね。

〈谷口事務局長〉

生命保険の団体保険の取り扱いということで、各生保の営業担当者の方、生保レディーの方々を経由して入られる際に、「医師会の団体保険」ということをひと言言いただければ、医師会費等と合わせて生命保険料を控除して、先生方の保険料を一括して生命保険各社に払います。その集金事務の手数料が、今挙がっている生命保険の手数料になります。そういう先生方が入られた状況の中で、医師会の団体と言っていたかないと、その他の入っておられない先生方の個々の情報というのが、こちらの方にはわかりませんので、如何ともし難いかなと事務局では思っています。

〈野坂議長〉

有難うございました。他にご質問等はありませんか。

ないようですので、議案に対する採決を行います。

第1号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。従いまして、第1号議案は承認されました。

続きまして、第2号議案『平成26年度公益社団法人鳥取県医師会会費減免申請承認について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。瀬川理事、よろしくお願い致します。

〈瀬川理事〉

42頁をご覧下さい。

[資料「議案書」を説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。

ただいまのご説明について、ご質問はございませんか。

ないようですので、採決に移ります。

第2号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第2号議案は承認されました。

〈野坂議長〉

続きまして、第3号議案『公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則の一部改正案について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。明穂常任理事、よろしくお願致します。

〈明穂常任理事〉

ご説明致します。資料をご覧下さい。

[資料「議案書」を説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。

ただいまのご説明について、ご質問はございませんか。

ないようですので、採決に移ります。

第3号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

〈野坂議長〉

続きまして、第4号議案『公益社団法人鳥取県医師会代議員会議事規則の一部改正案について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。明穂常任理事、よろしくお願致します。

〈明穂常任理事〉

それでは続きまして45頁をご覧下さい。

[資料「議案書」を説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。

ただいまのご説明について、ご質問はございませんか。

ないようですので、採決に移ります。

第4号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。

〈野坂議長〉

続きまして、第5号議案『公益社団法人鳥取県医師会裁定委員会規則の一部改正案について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。明穂常任理事、よろしくお願致します。

〈明穂常任理事〉

それではご説明致します。資料の58頁をご覧下さい。

[資料「議案書」を説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。

ただいまのご説明について、ご質問はございませんか。

ないようですので、採決に移ります。

第5号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。

〈野坂議長〉

続きまして、第6号議案『公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部改正案について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。瀬川理事、よろしくお願致します。

〈瀬川理事〉

会計担当の瀬川です。それではご説明致します。62、63頁をご覧下さい。

平成27年度の本会財政が危機的状況ということで、27年度の予算編成が不可能に近い状態であることが現実的となったことから、会費の値上げをお願いしたいとの結論に達しまして、先の代議員会で事情をご説明したところです。そして、会費見直しについて審議していただくということで、財務委員会が設置され、2回の財務委員会が開催されました。

その審議を経まして、63頁をご覧下さい。現行年額15,600円となっております。これは月13,000円になりますが、A1会員の先生方、月13,000円の会費を4,000円値上げさせてい

ただき、月額17,000円とします。そうしますと変更案にあるようにA1会員の先生方の年齢が204,000円になりますので、会費賦課徴収規則の一部改正案を審議していただき、ご承認賜りたいとするものであります。

62頁をご覧ください。続きまして高齢会員の先生方の延長年齢です。62頁の第10条の2に書いてあります。今までは、「満80歳以上の会員の会費は免除する。」と現行に書いてあります。それを、「満83歳以上とし、本人から申請のあった場合は免除することはできる。」という変更案を書いています。また63頁の一番下の付則に書いてありますが、既に会費免除となっている会員の先生方におきましては、免除を継続するという事になっております。実際83歳以上の免除が行われるのは、平成30年からになります。ご審議の程よろしくお願い致します。

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。本日の代議員会の重要議案である会費値上げの件です。執行部側からの上程された案に関しては、4,000円の値上げで月額17,000円へ、それからもうひとつ高齢会員の年齢引き上げで80歳から83歳へ上げることが要点だと思います。

これについて財務委員会の方で審議が行われました。財務委員会委員長の松田先生から経過報告をお願い致します。

#### 〈財務委員会：松田委員長〉

失礼します。財務委員会委員長を仰せつかりました中部医師会の松田です。答申案は既に皆様方のお手元に配付されていると思います。それともうひとつ第1回と第2回の財務委員会記録、これも同時にお手元にあるかと思えます。

答申書の内容は見ていただければ、お分かりになると思いますが、財務委員会は、平成26年3月15日開催の第192回臨時代議員会において、野坂議長から「会費の見直し」について諮問を受けました。委員会は2回開催しております。その審議結果を以下の4点に見解として出させていただきます。

[会費の見直しに対する見解]

1. 会費の値上げは、将来の財政状況を鑑み、止むを得ないものとする。
2. 今回の会費の値上げは、A1会員及びA

2会員（診療所のみ）を対象とする。

3. 会費の値上げの金額は、月額4,000円を妥当とする。
4. 事業支出にあたっては、なお一層の経費節減に努めていただきたい。

ということで6月12日に答申書を野坂議長宛に出させていただきました。以下の頁に概要を掲載していますので、簡単に説明させていただきます。

[以下、答申書の概要について説明]

以上が委員会報告です。

#### 〈野坂議長〉

有難うございました。

財務委員会ではいろいろ検討資料を事務局より準備してもらったのですが、皆様ご存知のように県医師会のホームページにアップされて過去のデータ等は見えるようになっているはずですが、実際自分達の身にかかるお金の問題ですので、いろいろご意見があるかと思えます。時間もまだありますので、ご質問、ご意見等言っていただければと思います。いかがでしょうか。

先程、松田委員長の方からお話がありました2,000万円の寄附に関しては、今年度の予算を立てる際に財源がなかったため、2,000万円の寄附がもらえるだろうという予算立てをしたということでご理解お願い致します。今年度現在までのところ未だ寄附はございません。来年度の予算が建てられなくなるように、来年度からの会費値上げの検討を現在しているということです。ご質問等いかがでしょうか。

本日出席して頂いている代議員の先生方の中から東・中・西部を代表して二名ずつ財務委員会に参加いただいて忌憚のない意見をいただきました。私もオブザーバーとして参加させていただきました。事務局の方も何の隠し立てもなく資料を提示されました。そういう状況での答申が出たということです。いかがでしょうか。ご質問等はございませんか。

では、ないようですので、議案に対する採決を行います。

なお、本件は重要案件ですので、挙手ではなく「起立」で採決を行います。

第6号議案について、財務委員会報告に基づき、原案のとおり承認することに賛成の方

の「起立」を求めます。

[起立多数]

「起立多数」と認めます。お座り下さい。よって、第6号議案は原案のとおり承認されました。

〈野坂議長〉

関連しまして、第7号議案『平成27年度公益社団法人鳥取県医師会会費及び負担金の賦課徴収について』を上程致します。執行部の説明をお願いします。瀬川理事、よろしくお願ひ致します。

〈瀬川理事〉

それではご説明致します。64頁、一番最後の頁をご覧下さい。

[資料「議案書」を説明]

〈野坂議長〉

有難うございました。

ただいまのご説明について、何かご質問はございませんか。

ないようでございますので、採決に移ります。

第7号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認されました。

〈野坂議長〉

以上で本日の議事はすべて終了致しました。議事以外のことで、ご質問、ご意見等はご

ざいせんか。

ないようですので、それでは、閉会にあたりまして、魚谷会長からご挨拶をお願い致します。

〈魚谷会長〉

本日は、平成25年度事業報告、決算、並びに各種規則の一部改正案、特に会費賦課徴収規則の一部改正案につきまして、ご承認を賜りまして誠に有難うございます。

今後とも我々役職員一同経費節減につとめて、また医療改革等の諸情勢に対応するために役員一丸となって取り組んでまいりますので、代議員の先生方におかれましては、一層のご理解、ご支援をお願いしまして御礼の挨拶と致します。今日は、野坂議長さんの上手な采配により定刻に終わることができました。有難うございました。

[拍手]

〈野坂議長〉

以上をもちまして、公益社団法人鳥取県医師会第193回定例代議員会を閉会致します。本日は、長時間にわたりまして有難うございました。

[拍手]

[午後4時30分閉会]

第193回鳥取県医師会定例代議員会

[議長] 野坂美仁 印

[署名人] 安達敏明 印

[署名人] 森英俊 印

# 公益社団法人鳥取県医師会第193回定例代議員会 次第

と き 平成26年 6月26日 (木) 午後3時10分  
 ところ 鳥取県医師会館 鳥取市戎町

- |   |                        |                                |   |   |   |       |   |                                    |
|---|------------------------|--------------------------------|---|---|---|-------|---|------------------------------------|
| 1 | 開                      | 会                              |   |   |   |       |   | 施行細則の一部改正案について                     |
| 2 | 資                      | 格                              | 確 | 認 |   | 第4号議案 |   | 公益社団法人鳥取県医師会代議員会議事規則の一部改正案について     |
| 3 | 議                      | 事                              | 録 | 署 | 名 | 者     | 選 | 出                                  |
| 4 | 会                      | 長                              | 挨 | 拶 |   |       |   |                                    |
| 5 | 報                      | 告                              |   |   |   | 第5号議案 |   | 公益社団法人鳥取県医師会裁定委員会規則の一部改正案について      |
|   | 平成25年度公益社団法人鳥取県医師会事業報告 |                                |   |   |   |       |   |                                    |
| 6 | 議                      | 事                              |   |   |   | 第6号議案 |   | 公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部改正案について     |
|   | 第1号議案                  | 平成25年度公益社団法人鳥取県医師会決算の承認について    |   |   |   |       |   |                                    |
|   | 第2号議案                  | 平成26年度公益社団法人鳥取県医師会会費減免申請承認について |   |   |   | 第7号議案 |   | 平成27年度公益社団法人鳥取県医師会会費及び負担金の賦課徴収について |
|   | 第3号議案                  | 公益社団法人鳥取県医師会定款                 |   |   |   | 7     | 閉 | 会                                  |

## 公益社団法人鳥取県医師会第193回定例代議員会 代議員席次名簿

平成26年 6月26日 (木)

番号	地区	氏名	番号	地区	氏名	番号	地区	氏名
1	西部	安達敏明	17	西部	松野充孝	33	東部	小林恭一郎
2	〃	稲賀潔	18	中部	池田宣之	34	〃	斎藤基
3	〃	遠藤秀之	19	〃	松田隆	35	〃	下田光太郎
4	〃	岡空輝夫	20	〃	安梅正則	36	〃	小坂博基
5	〃	瀬口正史	21	〃	西田法孝	37	〃	西土井英昭
6	〃	木村秀一朗	22	〃	森尾泰夫	38	〃	濱崎尚文
7	〃	根津勝	23	〃	森廣敬一	39	〃	早田俊司
8	〃	吹野陽一	24	〃	岡田耕一郎	40	〃	小濱美昭
9	〃	左野喜實	25	〃	石田浩司	41	〃	松田裕之
10	〃	角賢一	26	東部	板倉和資	42	〃	渡邊賢司
11	〃	永井小夜	27	〃	松浦喜房	43	〃	吉田泰之
12	〃	中曾庸博	28	〃	森英俊	44	大学	豊島良太
13	〃	野坂美仁	29	〃	安陪隆明	45	〃	長谷川純一
14	〃	細田明秀	30	〃	池田光之	46	〃	小川敏英
15	〃	飛田義信	31	〃	石谷暢男			
16	〃	阿部博章	32	〃	尾崎真人			

# 平成25年度鳥取県医師会事業報告

[25. 4. 1 ~ 26. 3. 31]

## 1. 庶務・経理関係

### 1 会員数について

平成26年3月末日現在、本会会員数は1,365名にして、A1会員428名、A2会員21名、B会員916名となっており、このうち、会費免除会員は120名である。

更に、これを地区別に示せば次のとおりである。

東部533名、中部228名、西部523名、大学81名 計1,365名

### 2 代議員について

平成26年3月末日現在の代議員、予備代議員は次のとおりである。

[代議員]

東部	板倉和資	○松浦喜房
	森英俊	安陪隆明
	池田光之	石谷暢男
	尾崎真人	小林恭一郎
	斎藤基	下田光太郎
	杉山長毅	西土井英昭
	濱崎尚文	早田俊二
	福永康作	松田裕之
	渡邊賢司	吉田泰之
中部	池田宣之	松田隆
	安梅正則	西田法孝
	森尾泰夫	森廣敬一
	藤井武親	石田浩司
西部	安達敏明	稲賀潔
	遠藤秀之	岡空輝夫
	神鳥高世	木村秀一朗
	小酒浩	作野嘉信
	左野喜實	角賢一
	永井小夜	中曾庸博
	◎野坂美仁	長谷川真弓
	飛田義信	藤瀬雅史
	松野充孝	
鳥大	豊島良太	長谷川純一
	小川敏英	

[予備代議員]

東部	麻木宏栄	石河利一郎
	加藤達生	小坂博基
	川口俊夫	小濱美昭

	杉本勇二	田中敬子
	田中開	中山裕雄
	西浦清一	深澤哲
	藤田直樹	松木勉
	松下公紀	水本清
	皆木真一	三宅茂樹
中部	谷口宗弘	大津敬一
	松田哲郎	山本敏雄
	野田博司	岡田耕一郎
西部	阿部博章	越智寛
	面谷博紀	門脇敬一
	瀬口正史	高田照男
	高見徹	瀧田寿彦
	根津勝	野坂康雄
	廣江ゆう	吹野陽一
	寶意規嗣	細田明秀
	丸山茂樹	南崎剛
鳥大	清水英治	神崎晋
	近藤博史	

◎議長 ○副議長

### 3 役員について

平成25年6月29日任期満了の役員は、平成24年度会務報告に掲載済みである。

平成25年6月29日、任期満了に伴う役員選挙の結果、次のとおり決定し、同日就任した。

会 長	魚谷 純	
副 会 長	渡辺 憲	清水 正人
理 事	*明穂 政裕	*笠木 正明
	*吉田 真人	*米川 正夫
	*岡田 克夫	村脇 義和
	日野 理彦	武信 順子
	瀬川 謙一	小林 哲
	辻田 哲朗	
監 事	新田 辰雄	太田 匡彦
裁 定 委 員	小谷 穰治	加藤 大司
	幡 碩之	増田 昇
	井東 弘子	門脇 和範
	木村 禎宏	佐々木博史
	花木 啓一	
顧 問	入江 宏一	長田 昭夫
	岡本 公男	

日医代議員 池田 宣之 H25. 6. 30まで  
 魚谷 純 H25. 10. 13まで  
 渡辺 憲 H25. 8. 8～  
 清水 正人 H26. 3. 15～  
 同予備代議員 吉中 正人 H25. 6. 30まで  
 明穂 政裕  
 清水 正人

H25. 8. 8～H26. 3. 14  
 \* 常任理事

#### 4 理事業務分担について

平成25年6月29日任期満了の役員業務分担は、平成24年度会務報告に掲載済みである。

役員選挙後の平成25年度の新役員業務分担は次のとおりである。

#### 役員 の 会 務 分 担

会 務	主担当	副担当
総 務	明 穂	岡 田
財 務	瀬 川	明穂
生涯教育、学術	日 野	渡辺・村脇
医療保険	米 川	吉田・武信
介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉	渡 辺	青木・小林
労災保険、自賠責保険	青 木	明穂・小林
健康対策協議会	岡 田	瀬川・青木
感染症	笠 木	吉田・青木
医療安全、診療情報開示（個人情報保護）、職業倫理、自浄作用	渡 辺	清水・日野
医事紛争	明 穂	渡辺・清水・辻田
救急医療、防災対策	清 水	日野・小林
広報、会報編集	辻 田	渡辺・武信
情報システム	米 川	岡田・青木
臨床検査	小 林	吉 田
学校保健、少子化対策	笠 木	武信・瀬川
産業保健	吉 田	小林・青木
健康スポーツ医	青 木	明穂・辻田
医療関係職種、共同利用施設	清 水	岡 田
勤務医	村 脇	清水・日野
女性医師対策	武 信	村脇・岡田
医療政策・環境対策	明 穂	渡辺・清水
メンタルヘルス、自殺対策	渡 辺	笠木・青木
糖尿病対策	瀬 川	小林・武信
禁煙指導対策	渡 辺	辻田・青木
有床診療所対策	米 川	青 木
死体検案等関連対策（日医からの要請）	日 野	清水・小林

## 5 各種委員会委員の委嘱について

平成25年6月29日任期満了の本会内委員会委員・部会委員は、平成24年度会務報告に掲載済みである。

任期満了後の新本会内委員会委員・部会委員は次のとおりである。

〔敬称略〕

### 1) 医療保険委員会委員 (担当：米川常任理事)

【委員長】 ※吉田 真人

【副委員長】 福島 明

※渡辺 憲 ※清水 正人

※明穂 政裕 ※笠木 正明

※米川 正夫 ※岡田 克夫

※武信 順子 ※瀬川 謙一

濱崎 尚文 阿藤孝二郎

工藤 浩史 渡邊 賢司

小田 大 下田光太郎

皆川 幸久 吉田 泰之

福永 康作 岡田耕一郎

平田 成正 神鳥 高世

安達 敏明 村脇 義和

※常任委員会委員

### 2) 医療安全対策委員会委員 (担当：渡辺副会長) (診療情報提供推進を含む)

【委員長】 ※魚谷 純

【副委員長】 松本美智子 (県立中央病院看護局長)

※渡辺 憲 ※清水 正人

※明穂 政裕 ※吉田 真人

日野 理彦

藤原 和男 (弁護士)

國米 洋一 (県医療指導課長)

國森 公明 (鳥取赤十字病院薬剤部長)

虎井佐恵子 (県看護協会会長)

松浦 喜房 松田 隆

野坂 美仁 北野 博也

※常任委員会委員

### 3) 職業倫理・自浄作用活性化委員会委員 (担当：渡辺副会長)

【委員長】 魚谷 純

渡辺 憲 清水 正人

明穂 政裕 日野 理彦

松浦 喜房 松田 隆

野坂 美仁

### 4) 医事紛争処理委員会委員 (担当：明穂常任理事) [15名] 一規程あり一

【委員長】 魚谷 純

【副委員長】 渡辺 憲

清水 正人 明穂 政裕

笠木 正明 辻田 哲朗

中曾 庸博 松浦 喜房

森 英俊 高須 宣行

松田 隆 安梅 正則

野坂 美仁 神鳥 高世

飛田 義信

### 5) 生涯教育委員会委員 (担当：日野理事)

【委員長】 日野 理彦

渡辺 憲 村脇 義和

安陪 隆明 西土井英昭

井藤 久雄 野田 博司

都田 裕之 角 賢一

北野 博也 福本 宗嗣

### 6) 広報委員会委員 (担当：辻田理事)

【委員長】 渡辺 憲

武信 順子 辻田 哲朗

松田 裕之 高須 宣行

森廣 敬一 福嶋 寛子

伊藤 慎哉 木村秀一郎

北野 博也

### 7) 会報編集委員会委員 (担当：辻田理事)

渡辺 憲 米川 正夫

武信 順子 辻田 哲朗

秋藤 洋一 中安 弘幸

久代 昌彦

### 8) 情報システム運営委員会委員 (担当：米川常任理事)

【委員長】 米川 正夫

【副委員長】 渡辺 憲

岡田 克夫 青木 哲哉

安陪 隆明 平田 茂正

左野 喜實 近藤 博史

### 9) 感染症危機管理対策委員会委員 (担当：笠木常任理事)

【委員長】 笠木 正明

吉田 真人 村脇 義和

青木 哲哉 石谷 暢男

山本 敏雄 阿部 博章

清水 英治

10) 臨床検査精度管理委員会委員 (担当: 小林理事)

【委員長】 吉田 真人  
【副委員長】 小林 哲  
清水 正人 吉田 泰之  
大津 敬一 遠藤 秀之  
野上 智  
植嶋 輝久 (県臨床検査技師  
会長)

11) 介護保険対策委員会委員 (担当: 渡辺副会長)

【委員長】 小林 哲  
渡辺 憲 青木 哲哉  
加藤 達生 藤井 武親  
細田 明秀 浦上 克哉

12) 鳥取県自動車保険医療指導委員会委員 (担当: 青木理事)

明穂 政裕 小林 哲  
青木 哲哉 池田 光之  
阿藤孝二郎 瀧田 寿彦

13) 鳥取医学雑誌編集委員会委員 (担当: 日野理事)

【委員長】 日野 理彦  
【副委員長】(2名) 秋藤 洋一 大石 正博  
明穂 政裕 金藤 大三  
杉本 勇二 中本 周  
山口 由美 吉田 泰之  
阿藤孝二郎 岡田 隆好  
遠藤 哲 岸本 幸廣  
杉本 篤 濱本 哲郎  
西村 元延 花木 啓一

14) 定款・諸規程改正検討委員会委員 (担当: 明穂常任理事)

【委員長】 渡辺 憲  
清水 正人 明穂 政裕  
岡田 克夫 小林 哲  
松田 裕之 安陪 隆明  
安梅 正則 野田 博司  
安達 敏明 辻田 哲朗  
西村 元延

15) 母体保護法指定医師審査委員会委員 (担当: 明穂常任理事)

【委員長】 中曾 庸博  
村江 正始 皆川 幸久  
大野原良昌 伊藤 隆志  
脇田 邦夫

原田 省 (鳥大医学部生殖  
機能医学分野教授)

16) 母体保護法指定医師不服審査委員会委員 (担当: 明穂常任理事)

藤原 和男 (弁護士)  
虎井佐恵子 (鳥取県看護協会  
長)  
松浦 喜房 松田 隆  
野坂 美仁

17) 学校医・園医部会運営委員会委員 (担当: 笠木常任理事)

【委員長】 笠木 正明  
【副委員長】 渡辺 憲  
明穂 政裕 武信 順子  
瀬川 謙一 辻田 哲朗  
石谷 暢男 森 英俊  
岡田耕一郎 妹尾 磯範  
瀬口 正史 神鳥 高世

18) 健康スポーツ医委員会委員 (担当: 青木理事)

【委員長】 青木 哲哉  
【副委員長】(2名) 明穂 政裕 辻田 哲朗  
高須 宣行 大山 行孝  
根津 勝 永島 英樹

19) 産業医部会運営委員会委員 (担当: 吉田常任理事)

【委員長】 黒沢 洋一  
【副委員長】 渡辺 憲  
吉田 真人 岡田 克夫  
小林 哲 青木 哲哉  
尾崎 米厚 森 英俊  
加藤 達生 平田 成正  
大石 一康 越智 寛  
門脇 敬一

20) 勤務医委員会委員 (担当: 村脇理事)

【委員長】 村脇 義和  
【副委員長】(2名) 清水 正人 日野 理彦  
〔地区推薦〕

早田 俊司 井藤 久雄  
南崎 剛 山田 七子

〔県医推薦〕

三浦さおり (県立中央病院)  
山代 豊 (鳥取赤十字病  
院)  
森下 嗣威 (鳥取市立病院)

角田 直子 (鳥取生協病院)  
 土居 充 (鳥取医療センター)  
 米谷 康 (岩美病院)  
 大谷 恭一 (智頭病院)  
 橋本 達宏 (県立厚生病院)  
 野口美智子 (清水病院)  
 野坂 仁愛 (山陰労災病院)  
 津田 公子 (鳥取県済生会  
 境港総合病院  
 病院)  
 村田 裕彦 (西伯病院)

21) 労災保険委員会委員・自賠責保険委員会委員 (担当：青木理事)

【委員長】 青木 哲哉  
 明穂 政裕 小林 哲  
 池田 光之 石田 浩司  
 根津 勝

22) 禁煙指導対策委員会委員 (担当：渡辺副会長)

【委員長】 渡辺 憲  
 辻田 哲朗 青木 哲哉  
 安陪 隆明 安梅 正則  
 飛田 義信 長谷川純一

23) 鳥取県糖尿病対策推進会議委員 (担当：瀬川理事)

【委員長】 魚谷 純  
 【副委員長】 瀬川 謙一  
 武信 順子 小林 哲  
 檜崎 晃史 北室 知巳  
 大津 敬一 越智 寛  
 谷口 晋一 池田 匡  
 林 裕史  
 細川 淳 (県福祉保健部)  
 谷田 順子 (県市町村保健師  
 協議会)  
 磯部 紀子 (県栄養士会)  
 森本 幸子 (県看護協会)  
 伊奈 垣学 (県歯科医師会)  
 國森 公明 (県薬剤師会)

24) 救急・災害対策委員会委員 (担当：清水副会長)

【委員長】 清水 正人  
 米川 正夫 岡田 克夫  
 日野 理彦 小林 哲  
 吉田 泰之 山本 敏雄

面谷 博紀 本間 正人

## 6 顧問弁護士・顧問税理士について

平成26年3月末日現在、本会顧問弁護士・顧問税理士は次の通りである。〔敬称略〕

顧問弁護士 藤原 和男 (鳥取市)  
 川中 修一 (米子市)  
 顧問税理士 岸本 信一 (鳥取市)

## 7 県及び関係団体委員会委員の推薦について

平成25年度、本会から推薦した県及び関係団体委員会委員は次のとおりである。委員会の審議に当っては本会方針の反映に努めた。(一部本会推薦以外も含む)

〔鳥取県福祉保健部健康医療局：医療政策課〕

1 鳥取県准看護師試験委員 (至H26. 8. 16)  
 米川正夫 岡田克夫 新田辰雄

2 鳥取県医療審議会委員 (至H27. 11. 11)  
 魚谷 純 瀬川謙一 森尾泰夫

3 鳥取県精度管理専門委員 (至H28. 2. 14)  
 吉田真人 小林 哲

4 鳥取県地域医療対策協議会委員 (至H27. 2. 25)  
 明穂政裕

5 ドクターヘリ運航調整委員会委員 (任期：未定)  
 清水正人

6 鳥取県地域医療支援センター運営委員会委員 (任期：未定)  
 渡辺 憲

7 看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会委員 (至H26. 3. 31終了)  
 岡本公男

8 鳥取県災害医療コーディネーター (至H26. 12. 25)  
 清水正人

〔鳥取県福祉保健部健康医療局：健康政策課〕

1 鳥取県感染症危機管理対策協議会情報解析部会委員 (至H28. 3. 31)  
 笠木正明 北室知巳

2 鳥取県感染症対策協議会委員 (至H28. 3. 31)  
 笠木正明 北室知巳

3 鳥取県がん対策推進県民会議 (子どもの頃からのがん予防教育推進部会) 委員 (至H26. 3. 31終了)  
 岡田克夫

- 4 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員（至H29. 1. 21）  
武信順子
- 5 鳥取県心といのちを守る県民運動委員（至H27. 12. 25）  
渡辺 憲
- 6 鳥取県8020運動推進協議会委員（至H28. 10. 10）  
武信順子
- 〔鳥取県福祉保健部：長寿社会課〕
- 1 鳥取県介護保険審査会委員（至H28. 6. 10）  
英 裕人 新田辰雄 飛田義信
- 2 第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会委員（至H29. 3. 31）  
渡辺 憲
- 〔鳥取県福祉保健部：福祉保健課〕
- 1 鳥取県社会福祉審議会委員（至H27. 9. 1）  
吉田真人 塩崎かおる
- 2 鳥取県社会福祉審議会心身障害者福祉専門分科会（臨時委員）（至H27. 9. 1）  
北室知巳 村田雅明 桶川了二  
鈴木健男 小坂博基 池田光之  
松田裕之
- 3 鳥取県社会福祉審議会児童支援部会（臨時委員）（至H27. 9. 1）  
中野英二
- 〔鳥取県福祉保健部健康医療局：医療指導課〕
- 1 鳥取県医療安全推進協議会委員（至H26. 10. 31）  
太田匡彦
- 2 鳥取県ワクチン流通対策委員会委員（任期：未定）  
笠木正明
- 3 鳥取県後期高齢者医療審査会委員（至H29. 4. 30）  
寺岡 均
- 4 鳥取県国民健康保険診療報酬請求書審査会委員（至H27. 5. 31）  
〔保険医代表〕  
田村公平 林 裕史 福永康作  
浪花紳悟 高須宣行 白石眞博  
葉狩良孝 小寺正人 三上真顯
- 5 社会保険医療担当者指導員（至H27. 5. 31）  
内 科：坂本雅彦 吉田明雄  
古城治彦 下田光太郎

- 田村矩章 杉本勇二  
吉田泰之 濱崎尚文
- 外 科：渡邊賢司  
脳 外：稲垣裕敬  
整形外科：阿藤孝二郎 鱸 俊朗  
小 児 科：奈良井 栄 平尾正人  
耳鼻咽喉科：藤田和寿 竹内裕美  
精 神 科：田中 潔  
眼 科：伊藤久太郎 山崎厚志  
皮膚泌尿器科：葉狩良孝 江川尚男  
泌尿器科：井上明道 早田俊司
- 6 鳥取県国民健康保険審査会委員（至H26. 9. 20）  
板倉和資
- 〔鳥取県福祉保健部：障がい福祉課〕
- 1 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員（至H28. 4. 30）  
田中宏和 幡 碩之
- 2 鳥取県社会福祉審議会心身障害福祉専門分科会指定医師等審査部会委員  
吉田真人 小坂博基 桶川了二  
鈴木健男 村田雅明 北室知巳  
池田光之（至H27. 9. 1）  
松田裕之（至H27. 11. 26）
- 3 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員（至H27. 9. 1）  
吉田真人
- 4 鳥取県地域自立支援協議会委員（至H28. 10. 10）  
青木哲哉
- 〔鳥取県福祉保健部子育て王国推進局：子育て応援課〕
- 1 鳥取県小児慢性特定疾患診査会委員（任期：未定）  
岡田晋一
- 2 とっとり若者研究会準備会（任期：未定）  
中曾庸博
- 〔鳥取県福祉保健部子育て王国推進局：青少年・家庭課〕
- 1 鳥取県青少年問題協議会委員（至H28. 5. 14）  
松浦順子
- 〔鳥取県危機管理局：危機管理政策課〕
- 1 鳥取県防災会議委員（至H27. 3. 5）  
清水正人

〔鳥取県危機管理局：消防防災課〕

- 1 鳥取県救急搬送高度化推進協議会委員（至H26. 3. 31）

清水正人 吉田泰之 山本敏雄  
面谷博紀

〔鳥取県総務部人権局：人権・同和対策課〕

- 1 人権に関する相談窓口における専門相談員（至H28. 3. 31）

渡辺 憲 田中 潔 兼子幸一

〔鳥取県総務部：福利厚生課〕

- 1 鳥取県公務災害補償等審査会委員（至H28. 12. 8）

安陪隆明

- 2 鳥取県公務災害補償等認定委員会委員（至H28. 12. 8）

岡田浩子

- 3 地方公務員災害補償基金鳥取県支部審査会委員（至H28. 12. 8）

安陪隆明

〔鳥取県病院局：総務課〕

- 1 鳥取県立病院運営評議会委員（至H26. 7. 31）

魚谷 純

〔鳥取県生活環境部：くらしの安心局くらしの安心推進課〕

- 1 鳥取県性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会委員（任期：未定）

会 長：村江正始

副会長：中曾庸博

委 員：岡田浩子

〔鳥取県教育委員会：体育保健課〕

- 1 鳥取県学校結核対策委員会委員（任期：未定）

笠木正明

- 2 心や性の健康問題対策協議会委員（至H27. 3. 31）

錦織恭子

〔鳥取県教育委員会：教育総務課〕

- 1 鳥取県教育委員会職員結核・一般健康管理審査会委員（至H27. 3. 31）

山本一博

- 2 鳥取県教育委員会職員健康管理審査会（神経・精神障がい部会）委員（至H27. 3. 31）

廣江ゆう

〔鳥取県商工労働部：商工政策課〕

- 1 鳥取県雇用創造1万人推進会議委員（至H

27. 3. 31）

谷口直樹

〔鳥取労働局〕

- 1 労災保険診療費審査委員（至H27. 3. 31）

鱸 俊朗 石井博之 那須吉郎

明穂政裕 石田浩司 永井琢己

- 2 地方労災医員

山本哲章 阿藤孝二郎 那須吉郎

近藤慎二 林 永祥（至H27. 3. 31）

柏木 徹 幡 碩之

塩崎かおる（至H28. 3. 31）

- 3 労災協力医：医師会推薦（至H29. 3. 31）

坂本雅彦 中安弘幸 吉田泰之

日笠親績 藤田和寿 倉信耕爾

藤原義夫 歳増亜希子 楠見公義

- 4 母性健康管理指導医（至H26. 6. 30）

竹内 薫

- 5 医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会委員（任期：未定）

清水正人

- 6 鳥取産業保健・メンタルヘルス対策総合推進協議会委員（至H26. 3. 31終了）

岡本公男 吉田真人 岡本匡史

太田垣勲

〔厚生労働省中国四国厚生局〕

- 1 中国地方社会保険医療協議会委員（至H27. 9. 30）

魚谷 純

〔中国四国厚生局鳥取事務所〕

- 1 保険指導医（至H27. 3. 31）

内 科：坂本雅彦 吉田明雄

古城治彦 下田光太郎

田村矩章 杉本勇二

吉田泰之 濱崎尚文

外 科：渡邊賢司

脳 外：稲垣裕敬

整形外科：阿藤孝二郎 鱸 俊朗

小 児 科：奈良井 栄 平尾正人

耳鼻咽喉科：藤田和寿 竹内裕美

精 神 科：田中 潔

眼 科：伊藤久太郎 山崎厚志

皮膚泌尿器科：葉狩良孝 江川尚男

泌尿器科：井上明道 早田俊司

〔鳥取大学〕

- 1 国立大学法人鳥取大学学長選考会議委員（至H27. 9. 10）

- 魚谷 純
- 2 国立大学法人鳥取大学経営協議会委員（至H27. 9. 10）
- 魚谷 純
- 〔鳥取大学医学部〕
- 1 鳥取大学医学部地域医療学講座あり方懇話会委員（至H26. 3. 31）
- 魚谷 純
- 〔鳥取大学医学部附属病院がんセンター〕
- 1 鳥取県がん診療連携協議会委員（任期：未定）
- 米川正夫 岡田克夫
- 〔鳥取県警察本部：警務課〕
- 1 鳥取県留置施設視察委員会委員（至H27. 5. 31）
- 能勢隆之
- 〔鳥取県警察本部：生活安全課〕
- 1 児童ポルノ画像鑑定に係る嘱託医師（至H28. 3. 31）
- 皆川幸久 長石純一 花木啓一  
谷口文紀
- 各種団体
- 〔社会保険診療報酬支払基金鳥取支部〕
- 1 社会保険診療報酬支払基金鳥取支部幹事（至H26. 8. 31）
- 魚谷 純
- 2 鳥取県社会保険診療報酬請求書審査会委員（至H27. 5. 31）
- 〔診療担当者代表〕
- 江川尚男 瀬川謙一 小林恭一郎  
吉田明雄 松田裕之 深澤雅子  
桶川了二 尾崎真人 米川正夫  
佐々木知啓 麻木宏栄 庄司公平
- 〔鳥取県町村職員退職手当組合〕
- 1 鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等審査会委員（至H29. 3. 31）
- 魚谷 純
- 〔鳥取県看護協会〕
- 1 鳥取県助産師出向支援モデル事業検討委員会委員（至H27. 3. 31）
- 小林 哲
- 2 鳥取県ナースセンター事業運営協議会委員（至H28. 3. 31）
- 明穂政裕
- 〔鳥取県公衆衛生協会〕
- 1 鳥取県公衆衛生協会理事（至H28. 5. 14）

- 魚谷 純 渡辺 憲 笠木正明
- 〔鳥取県社会福祉協議会〕
- 1 福祉サービス運営適正化委員会委員（至H26. 8. 31）
- 下田光太郎
- 2 貸付審査等運営委員会委員（至H28. 3. 31）
- 杉山長毅
- 3 地域福祉権利擁護事業・契約締結審査会委員（至H27. 10. 31）
- 柏木 徹
- 〔鳥取県町村職員退職手当組合〕
- 1 鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等審査会委員（至H29. 3. 31）
- 魚谷 純
- 〔公益財団法人鳥取県保健事業団〕
- 1 役員
- 理事長 岡本公男（至H27. 6）  
評議員 岡田克夫（至H29. 6）
- 〔公益財団法人結核予防会鳥取県支部〕
- 1 公益財団法人結核予防会鳥取県支部支部長 岡本公男（至H27. 6）
- 〔鳥取県学校保健会〕
- 1 学校保健会（至H28. 3. 31）
- 会長 魚谷 純
- 2 学校安全表彰審査会委員（任期：随時）
- 魚谷 純（学校保健会長）  
笠木正明（米子市学校保健会）
- 〔公益財団法人日本学校保健会〕
- 1 日本学校保健会理事（至H25. 5. 29終了）
- 岡本公男
- 〔鳥取県国民健康保険団体連合会〕
- 1 鳥取県国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会委員（至H28. 4. 30）
- 岸 清志 杉山長毅
- 2 鳥取県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会委員（至H28. 3. 31）
- 吉田真人
- 〔公益財団法人鳥取県国際交流財団〕
- 1 公益財団法人鳥取県国際交流財団理事（至H27. 5. 31）
- 岡田克夫
- 〔日本年金機構中国ブロック本部鳥取事務センター〕
- 1 国民年金の年金給付に係る障害認定審査医員（至H26. 9. 30）
- 明穂政裕 藤田和寿 元村嘉男

幡 碩之 宮本二郎

〔公益財団法人鳥取県暴力追放センター〕

- 1 公益財団法人鳥取県暴力追放センター顧問  
(任期：未定)  
魚谷 純

〔財団法人鳥取県環境管理事業センター〕

- 1 財団法人鳥取県環境管理事業センター参与  
(至H27. 5. 31)  
魚谷 純

〔公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク〕

- 1 財団法人鳥取県臓器・アイバンク理事 (至H27. 6)  
魚谷 純

〔公益社団法人鳥取県人権文化センター〕

- 1 公益社団法人鳥取県人権文化センター理事  
(任期：H28. 5月総会)  
谷口直樹

〔鳥取県薬剤師会〕

- 1 鳥取県薬剤師会薬事情報センター運営委員  
(至H28. 6)  
辻田哲朗

〔鳥取県精神保健福祉協会〕

- 1 鳥取県精神保健福祉協会理事 (至H27年度  
理事会及び総会)  
魚谷 純

〔鳥取産業保健総合支援センター〕

- 1 鳥取産業保健総合支援センター運営協議会  
役員 (至H27. 3. 31)  
会 長：魚谷 純  
委 員：渡辺 憲 吉田真人

〔鳥取県後期高齢者医療広域連合〕

- 1 鳥取県後期高齢者医療懇話会委員 (至H  
27. 3. 31)  
吉中正人

〔社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会〕

- 1 鳥取県済生会境港総合病院評議員 (至H  
26. 3. 31)  
野坂美仁

〔関西広域連合協議会〕

- 1 関西広域連合協議会委員 (至H27. 9. 23)  
魚谷 純
- 2 関西広域連合非常勤職員災害補償審査会委員  
(至H28. 3. 31)  
安陪隆明

〔日本医師会〕

- 1 日本医師会理事 (至H26. 6. 27)  
魚谷 純
- 2 日本医師会定款・諸規程検討委員会 (至H  
26. 3. 31)  
魚谷 純
- 3 日本医師会精神保健委員会委員 (至H26.  
3. 31)  
渡辺 憲
- 4 日本医師会医療関係者検討委員会 (至H26.  
3. 31)  
清水正人
- 5 日本医師会将来ビジョン委員会委員 (至H  
26. 3. 31)  
岡田克夫
- 6 日本医師・従業員国民年金基金第9期理事  
(至H26. 3. 31)  
瀬川謙一

〔その他〕

- 1 山陰救急医学会幹事 (任期：未定)  
清水正人
- 2 日本救急医学会中国四国地方会評議員 (至  
H26. 3. 31)  
清水正人
- 3 全国有床診療所連絡協議会理事 (至H26.  
3. 31)  
米川正夫
- 4 鳥取県柔道整復師会顧問  
魚谷 純
- 5 鳥取県鍼灸師会顧問  
魚谷 純

## 8 各種会合について

本年3月末日までに開催された会員総会、代議員会、その他各種会合は次のとおりである。

- 1 代議員会 (3回)
  - 1) 第190回 (定例) 代議員会 平成25年6月29日、ホテルニューオータニ鳥取において開催し、議長及び副議長の選挙、平成24年度会務報告及び収支決算、平成25年度会費減免申請の承認に関連した5議案について審議が行われ、何れも原案どおり承認された。詳細は、会報第697号へ掲載した。
  - 2) 第191回 (臨時) 代議員会 平成25年8月8日、鳥取県医師会館において開催予定であったが選挙の立候補者 (日医代議員、同予備代議員) が定数通りであったので、当該

立候補者を当選人とする提案について書面表決とする旨、代議員へ通知した結果、代議員全員から提案についての同意の提出があった。従って、当選人を決定する旨のみなし決議とした。詳細は、会報第699号へ掲載した。

3) 第192回(臨時)代議員会 平成26年3月15日、鳥取県医師会館において開催し、平成26年度事業計画案と収支予算案の報告後、平成25年度一般会計収支補正予算(案)及び会費減免申請の承認、財務委員会の設置などについて審議が行われ、何れも原案どおり可決された。また、日医代議員補欠選挙では清水副会長、日医代議員選挙では魚谷会長、渡辺副会長、同予備代議員選挙には清水副会長、明穂常任理事が何れも無投票で選出された。詳細は、会報第706号へ掲載した。

## 2 常任理事会及び理事会

本年3月までに開催した常任理事会は10回、理事会は13回、日常会務の処理及び当面の重要問題の執行について協議を行った。なお、緊急を要する問題については、必要により担当理事打合会を開催し、会務運営に万全を期した。また、理事会会議記録等については、県医師会報及び県医師会メーリングリスト並びにホームページ(会員用)への掲載を以て、概要の周知を図った。

## 3 会議メモ

- 4月4日 中国におけるインフルエンザA(H7N9)の患者発生に係る連絡会議
- 11日 第1回理事会  
〃 観桜会
- 17日 医療基本法(仮称)に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会
- 18日 第2回中央病院機能強化検討委員会  
〃 第256回鳥取県医師会公開健康講座
- 19日 鳥取県新型インフルエンザ対策会議
- 20日 前鳥取大学学長 能勢隆之先生  
退任記念祝賀会
- 25日 鳥取県麻しん対策会議  
〃 鳥取県精神保健福祉協会理事会  
〃 産業医部会運営委員会
- 27日 第4回看護師養成の抜本的拡充に

- 向けての検討会
- 29日 岡山県医師会公益社団法人移行記念式典・祝賀会
- 5月2日 保健医療機関指導計画打合せ会  
〃 第1回常任理事会
- 9日 医事紛争処理委員会
- 14日 鳥取県地域医療対策協議会  
〃 公益社団法人日本医師会移行記念祝賀会
- 16日 鳥取県公衆衛生協会理事会  
〃 学校医部会運営委員会  
〃 東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状伝達式  
〃 第257回鳥取県医師会公開健康講座
- 17日 鳥取県新型インフルエンザ医療対策協議会
- 19日 中国四国医師会ブロック医療基本法(仮称)制定に関するシンポジウム
- 21日 第3回中央病院機能強化基本構想検討委員会[県医・TV会議]
- 23日 第2回理事会  
〃 生涯教育委員会
- 26日 第46回全国植樹祭
- 28日 鳥取県医療審議会  
〃 鳥取県保健事業団理事会
- 30日 第5回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会
- 6月3日 都道府県医師会産業保健担当理事連絡協議会
- 4日 鳥取県臓器・アイバンク理事会
- 6日 生活保護法による指定医療機関個別指導計画打合せ会  
〃 第2回常任理事会
- 9日 春季医学会
- 11日 鳥取県病院協会定例総会
- 20日 第3回理事会  
〃 第258回鳥取県医師会公開健康講座
- 22日 中国四国医師会連合常任委員会  
〃 中国四国医師会連合連絡会
- 23日 日本医師会定例代議員会
- 27日 都道府県医師会救急災害医療担当理事連絡協議会

29日	第190回定例代議員会	23日	第260回鳥取県医師会公開健康講座
ク	第4回理事会		
30日	鳥取県看護協会通常総会	24日	鳥取県健康対策協議会大腸がん対策専門委員会
7月4日	心や性の健康問題対策協議会	28日	中国地区公衆衛生学会（～29日）
ク	鳥取県健康対策協議会理事会	29日	鳥取県健康対策協議会子宮がん対策専門委員会
ク	鳥取県ワクチン流通等対策委員会	ク	鳥取県准看護師試験委員会
5日	鳥取県産業安全衛生大会	31日	中国ブロック理学療法士学会
11日	鳥取県公衆衛生学会	9月3日	鳥取県がん征圧大会〔倉吉市・倉吉未来中心〕
18日	第259回鳥取県医師会公開健康講座	5日	第4回常任理事会〔県医〕
ク	第5回理事会	7日	鳥取県健康対策協議会生活習慣病対策専門委員会
ク	鳥取県健康対策協議会若年者心臓検診対策専門委員会	12日	かかりつけ医と精神科医との連携会議〔県医〕
19日	介護労働懇談会	ク	鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会〔県医〕
23日	日本医師会会長協議会	19日	食物アレルギー対策推進会議〔県医〕
25日	鳥取県健康対策協議会胃がん対策専門委員会	ク	第7回理事会〔県医〕
ク	鳥取県社会福祉審議会	ク	第261回鳥取県医師会公開健康講座〔県医〕
ク	鳥取県薬剤師会薬事情報センター運営委員会	ク	「広報委員会」「会報編集委員会」合同委員会〔県医〕
27日	日本医師会男女共同参画フォーラム	22日	第2回産業医研修会〔琴浦町・まなびタウンとうはく〕
ク	全国医師会事務局連絡会（しらぬい）研修会	27日	都道府県医師会大学医学部女性医師支援担当者連絡会〔日医〕
ク	日本医師会在宅医リーダー研修会	28日	中国四国医師会連合総会 シンポジウム〔広島市・リーガロイヤルホテル広島〕
28日	第1回産業医研修会	ク	中国四国医師会連合 常任委員会〔広島市・リーガロイヤルホテル広島〕
30日	子どもの頃からのがん予防教育推進部会	29日	中国四国医師会連合総会 各分科会〔広島市・リーガロイヤルホテル広島〕
8月1日	第3回常任理事会	30日	鳥取県感染症対策協議会〔県医・TV会議〕
ク	鳥取県地域医療対策協議会	10月3日	第5回常任理事会
ク	鳥取県健康対策協議会肺がん対策専門委員会	ク	第57回社会保険指導者講習会（～4日）
3日	鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会	4日	国保地域医療学会
ク	全国有床診療所連絡協議会総会（～4日）	5日	日本ALS協会鳥取県支部設立総会
6日	鳥取県医療審議会		
8日	鳥取県学校保健会定例理事会・評議員会		
ク	第191回臨時代議員会〔書面表決〕		
17日	鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会		
22日	新規採用養護教諭研修		
ク	第6回理事会		
ク	平成25年度がん登録対策専門委員会		

6日	アレルギー対策研修会	〃	平成25年度鳥取県産業保健協議会
〃	第21回学校医・学校保健研修会	〃	世界糖尿病デーin鳥取・仁風閣ブルーライトアップ
〃	新任学校医・新任養護教諭合同研修会	16日	健康フォーラム2013
9日	平成25年度都道府県医師会検案担当理事連絡協議会	17日	鳥取県医師会情報システム担当理事連絡協議会
10日	第35回産業保健活動推進全国会議	〃	平成25年度鳥取県医師会医療情報研究会
〃	鳥取県DMAT連絡協議会	19日	日本医師会会長協議会
13日	中国四国医師会連合連絡会	21日	第9回理事会
〃	日医臨時代議員会	〃	第263回鳥取県医師会公開健康講座
17日	救急・災害対策委員会	〃	都道府県医師会感染症危機管理担当理事連絡協議会
〃	第7回理事会	23日	県立厚生病院50周年記念式典
〃	公開健康講座	〃	県立厚生病院50周年記念祝賀会
19日	地域包括ケア・在宅医療推進フォーラム	24日	第3回産業医研修会
22日	在宅医療・介護連携推進事業研修会	28日	医療保険委員会
24日	関西広域連合協議会	29日	都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会
26日	日本医師会Mass Gathering Medicineに関する研修会	30日	鳥取県診療放射線技師会 創立60周年・法人設立35周年記念式典
27日	秋季医学会	12月3日	子どもの頃からのがん予防教育推進部会
30日	子どもの頃からのがん予防教育推進部会	〃	鳥取大学経営協議会
31日	県立病院運営評議会	5日	感染症危機管理対策委員会
〃	平成25年度鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会	〃	第7回常任理事会
〃	鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ	6日	日本医師会国民医療を守るための総決起集会
11月7日	第6回常任理事会	11日	日医認証局の運営に係る情報担当理事及び事務局担当者向け連絡協議会
〃	「鳥取県助産師出向支援モデル事業」検討委員会	12日	鳥取赤十字病院新病棟等増改築工事起工式
9日	平成25年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	〃	都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会
〃	全国学校保健・学校医大会	〃	鳥取県糖尿病対策推進会議
11日	オールジャパンケアコンテスト (AJCC) 懇親会	14日	心の医療フォーラムin鳥取
12日	鳥取県医療審議会	19日	第2回食物アレルギー対策推進会議
〃	医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会	〃	第10回理事会
13日	鳥取県地域医療対策協議会	〃	第264回鳥取県医師会公開健康講座
〃	平成25年度都道府県医師会有床診療所担当理事連絡協議会	21日	日本医師会Ai学術シンポジウム
14日	日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議	〃	日本医師会女性医師支援センター事業中国四国ブロック会議
〃	鳥取県産業保健推進連絡事務所運営協議会		

26日	国民医療推進協議会総会	〃	鳥取県健康対策協議会大腸がん対策専門委員会
	〃 看護高等専修学校連絡協議会		
	〃 地区医師会長協議会〔県医〕	8日	平成25年度日本医師会医療情報システム協議会（～9日）
1月7日	鳥取県学校保健会学校保健及び学校安全表彰審査会	〃	鳥取県健康対策協議会肺がん対策専門委員会
9日	第11回理事会	13日	鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会
	〃 鳥取県医療懇話会	16日	日本医師会母子保健講習会
	〃 平成25年度疾病構造の地域特性対策専門委員会	〃	鳥取県健康対策協議会子宮がん対策専門委員会
16日	平成25年度公衆衛生活動対策専門委員会	17日	鳥取県社会福祉審議会
	〃 第265回鳥取県医師会公開健康講座	〃	鳥取県被ばく医療機関等ネットワーク会議
18日	県歯科医師会新年祝賀会	18日	鳥取県健康対策協議会心臓疾患精密検査の実施体制に係る打合せ会
19日	平成25年度日本医師会医療事故防止研修会	20日	第12回理事会
	〃 在宅医療研修会	〃	第266回鳥取県医師会公開健康講座
21日	日本医師会会長協議会		座
23日	県立病院運営評議会	〃	鳥取県健康対策協議会地域医療研修及び健康情報対策専門委員会
	〃 第8回常任理事会	21日	日本医師会女性医師支援事業連絡協議会
	〃 鳥取県看護協会役員懇談会	22日	鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会
24日	鳥取大学経営協議会	〃	日本医師会総合政策研究機構・日本学術会議共催シンポジウム
25日	新東部医師会館竣工式	23日	日本医師会学校保健講習会
	〃 関西広域連合災害医療コーディネーター研修会（～26日）	26日	日本医師会シンポジウム「会員の倫理・資質向上をめざして」
26日	全国有床診療所連絡協議会中国四国ブロック会総会	27日	日本医師会死体検案研修会
28日	中国地方社会保険医療協議会	〃	鳥取県地域産業保健事業運営協議会
30日	鳥取県新型インフルエンザ等対策本部運営訓練	〃	臨床検査精度管理委員会
	〃 鳥取県地域医療対策協議会	〃	鳥取県医師国民健康保険組合第2回監事会、第3回理事会
	〃 検視にかかる鳥取県警察本部との打合せ会	28日	日本医師会事務局長連絡会
	〃 鳥取県健康対策協議会生活習慣病対策専門委員会	3月1日	鳥取県健康対策協議会胃がん対策専門委員会
31日	平成25年度全国メディカルコントロール協議会連絡会	〃	鳥取看護高等専修学校卒業式
2月1日	心の医療フォーラムin米子	〃	看護職のワーク・ライフ・バランス推進フォーラム
	〃 鳥取県災害医療コーディネーター研修	3日	鳥取大学医学部地域医療学講座あり方懇話会
2日	鳥取県健康対策協議会心臓検診従事者講習会	4日	かかりつけ医と精神科医との連携会議
	〃 学校医・園医研修会		
4日	鳥取県医療審議会		
	〃 鳥取県がん診療連携協議会		
6日	第9回常任理事会		

- 〳 透析医療体制等についての意見交換会
- 5日 都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会
- 〳 米子看護高等専修学校卒業式
- 6日 鳥取県准看護師試験委員会
- 〳 第10回常任理事会
- 〳 倉吉看護高等専修学校卒業式
- 〳 鳥取県母子保健対策協議会・母子保健対策専門委員会
- 〳 診療報酬点数改定に関する打合せ
- 10日 鳥取県精度管理調査委員会
- 11日 鳥取大学 学長選考会議・経営協議会
- 〳 鳥取県救急搬送高度化推進協議会
- 12日 都道府県医師会生涯教育担当理事連絡協議会
- 13日 日本医師会医療政策シンポジウム
- 〳 食物アレルギー対策推進会議
- 〳 鳥取県助産師出向支援モデル事業協議会
- 〳 鳥取県生活習慣病検診管理指導協議会総合部会
- 14日 中国四国医師会事務局長会議
- 〳 心の医療フォーラムin倉吉
- 15日 第192回臨時代議員会
- 〳 鳥取県医師国民健康保険組合第133回通常組合会
- 〳 鳥取県医師会会員総会
- 18日 心といのちを守る県民運動
- 19日 日医有床診療所等の防火対策に関する説明会
- 20日 鳥取県糖尿病対策推進会議
- 〳 第13回理事会
- 〳 第267回鳥取県医師会公開健康講座
- 〳 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画
- 23日 日医生涯教育協力講座セミナー
- 〳 「糖尿病患者さんの食習慣を考慮に入れた薬物治療
- 26日 鳥取県DMAT連絡協議会
- 〳 鳥取県防災会議
- 27日 禁煙指導対策委員会
- 〳 鳥取県医療安全推進協議会
- 〳 介護保険対策委員会
- 〳 鳥取県がん対策推進県民会議
- 29日 中国四国医師会連合常任委員会及び連絡会
- 30日 日本医師会臨時代議員会

## 9 経理関係

- 1 平成24年度歳入・歳出決算について  
平成24年度一般会計及び特別会計決算並びに財産目録等について、平成25年6月20日、県医師会館において新田、石井両監事によって厳正なる監査が行われ、いずれも適正妥当であったことが認められた。  
次いで、6月29日開催の第190回（定例）代議員会において承認された。
  - 2 平成25年度会費減免について  
平成25年度会費減免については、第189回（定例）代議員会、第190回（定例）代議員会〔追加分〕、第192回（臨時）代議員会〔追加分〕、において申請どおり承認になった。減免申請の内訳は次のとおりである。  
会費免除会員……133名（高齢97名、傷病3名、研修医33名）
  - 3 平成26年度歳入・歳出予算について  
平成26年度予算については、平成26年3月15日開催の第192回（臨時）代議員会において原案どおり可決され、4月1日から施行する。  
また、本会特別会計については下記の如く認められており、各予算はそれぞれの事業推進の費途に充てられている。
- 1 鳥取県医師会会館修繕積立金会計
  - 2 生命保険取扱特別会計

## 2. 医学教育の向上に関する事項

### 1 医学会の開催

- 1 春季医学会（学会長：鳥取県立厚生病院院長 井藤 久雄先生）

平成25年6月9日（日）午前9時05分より、倉吉市・鳥取県立倉吉未来中心において、鳥取県医師会主催、鳥取県立厚生病院・中部医

師会共催により開催した。(出席者53名)

1) 研究発表……22題

2) 特別講演

「呼吸器外科におけるロボット手術の実際と今後の展望」

鳥取大学医学部器官制御外科学講座胸部外科学分野教授 中村 廣繁先生

3) アンケート回収 33枚

春季医学会抄録は、鳥取医学雑誌第41巻

1・2号(合併号)へ掲載した。

2 秋季医学会(学会長:鳥取市立病院院長山下 裕先生)

平成25年10月27日(日)午前9時30分より、

鳥取市・鳥取県医師会館において、鳥取県医師会主催、鳥取市立病院・鳥取県東部医師会共催により開催した。(出席者73名)

1) 研究発表……32題

2) 特別講演

「脳血管障害」

講師 鳥取大学医学部脳神経科学講座脳神経外科分野教授 渡邊 高志先生

3) アンケート回収 29枚

秋季医学会抄録は、鳥取医学雑誌第41巻3・4号(合併号)へ掲載した。

### 3. 医学と関連科学との総合進歩に関する事項

#### 1 医療安全対策

##### 1 鳥取県医療安全推進協議会

平成26年3月27日、県庁において開催され、太田監事が出席した。議事として、医療安全支援センターの概要、鳥取県の医療安全対策、医療相談窓口の対応状況、医療事故について報告が行われた後、県及び各福祉保健局に寄せられた相談事例の中で対応に苦慮した事例への対応状況、ポイント及び課題について協議、意見交換が行われた。

##### 2 日医医療事故防止研修会

平成26年1月19日、日医会館において開催され、「平成24・25年度『医療安全対策委員会』答申報告」をテーマに、明穂常任理事、西土井英昭先生(東部理事)が出席した。

当日は、講演11題と総合討論～成果が見える医療安全を目指して～が行われた。その後、会場から質問が寄せられ、それぞれについて回答がなされた。また、後日日医雑誌に議事録が同封される。詳細は、会報第704号に掲載した。

載した。

#### 2 鳥取医学雑誌の発行について

本年度(平成25年3・6・9・12月)発行した医学雑誌は第41巻1・2号(合併号)、3・4号(合併号)で、収載論文数は総数21編(内訳:総説2編、原著9編、症例報告4編、報告1編、記録5編)であった。

編集委員会は、平成26年1月30日、県医師会館において開催した。議事として平成25年鳥取医学雑誌発行状況、投稿論文数減少に対する対策等について協議、意見交換を行なった。今後は、投稿論文を定期的に、病院長だけでなく各診療科の責任者へも依頼し、編集委員が所属する医療機関で呼び掛けていく。また、利益相反の有無を明記することが必要であり、当面は編集委員会で検討していくが、今後「投稿規定」の一部改正を検討する。などについて報告、協議、意見交換を行った。詳細は、会報第704号に掲載した。

### 4. 医師の生涯研修に関する事項

#### 1 日本医師会生涯教育制度の推進

昭和62年度より本制度として始まり、平成22年度改正された日本医師会生涯教育制度について、下記の通り参加した。

1 平成24年度申告状況(一括深刻性を採用)

〈単位取得者率〉

全県:76.9%「参考:平成23年度単位取得者率78.2%」

(東部75.6% 中部80.8% 西部75.7% 鳥大88.2%)

平成25年10月1日付けで「学習単位取得証」が発行されたので、地区医師会経由交付した。

なお、平成22年度・23年度・24年度の連続した3年間で、単位数+カリキュラムコード数の合計60以上取得者に、平成25年12月1日付けで「日医生涯教育認定証」が発行された。(301名；有効期限3年間)

## 2 生涯教育委員会

平成25年5月23日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。平成24年度生涯教育事業及び都道府県医師会生涯教育担当理事連絡協議会の出席について報告の後、平成25年度春季及び秋季医学会と今後の医学会の運営方法、平成25年度日医生涯教育制度、日医生涯教育協力講座セミナーなどについて協議、意見交換を行った。テレビ会議システムを利用して本会医学会の参加者を増員させてはどうかとの意見があったが、現時点では技術的に難しいため今後検討する。日医生涯教育協力講座セミナーは、「糖尿病患者さんの食習慣を考慮に入れた薬物治療」について開催し、鳥取県糖尿病対策推進会議と連携しながら、内容及び講師の人選について進めていくこととした。詳細は、会報第696号へ掲載した。

## 3 日医生涯教育協力講座；

セミナー「糖尿病患者さんの食習慣を考慮に入れた薬物治療」について

本年度は次の通り開催した。

日 時 平成26年3月23日(日)

午後1時40分～5時

場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町

テーマ 『糖尿病の治療(食事・薬物・歯周病)』

出席者 65名(医師33名、医療関係者32名)

### 1. 基調講演

「糖尿病初期薬物治療における食後血糖な

らびに血糖変動管理の重要性」

鳥取県糖尿病協会会長・住吉内科眼科クリニック名誉院長 池田 匡先生

## 2. パネルディスカッション「私はこうしています」(各20分)

### 1) 医師の立場から

林医院院長 林 裕史先生

### 2) 看護師の立場から

鳥取市立病院看護師・糖尿病療養指導士 萩原 知美氏

### 3) 薬剤師の立場から

鳥取赤十字病院薬剤部長 國森 公明先生

### 4) 栄養士の立場から

鳥取市立病院栄養管理室室長・糖尿病療養指導士 磯部 紀子氏

### 5) 歯科医師の立場から

鳥取市立病院地域ケアセンター部長・診療部部長 成石 浩司先生

## 3. 質疑応答、総括

鳥取大学医学部地域医療学講座教授 谷口 晋一先生

## 4 「日本医師会生涯教育講座」の開催について

本年度は次のとおり開催した。

### 25. 6. 9 鳥取県医師会春季医学会

7. 28 第1回鳥取県医師会産業医研修会

9. 22 第2回鳥取県医師会産業医研修会

10. 6 第21回学校医・学校保健研修会・新任学校医・新任養護教諭合同研修会

10. 27 鳥取県医師会秋季医学会

11. 24 第3回鳥取県医師会産業医研修会

26. 3. 23 日医生涯教育協力講座セミナー「糖尿病患者さんの食習慣を考慮に入れた薬物治療」

## 5. 医学、医療の国際交流に関する事項

### 1 鳥取大学等との連絡協調

#### 1 鳥取大学経営協議会・鳥取大学学長選考会議

1) 平成25年12月3日、鳥取大学において開催され、魚谷会長が出席した。主な議事と

して、経営協議会選出の学長選考会議委員、人事院勧告への対応、平成26年度予算編成方針案、工学分野・医学分野のミッション定義等について協議、意見交換が行われた。また、平成26年度概算要求等について報告

があり、鳥大医学部附属病院に関連して、病診連携・病々連携の有効活用によって、附属病院医師の負担の軽減を図って欲しいと意見を述べておいた。

- 2) 平成26年1月24日、鳥取大学において開催され、魚谷会長が出席した。主な議事として、平成25年度第1次学内補正予算案、中期目標・中期計画の変更、などについて協議、意見交換が行われた。また、平成26年度運営交付金等内示の概要・学内予算編成方針・学長経費の採択、大学の動き、最近の地域貢献の取組について報告があった。
- 3) 平成26年3月11日、ホテルニューオータニ鳥取において開催され、魚谷会長が出席した。学長選考会議では、学長候補者選考手続きの見直しとして、意向調査の投票資格者の範囲、投票資格者名簿の縦覧方法等、所信表明演説等の実施について協議、意見

交換が行われた。経営協議会では、26年度学内当初予算案及び計画案等について協議、意見交換が行われた。鳥取大学の経営状況は大変良好のようである。

## 2 鳥取大学医学部地域医療学講座あり方懇話会

平成26年3月3日、鳥大医学部附属病院において開催され、魚谷会長が出席した。議事として、「地域医療学講座の活動実績」、「地域卒学生の対応」、「総合診療、家庭医療教育の中核としての教室づくり（人材育成）」などについて報告、協議、意見交換が行われた。教室づくりには、各科との連携が必要であるとのことであった。なお、この講座の一部は、当初平成25年度までの国の地域医療再生基金による寄付講座であったが、あと2年間継続される。

## 6. 公衆衛生の指導啓発に関する事項

### 1 公衆衛生活動への協力

#### 1 鳥取県公衆衛生協会理事会

平成25年5月16日、県医師会館において開催され、岡本会長（協会長）、渡辺・笠木両常任理事が出席した。議事として、平成24年度事業報告及び収支決算案、平成25年度事業計画及び収支予算案、第56回鳥取県公衆衛生学会の開催（7/11 倉吉未来中心）、第59回中国地区公衆衛生学会、鳥取県公衆衛生協会会則の改正などについて報告、協議、意見交換が行われた。第59回中国地区公衆衛生学会は鳥取県の当番で8月28・29日（水・木）に鳥取市において開催する。

#### 2 鳥取県公衆衛生学会

平成25年7月11日、倉吉交流プラザにおいて開催され、魚谷会長が公衆衛生協会長として挨拶を述べてきた。午前中に特別講演「これからの、公衆衛生活動のあり方について～健康が義務になる前に、なにをなすべきか？～」(鳥大医学部環境予防医学分野教授 尾崎米厚先生)があり、午後からは、2つの分科会(1)「母子保健・その他」「生活習慣病・がん対策」「精神保健」「栄養」「口腔衛生」、(2)「感染症」「食品衛生」「環境衛生」「環境保全・

その他」に分かれて研究発表が行われた。

#### 3 中国地区公衆衛生学会

平成25年8月28～29日の2日間に亘り、鳥取市において開催され、魚谷会長が学会長として出席し挨拶を述べてきた。28日は、ホテルモナーク鳥取において評議員会が行われ、29日は、とりぎん文化会館において特別講演、46題の研究発表が行われた。次期開催県は岡山県である。

#### 4 鳥取県保健事業団理事会

平成25年5月28日、事業団本部において開催され、岡本会長（理事長）より出席報告があった。議事として、平成24年度事業報告及び収支決算、公益財団法人鳥取県保健事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の一部変更、常勤役員報酬額の決定、定時評議員会の招集、平成25年度検診車の整備などについて協議、意見交換が行われた。また、職務執行状況報告、役員賠償責任保険の加入について報告があった。

#### 5 鳥取県社会福祉審議会

1) 平成25年7月25日、とりぎん文化会館において開催され、吉田常任理事より出席報告があった。議事として、特別養護老人

ホーム整備計画の選定について協議、意見交換が行われ、2施設（東部1、中部1）が認可された。将来人口減で利用者が減少した際、大施設は存続できるが、他の施設は運営できるか等を踏まえて、今後は認可、監視をして欲しいと要望した。また、「社会福祉法人の運営における不適正案件」、「身体障害者手帳の詐欺事件」、「鳥取県手話言語条例（仮称）の検討」などについて報告があった。

2) 平成26年2月17日、とりぎん文化会館において開催され、吉田常任理事が出席した。主な議事として、心身障害福祉専門分科会の報告があった。国では、心臓機能障害（ペースメーカー等植込者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しを行なって、平成26年度以降、新たに申請する者に対して適用することとなった（ただし、平成26年3月末日までに診断書等が作成された方は、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定する）。なお、ペースメーカー等では一定期間（3年）以内に再認定を行うことを原則とする。

#### 6 鳥取県社会福祉審議会心身障害福祉専門分科会指定医師等審査部会

平成25年10月18日、県庁において開催され、吉田常任理事より出席報告があった。現在、身体障害者手帳の認定において、心臓機能障害でペースメーカー等を装着している者は一律1級に、肢体不自由で人工関節等の置換術を行なっている者は、(1)股関節・膝関節に人工関節等を置換している場合は一律4級、(2)足関節に人工関節等を置換している場合は一律5級として認定している。厚労省では認定基準の見直し案を平成26年度からの施行に向けて取りまとめているところである。なお、制度改正後は、新たに申請する者に対してのみ適用される。

#### 7 鳥取県臓器・アイバンク理事会

平成25年6月4日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、岡本会長より報告があった。議事として、常務理事の選任（松田県福祉保健部長）、平成24年度事業報告及び収支決算、平成25年度収支予算の変更、腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業

補助金要綱（案）、定時評議員会の招集などについて報告、協議、意見交換が行われた。また、日本臓器移植ネットワーク地域意思表示推進事業に関する助成、評議員の選任について報告があった。

## 2 県民健康教育活動の展開

昭和55年9月より日本海新聞に掲載している「保健の窓」は1,192回となった。また、平成6年2月より日本海新聞に掲載している「健康なんでも相談室『鳥取県医師会Q&A』」は588回となった。

### 1 健康フォーラム2013開催について

本年度は次のとおり開催した。（聴講者85名）なお、従来新日本海新聞社との共催としていたが、本年度は共催とせず特別後援とした。「健康セミナー」との通算では28回目となる。

日 時 平成25年11月16日（土）午後1時30分～4時

会 場 「鳥取大学医学部記念講堂」米子市西町

テーマ 肝癌で命を落とさないために  
講演および講師

#### 1. 「B型・C型肝炎と脂肪肝炎」

鳥取大学医学部機能病態内科学（消化器内科）教授

村脇 義和先生

#### 2. 「肝癌のやさしいお話し」

鳥根大学医学部附属病院 肝臓内科  
診療科長

佐藤 秀一先生

### 2 鳥取県医師会公開健康講座・健康医療相談

平成3年4月、鳥取県健康会館竣工に伴いひろく県民の健康教育を図るため、同年5月16日より毎月1回、第3木曜日の午後2時から3時30分まで（講演1時間・質疑応答30分）鳥取県健康会館において「鳥取県医師会公開健康講座」を開催している。但し、このうち1回は倉吉市で開催した。

なお、本講座は、平成7年度より鳥取県立生涯学習センターが行う「とっとり県民カレッジ・健康スポーツコース」の連携講座として協力している。

公開健康講座の広報については日本海新聞「保健の窓」欄を利用して周知したほか、日医白クマ通信、各新聞社等へもPRしている。

また、毎月1～4の各木曜日の午後1時間30分から1時間実施している面談による健康医療相談については、第1週：精神科、第2・4週：内科、第3週：整形外科として実施した。

「本年度開催した公開健康講座」

第256回 平成25年4月18日

「ご本人と家族のための禁煙教室」

安陪内科医院院長 安陪 隆明先生

第257回 平成25年5月16日

「最新の糖尿病治療—怖い合併症を防ぐために—」

鳥取県立中央病院糖尿病・内分泌・代謝内科 医長 村尾和良先生

第258回 平成25年6月20日

「サプリメントの正しい知識 ～上手な利用法と思わぬ落とし穴～」

鳥大医学部附属病院薬物療法内科教授

長谷川純一先生

第259回 平成25年7月18日

「健やかな身体と心を保つために ～運動習慣のすすめ～」

栄町クリニック院長 松浦喜房先生

第260回 平成25年8月23日

於倉吉交流プラザ「視聴覚ホール」 倉吉市駄経寺町

「メンタルヘルスと体調の関係」

倉吉病院精神科 阪口周二先生

第261回 平成25年9月19日

「腎臓病を進行させない治療と生活習慣」  
さとに田園クリニック院長 太田匡彦先生

第262回 平成25年10月17日

「治る腰痛 つきあう腰痛」

鳥取市立病院診療局長（整形外科）

森下嗣威先生

第263回 平成25年11月21日

「知っておきたい身近な目の病気」

武信眼科 院長 武信順子先生

第264回 平成25年12月19日

「より良い睡眠のために」

養和病院 医局長（精神科）

廣江ゆう先生

第265回 平成26年1月16日

「地域で支える脳卒中医療」

鳥取県立中央病院 神経内科部長

中安弘幸先生

第266回 平成26年2月20日

「めまいの話」

辻田耳鼻咽喉科医院 院長 辻田哲朗先生

第267回 平成26年3月20日

「在宅医療のお話～病院や診療所に通えなくなった時のために～」

安達医院 院長 安達敏明先生

## 7. 地域医療の進展発展に関する事項

### 1 救急医療対策

#### 1 高度救命処置研修開催事業について（委託事業）

平成16年度より、医師、看護師、救急救命士等を対象とした「高度救命処置研修開催事業」を鳥取県から委託された。目的はメディカルコントロール協議会の中心となるJPTEC、ACLSの概念の理解を得て、鳥取県下のインストラクター・プレインストラクター等の養成。

#### ○JPTEC研修会

1) 平成25年7月14日（日）：鳥取大学医学部保健学科棟、参加者数28人

2) 平成25年7月22日（月）：鳥取県福祉人材センター、参加者数21人

3) 平成25年11月17日（日）：鳥取県立厚生病院、参加者数18人

#### ○ACLS研修会

1) 平成26年2月16日（日）：鳥取県立厚生病院、参加者数12人

#### 2 小児救急地域医師研修事業（委託事業）

平成23年度から委託先が県から地区へ変更となった。

#### 3 小児救急電話相談事業について

全国で実施していないのは、鳥取県を含めて3県だけである。県主催による小児ワーキンググループにおいて協議した結果、小児救急電話相談は民間業者へ委託し、時間は7時～22時か23時位までとして平成21年度から開始することとした。また、子育て家庭向けに

小児救急の受診の仕方・救急の対処方法のパンフレットを作成するほか、各地区で一般市民を対象にした救急の受診の仕方などの講演会を開催するなどとし、経過を見ながらその後のことを検討していく。

＊小児救急無料電話相談事業「#8000」の運用における問題について

平成21年2月より、休日、夜間に子どもが急な病気やケガで緊急に受診すべきかどうかなど心配な時に「#8000（相談料無料、通話料は利用者負担で東京までの通話料）」を利用していただく、「とっとり子ども救急ダイヤル」が県の事業として民間委託の形で開始されている。

案内カードは、県内医療機関、学校関係などに配布されているが、その表示に鳥取県内の休日（夜間）急患センター（東部医師会附属急患診療所、中部休日急患診療所、米子市急患診療所、境港日曜休日急患診療所）を受診していただきたい旨、掲載してあるが、住民の誤解から急患センターに電話相談がかかっているため、現場では多少混乱が起きている状況である。

対策としては、その都度、主旨を説明し、緊急であれば、直接急患センターに来ていただくこと、余裕があれば電話相談にのること、など適宜対応していく。

#### 4 日医救急災害医療担当理事連絡協議会

平成25年6月27日、日医会館において開催され、清水副会長が出席した。当日は、救急及び災害医療の報告に続き、「災害医療研修」として、(1)地域における災害医療体制構築、(2)医師会における災害対応組織づくりについての講義の後、全体協議が行われた。インシデントコマンドシステムの基本原理は、現場に指揮命令に関する権限を委譲すること、現場活動に対して支部・本部・中央政府は後方支援に徹すること等であり、JMATに当てはめると、現場指揮官は地元の医師会長ないし地元の医療リーダーが就任すべきである。また、日医から大規模災害に備え、「JMAT携行医薬品リストVer.1.0」が提示された。詳細は、会報第697号に掲載した。

#### 5 日医Mass Gathering Medicineに関する研修会

平成25年10月26日、日医会館において災害

医療及び国際保健担当理事連絡協議会を兼ねて開催され、清水副会長、岡田常任理事が出席した。当日は、(1)ボストンマラソン爆弾テロ事件における医療対応、(2)日本におけるMass Gathering Medicine対策（南海トラフ巨大地震への備え等）、(3)パネルディスカッションが行われた。Mass Gatheringとは、2002年のサッカーワールドカップ時に取り入れられた概念で、共通した目的等で千人以上が同一時間に同一地域に集合する集団のことである。日本では予測不能な傷病者の災害医療体制は不十分で、起きないことを祈るのが現状である。詳細は、会報第701号に掲載した。

#### 6 全国メディカルコントロール協議会連絡会

平成26年1月31日、北九州市において、「持続可能な質向上の取組に向けて」をテーマに開催され、清水副会長が出席した。当日は、講演「平成25年度メディカルコントロール体制の実態調査の概要」（消防庁救急企画室）、「メディカルコントロール体制の充実に係る各組織の取組」をテーマに4名のパネリストによる発表があり、助言者3名が加わり議論が交わされた。その後、「救急救命処置等に係る情報共有」をテーマに講演が行われ、平成26年度以降の当連絡会の開催形態について情報提供があった。詳細は、会報第704号に掲載した。

#### 7 救急・災害対策委員会

平成25年10月17日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎTV会議システムを利用して開催した。日医及び県の関連会議、3府県共同ドクターヘリの運航状況、地区医師会の取組などについて報告があった後、災害医療関係者研修（JMAT研修）、鳥取県地域医療再生基金補助金を活用した衛星携帯電話の整備について協議、意見交換を行った。衛星携帯電話は年内を目途に契約及び納品完了予定である。空白となる自治体エリアに対する配置については、地区医師会で検討していただく。詳細は、会報第701号に掲載した。

#### 8 鳥取県救急搬送高度化推進協議会

平成26年3月11日、鳥取中部ふるさと広域連合消防局において開催され、清水副会長が出席した。主な議事として、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」運用状況デー

タ、(2)救急救命士の処置範囲拡大、(3)今後の予定、などについて協議、意見交換が行われた。(1)では、現時点で受入不可の理由は公表するが、病院名は公表はしないとのことであった。(2)では、「血糖測定とブドウ糖溶液の投与」と「心肺停止前の静脈の確保と輸液の実施」が新たに追加された。

## 9 鳥取県DMAT連絡協議会

1) 平成25年10月10日、県庁において開催され、明穂常任理事が出席した。鳥取県DMAT隊員養成研修等について報告があった後、平成25年度災害医療関係者研修及び訓練実施計画等について協議、意見交換が行われた。国主催研修として、関西広域連合の災害医療コーディネーター研修が来年1月25～26日に徳島県において開催される。県主催として、鳥取空港消火救難訓練、鳥取県DMAT隊員養成研修、災害医療従事者研修及び災害医療コーディネーター研修(2/1県庁)を予定している。また、県危機対策情報課では、「災害情報システム」の運用を平成26年3月1日より開始する。詳細は、会報第701号に掲載した。

2) 平成26年3月26日、県庁において開催され、清水副会長が出席した。議事として、(1)原子力災害時における入院患者等の避難、(2)災害時における透析医療、(3)災害医療関係者研修及び訓練実施計画等、などについて協議、意見交換が行われた。県より行政のコーディネーターの中に「透析医療コーディネーター」を加える案の提示があったが、精神医療、在宅酸素はどうかとなりかねないため、今後も検討を進めていく。詳細は、会報第706号に掲載した。

## 2 防災対策

### 1 日医南海トラフ大震災を想定した衛星利用実証実験(防災訓練)

平成25年11月20日、県医師会館において、清水副会長が日医TV会議システムを利用して参加した(愛知・兵庫・香川は衛星「きずな」を利用して参加)。

日医は、本年1月に宇宙航空研究開発機構との間でインターネット衛星「きずな」を用いた災害医療支援活動の利用実証実験に関する協定を締結した。本協定に基づき、南海ト

ラフ大震災を想定した衛星利用実証実験を今回初めて日医テレビ会議システムを用いて行った。会議の中では、災害が発生した際に有効と思われるクラウド型医療情報システムを利用し、オンラインJMAT登録、関係文書・衛星写真の表示、オープンネットカルテなども披露された。

### 2 東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状伝達式

平成25年5月16日、県庁において行われ、清水常任理事より出席報告があった。藤井鳥取県副知事より、本会を含め10団体に感謝状が伝達された。

### 3 透析医療体制等についての意見交換会

平成26年3月4日、県庁において中・西部総合事務所を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、太田監事が出席した。県は、災害時医療活動指針を策定したが、透析患者に対応する体制は、早急な課題となっている。実際に透析医療機関や医師の連携が乏しいため、具体的な体制づくりに至っていない。

当日は、県医療政策課より、(1)災害時透析医療活動指針(案)、(2)災害時における透析医療に特化したコーディネーター設置、(3)災害時透析情報ネットワークの活用、(4)各透析医療機関での業務継続計画(BCP)の策定を計画、について説明があった後、協議、意見交換が行われた。

今後は、県及び各圏域に透析災害に特化したコーディネーター的な役割を持つ医師を別個に置く必要があるため、医師会主導で推薦し、災害時の透析医療機関の組織体制を構築していく。

なお、透析医療に特化したコーディネーター設置については、来週県庁で開催される「鳥取県DMAT連絡協議会」において協議が行われる。

### 4 鳥取県被ばく医療機関等ネットワーク会議

平成26年2月17日、倉吉体育文化会館において開催され、清水副会長が出席した。議事として、(1)原子力防災訓練の振り返り(初期被ばく医療：米子医療センター、入院患者避難：済生会境港総合病院)、(2)入院患者避難先マッチング(30km圏内)、(3)3/19被ばく医療研修実施計画などについて報告、協議、

意見交換が行われた。(1)では、両病院とも自衛隊が訓練に参加した。(2)では、重症患者はとにかく西部医療圏域に搬送すること。(3)では、被ばく医療機関、消防士、警察官、自衛官（オブザーバー）、救命士を対象にしている。

#### 5 鳥取県災害医療コーディネーター研修

平成26年2月1日、県庁において、先日徳島市で行われた「関西広域コーディネーター研修報告」を受けて開催され、青木理事より出席報告があった。DMAT活動と同時に地域災害医療対策会議の業務立ち上げが重要なため、鳥取県災害医療活動指針が示された。「医療救護対策本部」を立ち上げ、発災48時間までは主にDMAT県調整本部により医療対策の統合調整を行い、それ以降は「県災害医療コーディネーターチーム」が役割を引き継ぐ。県医師会の役割として、県災害医療コーディネーターチームに参加する際、実際に連絡をとる担当者を伴い会議に参加することが重要である。県医師会と地区医師会の連携の重要性を認識した。今後は、衛星携帯電話によるネットワークを早急に確立し、電話だけでなく通信手段も考えていく。

#### 6 鳥取県防災会議

平成26年3月26日、県庁において開催され、清水副会長より出席報告があった。県地域防災計画及び県広域住民避難計画の修正案が了承された。

鳥根原発事故を想定した避難計画では、船舶やヘリ等を新たに住民避難の移動手段に加え、原発30キロ圏の境港市、米子市を4区域にして5時間間隔で避難する。また、防災計画では、市町村が要支援者本人の同意を得た上で警察等への名簿の提供、指定緊急避難場所と被災地が指定避難所を指定して住民に周知することも義務付けた。

#### 7 関西広域連合災害医療コーディネーター研修会

平成26年1月25・26日の2日間に亘り、昨年度の神戸市に引き続き徳島市で開催され、清水副会長より出席報告があった。

今年度は、実演中心のプログラムで、1日目は徳島県を6地区に分け、地図上での災害図上訓練、避難所の運営訓練が行われ、2日目は避難所の状況評価訓練の後、3班に分か

れて無線や携帯電話、ホワイトボードを使用した災害対策本部の体験訓練が行われた。詳細は、会報第704号に掲載した。

### 3 医師確保対策、男女共同参画

#### 1 日医大学医学部女性医師支援担当者連絡会

平成25年9月27日、日医会館において、女性医師支援・男女共同参画に関する取組の周知と各大学医学部の取組についての情報交換を目的に初めて開催され、岡田常任理事より出席報告があった。当日は、小森常任理事より日医の女性医師支援に関する取組について説明があった後、東北・岐阜・九州各大学から、これまでの取組等について報告があり意見交換が行われた。全国80大学のうち62大学の関係者のほか、各都道府県医師会の担当役員が出席した。詳細は、会報第700号に掲載した。

#### 2 第9回日本医師会男女共同参画フォーラム

平成25年7月27日、山口市において山口県医師会の担当により、「みんなちがって、みんないい～伝えたい、豊かな医療人をめざすあなたへ～」をテーマに開催され、岡田常任理事、武信理事が出席した。

当日は、基調講演「より良い医療のために、より良いキャリアのために」(桃井真里子国際医療福祉大学副学長)、日医男女共同参画委員会等の報告、シンポジウムが行われ、最後に「第9回男女共同参画フォーラム宣言」が採択された。次回は、平成26年7月26日に日医会館で開催予定である。詳細は、会報第699号に掲載した。

#### 3 日医女性医師支援センター事業中国四国ブロック別会議

平成25年12月21日、岡山市において開催され、武信理事、山田七子先生(鳥大医学部附属病院准教授)が出席した。当日は、(1)日医女性医師支援センター事業、(2)中国四国9県の院内保育所設置状況(アンケート調査より)、(3)各県における女性医師等就労環境改善事業の実施状況、などについて報告及び協議が行われた。本県では、復帰支援システムを鳥大医学部ワークライフバランスセンターが窓口となって実施しているが、今後は医師会における相談窓口の設置を検討していく。詳細は、会報第703号に掲載した。

#### 4 日医女性医師支援事業連絡協議会

平成26年2月22日、日医会館において開催され、武信理事、山田七子先生（鳥大医附属病院准教授）が出席した。当日は、6県医師会（山形、茨城、岐阜、兵庫、愛媛、宮崎）から、「女性医師支援センター事業ブロック別会議開催報告」として、各ブロック会議で報告された取組みの紹介があった後、質疑応答及び総合討論が行われた。詳細は、会報第705号に掲載した。なお、今後は、本会の女性医師支援事業に関して、ホームページに窓口を作り対応していく。

#### 4 地域医療対策

##### 1 地域包括ケア・在宅医療推進フォーラム

平成25年10月19日、ハワイアロハホールにおいて開催され、吉田常任理事がコーディネーターとして出席した。

最初に「介護保険制度の課題と現状 制度見直しの論点」について、厚労省老健局介護保険計画課西澤栄晃課長補佐より説明があった後、基調講演「地域包括ケアと在宅医療 住み慣れた地域で暮らし続けるために」（東京大学高齢社会総合研究機構 辻 哲夫特任教授）、取組発表(1)「ガン在宅医療に対する取組」（米子医療センター副院長 山本哲夫先生）、(2)「地域の再構築 包括ケアなくして、在宅医療なし～今必要なパラダイムシフト～」（真誠会理事長 小田貢先生）、(3)「高齢者を在宅で支える～訪問看護師の立場から～」(訪問看護ステーション博愛 石橋佐智子所長)及びパネルディスカッションが行われた。

##### 2 在宅医療・介護連携推進事業研修会

平成25年10月22日、東京都において開催され、青木理事より出席報告があった。当日は、6つの講義、シンポジウム、「研修を通じた在宅医療の推進」をテーマとしたグループディスカッションが行われた。厚労省は、医療と介護の連携が重要で、市町村と地域医師会が連携して在宅医療の推進を図ってほしいと考えている。県医師会としては、地区医師会の後方支援、県と連携した地域住民への普及、啓発などの事業が考えられる。

##### 3 日医在宅医リーダー研修会

平成25年7月28日、日医会館において都道府県医師会や地区医師会で核になる在宅医療

のリーダーの育成を考えることを目的に開催され、吉田常任理事、地区医師会代表者が出席した。

当日は、「かかりつけ医の在宅医療」をテーマに、第1部では、(1)かかりつけ医機能と基本理念、(2)かかりつけ医に求められる在宅医療、(3)在宅医療と地域包括ケアシステムなど、12名の講師による講義とDVD放映が行われた。第2部では、「多職種協働の実践」をテーマにシンポジウムが行われ、その後、6名のシンポジスト間の討論及び会場との質疑応答があった。詳細は、会報第698号に掲載した。

##### 4 在宅医療研修会

平成26年1月19日、倉吉交流プラザにおいて、4名の講師（吉田常任理事、にしまち診療所 悠々 岸 清志先生、松浦東部会長、市立病院地域医療総合支援センター長 足立誠司先生）により、日医テキスト「かかりつけ医の在宅医療超高齢社会—私たちのミッション」に基づき、DVD上映を組み入れながら開催した。参加者は36名。受講者には、後日、日医の修了証が交付される。

#### 5 有床診療所対策

##### 1 鳥取県有床診療所協議会

平成22年5月9日設立し、平成26年3月末現在の会員数は25名である。

##### 2 全国有床診療所連絡協議会役員会

平成25年4月7日・フクラシア東京ステーション、8月3日・神戸ポートピアホテル、12月1日・東京国際フォーラム、平成26年3月23日・東京八重洲ホールにおいて開催された。当会からは都合が悪く欠席した。

##### 3 都道府県医師会有床診療所担当事務連絡協議会

平成25年11月13日、日本医師会館において開催され、米川常任理事が出席した。主な議事は、(1)有床診療所に関する検討委員会の検討状況について、(2)平成25年度有床診療所の現状調査について、(3)厚生労働省医政局から、医療法等の一部改正法律案等についての報告、(4)総務省消防庁から、10月に福岡市で発生した有床診療所火災に関する報告であった。詳細は会報第702号に掲載した。

##### 4 全国有床診療所連絡協議会総会

平成25年8月3日・4日の2日間、神戸ポートピアホテルにおいて開催され、米川常

任理事が出席した。3日は総会に引き続き、横倉義武日医会長、宇都宮啓厚生労働省保険局医療課長による講演2題が行われた。4日は、田村憲久厚生労働大臣、辻泰弘元厚生労働大臣・衆議院議員による特別講演2題、「都市型有床診療所のあり方～大都市における有床診療所の役割～」をテーマにシンポジウムが行われた。次回担当は、岐阜県医師会である。

#### 5 全国有床診療所連絡協議会中国四国ブロック会総会

平成26年1月26日、岡山市において開催され、米川常任理事が出席した。主な議事として、平成24年度事業及び収支決算について報告があった後、特別講演2題(1)「有床診療所の今後～医療法改正に向けて～」(厚生労働省医政局指導課医師確保等地域医療対策室長佐々木昌弘氏)、(2)「有床診療所の今後の課題と展望」(国際医療福祉大学大学院教授

渡辺俊介氏)、特別発言(全国有床診療所連絡協議会副会長 鹿子生健一先生)が行われた。詳細は会報第704号に掲載した。

#### 6 日医有床診療所等の防火対策に関する説明会の出席報告〈清水副会長〉

平成26年3月18日、日医会館において開催され、清水副会長より出席報告があった。今回は、日医より各都道府県医師会へテレビ配信が行われ、米川常任理事、池田鳥取県有床診療所協議会長が聴講した。議事として、(1)有床診療所の防火対策に関する日医への対応、(2)消防庁「有床診療所火災対策検討部会」の議論、(3)25年度補正予算「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」、(4)スプリンクラー設備に関する説明、(5)自動火災報知設備・火災通報装置に関する説明、について説明があった後、質疑応答が行われた。詳細は会報第706号に掲載した。

## 8. 地域保健の向上に関する事項

### 1 健康診査管理指導事業対策

#### 1 子どもの頃からのがん予防教育推進部会

1) 平成25年7月30日、県庁において開催され、岡田常任理事より出席報告があった。本県のがん75歳未満年齢調整死亡率やがん罹患率が全国と比べて高い傾向のため、鳥取県がん対策推進県民会議の傘下に本部会を設置し、子供へのがん予防教育の普及拡大を目指すために開催された。議事として、(1)がん教育の現状、(2)子どもに対するがん予防教育推進に係る論点整理、(3)今後の部会の進め方、などについて報告、協議、意見交換が行われた。今後は、「出張がん予防教室」をより一層推進させる。年内に3回会議を開催し検討していく。

2) 平成25年10月30日、県庁において開催され、岡田常任理事より出席報告があった。文部科学省は、日本学校保健会に「がんの教育に関する検討会」を設置し、これにより子どもに対するがん教育が本格的に動き出した。鳥取県では、主に保健体育の授業の中で生活習慣と併せてがん予防について言及している。また、県健康政策課では平

成23年度より小学校高学年及び中学校、高等学校及び一般企業等を対象に出張がん予防教室を実施している。がんに特化した内容で、鳥取県がん統計のほか、たばこ、運動などの生活習慣や性感染症なども網羅している。

3) 平成25年12月3日、県庁で開催され、岡田常任理事より出席報告があった。出張がん予防教室の今後の方向性について協議、意見交換が行われた。がん教育を自主的に実施する学校のうち、希望する学校には出張がん予防教室の教材(冊子・パワーポイント)のみの提供も可能とし(講師は保健体育科の教諭、養護教諭等が行う)。教諭に対し、がん教育に必要な知識を学ぶ機会を提供する。また、出張がん予防教室(小学校高学年・中学生用)の教材「がんのなぞQ&A」の内容について最終協議が行われた。

#### 2 鳥取県がん診療連携協議会

1) 平成25年7月16日、鳥大医学部附属病院において開催され、米川常任理事より出席報告があった。報告では、鳥取県がん診療

連携拠点病院連絡協議会において、今年度よりがん患者の就業事業を開始したことにより、がん診療連携拠点病院に相談支援センターを設置し、専門家が週1回窓口で相談に応じている。また、がん登録部会の予後調査では、各病院から市町村へ患者の生存を問い合わせる際、個人情報保護を理由に拒否されたり、有料のため、がんセンター中央病院が代わって問い合わせをし、料金を負担しているとのことである。協議では、今年度の緩和ケア研修会及び鳥取県がん医療フォーラムの開催予定（東部）などについて意見交換が行われた。

- 2) 平成26年2月4日、鳥大医学部附属病院において開催され、米川常任理事より出席報告があった。本協議会に緩和ケア部会の設置が義務化されることになった。現在全国にがん診療連携拠点病院が397ヶ所設置（空白医療圏108ヶ所）されているが、新たに地域がん診療病院、特定領域がん診療拠点病院を新設する。認可要件の強化では、放射線治療をする医師の専従化、放射線診断に従事する医師の専任化、化学療法に従事する医師の常勤化かつ専従化、病理医の常勤を必須化する等。がん診療連携クリティカルパスの利用実績は東部137件、中部50件、西部57件であり、市立病院が75件と最も多かった。「がん登録等の推進に関する法律」が公布され、腫瘍登録の義務化、病院又は指定された診療所は、初めてがんと診断された患者の情報を都道府県知事に届ける。
- 3 鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ  
平成25年10月31日、鳥大医学部附属病院において開催され、小林理事が出席した。議事として、全国標準化データベースサーバーの導入に向けたタイムスケジュール案及びがん登録データの利活用等について協議、意見交換が行われた。県より全国標準化データベースサーバーの導入に伴い、地域がん登録システム運用の改正案が提示されたが、協議した結果、現時点で実施しているシステムで引き続き事業を継続することとなった。
- 4 鳥取県がん対策推進県民会議  
平成26年3月27日、とりぎん文化会館にお

いて開催され、岡田常任理事が出席した。「子どもの頃からのがん予防教育推進部会」設置と協議結果、本県のがん対策に係る26年度予算等について報告があった後、26年度県がん対策推進計画アクションプラン、県がん対策推進条例の見直しについて協議、意見交換が行われた。

## 2 鳥取県臨床検査精度管理事業

### 1 委員会

平成26年2月27日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。平成25年は8部門で実施し、参加施設は昨年より3施設少ない67施設だった。各検査項目の結果は、本会会報3月号へ掲載するので、参照頂きたい。未参加の主要病院へは、医師会・技師会双方から、引き続き参加へのお願いをする。また、健対協大腸がん対策専門委員会から、調査項目に「便潜血検査」を加えて欲しいという要望があり、協議した結果、来年度の一般検査部門へ取り入れることとなった。詳細は会報第705号に掲載した。

### 2 調査委員会

平成26年3月10日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催された。免疫血清調査は、同一検体であっても使用する試薬が異なった際、検査値が大きく変動する場合があります。試薬及び測定装置の特徴・傾向を正しく理解してデータを解釈する必要がある（乖離が大きいとされるCA19-9を測定項目とした）。この件について、県より関係医療機関へ通知を出すとともに、本会会報4月号に掲載して周知を図る。

## 3 特定健診・保健指導への対応

### 1 特定健診・特定保健指導について

平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書調印

平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約を平成25年4月1日に鳥取県医師会と鳥取県の代表保険者である「健康保険組合連合会鳥取連合会」との間で締結した。

特定健診委託料は、特定健診の基本健診8,000円、詳細健診(貧血210円、心電図1,300円、眼底1,120円)、追加健診(クレアチニン0円、尿酸0円)で、特定保健指導(動機付け支援8,000円、積極的支援30,000円)となっ

ている。

大和 浩先生

#### 4 地域保健活動の推進

- 1 喫煙健康被害予防対策の取り組みについて  
本会ホームページに「禁煙指導医・講演医」名簿を掲載したほか、次の通り活動した。

##### 1) 禁煙指導対策委員会

平成26年3月27日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。

各地区より講習会開催状況、世界禁煙デー関連イベント等の報告があった後、1年以内の他院での保険治療の問題、今後の活動方針等について協議、意見交換を行なった。今年度中に本委員会の存続意義を検討し、継続とすれば、委員会名を「禁煙対策委員会」に変更することも併せて検討する。詳細は、会報第706号へ掲載した。

- 2) 「禁煙指導医・講演医」養成のための講習会

地区医師会との共催により、次のとおり開催した。

##### [東部地区]

日 時 平成25年7月10日(水)

午後7時～8時

場 所 東部医師会館

鳥取市富安1-62

出席者 34名

演題及び講師

「かかりつけ医は禁煙治療をしよう～かかりつけ医のための禁煙薬物療法のコツ～」

安陪内科医院 院長 安陪 隆明先生

##### [中部地区]

日 時 平成25年9月13日(金)

午後7時30分～8時45分

場 所 中部医師会館 倉吉市旭田町18

出席者 26名

演題及び講師

「職場におけるPM2.5の曝露の実態と対策 ①タバコ煙は典型的なPM2.5 ②職場における喫煙対策のためのガイドラインの限界 ③サービス産業における職業的な受動喫煙曝露の実態と解決方法」

産業医科大学産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室教授

##### [西部地区]

日 時 平成25年10月19日(土)

午後7時～8時30分

場 所 西部医師会館 米子市久米町  
136番地

出席者 26名

演題及び講師

「伝え方で決まる禁煙支援と、最近の受動喫煙対策の動向」

中瀬医院(徳島市)

院長 中瀬 勝則 先生

- 2 鳥取県がん征圧大会

平成25年9月3日、倉吉未来中心において県、県医師会、県保健事業団の主催で開催され、清水副会長が会長代理として挨拶を述べてきた。対がん事業功労者として高見 博先生、吉中正人先生、結核予防事業功労者として杉本勇二先生(県立中央病院)、大城陽子先生(米子保健所長)に県保健事業団理事長感謝状が贈呈された。引き続き、特別講演「肝がんの予防、早期発見、治療」(鳥大医学部肝疾患相談センター長 岡本欣也先生)、がんに関するQ&Aなどが行われた。

#### 5 糖尿病対策

- 1 鳥取県糖尿病対策推進会議

鳥取県と委託契約を締結した「糖尿病予防対策連携強化事業」をもとに、次の通り推進会議を開催し協議した。なお、地域住民を対象とした「糖尿病予防講演会」および、かかりつけ医を対象とした「日常診療における糖尿病臨床講座」については地区医師会に委託実施した。

- 1) 平成25年12月12日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。

11/14「世界糖尿病デー」in鳥取・仁風閣ブルーライトアップ2013、糖尿病連携パスの実施状況、歯周病と糖尿病を予防する医科歯科連携推進事業などについて報告があった後、住民向けリーフレットの作成、日医生涯教育協力講座の開催などについて協議、意見交換を行なった。今年度の日医生涯教育協力講座は、「糖尿病患者さんの食習慣を考慮に入れた薬物治療」をテーマに平成26年3月23日(日)に県医師会館に

において基調講演講師を池田 匡先生にお願いして開催する。詳細は、会報第703号へ掲載した。

- 2) 平成26年3月20日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。

今年度の事業報告があった後、平成26年度の活動について、「登録・更新要件とする研修会及び市民向け講演会『糖尿病予防講演会』の開催」、「受診勧奨のチラシ案」、「11/14 世界糖尿病デーin鳥取ブルーライトアップ2014の概要（西部地区で開催予定）」などについて協議、意見交換が行われた。また、2ヶ所の医療機関で1人の医師を登録することについて了承した。詳細は、会報第706号へ掲載した。

- 2 鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度による登録について

平成25年1月1日、鳥取県医師会ホームページ内に「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」のコンテンツを開設し、平成24年4月1日施行した「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」に基づき登録医の申請が出され、基準を満たしている医師を次の通り登録した。

東部38名、中部36名、西部70名、鳥大6名計150名（平成26年3月31日現在）

- 3 「世界糖尿病デー」in鳥取・仁風閣ブルーライトアップ（第5回）

「世界糖尿病デー実行委員会」より補助を受け、次の通りライトアップを行った。

期 日 平成25年11月14日

会 場 鳥取市東町2丁目121「仁風閣」

日 程 当日準備15：30～

点灯式（式典）；17：45～18：00

ライトアップ時間；18：00～21：00

（HANZOアコースティックライヴ

18：00～19：00）

入場者 260名（仁風閣の表裏で入場者をカウンターで集計）

主 催 鳥取県糖尿病対策推進会議（鳥取県医師会）、鳥取県、日本糖尿病学会中国・四国支部、鳥取県糖尿病協会

## 6 メンタルヘルス・自殺対策

- 1 鳥取県心といのちを守る県民運動

平成26年3月18日、県庁において開催され、

渡辺副会長が出席し、会長に選任された。鳥取県の自死統計、平成26年度国及び県の自死対策予算、「自死」という言葉の使用、各団体の活動報告（労働局、連合婦人会）について報告があった後、各団体の自死対策の取組と課題について協議、意見交換が行われた。今後は、法律名や統計用語などを除き、本県では原則「自死」を使用する（鳥根・宮城でも使用されている）。

- 2 かかりつけ医と精神科医との連絡会議

- 1) 平成25年9月12日、県医師会館において開催した。議事として、「平成25年度各地区うつ病対応力向上研修」、「うつ病、自殺予防関連の医師会及び県の取組」について報告があった後、精神医療関係者等研修（「心の医療フォーラム」として23年度より実施）、かかりつけ医と精神科医との連携マニュアルの印刷（第3版を発行予定）について協議、意見交換を行った。今年度の心の医療フォーラムは、「増加している精神疾患への対応、トリアージ等」をテーマに、各地区で1回ずつ開催し、研修内容、講師等については今後検討する。詳細は、会報第700号に掲載した。

- 2) 平成26年3月4日、県医師会館において開催した。議事として、各地区における精神医療関係者等研修（心の医療フォーラム）の開催、うつ病対応力向上研修の実施、心といのちを守る県民運動について報告があった後、かかりつけ医と精神科医との連携マニュアル改訂版（第3版）の作成等について協議、意見交換を行なった。詳細は、会報第705号に掲載した。

- 3 心の医療フォーラム

- 1) 平成25年12月14日、県医師会館において開催した。基調講演「一般救急を拠点とした自殺未遂者ケアのための実践モデル」(横浜市立大学教授（精神保健学）・横浜市立大学保健管理センター長 河西千秋先生)、パネルディスカッション（一般病院救急、精神科診療所、精神科専門病院、保健医療行政）、総合討論を行なった。

- 2) 平成26年2月1日、ふれあいの里において開催し、基調講演「一般救急を拠点とした自殺未遂者ケアのための実践モデル」(横浜市立大学教授（精神保健学）・横浜市立

大学保健管理センター長 河西千秋先生)、パネルディスカッション(一般病院救急、精神科診療所、精神科専門病院、保健医療行政)、総合討論を行なった。

- 3) 平成26年3月14日、ホテルセントパレス倉吉において開催し、基調講演「うつ病、双極性うつ病への治療的対応」(東京女子医科大学病院神経精神科教授 坂元 薫先生)、パネルディスカッション(一般病院救急、かかりつけ医、精神科専門病院)、総合討論を行なった。

## 7 麻薬対策

### 1 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議

平成26年1月16日、県庁において開催され、辻田理事より出席報告があった。薬物乱用の現状と対策及び防止対策関係事業について報告があった後、県薬物乱用対策推進計画(案)について協議、意見交換が行われた。計画の大項目は、(1)県民への教育、学習及び啓発活動の推進、(2)監視、指導及び取締りの強化、(3)薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実である。麻薬・覚せい剤乱用防止運動鳥取大会を10月頃に開催予定である。

## 8 感染症対策

### 1 感染症対策について

#### 1) 感染症危機管理対策委員会

平成25年12月5日、ホテルセントパレス倉吉において、県担当課に参集いただき開催した。議事として、日医及び本会・県で開催された感染症並びにインフルエンザ関連の会議報告があった後、今冬のインフルエンザ総合対策、新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る特定接種の登録及び鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画案などについて協議、意見交換を行なった。新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る特定接種の登録申請には、「診療継続計画」が作成してあることが必要だが、登録申請書への添付は必要ない。作成には日医ホームページを参考にして頂きたい。申請手続きのスケジュールとしては、1月中に病院、2月中に診療所、3月中に歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所の登録を行う予定との説明があった。詳細は、会報第702号に掲載した。

#### 2) 中国における鳥インフルエンザA(H7N9)

の患者発生に係る連絡会議

中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生について、WHO及び厚労省からの情報を受け、急遽平成25年4月4日、県庁と西部総合事務所を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催され、西部会場に笠木常任理事が出席した。

当面の鳥取県の対応として、①海外等の情報を幅広く情報収集、②関係機関との情報共有及び必要に応じた体制等の確認、③県民への情報提供(ホームページにWHOの情報を掲載)、④健康相談窓口の対応(各保健所での感染症相談窓口の活用)、⑤医療機関と保健所との連絡会議の開催(予定)等について確認が行われた。詳細は、会報第695号に掲載した。

なお、厚労省からの協力依頼で、医療機関において「38度以上の発熱と急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われる者であり、発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者」を診察した場合は、保健所への情報提供が求められた。本件については、本会より平成25年4月5日付けで医療機関へファクシミリにて通知を行った。

#### 3) 鳥取県新型インフルエンザ対策会議

平成25年4月19日、県庁と中・西部総合事務所等を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催され、西部会場に笠木常任理事が出席した。

議事として、鳥インフルエンザA(H7N9)の感染状況及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行について報告、協議、意見交換が行われた。

鳥インフルエンザA(H7N9)についての今後の対応は、部局長レベルの「鳥取県新型インフルエンザ対策会議(知事が議長)」を開催し、情報共有のみならず、新型インフルエンザが発生した場合の対応を協議する。海外でヒトからヒトへの感染が確認されWHOがフェーズ4を宣言すれば、新型インフルエンザ対策へと移行し、鳥取県新型インフルエンザ対策本部(知事が本部長)を設置し、対応にあたる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は平成24年5月11日に公布され、施行令等は

平成25年4月12日付にて閣議決定し、平成25年4月13日から施行された。健康政策課より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る知事権限等についての資料が示された。新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われると、罰則規定はないが、知事権限が強まることになる。詳細は、会報第695号に掲載した。

#### 4) 第6回鳥取県麻しん対策会議

平成25年4月25日、県庁において開催され、笠木常任理事が出席した。

議事として、全国及び県内の麻しん発生动向、麻しん検査診断の実施について、麻しんワクチン接種状況等について報告、協議、意見交換が行われた。

全国の麻しん報告数は、平成20年11,012人から平成24年293件と97%減少し、鳥取県では平成20年7人の報告数が、平成23、24年は海外輸入例を除けば0人であった。

鳥取県における麻しん検査診断の実施について、医療機関において麻しんを疑う場合は、すみやかに保健所へ電話連絡をお願いするとともに、検体採取（咽頭ぬぐい液、血液、尿）の協力をお願いしている。

麻しんに関する特定感染症予防指針が平成25年4月に改正され、平成27年度までに麻しんの排除を達成することを目標として麻しん対策が継続される。麻しんの予防接種を2回接種することの徹底が重要になる。詳細は、会報第695号に掲載した。

#### 5) 鳥取県ワクチン流通等対策委員会

平成25年7月4日、県医師会館において開催され、笠木常任理事が出席した。

議事として、鳥取県におけるMR（麻しん風しん混合）ワクチンの安定供給について報告、協議、意見交換が行われた。

昨年来、風しんが流行し、首都圏や近畿地方でワクチン接種費の助成を始めたこともあり、今年の春頃より風しん単抗原ワクチンのみならず、MRワクチンの品薄感が発生した。風しんの任意予防接種者数は、例年年間30万回程度（推計）で推移しているが、今年5月は、月間約32万回（推計）と急激に増加した。詳細は、会報第697号に掲載した。

本委員会を受け、医療機関に本会から6

月25日付文書による8月末までの暫定的措置として「接種順位、抗体検査の実施等」の依頼に加えて、「ワクチン発注はワクチン接種の予約数を勘案して必要最低限に、数日毎又は1週間毎の発注」について、依頼文書を7月9日付発出した。8月頃には風しん患者の報告数は減少し、国のワクチン受給シミュレーション及び県内のワクチン流通状況等を鑑みて8月末までの暫定的措置については9月3日付文書にて解除した。

国において、風しんに関する特定感染症予防指針の策定が進められており、麻しん対策と同様に風しん対策についても今後より一層の徹底が図られる。

#### 6) 日医感染症危機管理担当理事連絡協議会

平成25年11月21日、日医会館において開催され、笠木常任理事が出席した。

(1)新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく医療機関の役割等、(2)特定接種に係る医療機関の事前登録、(3)医療機関における診療継続計画、(4)事前登録に係る留意点等、(5)質疑応答が行われた。日医より、新型インフルエンザ等発生時に診断、治療等の医療の提供を行う意思があれば、すべての医療機関が登録事業者として登録するようお願いしたい。また、業務継続計画（診療継続計画）は、添付しての提出は不要で、今後簡易版を作成し、ホームページよりダウンロードが出来るようにするので、活用いただきたいとのことであった。詳細は、会報第702号に掲載した。

#### 7) 子ども予防接種週間の実施協力について

日本医師会では、例年どおり平成26年3月1日（土）から平成26年3月7日（金）までの7日間、子ども予防接種週間を実施することとした。本会では、例年と違い、実施協力医療機関の取りまとめ、接種実施人数の調査は行わず、県政記者室への資料提供、子ども予防接種週間及び予防接種に関する新聞広告を行った。医療機関へは、土曜・日曜に予防接種が受けられる体制づくり及び予防接種の啓発等について引き続き協力をお願いした。

#### 8) 感染症だよりについて

日本医師会感染症危機管理対策室及び鳥

取県等から感染症に関する通知があり次第、本会会報及びホームページ「感染症情報」に掲載し、会員に周知した。

なお、各医療機関への即時性を求める情報の場合は、ファックスで全医療機関に周知した。主な内容は、「風しん対策の一層の徹底について」、「中国における鳥インフルエンザの患者の発生について」、「風しん単抗原ワクチンの不足について」、「風しんワクチン接種の助成について」、「MRワクチンの接種順位」、「MRワクチン発注について」、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種に関する医療機関の登録について」等である。

## 9 学校保健対策

### 1 学校医部会運営委員会

平成25年5月16日、県医師会館と中部・西部医師会館を回線で繋ぎTV会議システムを利用して開催した。

最初に県医療指導課より、「鳥根原子力発電所事故発生時の安定ヨウ素剤予防服用計画」の基本方針について説明があった。引き続き、平成24年度学校医部会事業報告、学校保健・学校医へのアンケート結果報告を行った後、学校医部会の名称変更（⇒学校医・園医部会へ変更）、（仮称）鳥取県医師会指定学校医制度、学校医研修会、全国及び中国四国学校保健関連の会議への出席者・提出議題などについて協議、意見交換を行った。「（仮称）鳥取県医師会指定学校医制度」は、平成26年4月1日制度施行を目標として年内に要綱案等をまとめる予定である。

なお、平成25年6月20日第3回理事会において、鳥取県医師会学校医部会会則の一部変更（案）が承認され、同日付にて名称を「鳥取県医師会学校医・園医部会」へ変更した。詳細は、会報第696号に掲載した。

### 2 研修会

〈第21回学校医・学校保健研修会（アレルギー研修会併催）〉

平成25年10月6日（日）、米子市 国際ファミリープラザにおいて開催した。

出席者83名（内訳：医師33名 学校関係者19名 その他31名）

テーマ：食物アレルギー対策

講演1「学童期食物アレルギーの特徴と

現状」

講演2「食物アレルギー児の学校給食対応と緊急時の対応—広島市における学校給食対応を踏まえて—」

広島市・ありた小児科・アレルギー科クリニック院長 有田昌彦先生（講演1、2共）

〈新任学校医・新任養護教諭合同研修会〉

平成25年10月6日（日）、米子市 国際ファミリープラザにおいて学校医・学校保健研修会に引き続き開催した。

出席者11名（内訳：医師6名 養護教諭5名）

「学校医になったら……」

鳥取県医師会常任理事 笠木正明 先生  
「学校医と連携して学校保健を推進するために」

鳥取県教育委員会事務局スポーツ健康教育課健康教育室指導主事 西尾郁子氏  
詳細は、会報第701号に掲載した。

〈第22回学校医・園医研修会〉

平成26年2月2日（日）、倉吉市 倉吉体育文化会館において、鳥取県学校保健会との共催により開催した。

出席者55名（内訳：医師会25名 学校保健会29名 その他1名）

講演1「子どものころからのがん予防教育」

おかだ内科院長・鳥取県医師会常任理事

岡田克夫先生

講演2「学校と園における感染症対策～感染症対策の変遷と感染症対策の基本～」

こどもクリニックかさぎ院長・鳥取県医師会常任理事

笠木正明先生

講演3「知っておきたい色覚の話」

武信眼科院長・鳥取県医師会理事

武信順子先生

詳細は、会報第704号に掲載した。

### 3 中国地区学校保健・学校医大会

平成25年8月25日、鳥根県医師会担当により、松江市 サンラポーむらくもにおいて開催され、笠木常任理事、武信・瀬川両理事、地区医師会代表者が出席した。

各県からの研究発表4題、特別講演2題(1)「子どもの健康とスポーツ—学校での運動器検診の整備・充実を目指して—」（日体大総合研究所長 武藤芳照先生）、(2)「学校保健

の現状と課題」(日医常任理事 道永麻里先生)が行われた。本県からは、松田中部会長(鳥取県中部学校保健会理事)が「幼稚園・小学校における歩育及びノルディック・ウォークの取り組み」と題して発表した。今回は、平成26年8月24日(日)リーガロイヤルホテル広島において広島県医師会の担当で開催される。

また、中国地区学校保健・学校医大会に先立ち、「中国四国学校保健担当理事連絡会議」が行われ、笠木常任理事、武信・瀬川理事が出席した。

日医より道永常任理事をコメンテーターに迎えて、各県から提出された10議題(今回は健診関連の質問が多かった)について活発な討議が行われ、本県からは、「健康診断の効率化と簡素化のための工夫」について各県の状況を伺うとともに、健康診断項目(座高測定)の見直しを早急に検討されるよう、日医へ要望した。詳細は、会報第699号に掲載した。

#### 4 第44回全国学校保健・学校医大会

平成25年11月9日、日本医師会主催、秋田県医師会担当により、秋田市 秋田キャッスルホテル・秋田県民会館において「子供は希望。未来の力」をメインテーマに開催され、魚谷会長、笠木正明常任理事が地区医師会担当役員とともに出席した。

午前中に5つの分科会(1)「からだ・こころ①こころ・予防接種・食物アレルギー」、(2)「からだ・こころ②生活習慣」、(3)「からだ・こころ③検診・運動器検診」、(4)「耳鼻咽喉科」、(5)「眼科」が行われた後、都道府県医師会連絡会議が開催され、次期担当県が石川県医師会に決定した。午後からは、表彰式、シンポジウム「学校における感染対応」、特別講演等が行われた。

#### 5 日医学校保健講習会

平成26年2月23日、日医会館において開催され、笠木常任理事・青木理事、地区医師会代表者が出席した。

当日は、3講演(1)最近の学校健康教育行政の課題について、(2)学校保健における食物アレルギー対策—学校生活管理指導表の運用状況と問題点—、(3)スポーツと月経異常—その現状と対策—とシンポジウム「学童期・思春

期の生活習慣病予防対策」が行われた。

#### 6 日医母子保健講習会

平成26年2月16日、日医会館において、「子ども支援日本医師会宣言の実現を目指して—8」をメインテーマに開催され、笠木常任理事、地区医師会代表者が出席した。

午前中は、講演2題(1)「成育基本法」の設立を目指して、(2)産科医療補償制度の理念と実績、午後から「成育医療をめぐる課題：わが国における子育て支援」をテーマにシンポジウムが行われ、4人のシンポジストによる講演の後、討議が行われた。

#### 7 食物アレルギー対策推進会議

1) 平成25年9月19日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。昨年までの協議内容と学校給食における食物アレルギー対応を有する児童生徒への対応調査について報告があった後、「学校等での食物アレルギー調査」、「食物アレルギー管理マニュアル」、「10/6 アレルギー対策研修会」、「県民向け普及啓発パンフレット」などについて協議を行った。将来、鳥大附属病院を拠点病院とすることを想定しつつ、かかりつけ医から基幹病院等へ紹介するための統一したマニュアル等を作成する。また、米子市では10月より学校給食を代替食で対応していくとのことであった。今回は、12月19日(木)午後1時40分より県医師会館(TV会議)において開催予定である。詳細は、会報第700号に掲載した。

2) 平成25年12月19日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。10/6 アレルギー対策研修会の開催報告の後、(1)学校等での食物アレルギー調査、(2)食物アレルギー管理マニュアル、(3)今後の予定、などについて協議、意見交換を行った。今年度中に、県民向け普及啓発パンフレットを作成する。平成26年度の研修会の内容は、今後検討していく。詳細は、会報第703号に掲載した。

3) 平成26年3月13日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。議事として、食物アレルギー管理マニュアル(医療機関向け)

と県民向け普及啓発パンフレットの内容について協議、意見交換を行なった。今後は、マニュアルを修正して製本し、県内医療機関及び市町村等関係機関へ送付する。詳細は、会報第706号に掲載した。

#### 8 日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議

平成25年11月14日、県医師会館において開催され、明穂常任理事より出席報告があった。従来広島市にて開催されていたが、今年より広島支所の管轄する中四国の各県に出向いて開催されることとなった。

本センター災害共済給付業務及び学校安全支援業務の現状及び課題等について、平成24年度鳥取県の給付状況は、医療費の件数10,703、金額7,916万5千円、障害見舞金2件、金額950万円であった。災害共済給付事業によって得られる事故データの活用は、学校事故防止のための情報提供として学校安全Webサイトから災害共済給付業務を通じて蓄積された学校の管理下における事故の統計情報や事例を提供しており、事故防止の留意点、対策を掲載しているので活用して頂きたい。給付制度の説明会や災害事例、初期対応の研修会の開催や講師派遣の支援も行っているのご相談頂きたいとのことであった。

#### 10 健康スポーツ対策

平成3年度より発足した日本医師会認定健康スポーツ医は、平成26年3月末現在61名である。

##### 1 健康スポーツ医学講習会

〔日本医師会主催〕於日本医師会館

前期：平成25年11月2日・3日

後期：平成25年11月30日・12月1日

この他、(財)日本体育協会公認スポーツドクター養成講習会受講者の推薦依頼があったので、受講希望のあった会員を報告した。

##### 2 健康スポーツ医学再研修会

1)〔鳥取県東部医師会主催〕取得単位1単位

期日：平成26年2月7日

場所：鳥取市・鳥取県東部医師会館

なお、平成23年4月より再研修会60分が1単位となった。

#### 11 産業保健対策

##### 1 日医認定産業医

平成2年度より発足した「日本医師会認定

産業医制度」による認定産業医は、平成26年3月末現在365名（東部：140名、中部：60名、西部：152名、鳥大：13名）である。なお、平成25年度の更新者は68名（東部：28名、中部：12名、西部：27名、大学：1名）であった。

##### 2 産業医部会運営委員会

平成25年4月25日、県医師会館において開催し、平成24年度事業報告並びに25年度事業計画、地域産業保健事業などについて協議、意見交換を行った。詳細は、会報第695号へ掲載した。

##### 3 第35回産業保健活動推進全国会議

平成25年10月10日、日医会館において開催され、吉田常任理事、地区医師会担当理事、コーディネーターなどが出席した。議事として、産業保健事業の活動事例報告、日医産業保健委員会活動報告、3事業の一括運営、今後の産業保健事業の方向性について報告、協議が行われた。詳細は、会報第701号へ掲載した。

##### 4 産業医研修会

〔第1回〕【基礎研修（実地・後期）&生涯研修（更新・実地・専門）：5単位】

日時 平成25年7月28日（日）

場所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町

出席者 131名（県内：120名、県外：11名）

〔認定産業医：120名、未認定産業医：11名〕

〔内容〕

###### (1) 『労働安全衛生対策』

鳥取労働局労働基準部健康安全課

西尾克美 課長

###### (2) 『職場におけるメンタルヘルス対策—ますます高まる産業医活動の重要性—』

鳥取県医師会副会長 渡辺 憲 先生

###### (3) 『職場における感染症（対策）—風疹の流行と対策—』

鳥取県医師会常任理事

笠木正明 先生

###### (4) 『職場における熱中症対策』

鳥取大学医学部社会医学講座健康政策  
医学分野教授 黒沢洋一 先生

###### (5) 『勤労者の急性冠動脈疾患の予防対策』

鳥取県立中央病院医療技術局長兼総合  
診療科部長 吉田泰之 先生

〔第2回〕【基礎研修（実地・後期）&生涯

研修（更新・実地・専門）：5単位】

日 時 平成25年9月22日（日）

場 所 まなびタウンとうはく  
琴浦町徳万

出席者 78名（県内：73名、県外：5名）  
〔認定産業医：74名、未認定産業  
医：4名〕

〔内容〕

(1) 『労働安全衛生対策』

鳥取労働局労働基準部健康安全課

西尾克美 課長

(2) 『職場におけるメンタルヘルス対策—若  
年のうつ病を中心に—』

鳥取大学医学部脳神経医科学講座精神  
行動医学分野助教 松村博史 先生

(3) 『勤労者のがん対策』

鳥取大学医学部器官制御外科学講座胸  
部外科学分野教授 中村廣繁 先生

(4) 『職場における感染症対策—新型インフ  
ルエンザ等対策特別措置法—』

鳥取県医師会常任理事

笠木正明 先生

(5) 『勤労者の急性冠動脈疾患の予防対策』

鳥取県立中央病院医療技術局長兼総合  
診療科部長 吉田泰之 先生

〔第3回〕【基礎研修（実地・後期）&生涯

研修（更新・実地・専門）：5単位】

日 時 平成25年11月24日（日）

場 所 西部医師会館 米子市久米町

出席者 104名（県内：96名、県外：8名）  
〔認定産業医：91名、未認定産業  
医：13名〕

〔内容〕

(1) 『労働安全衛生対策』

鳥取労働局労働基準部健康安全課

西尾克美 課長

(2) 『勤労者のメンタルヘルス対策～多様な  
病態の理解と職場で求められる対応～』

鳥取大学医学部脳神経医科学講座精神  
行動医学分野教授 兼子幸一 先生

(3) 『勤労者のがん対策』

鳥取大学医学部器官制御外科学講座胸  
部外科学分野教授 中村廣繁 先生

(4) 『職場における感染症対策—（新興）感  
染症etc. 2013年—』

鳥取県医師会常任理事

笠木正明 先生

(5) 『勤労者の急性冠動脈疾患の対策と予防』  
鳥取県立中央病院医療技術局長兼総合  
診療科部長 吉田泰之 先生

5 鳥取県産業保健協議会

平成25年11月14日、県医師会館において県  
健康政策課、労働局、医師会、鳥取産保推進  
連絡事務所など関係者が参集し、「メンタル  
ヘルス対策等の取組」をテーマに各団体から  
発表があった。また、県医師会より産業医部  
会の平成24年度事業報告並びに25年度事業計  
画、地産保事業運営状況等、労働局より労働  
衛生行政及び労災補償の現状、3事業（地産  
保事業・産保推進事業・メンタルヘルス対策  
支援事業）の一元化について説明があった。  
詳細は、会報第702号へ掲載した。

6 鳥取県地域産業保健事業

平成22年度より、これまで各地区医師会へ  
委託・運営されていた地域産業保健事業を本  
会が一括受託し実施しており、平成25年度も  
引き続き受託した。健康相談回数、相談者数  
とも昨年度実績より上回っている。

平成26年2月27日、県医師会館において外  
部委員、医師会、労働局、各労働基準監督署  
長など関係者を集めて運営協議会を開催し、  
平成25年度実績報告並びに26年度の産業保健  
事業などについて協議、意見交換を行った。  
平成26年度からの3事業の実施体制は、各県  
ごとに所長（医師会推薦者）、副所長（行政  
からの出向者）、専門スタッフ、相談員等か  
ら構成される県センターを配置する。地区医  
師会は、地区センターとしてコーディネー  
ターを配置する。詳細は、会報第705号へ掲  
載した。

7 第45回産業医学講習会

平成25年7月13～15日、日医会館において  
開催された。

8 第41回鳥取県産業安全衛生大会

平成25年7月5日、とりぎん文化会館にお  
いて、「高めよう 一人ひとりの安全意識  
みんなの力でゼロ災害」をテーマに開催され、  
渡辺副会長が出席した。席上、永年産業医功  
労により岸田剛一先生（鳥取市）、加藤大司  
先生（鳥取市）に鳥取県医師会長表彰を授与  
した。大会では活動事例発表、特別講演など  
が行われた。

9 鳥取産業保健推進連絡事務所  
連絡事務所主催、県医師会共催による産業  
医研修会を下記のとおり開催した。本会から  
日医認定産業医制度指定研修会として申請し、  
承認を受けている。

○ストレスチェック等を行う医師に対する  
研修【生涯研修（専門）：2単位】

- (1) 日 時：平成26年1月16日（木）  
場 所：米子コンベンションセン  
ター 米子市末広町  
出席者：認定産業医：18名  
講 師：鳥取大学医学部社会医学講  
座健康政策医学分野教授

鳥取産業保健推進連絡事務  
所産業医学担当相談員 黒  
沢洋一 先生

- (2) 日 時：平成26年1月30日（木）  
場 所：とりぎん文化会館 鳥取市  
尚徳町

出席者：認定産業医：20名  
講 師：鳥取大学医学部社会医学講  
座健康政策医学分野教授  
鳥取産業保健推進連絡事務  
所産業医学担当相談員 黒  
沢洋一 先生

## 9. 保険医療の充実に関する事項

### 1 医療保険制度対策

#### 1 都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会

平成26年3月5日、日医会館において開催され、吉田・米川両常任理事、青木理事が出席した。日医より、平成26年4月からの診療報酬改定の具体的な内容についてパワーポイントの資料をもとに説明があった。今回は、少ない財源の中で初診料と再診料がアップしたが、消費税増税で医療機関が負担しなければいけない分を補填するという形で、将来的にはアップしなければいけないとのことであった。詳細な内容については、後日各地区医師会で説明会を開催する。詳細は、会報第706号に掲載した。

#### 2 診療報酬点数改正打合せ

平成26年3月6日、県医師会館において関係団体に参集頂き、診療報酬点数改正に伴う各地区での説明会に備えるため、開催した。

吉田常任理事より前日に日医会館で開催された社会保険担当理事連絡協議会の資料をもとに改正内容について説明があった。また、説明会終了後、厚生局鳥取事務所主催による「診療報酬改定時における集団指導」が実施される。施設基準への届出は厚生局で行うが、平成26年4月1日から遡って算定するためには、4月14日（月）までに必着をお願いする。詳細は、会報第706号に掲載した。

### 2 医療保険対策

#### 1 医療保険委員会

平成25年11月28日、県医師会館において支払基金及び国保連合会に参集いただき、吉田常任理事より開催報告があった。事前に全医療機関を対象に実施した支払基金及び国保連合会の審査、県医師会に対する要望事項のアンケート22件について、それぞれ回答・意見が述べられた後、協議、意見交換を行なった。詳細については、別途会報「医療保険のしおり」に掲載する。また、平成24年度に中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」で指摘した事項について情報提供があり、会報4、6、8月号へ「医療保険のしおり」として掲載している。大変貴重な資料であるので、是非ご一読をお願いする。詳細は、会報第702号に掲載した。

#### 2 第57回社会保険指導者講習会

平成25年10月3～4日の2日間に亘り、日医会館において、「高血圧診療のすべて」をテーマに日医と厚労省の共催により開催され、米川常任理事、東部：吉田泰之先生（県立中央病院）、中部：坂本雅彦先生（垣田病院）、西部：水田栄之助先生（山陰労災病院）が出席した。

1日目は講演6題、2日目は講演4題の後、厚労省より2題の関係講演が行われ、最後に日医より総括がなされた。今後は各地区医師会において伝達講習を行う。詳細は、会報第

701号に掲載した。

### 3 介護保険対策

#### \* 介護保険対策委員会

平成26年3月27日、県医師会館において開催した。各地区における介護予防事業との連携及び地域包括支援体制への取組について報告があった後、県長寿社会課 山本課長より、「介護保険事業計画策定及び制度改正に向けた今後のスケジュール」、「医療・介護サービスの提供体制の改革」、「第6期介護保険事業支援計画・老人福祉計画の検討項目（案）」、「特養待機者の推移」について説明して頂き、協議、意見交換を行なった。詳細は、会報第706号に掲載した。

### 4 医療保険関係団体との連絡調整

#### \* 中国地方社会保険医療協議会総会

平成26年1月28日、広島市において開催され、魚谷会長が出席した。保険医療機関指定の取消と元保険医療機関への対応について協議、意見交換が行われた。この日の協議結果を受けて、中国四国厚生局鳥取事務所は31日、診療報酬を不正請求した等として、米子ハートクリニックの保険医療機関の指定を取消すと発表した。取消は3月31日付で、5年間は再指定されない。同事務所は、不当・不正な請求分の診療報酬の返還を求めている。

### 5 国民のための医療推進対策

#### 1 国民医療を守るための総決起大会

平成25年12月6日、日比谷公会堂において国民医療推進協議会主催により開催され、魚谷会長、清水副会長、明穂常任理事、岡本事

務局課長が出席した。参加者は約2,000名。

国民医療推進協議会長である横倉日医会長からの挨拶後、自民党、公明党、民主党より来賓祝辞があった。引き続き、中川・今村両日医副会長から開催の趣旨説明、大久保満男日本歯科医師会長、児玉孝日本薬剤師会長からの決意表明に続き、堺常雄日本病院会長が決議案を提案し、満場の拍手をもって採択された。最後に、松原日医副会長による「頑張ろうコール」が行われ、大会は終了した。今後は、本大会で採択した決議の他、全国で開催されている同様の集会で採択された決議をもって、政府・与党、関係者等に上申していく予定である。詳細は会報第703号に掲載した。

#### 2 鳥取県国民医療推進協議会総会

平成25年12月26日、県医師会館において、県内の関係団体に参集いただき開催し、互選により会長に魚谷会長、副会長に樋口県歯科医師会長、小林県薬剤師会長、虎井県看護協会会長が選任された。

これまでの経過及び12/6国民医療を守る総決起大会出席報告の後、中央から要請されている国民運動の展開について協議、意見交換を行なった結果、県民集会の開催と県議会への意見書採択の要請は議会が終了していることから見送ることとなった。また、各団体の活動状況等を聞いた後、決議の採択をした。採択された決議は、日医、都道府県医師会、関係諸団体へ送付する。詳細は会報第703号に掲載した。

## 10. 医事法規の整備に関する事項

### 1 医療法改正対策

#### 1 日医医療基本法に関する担当理事連絡協議会

平成25年4月17日、日医会館において、標記協議会が開催され、明穂常任理事が出席した。日医医事法関係検討委員会において検討が行われてきた「医療基本法（仮称）」が平成25年3月に「『医療基本法』の制定に向けた具体的提言」として草案が横倉日医会長へ提出されたため、医師会内部での議論を深めることを目的に開催された。議事として、(1)

医療基本法問題に関する背景説明、(2)医事法関係検討委員会答申「『医療基本法』の制定に向けた具体的提言」、(3)医事法関係検討委員会答申「『医療基本法』の制定に向けた具体的提言」における「医療基本法草案」、(4)シンポジウムの報告、(5)行政からのコメント、(6)質疑応答、が行われた。日医では今後「医療基本法」が本当に必要かどうかを含めて広く会内の意見を聞きながら、拙速となることなく着実に議論を進めていくとのことであった。詳細は会報第695号に掲載した。

## 2 母体保護法対策

### 1 指定医師数

平成26年3月末日現在、指定医師数は34名（東部10名、中部6名、西部16名、鳥大2名）で、昨年同期と同様である。本年度の新規指定はなかった。

### 2 家族計画・母体保護法指導者講習会

平成25年12月7日、日本医師会館において開催され、村江正始母体保護法指定医師審査委員会委員が出席した。「改正母体保護法下の研修会のあり方」のテーマのもと、(1)母体

保護法指定医師指定基準モデル改正のポイント、(2)生命倫理に関するもの、(3)母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの、(4)医療安全・救急処置に関するもの、(5)指定発言—行政の立場から、の5講演があった。指定発言では、母体保護に関する統計として人工妊娠中絶件数は、平成24年度に初めて20万件を下回った。都道府県別の実施率に地域格差があり、鳥取県の実施率が最大であったことが指摘された。詳細は会報第703号に掲載した。

## 11. 医療施設の整備に関する事項

### 1 医療提供体制の確保対策

#### 1 鳥取県医療審議会

1) 平成25年5月28日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催され、岡本会長、魚谷副会長、明穂常任理事が出席した。議事として、地域医療再生基金の新たな積み増しについて、これまでに提出された項目について確認が行われた。9月開催の県議会へ議案を提出する。また、看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会、鳥根県ドクターヘリによる鳥取県への運行、鳥大医学部附属病院ドクターカーの運行開始、医療法人の設立の認可状況について報告があった。

2) 平成25年8月6日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、魚谷会長、清水副会長、明穂常任理事が出席し、魚谷会長が同審議会会長に選任された。

議事として、県より鳥取県地域医療再生計画について新規事業及び進展していない事業の説明があった後、協議、意見交換が行われた。平成26年度以降も必要であれば事業を継続する。また、看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会の概要、関西広域連合の次期広域計画（広域医療分野）、医療法人の設立（西部1件）・解散（西部1件）の認可状況について報告があった。

3) 平成25年11月12日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎTV会議システムを利用して開催され、魚谷会長が同審議会

会長に選出された。県は、東部保健医療圏の病院再編における一般病床の増床で、赤十字病院との協議により、中央病院の病床数を417床から504床へ増やす方針を了承した。今後、国との協議を進め、赤十字病院が改築工事に着手する年度内に国の承認を受ける予定である。また、鳥取県地域医療再生計画の変更について協議が行われた。まだ、予算が余っているため、新事業を受けるとのことであった。

報告事項として、新たな看護師養成所の現状、3府県及び鳥根県ドクターヘリの運航実績、地域医療支援病院の平成24年度業務状況、医療法人設立の認可状況があった。鳥取看護大学建設地として現在の鳥取短期大学の寮を壊すため、新たな寮が必要となり、その建設費用が計上されていたが、見直しするように進言した。

4) 平成26年2月4日、県医師会館と中部・西部医師会館を回線で繋ぎ本会TV会議システムを利用して開催され、魚谷会長、瀬川理事が出席した。鳥取県地域医療再生計画に基づく基金では、予算と支出の差額不用額が3億9千万円に上るとの報告があった。同基金から看護大学設置の県財政支援額3億円を支出することが決定済であるが、2億6千万円の追加提案が了承された。不用額の残り1億3千万円は、看護学生の実習受入を行う医療機関の環境整備費、医師の労働環境改善事業などに充てることが認められた。

## 2 鳥取県医療審議会医療法人部会

平成26年1月22日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催され、瀬川理事より書面出席報告があった。諮問議案として、医療法人の設立認可について西部より1件提出され、了承された。

## 3 鳥取県地域医療対策協議会

1) 平成25年5月14日、県医師会館と中・西部医師会を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、岡本会長、地区医師会長等が出席した。議事として、地域医療再生基金の新たな積み増しについて協議、意見交換が行われた。これまで一次、二次が施行されてきたが、その際に残った基金等を含め、この度新たな積み増しがあった。本会からは、「災害時における衛星携帯電話の設置（基本料金は各自負担）」、「緊急時の電源確保（1/2補助）」を要望しており、予算がとおる見込みである。今後は、5月28日に開催する鳥取県医療審議会最終協議が諮られ、31日に国へ提出する。また、看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会、鳥根県ドクターヘリによる鳥取県への運行、鳥大医学部附属病院ドクターカーの運行開始について報告があった。

2) 平成25年8月1日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催し、魚谷会長が協議会長に選任され、同会長より出席報告があった。議事として、鳥取県地域医療再生計画について、県より新規事業及び進展してない事業について説明があった後、協議、意見交換が行われた。平成26年度以降も必要であれば事業を継続する。また、(1)看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会の概要（実習施設及び教員の確保）、(2)関西広域連合の次期広域計画（ドクターヘリの運用）について報告があった。

3) 平成25年11月13日、県医師会館と中部・西部医師会館を回線で繋ぎ本会TV会議システムを利用して開催され、魚谷会長、地区医師会長が出席した。会長に井藤県立厚生病院長が選任された。鳥取県地域医療再生計画について資料を用いて説明があった。また、報告事項として、(1)東部保健医療圏

の病床再編における一般病床の増床で、県立中央病院の一般病床が87床増の504床となり、感染症病床4と結核病床10を合わせて518床となる。(2)新たな看護師養成所の現状では、平成27年4月に開校予定の鳥取看護大学看護学部看護学科80名（単科4年制、計320名）、鳥取市医療看護専門学校（仮称）看護課程80名（3年課程、240名）の現状についての説明を受けた。(3)公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績は、平成22年4月17日から9月30日までの間の出動回数が合計4,189回（出動後のキャンセル669回を含む）で年々増加傾向にあり、1日当たり最多出動件数は11件（平成25年7月11日）であった。鳥根県ドクターヘリの運航実績は、平成25年5月27日から9月30日までの出動件数は371件（キャンセル13件含む）、1日平均出動件数は2.03であった。(4)地域医療支援病院の平成24年度業務状況報告では、中央病院、赤十字病院、米子医療センター、山陰労災病院は、紹介患者への医療提供及び他院への患者紹介の実績、施設や設備の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修の実施の全ての要件を満たしていた。

4) 平成26年1月30日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ本会TV会議システムを利用して開催され、明穂常任理事より出席報告があった。

鳥取県地域医療再生計画の見直しについて協議が行われ、計画全体で約3.9億円の不用額が発生見込みとなった。新たな要望による事業では、「傷病者情報管理システム構築事業（新規）」、「周産期医療対策事業（拡充）」、「看護師養成の充実に向けた施設・設備整備への支援（拡充）」が、内容を変更する事業では、再生基金の執行残を活用した鳥取看護大学設置支援の財源充当の増がある。

また、県立中央病院の増床に関する特例措置の承認、新しい基金制度及び地域医療ビジョン、鳥取県医師奨学金の貸付けの状況等、死亡時画像診断（Ai）に係る取組について報告があった。

## 4 鳥取県立病院運営評議会

1) 平成25年10月31日、県庁において開催さ

れ、魚谷会長が同評議会会長に選任された（副会長は松浦東部会長）。県より中央病院、厚生病院の何れも平成24年度決算が黒字だったことが報告された。中央病院は11年連続、厚生病院は3年連続の黒字である。中央病院は、医療サービスの提供で得た医療収益の増加と経費削減によって医業収支も初めて黒字化した。県の政策医療分野で赤字が避けられない救命救急、周産期医療以外での黒字の確保を課題とした。

2) 平成26年1月23日、県庁において開催され、魚谷会長、松浦東部会長が出席した。議事として、県立病院改革プランの進捗状況、トピックス、地方公営企業会計制度の見直し等について報告、協議、意見交換が行なわれた。両病院とも医業収入は増加し、また経費節減を図っているため、経営状況は良好である。今後は、病診連携を一層図っていくよう意見を述べておいた。

5 県立中央病院機能強化基本計画検討委員会

1) 平成25年4月18日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、岡本会長より出席報告があった。議事として、県は中央病院と赤十字病院の両病院について役割分担及び効率化を図ろうとしており、市立病院と生協病院を含めた東部の二次医療圏の体制及び整備に関して、中央病院の機能強化の方向性（救急医療の充実及び周産期医療体制の充実）を中心に協議、意見交換が行われた。中央病院は心臓及び脳外科等の救急医療を、赤十字病院は整形外科及び消化器外科内科を機能強化し、病床数を中央病院は増加させ、その分赤十字病院は減少する。また、中央病院は救急医療病床を確保し、ICUと区分する。本件については喫緊の課題ではあるが、いろいろと問題点も多いため、今後議論をさらに進めていくとのことであった。

2) 平成25年5月21日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、岡本会長より出席報告があった。議事として、今後のがん医療提供体制構築に向けての考え方、がん拠点病院体制の充実について協議、意見交換が行われた。鳥取県は75歳までのがんで亡くなる方が全国ワースト2位であり、減少させるための食事や生活様式の改善等について取組みを行っている。今後は二次医療圏内に一ヶ所は先進医療が出来る体制を整えていく方針で、既に中央病院と鳥取赤十字病院の間ですみ分けがされている。現在、東部医療圏では市立病院がPETを導入しているが、利用者も増加し、価格も安価になってきているので、県立中央病院も設置を考えているとのことであった。その他、鳥大医学部附属病院で実施されているロボット手術についても話題提供があった。

3) 平成25年9月5日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、魚谷会長が委員長に選任された（副委員長には松浦東部会長が選任された）。

県は、県立中央病院について「現在地での建替」を基本とする構想案を提示した。救命救急センターやNICUなどを増床し、「救急医療」、「周産期医療」、「がん拠点医療体制」を3本柱に、医療設備やスタッフを強化し、現在より87床多い518床の大規模病院を建設し、高度急性期医療が提供できる体制を整える。なお、鳥取赤十字病院との機能分担に伴う特例が認められるかどうか、医師を派遣する鳥大医学部の協力が得られるかどうか等の諸課題の解決と並行して議会や県民の理解が得られれば、年度内に具体的な整備構想の検討に着手する予定である。

## 12. 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項

### 1 医事紛争対策

#### 1 中国四国医師会連合医事紛争分科会

平成25年9月28日、広島市において広島県医師会の担当で開催され、魚谷会長、明穂常任理事、小林理事、野口弁護士が出席した。各県から提出された8議題及び日医への提言6題について議論が行われた。詳細は、会報第700号に掲載した。

各県からの提出議題

- 1) 各県における医師賠償責任保険の取り扱いについて〈広島県〉
- 2) 100万円以下の賠償について〈島根県〉
- 3) 医事紛争における患者側への見舞い金支払いについて〈香川県〉
- 4) 転倒防止義務について〈鳥取県〉
- 5) 廃止医療機関における診療録の保管について〈山口県〉
- 6) 治療費未収金の問題について〈岡山県〉
- 7) 基幹病院との医療安全調査に関する連携体制について〈徳島県〉
- 8) 院内事故調査委員会について〈愛媛県〉

日医への要望・提言

- 1) マニュアル提示について〈徳島県〉
- 2) 検討されている医療事故調査制度における医師会の関与について〈香川県〉
- 3) 医療事故調査制度の設立に向けて〈広島県〉
- 4) 医師の立件と医療事故調査制度について〈愛媛県〉
- 5) 高齢者介護と成年後見制度について〈山口県〉
- 6) 諸連絡はメールでお願いしたい件〈鳥取県〉

#### 2 都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会

平成25年12月12日、日医会館において開催され、明穂常任理事が出席した。日医賠償責任保険の運営に関する経過報告、福島・香川・福岡の各県医師会から医療事故紛争対策と活動状況報告、指導・改善委員会設置、事前に寄せられていた質問及び要望に対する日医の見解や回答、「医療事故調査制度のその後の動き」の説明が行われた。詳細は、会報第703

号へ掲載した。

#### 3 医事紛争処理委員会

平成25年5月9日、県医師会館において開催した。議事として、中国四国医師会医事紛争研究会及び都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会の出席報告があった後、県内の医事紛争の処理状況などについて協議、意見交換を行った。平成24年度の状況は、新規受付4件、解決済7件、裁判中4件、折衝中1件、年度末未解決分5件となっている。また、日医A1会員は、自動的に対人賠償1億円の保険に加入しており、免責部分100万円は本会が団体契約として損保ジャパンの保険に加入いただいている。この保険には自動的に刑事弁護士費用を担保する条項がついており、万が一刑事事件で送検などされた場合、訴訟や弁護士費用等が保険適用となる。詳細は、会報第696号へ掲載した。

### 2 看護職員対策の連携強化

#### 1 看護高等専修学校卒業生の表彰

本年3月、鳥取・倉吉・米子の各看護高等専修学校の卒業式にはそれぞれ関係役員が出席、祝辞を述べた。また、成績優秀な卒業生1名に対し、県医師会長表彰として表彰状と記念品を贈った。

#### 2 鳥取県准看護師試験委員会

1) 平成25年8月29日、県庁と西部総合事務所を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、米川常任理事より出席報告があった。

鳥取県では平成17年よりほぼ100%の合格率で推移しており、平成25年度鳥取県准看護師試験は平成26年2月14日（金）午後1時より県看護研修センターにおいて実施される。今年度は、「人体の仕組みと働き」、「基礎看護（臨床看護概論）」、「母子看護（母性看護）」を担当し、各委員で分担して作成する。また、EPAの特例的対応について鳥取県は対応しない。徳島県が関西広域連合に入ったため、残りの四国3県で准看護師試験を実施するのは負担が大きいので、中国に参加したいとの申し入れがあり、賛成と答えておいた。

2) 平成26年3月6日、県医師会館と中部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、米川・岡田両常任理事、新田監事が出席し、合否判定等について協議が行われた。平成25年度試験結果では、本県からの受験者128人（EPA2人含む）全員が合格し、中国5県の中で平均点が1番高かった。なお、不適切問題1件の指摘がなされた。平成26年度の試験日は、九州ブロックと同日開催とし、徳島県以外の中国四国各県で試験問題を合同作成する。

### 3 医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会

平成25年11月12日、鳥取労働局において開催され、清水副会長が出席した。議事として、これまでの本委員会の取組みについて県、県看護協会、鳥取労働局よりそれぞれ報告があった後、平成25年度の研修会開催方針について協議、意見交換が行われた。今年度は、3月6日（木）に「ハローワークの活用方法」、「医療スタッフの勤務環境の改善がうまくいった事例紹介」の講演に加え、参加者にカンファレンス形式の議論をしてもらう予定である。

### 4 鳥取県看護協会役員との懇談会

平成26年1月23日、ホテルニューオータニ鳥取において初めて開催した。看護協会、医師会双方から9つの懇談項目を提出し、資料をもとに看護協会の概要等の説明があった後、意見交換を行なった。医師会からは、看護師養成学校新設、訪問看護ステーションの現状、准看護師の活用などについて看護協会の見解を伺った。詳細は、会報第704号に掲載した。

### 5 鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会

1) 平成25年4月27日、県医師会館において急遽開催され、岡本会長より出席報告があった。議事として、(1)新たな看護師養成所設置の取組状況（鳥取市からの報告）、(2)看護師養成機関に関するニーズ調査、(3)平成25年度鳥取県看護職員実習指導者養成講習会実施要綱案、(4)実習指導者養成事業、(5)鳥取県地域医療再生基金事業補助金に係る新たな事業の実施希望などについて報告、協議、意見交換が行われた。なお、鳥取市は看護師養成所の設置候補地を2ヶ所に絞

り込み、JR鳥取駅北側の県有地を優先したい意向を示した。鳥取市と学校法人大阪滋慶学園は28日に専門学校設置の基本協定を調印する予定である。協定には、平成27年4月の開校を目標とし、市が学校用地を取得して学園に無償で貸し付けるとの内容が含まれている。

2) 平成25年5月30日、県庁において開催され、岡本会長より出席報告があった。議事として、(1)看護師養成機関に関するニーズ調査、(2)新たな看護師養成所設置の取組状況、について報告、協議、意見交換が行われた。(2)では、鳥取市医療看護専門学校（仮称）と鳥取看護大学における実習施設確保状況及び教員確保状況等両養成所とも実習施設及び教員確保は、まだ充分ではないようであった。なお、6月中には本検討会を終了する予定である。

### 6 看護高等専修学校連絡協議会

平成25年12月26日、県医師会館において開催した。議事として、准看護師試験結果等、鳥取県の看護職員養成確保対策事業、新たな看護師養成学校新設、各看護高等専修学校の運営状況等について報告、協議、意見交換を行なった。看護高等専修学校では、近年、有子者、社会人、既卒者などの受験生、生徒が増加しており、母性実習等の面から男子学生の人数を配慮しているとのことであった。詳細は、会報第703号に掲載した。

### 7 鳥取市看護師等養成施設の誘致問題について

平成25年6月20日開催された第3回本会理事会において、岡本会長より標記の件について、報告があった。これまで「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」において5回に亘り、協議、意見交換をしてきたところである。詳細については、新聞等で随時報道されている。

この度、鳥取県理学療法士会・鳥取県作業療法士会・山陰言語聴覚士協会から、鳥取の活性化のために学校を誘致し、若者を呼び込むことに関しては問題がないものの、現在のリハビリ専門職の現状と、需給体制は、近い将来需給バランスが崩壊しようとしている時期に、時代錯誤的なりハビリ専門職の養成校の新設、誘致に反対であるとの理由により、

本会宛面会依頼があり、明穂常任理事とともに対応した。

なお、日医から平成25年6月13日付けで、看護系大学の増加により、医師会立看護師・准看護師養成所の実習施設の確保が困難になっており、閉校に至るケースも出ていることから、看護系大学の認可に際しては、既存の養成所の実習に影響を及ぼすことのないよう、十分指導をお願いする旨、通知がきている。

### 3 勤務医、病院対策

#### 1 全国医師会勤務医部会連絡協議会

平成25年11月9日、岡山市において、「勤務医の実態とその環境改善—全医師の協働にむけて」をメインテーマに日医主催、岡山県医師会の担当で開催され、日野理事、地区医師会担当役員が出席した。午前は、特別講演(1)日医の直面する課題(今村副会長)、(2)日本の医療をめぐる課題：チーム医療を中心に(永井自治医科大学長)、日医勤務医委員会報告等が行われた。午後からは、パネルディスカッション「様々な勤務医の実態とその環境改善を目指して」、フォーラム「岡山からの発信—地域医療人の育成」が行われ、最後に「岡山宣言」が採択された。次回は神奈川県医師会の担当で平成26年10月25日(土)横浜市において開催される。詳細は、会報第702号に掲載した。

#### 2 都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会

平成25年11月29日、日医会館において開催され、清水副会長が出席した。当日は、岡山県医師会の担当で11月9日(土)に岡山市で開催された全国医師会勤務医部会連絡協議会の実施報告があった。次年度は、神奈川県医師会の担当で平成26年10月25日(土)に横浜市で開催される。

引き続き、シンポジウム「医療事故調査制度及び新しい専門医制度」があり、日医及び福岡県医師会から活動事例報告があった後、討論が行われた。新しい専門医制度に関して、総合診療専門医、かかりつけ医機能について日医の考え方が示された。詳細は、会報第702号に掲載した。

#### 3 鳥取県病院協会定例総会

平成25年6月11日、ホテルセントパレス倉吉において開催され、吉中副会長が会長代理

として出席し、来賓挨拶を述べてきた。今年度より米子医療センターが担当となった(任期：平成25年6月12日～平成27年度定期総会開催日)。

### 4 損害保険、生命保険の団体業務の継続

#### 1 日医医師賠償責任保険

日医医師賠償責任保険(100万～1億円補償)は、昭和48年7月から発足し、勤務会員も加入しているが、現行の日医医賠責保険でカバーできない部分について、日医A会員が任意で加入できる「日医医賠責特約保険(1億超～2億円補償)」の加入者は、平成25年7月1日～平成26年7月1日までの期間の加入者は、198名である。

#### 2 損保ジャパン医師賠償責任保険加入会員

平成26年3月末日現在、医師賠償責任保険加入会員数は564名である。

#### 3 生命保険加入代理店の業務

第一、日本、明治安田、住友、損保ジャパン、三井、朝日の7社との契約を存続し会員福祉向上に努めている。平成26年3月末日現在、各社の契約件数は次のとおりである。

第一	120件	日本	140件
明治安田	35件	住友	32件
グループ	638件	損保ジャパン	215件
三井	43件	朝日	17件

### 5 協力貯蓄制度の推進等

#### 1 協力貯蓄の運営状況

協力貯蓄は、平成25年5月より第11次の積立(平成30年4月まで)を開始している。平成26年3月末現在の加入者数は、東部63名、中部15名、西部39名、計117名である。

融資利率は、短期プライムレート及びそれに連動する新長期プライムレートを基準にしている。

#### 2 勤務会員協力貯蓄の運営状況

勤務会員協力貯蓄は、平成22年5月より第9次の積立(平成27年4月まで)を開始している。平成26年3月末現在の加入者数は、東部34名、中部14名、西部33名、大学8名、計89名である。

融資利率は、協力貯蓄と同じく、短期プライムレート及びそれに連動する新長期プライムレートを基準にしている。

融 資 期 間	協力貯蓄 融資利率	勤務会員協力 貯蓄融資利率
1 年 以 内	1.680%	2.030%
1 年超 3 年以内	1.780%	2.130%
3 年超 5 年以内	1.880%	2.230%
5 年超 10 年以内	2.080%	2.430%
10 年超 15 年以内	2.280%	2.630%
15 年超 20 年以内	2.480%	2.830%
20 年超 25 年以内	2.680%	3.030%

## 6 会員福祉対策

### 1 日本医師会医師年金の加入

平成25年9月末現在、本県会員の医師年金加入者は117名で、加入者数を地区別に示すと次のとおりである。

東部45名 中部20名 西部51名 鳥大1名 計117名

この他に年金受給者は

東部59名 中部25名 西部66名 計150名

### 2 日本医師従業員国民年金基金

日医が設立母体となり、平成3年4月創設、同年5月14日設立認可を得て発足し、本県加入総数70名である。(平成26年3月31日現在)

### 3 鳥取県医療機関厚生年金基金への対応

#### 1) 加入者数

平成5年4月1日に発足した「鳥取県医療機関厚生年金基金」について、加入者数は4,370名、加入事業所は117である。(平成26年3月31日現在)

#### 4 会員総会(1回)

平成25年度会員総会は、平成26年3月15日(土)、午後5時20分から鳥取県医師会館において開催し、各種表彰の授与、御祝の贈呈が催された。引き続き、鳥取医学賞講演「一般病院不妊外来における治療成績～年齢との関連(県立厚生病院産婦人科部長 大野原良昌先生)、特別講演「患者から見た、筋萎縮性側索硬化症について」(日本ALS協会鳥取県支部長 岡本充雄氏)を行なった。詳細は、会報第706号へ掲載した。

#### 5 物故会員について

平成25年4月1日より、本年3月末日に至る間の物故会員は次のとおりである。

村江正名先生(86歳)  
鳥取市(26.3.14逝去)

高野正明先生(85歳)  
米子市(25.5.14逝去)

岡田俊次先生(78歳)  
鳥取市(25.5.25逝去)

斎藤正彦先生(74歳)  
鳥取市(25.6.9逝去)

岸良尚先生(87歳)  
鳥取市(25.8.4逝去)

野口和男先生(81歳)  
鳥取市(25.12.8逝去)

木下干城先生(89歳)  
米子市(25.12.17逝去)

徳岡淳一先生(91歳)  
倉吉市(26.1.3逝去)

米本哲人先生(83歳)  
鳥取市(26.3.14逝去)

入江宏先生(58歳)  
鳥取市(26.3.18逝去)

## 7 会員表彰

本年度、一般表彰並びに会長表彰は次のとおりであった。

### 1) 叙位・叙勲

25.4.29 旭日双光章：木村禎宏  
(米子市)保健衛生功労者  
26.3.14 正六位：故米本哲人  
(鳥取市)

### 2) 一般表彰

#### 厚生労働大臣表彰

25.9.9 浦邊千晶(米子市)  
救急医療功労者  
25.10.2 中曾庸博(米子市)  
産科医療功労者  
25.10.25 濱崎尚文(智頭町)  
支払基金関係功績者  
25.10.31 川上伸(米子市)  
国保関係功績者  
26.3.20 板倉和資(八頭町)  
公衆衛生事業功労者  
神鳥高世(米子市)  
公衆衛生事業功労者

#### 日本公衆衛生協会会長表彰

26.3.20 乾俊彦(鳥取市)

公衆衛生事業功労者  
吉中 正人 (琴浦町)  
公衆衛生事業功労者  
安部 喬樹 (米子市)  
公衆衛生事業功労者  
第42回 (読売新聞社) 医療功労賞  
26. 1. 29 柿坂 俊武 (八頭町)  
都道府県医療功労賞  
第7回地域医療貢献奨励賞  
26. 2. 8 高見 徹 (日南町)  
鳥取県知事表彰  
25. 9. 12 山内 教宏 (米子市)  
救急医療功労者  
山本 敏雄 (倉吉市)  
救急医療功労者  
山下 裕 (鳥取市)  
救急医療功労者  
25. 10. 3 長田 佳子 (米子市)  
結核予防事業功労者  
鳥取労働局長表彰  
25. 11. 28 石田 浩司 (倉吉市)  
労働行政関係功労者  
黒沢 洋一 (米子市)  
労働行政関係功労者  
日笠 親績 (鳥取市)  
労働行政関係功労者  
松本 行雄 (米子市)  
労働行政関係功労者  
鳥取労働局長感謝状  
25. 11. 14 岡本 公男 (鳥取市)  
労働基準行政関係功労者  
全国国民健康保険組合協会表彰  
25. 6. 13 岡本 公男 (鳥取市)  
永年国保事業功労者  
富長 将人 (米子市)  
永年国保事業功労者  
中央会国民健康保険表彰  
25. 9. 25 田中 潔 (倉吉市)  
永年国保審査委員  
鳥取県国民健康保険団体連合会理事長表彰  
(国保事業功労者)  
25. 7. 26 梅澤 潤一 (鳥取市)  
松浦 喜房 (鳥取市)  
田中 潔 (倉吉市)  
鳥取県教育委員会表彰  
25. 11. 18 庄司 眞喜 (鳥取市)

学校保健功労者  
鳥取県学校保健会長表彰(学校保健功労者)  
26. 2. 2 大源 和彦 (鳥取市)  
福永 康作 (鳥取市)  
中塚嘉津江 (鳥取市)  
石谷 暢男 (鳥取市)  
佃 進 (倉吉市)  
松田 隆 (倉吉市)  
野坂 美仁 (米子市)  
鳥取県健康対策協議会長表彰  
25. 7. 4 川崎 寛中 (米子市)  
田村 矩章 (南部町)  
鳥取県保健事業団理事長感謝状  
25. 9. 3 吉中 正人 (琴浦町)  
対がん事業功労者  
高見 博 (北栄町)  
対がん事業功労者  
杉本 勇二 (鳥取市)  
結核予防事業功労者  
大城 陽子 (米子市)  
結核予防事業功労者  
3) 鳥取県医師会長表彰  
25. 7. 5 鳥取県産業安全衛生大会  
岸田 剛一 (鳥取市)  
加藤 大司 (鳥取市)  
26. 3. 15 会員総会  
縄田 昌平 (鳥取市) 開業50年以上  
土井 学 (湯梨浜町) 開業50年以上  
田中 貴裕 (鳥取県医師会) 永年勤続職員  
4) 第22回鳥取医学賞；26. 3. 15 会員総会  
大野原良昌 (倉吉市)  
5) 米寿御祝：26. 3. 15 会員総会  
門脇 好登 (倉吉市)  
谷本 泰夫 (鳥取市)  
本田 恭治 (米子市)  
吹野 淳平 (米子市)  
岸田 専蔵 (倉吉市)  
仲村 民広 (伯耆町)  
音田 誠介 (湯梨浜町)  
三好三七夫 (米子市)  
松野 昭市 (境港市)  
大谷 伯 (八頭町)  
6) 喜寿御祝：26. 3. 15 会員総会  
篠原顕一郎 (伯耆町)  
瀧田親友朗 (鳥取市)

野村 恒治（鳥取市）  
常松 久晃（米子市）  
菅村 昭夫（米子市）  
前嶋 檀（鳥取市）  
岸田 英夫（鳥取市）  
坂口 茂正（米子市）  
北川 達也（鳥取市）

岡崎 幸男（米子市）  
川本 久雄（琴浦町）  
深田 忠次（湯梨浜町）  
竹田 達夫（鳥取市）  
桜井 克彦（鳥取市）  
石田 勝也（鳥取市）  
篠原みさ子（伯耆町）

## 13. 医師会相互の連絡調整に関する事項

### 1 日本医師会との連携強化

#### 1 日医代議員会

- 1) 定例代議員会が平成25年6月23日、日医会館において開催され、魚谷日医代議員、池田日医代議員が出席した。当日は、横倉会長の挨拶、会務報告に続き、議事として、(1)平成24年度日医決算、(2)平成26年度日医会費賦課徴収、(3)日医綱領の3議案について審議が行われ、議案どおり可決された。また、20件（代表8件、個人12件）の質問に対し、担当役員から回答があった。内容の詳細は、日医ニュースに掲載されている。
- 2) 臨時代議員会が平成25年10月13日、日医会館において開催され、渡辺副会長より出席報告があった。日医役員（副会長、常任理事、理事）補欠選任等が行われた。副会長には、大阪府医師会副会長の松原謙二氏が197票（投票総数355票、三上裕司氏156票、白票2）を獲得し、新副会長に選ばれた。三上氏の辞任に伴う常任理事補選は愛知県医師会代議員会副議長の野和美氏が、理事補選は魚谷会長がそれぞれ選ばれた。新役員の任期は同日から来年度の定例代議員会終了までである。内容の詳細については、日医ニュースに掲載された。
- 3) 臨時代議員会が平成26年3月30日、日医会館において開催され、魚谷会長（日医理事）、渡辺・清水両副会長が出席した。横倉会長挨拶、事業計画並びに予算報告の後、議事に移り、(1)平成25年度日医会費減免申請、(2)日医定款一部改正（理事枠増）の2議案とも可決された。その後、代議員から代表質問8件、個人質問14件が寄せられ、担当役員から答弁がなされた。内容の詳細については、日医ニュースに掲載された。

### 2 都道府県医師会長協議会

第1回：平成25年7月23日、日医会館において開催され、魚谷会長が出席した。各県医師会から提出された7議題について、日医執行部からそれぞれ回答があった他、日医からの提案として、「一般社団法人医療安全全国共同行動の設立」、「日本医師会電子認証センター」について説明があった。内容の詳細については、日医ニュースに掲載。

第2回：平成25年11月19日、日医会館において開催され、魚谷会長（日医理事）、渡辺副会長が出席した。各県医師会並びに日医から提出された8議題について、日医執行部からそれぞれ回答、説明があり討論がなされた。また、日医からのお願いとして、地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センター事業について情報提供、説明があった。地域の実情に応じて、行政及び関係各団体との連携のもと、両センターの事業に都道府県医師会が積極的に関与する。内容の詳細については、日医ニュースに掲載。

第3回：平成26年1月21日、日医会館において開催され、魚谷会長（日医理事）、渡辺副会長が出席した。当日は、5県から質問が提出され、担当役員よりそれぞれ回答がなされた。また、日医より、(1)新たな財政支援制度、(2)平成24・25年度定款・諸規程検討委員会中間答申について報告があった。(2)では、理事を2名増員し、勤務医・女性医師各1名の登用にあてるべきとし、定款で定めている理事定数を、現行の「理事27名以内」を「理事29名以内」に改正するよう提言している。内容の詳細については、日医ニュースに掲載。

### 3 日医総合政策研究機構・日本学術会議共催シンポジウム

平成26年2月22日、日医会館において、「福島原発災害後の国民の健康支援のあり方」をテーマに開催され、魚谷会長（日医理事）、清水副会長が出席した。

当日は、6講演(1)事故由来放射性物質による影響の総合的理解と環境回復に向けた課題、(2)福島原発災害後の被災者の健康支援の現状と課題、(3)国や福島県の健康支援に信頼が得られるために、(4)科学と地域の架け橋—福島市における育児支援と人材育成、(5)「健康に対する権利」の視点からみた、福島原発災害後の政策課題—国連特別報告書「グローバー勧告」を中心に、(6)被ばく医療の現状からみた福島とパネルディスカッションが行われた。後日記録集を作成するとともに、その英語版を日医の「JMAジャーナル」で全世界119ヶ国の医師会等に情報発信する予定である。詳細は、会報第705号へ掲載した。

#### 4 日医検案担当理事連絡協議会

平成25年10月9日、日医会館において開催され、清水副会長より出席報告があった。説明(1)内閣府死因究明等推進会議等における議論、(2)警察における死体取扱状況及び死因・身元調査法の施行状況、(3)日医による警察活動に協力する医師の全国組織化、及び総括が行われた。日本警察医会は今年9月をもって解散し、今後日医の主導により全国組織化を目指し、都道府県医師会内に部会を設置し、警察医会等との連絡、調整を行う。秋以降には第1回連絡協議会総会・学術集会、国立保健医療科学院より引き継ぐ「死体検案研修会」を開催予定である。詳細は、会報第701号へ掲載した。

#### 5 日医Ai学術シンポジウム

平成25年12月21日、日医会館において、「死因究明推進二法とAiの活用」をテーマに開催され、日野理事が出席した。第1部では、行政・警察庁関係者等3名から、「死因究明推進二法をめぐる行政の動向」の説明があり、第2部では、4名の学識者等から、「死因究明推進二法がAiの活用に与える影響」についての講演、第3部として総合討論が行われた。CT画像のDVD等或いは書面での経過報告は、遺族の了解の元、遺族負担で撮影料及び読影料を実施したAiについてはしてもよいとのことであった。

#### 6 日医死体検案研修会

平成26年2月27日、日医会館において開催され、清水副会長が出席した。本研修会は、昨年4月に死体検案に係る法令が新たに制定され、日本警察医会も解散となり、日医に協力しながら今後の警察医業務を行うことが決定されたことを受けて昨年度より開催されている。

当日は、講演7題(1)死体検案に係る関係法令・政府における死因究明の取組み、(2)警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査に関する法律等、(3)死体検案の総説、(4)死体検案の実際、(5)在宅死と死体検案、(6)死体検案におけるAiの活用、(7)大規模災害における検案活動、が行われた。詳細は、会報第705号へ掲載した。

#### 7 日医医療政策シンポジウム

平成26年3月13日、日医会館において、「高齢社会と医療の未来を考える」をテーマに開催され、渡辺副会長、明徳常任理事が出席した。当日は、講演4題、(1)報道されないオバマケアの真実と日本医療の選択、(2)「混合診療」の全面解禁は国民に利益をもたらすか？、(3)日本の医療とその財源確保策、(4)社会保障改革の動向とこれからの医療、及びパネルディスカッションが行われた。内容の詳細については、後日記録集を作成し、日医雑誌7月号に同封される。また、日医ホームページでも公開される予定。

#### 8 日本医師会ワークショップ「会員の倫理・資質向上をめざして」

平成26年2月26日、日医会館において開催され、明徳常任理事が出席した。今回より内容の構成を鑑み、これまでのシンポジウムからワークショップと改称した。議事として、会員の倫理・資質向上に関する都道府県医師会（茨城、愛知、福岡、鹿児島）の取組みについて報告があった後、「診療報酬請求の適正化のために」、「終末期患者の医療のあり方」の2事例についてケーススタディが行われ、7グループに分かれてワークショップ形式での議論の後、全体討議があった。詳細は、会報第705号へ掲載した。

#### 9 日医事務局長連絡会

平成26年2月28日、日医会館において開催され、谷口事務局長が出席した。平成25年度

に退職する事務局長5人に対し感謝状が贈呈された後、日医から「小児Aiモデル事業」、「産業保健3事業一括運営」、「医療勤務環境改善支援センター及び地域医療支援センター事業」について担当役員から説明があった。

## 2 中国四国医師会連合との連携強化

### 1 中国四国医師会連合常任委員会

1) 平成25年6月22日、パレスホテル東京において、広島県医師会の担当で開催され、明徳常任理事より出席報告があった。議事として、中央情勢報告、年間スケジュールの確認等が行われた。岡本会長が6月末日で日医理事を辞任されたことに伴い、10月13日(日)に臨時代議員会が開催される。なお、岡本会長は、中国四国ブロック推薦の理事であることから後任の理事には、後日選任される鳥取県医師会の新会長の推挙をお願いし、協議の結果、満場一致でその旨決定した。詳細は、会報第697号へ掲載した。

2) 平成25年9月28日、広島市において広島県医師会の担当で開催され、魚谷会長、渡辺・清水両副会長、明徳常任理事、谷口事務局長が出席した。中央情勢報告、平成24年度庶務会計報告(愛媛県)があった後、協議、意見交換が行われた。今回は、香川県医師会の担当により平成26年9月27日(土)・28日(日)に開催する。また、魚谷会長より日医役員補欠選挙において各県医師会長に推薦人になって頂いた事に対する御礼と立候補の挨拶があった。詳細は、会報第700号へ掲載した。

3) 平成26年3月29日、パレスホテル東京において広島県医師会の担当で開催され、魚谷会長、渡辺・清水両副会長、明徳常任理事、谷口事務局長が出席した。議事として、中央情勢報告、改正指定基準に基づく母体保護法指定医師研修会の相互乗り入れ、次期日医役員等立候補予定者について協議、意見交換が行われた。日医では6月に役員改選が行われる。岡山県より常任理事に候補者を出したいのでご支援をとの表明があったが、広島県の現職常任理事のこともあり、再度会長会議を開催して対応を協議することとなった。詳細は、会報第707号へ掲載した。

### 2 中国四国医師会連合連絡会

平成25年10月13日、日医会館において、日医会館において、広島県医師会の担当により、臨時代議員会の前に開催され、魚谷会長、渡辺副会長、谷口事務局長が出席した。

議事運営委員会報告では、代議員会の決議は、出席代議員の過半数が必要であるので、無効、白票が多い際の対応として、僅差の場合、再投票を行うが、3回目は行わずに議長提案により得票上位者を当選人にしたいとの説明があった。

### 3 中国四国医師会連合総会

平成25年9月28日(土)リーガロイヤルホテル広島において開催され、各役員が出席した。中国四国医師会連合総会について下記のとおり各役員から報告があった。内容の詳細については、会報第700号へ掲載した。

〈シンポジウム：明徳常任理事報告〉

日医との共催で開催され、報告4題(1)「医療基本法を考える(大井利夫 日本病院会顧問・日医医事法関係検討委員会副委員長)」、(2)「医療基本法はなぜ必要か(鈴木利廣 明治大学法科大学院教授・弁護士)」(3)「医療基本法について一日医医事法関係検討委員会における議論―(羽生田俊 参議院議員・日医副会長)」(4)「医療基本法について(土生栄二 厚労省医政局総務課長)」の後、総合討論が行われた。

### 4 中国四国医師会連合分科会

平成25年9月30日(月)リーガロイヤルホテル広島において、広島県医師会担当で開催され、各役員が出席した。詳細は、会報第700号へ掲載した。

〈第1分科会「医療保険(労災・自賠責等)・介護保険〉

日医より藤川常任理事を助言者に迎え、各県からの提出議題9題、日医への要望・提言9題について協議、意見交換を行った。

〈第2分科会「地域医療(在宅医療等)〉

日医より高杉常任理事を助言者に迎え、各県からの提出議題8題、日医への要望・提言4題について協議、意見交換を行った。

〈第3分科会「医療提供体制(救急・災害・感染症等)〉

日医より小森常任理事を助言者に迎え、各県からの提出議題9題、日医への要望・提言

7題について協議、意見交換を行った。

〈第4分科会「医事紛争」〉

日医より今村常任理事、畔柳参与(弁護士)、高島医賠償対策課長、伊澤医事法・医療安全課長を助言者に迎え、各県からの提出議題8題、日医への要望・提言6題について協議、意見交換を行った。

#### 5 中国四国医師会ブロック医療基本法(仮称)制定に関するシンポジウム

平成25年5月19日、広島市において中国四国医師会連合及び日医との共催で開催され、渡辺常任理事より出席報告があった。

当日は、基調講演『「医療基本法(仮称)」の制定に向けた具体的提言』(横倉日医会長)、指定発言(1)「日本医師会医事法関係検討委員会における議論から」(林 弘人日医医事法関係検討委員会委員・山口県医師会常任理事)、(2)「医療における法と行政」(佐々木昌弘広島県健康福祉局長)、質疑応答が行われた。(1)では、今後の検討課題として、(1)「医療の不確実性」の文言の追加、(2)医療提供者の権利規定の強化、(3)「介護」を医療基本法の対象に含めるか、(4)「計画体系」を盛り込むか、の4点を挙げられた。「医療基本法」の下におかれる「子法」の検討が必要である。

#### 6 中国四国医師会事務局長連絡会

平成26年3月14日、広島市において広島県医師会の担当で開催された。各県事務局より、あらかじめ提出された14議題について協議、意見交換が行われた。今後は、各県事務局の良い点を参考にし、日常業務に反映していく。

### 3 地区医師会との連携強化

#### \* 地区医師会長協議会

平成25年12月26日、県医師会館において開催した。主な議事として、(1)日医代議員の選出、(2)県庁の各種審議会委員等の推薦の対応、(3)基金、国保の審査員、(4)本会会費見直し、(5)看護師等養成施設に対する見解、(6)医師国保組合、(7)役員を選任、代議員の選出の見直し、(8)鳥取県医療機関厚生年金基金の今後の見直し、などについて協議、意見交換を行い、今後の対応について確認した。

#### \* 新東部医師会館竣工式

平成26年1月25日、新東部医師会館において開催され、魚谷会長が東部選出の役員並びに松田中部会長、野坂西部会長とともに出席

し、来賓祝辞を述べてきた。

### 4 情報ネットワークの推進

#### 1 日本医師会医療情報システム協議会

平成26年2月8～9日、日医会館において、『「ビッグデータ」? 誰のため、何のため……』をメインテーマに開催され、県医師会、地区医師会の関係者が出席した。

8日は日医医療IT委員会セッション、地域医療連携セッション～地域医療連携ICT化の全国動向とその課題について～、9日はORCAセッション～ORCAの主流化宣言～、インターナショナルセッション、メインシンポジウム「クラウド・ビッグデータ時代の医療IT化の進路」が行われた。詳細は、会報第705号へ掲載した。

#### 2 情報システム担当理事連絡協議会

平成25年11月17日に鳥取県西部医師会館で開催した。鳥取県医師会メーリングリスト(ML)の運用、鳥取県における地域医療連携などについて協議及び報告が行われた。詳細は、会報第702号へ掲載した。

#### 3 平成25年度鳥取県医師会医療情報研究会～日医ITフェア～

平成25年11月17日、鳥取県西部医師会館において開催し、講演2題(1)「地域医療連携の状況及びORCAの取組み」(日本医師会総合政策研究機構主任研究員 秋元 宏氏)、(2)「日医認証局について」(日本医師会総合政策研究機構主任研究員・日本医師会電子認証センターシステム開発研究部門長 矢野一博氏)を行った。

当日は、(株)大共、コニカミノルタヘルスケア(株)の2社による日医標準レセプトソフト及び関連する機器等の展示コーナーが設けられた。

#### 4 テレビ会議システム

地域医療再生基金を使って医療従事者の負担軽減を目的として整備した県医師会館と各地区医師会館の4拠点を結ぶテレビ会議システムであるが、平成25年度は本会、鳥取県、鳥取県健康対策協議会などが主催する会議を34回開催した。多くの会議で利用され医療従事者の負担軽減に繋がっている。

#### 5 日医認証局の運営に係る情報担当理事及び事務局担当者向け連絡協議会

平成25年12月11日、日医会館と県医師会館

を回線で繋ぎ、日医TV会議システムを利用して開催され、米川常任理事、医師会事務局担当者等が出席した。

議事として、(1)日医認証局の意義、(2)医師資格証(ICカード)の使い方、(3)医師資格証発行の審査体制構築(都道府県医師会における審査方法、日医医療情報システム協議会

での対応)、(4)質疑応答が行われ、医師資格証の利用方法、日医電子認証センターの業務や医師資格証発行に伴う審査事務の説明があった。原則として県医師会が地区医師会及び病院の統括事務局となり、運営していく。詳細は、会報第703号へ掲載した。

## 14. その他に関する事項

### 1 行政との連携強化

#### 1 第65回医療懇話会

平成26年1月9日、県医師会館において県福祉保健部、病院局、福祉保健局、医師会が参集し開催した。県医師会より現在問題になっている7項目について県へ質問形式で議題を提出し、その議題に対する県の回答、及び協議、意見交換を行なった。また、県より7項目について報告事項があった。詳細は、会報第704号に掲載した。

#### 2 心や性の健康問題対策協議会

平成25年7月4日、県庁において開催され、笠木常任理事が出席した。議事として、鳥取県における思春期保健対策関連事業体系、平成25年度心や性の健康問題対策事業について報告があった後、「心や性の健康問題対策事業」の円滑な実施に向けて協議、意見交換が行われた。県では、子育て応援課、健康政策課、スポーツ健康教育課、家庭・地域教育課など各課がいろいろな事業をしているが、今後は各課間の連携をきちんとし、鳥取県としての事業を実施して欲しい旨、意見を述べた。今後検討するとのことである。

#### 3 鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会

平成25年10月31日、白兔会館において開催し、県医師会からは魚谷会長以下学校保健関係役員が、県教育委員会からは横濱教育長以下5つの課が出席し、双方から提出された議題について協議、意見交換を行った。本会からは、「いじめの実態の現状と子どもの心のケアの取組」、「これからの眼科健診のあり方」、「学校での食物アレルギー対策」など8議題を提出した。詳細は、会報第701号に掲載した。

#### 4 検視に係る鳥取県警察本部との打合せ会

平成26年1月30日、県医師会館において初めて開催し、警察本部、医師会双方から提出された項目について報告、協議、意見交換を行なった。警察本部からは、死体の死因等に関する法律の施行、死体取扱い状況、医師の関与状況について説明があった。医師会からは、検視に係る医師会員の関与状況調査結果報告、検視に係る問題点及び警察への要望等、警察活動に協力する医師の部会の設立、Ai等について議題を提出した。医師の部会の設立については、今後検討していく。詳細は、会報第704号に掲載した。

### 2 関係団体との連携強化

#### 1 鳥取県薬事情報センター運営委員会

平成25年7月25日、米子ワシントンホテルにおいて開催され、辻田理事が魚谷会長の代理として出席した。平成24年度事業報告では、346件の質疑応答があり、医薬品への副作用・相互作用に関する質問や、専門的な疾患の症状・治療法等の質問が多かった。また、年6回「薬事情報とっとり」定期刊行誌の発行、FAXによる情報提供、「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2013」を配付した。

#### 2 ハーバード大学公衆衛生大学院武見プログラム30周年記念シンポジウム

平成25年11月23日、日医会館において開催され、渡辺副会長より出席報告があった。当日は、横倉会長の歓迎の辞に続き、来賓の田村憲久厚生労働大臣(原徳壽医政局長代読)、カート・トン在日米国大使館首席公使、武見敬三参議院議員、手代木功日本製薬工業協会長から挨拶があった。その後、武見プログラムのマイケル・ライシュ指導教授による基調

講演と、日本人武見フェロー5名による講演、日医国際保健検討委員のコメント、パネルディスカッションが行われ、高久史磨日本医学会長による閉会の辞で締めくくられた。また、関連イベントとして、日医と東洋文庫の共催展示会が開催された。

### 3 関西広域連合協議会

平成25年10月24日、大阪市において開催され、魚谷会長が出席した。次期広域計画の策定、地方分権改革の推進（国出先機関対策）、各分野事務等関西広域連合の取組み、関西広域連合の運営等について協議、意見交換が行われた。鳥取県からは、林副知事、中島鳥取県観光連盟会長が出席されていた。

### 4 関西広域連合と放射線技師会の協定について

平成25年度中に、近畿府県（鳥取県を含む2府8県）、関西広域連合と日本診療放射線技師会及び各府県放射線技師会との間で、原子力災害時のスクリーニング・除染体制の整備に係る包括的な協定を締結することについて明穂常任理事より説明があった。

### 5 鳥取県助産師出向支援モデル事業検討委員会

1) 平成25年11月7日、鳥大医学部において開催され、小林理事が出席した。議事として、日本看護協会の助産師出向システムに関する取組、厚労省看護職員確保対策特別事業「平成25、26年度助産師出向支援モデル事業」の実施、県内の周産期医療体制の状況などについて協議、意見交換が行われた。本県を含む20都道府県が離島や僻地等への助産師出向モデル事業に選定されているが、助産師の身分や異動が伴うことを考慮すると困難な事業だと思われる。今回は平成26年1月16日（木）午後2時より鳥大医学部において開催される。

2) 平成26年1月16日、鳥大医学部において開催され、小林理事が出席した。助産師出向支援モデル事業に関する調査票結果では、県内17分娩施設のうち4施設より出向意向があり、1組のマッチングが見込まれる。コーディネーターは、モデル事業施設からでなく、第三者から選出して欲しいとのことで鈴木委員長（鳥大医学部保健学科母性・小児家族看護学教授）と古磯副委員長

（倉吉総合看護専門学校助産師機能理事）を推薦した。今回は、3月13日（木）西部医師会館で開催する。

3) 平成26年3月13日、西部医師会館において開催され、小林理事が出席した。主な議事として、県助産師出向支援モデル事業進捗状況（助産師出向の進捗状況、コーディネーターの活動状況等）などについて報告、協議、意見交換が行われた。平成26年度よりモデル事業が開始され、鳥大医学部から山陰労災病院へ助産師が出向する。また、県は条例を改正し、助産師が医療法人にも出向できるようにしたいとのことであった。

### 6 日本ALS協会鳥取県支部設立総会

平成25年10月5日、県立福祉人材研修センターにおいて開催され、魚谷会長が平井鳥取県知事とともに来賓として出席し祝辞を述べた。

### 7 鳥取赤十字病院新病棟等増改築工事起工式

平成25年12月12日、新病棟等を現在地に建設する鳥取赤十字病院において開催され、渡辺副会長が会長代理として出席した。病院や行政関係者ら約40人が出席し、平成30年5月のオープンに向けて工事の安全を祈った。新病院は、現在の一般病床438床を350床に縮小するが、総合診療科、関節リウマチセンター、頭頸部腫瘍センターなど複数新設する専門外来を強化する新体制に応じて設計され、来年1月に着工する。

### 8 JR高速化鳥取県民募金委員会について

JR高速化鳥取県民募金委員会は、JR高速化募金支払いの免除について、JR米子支社と決着へ向け交渉をしてきたが、この度、JRが当委員会免除依頼を受理したことにより、9月で債務免除の会計処理を終えることになった。これに伴い、募金委員会は解散する。

### 9 鳥取県診療放射線技師会創立60周年・法人設立35周年記念式典

平成25年11月30日、ホテルニューオータニ鳥取において開催され、魚谷会長が来賓として祝辞を述べてきた。

### 10 看護職のワーク・ライフ・バランス推進フォーラム

平成26年3月1日、県看護研修センターにおいて、「看護職が働き続けられる労働環境

づくりをいかに進めていくか」をテーマに開催され、武信理事が「医師会としてのWLBの取組み」について発表した。当日は、基調講演、調査研究発表、労働局及び県医療行政の取組み事例等について報告が行われた。

#### 11 鳥取県看護協会通常総会

平成25年6月30日、県看護研修センターにおいて開催され、魚谷会長が来賓として出席し、祝辞を述べてきた。

#### 12 鳥取県精神保健福祉協会理事会・総会

平成25年4月25日、白兔会館において開催され、渡辺常任理事より出席報告があった。議事として、平成24年度事業実績及び歳入歳出決算、平成25年度事業計画及び歳出予算案、役員改選などについて協議が行われた。平成25年度は、(1)精神保健福祉に関する知識の普及啓発事業（協会広報誌の発行、講師派遣）、(2)「心の健康フォーラム」の開催、(3)県民総合福祉大会への参加、(4)精神障害者スポーツ振興の受託、(5)精神保健福祉協会の組織拡充、(6)協会事業に関する会議等の開催及び参加を実施する予定である。

#### 13 介護労働懇談会

平成25年7月19日、鳥取労働局において開催され、瀬川理事が出席した。平成24年度鳥取県の労働市場の中で、介護関係の求人倍率は1.5倍と平均（1.1倍）より高いため、今後どのように対応していくのか協議が行われた。理由として、倉吉市では近年介護施設が増加したこと、日野郡等の山間地での勤務や当直及び訪問介護の職種は人材が集まりにくいこと等が挙げられた。また、県社会福祉専門学校では、新卒者が減り、社会人入学が増えてはいるが、賃金、職場環境などの問題点があり、解決策が見出せないのが現状である。また、職業センターで離職者の拾い出しをしてはどうかとの意見があった。

#### 14 中国ブロック理学療法士学会

平成25年8月31日～9月1日の2日間に亘り、米子コンベンションセンターにおいて開催され、魚谷会長が開会式で祝辞を述べてきた。

### 3 鳥取県医師会報の発行

県医師会報は本会広報の主力をなすものであり、県医師会報の充実を目途に広報活動の強化に努めた。編集方針は、情報の伝達、執行部の

意見開陳のほか、エッセイ等発表の場としている。本年3月15日までの発行回数は、第694号から第705号の12回と臨時号3回の計15回であった。毎月の発行部数は1,600部で、全会員のほか日医及び各都道府県医師会、関係機関等へ送付した。

### 4 広報の強化

#### 1 鳥取県医師会メーリングリストについて

本会では、地域における医師会情報・医療情報の共有と会員同士の親睦を目的に次の6つのメーリングリストを運営している。

1. 総合メーリングリスト（一般的な話題）
2. 連絡用メーリングリスト（医師会からの連絡など）
3. 緊急用メーリングリスト（医師会のサーバが使えない緊急時に用いるもの）
4. パソコンメーリングリスト（パソコン等の情報関係の話題）
5. ORCAメーリングリスト（ORCAに関連した話題）
6. 学校医メーリングリスト（学校保健等の話題）

#### 2 鳥取県医師会ホームページ

平成9年11月に開設したが、平成26年10月1日よりリニューアルした。当会からの情報を「鳥取県医師会のご紹介」、「鳥取県民の皆様へ」、「医師の皆様へ」に分け、分かりやすい形で情報提供を行っている。鳥取県民の皆様へ」では、公開健康講座などのイベント情報、医療情報、医療機関検索等を掲載し、「医師の皆様へ」では、鳥取県医師会報などの刊行物、医療保険情報、感染症情報、生涯教育関連情報等を掲載している。

### 5 その他（公益法人関係）

#### \* 公益社団法人日本医師会移行記念祝賀会

平成25年5月14日、帝国ホテルにおいて開催され、魚谷副会長より出席報告があった。横倉会長の挨拶に続き、来賓として、安倍晋三内閣総理大臣、伊吹文明衆議院議長、田村憲久厚生労働大臣他4名から祝辞がなされた。出席者は約1,000名で盛会であった。

#### \* 岡山県医師会公益社団法人移行記念式典及び祝賀会祝賀会

平成25年4月29日、岡山プラザホテルにおいて開催され、魚谷副会長が会長代理として出席した。

## 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	102,155,454	103,717,552	△1,562,098
未収金	8,740,853	8,800,216	△59,363
流動資産合計	110,896,307	112,517,768	△1,621,461
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	79,789,179	76,959,179	2,830,000
特定資産合計	79,789,179	76,959,179	2,830,000
(3) その他固定資産			
建 物	610,336,588	610,336,588	0
構 築 物	19,687,331	19,687,331	0
什器備品	74,020,567	64,024,567	9,996,000
土 地	273,522,350	273,522,350	0
減価償却累計額	△512,423,135	△500,348,247	△12,074,888
コンピュータソフトウェア	4,160,675	4,160,675	0
無形減価償却累計額	△3,456,615	△3,216,650	△239,965
その他固定資産合計	465,847,761	468,166,614	△2,318,853
固定資産合計	545,636,940	545,125,793	511,147
資産合計	656,533,247	657,643,561	△1,110,314
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,746,388	6,244,561	△2,498,173
仮受金	1,488,538	1,634,081	△145,543
流動負債合計	5,234,926	7,878,642	△2,643,716
2. 固定負債			
退職給付引当金	79,789,179	76,959,179	2,830,000
固定負債合計	79,789,179	76,959,179	2,830,000
負債合計	85,024,105	84,837,821	186,284
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	174,908,866	184,242,128	△9,333,262
2. 一般正味財産	396,600,276	388,563,612	8,036,664
正味財産合計	571,509,142	572,805,740	△1,296,598
負債及び正味財産合計	656,533,247	657,643,561	△1,110,314

# 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産運用益計	0	0	
特定資産運用益			
特定資産運用益計	0	0	
受取入会金			
受取入会金	4,500,000	4,500,000	0
受取入会金計	4,500,000	4,500,000	0
受取会費			
正会員受取会費	77,261,000	77,445,000	△184,000
特別会員受取会費	2,241,000	2,287,600	△46,600
受取会費計	79,502,000	79,732,600	△230,600
事業収益			
その他事業収益	37,721,831	37,411,601	310,230
事業収益計	37,721,831	37,411,601	310,230
受取補助金等			
受取地方公共団体助成金	15,922,474	7,747,896	8,174,578
受取民間補助金	7,421,420	8,144,830	△723,410
受取民間助成金	2,086,979	2,127,647	△40,668
受取補助金等振替額	9,333,262	9,935,729	△602,467
受取補助金等計	34,764,135	27,956,102	6,808,033
受取負担金			
受取負担金	1,860,000	1,860,000	0
受取負担金計	1,860,000	1,860,000	0
受取寄付金			
受取寄付金	1,835,000	0	1,835,000
受取寄付金計	1,835,000	0	1,835,000
雑収益			
受取利息	20,087	24,058	△3,971
その他雑収益	9,478,071	12,787,365	△3,309,294
雑収益計	9,498,158	12,811,423	△3,313,265
経常収益計	169,681,124	164,271,726	5,409,398
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	6,544,500	6,364,800	179,700
給料手当	27,569,164	27,533,952	35,212
役員退職慰労金	1,379,840	0	1,379,840
福利厚生費	35,191	29,721	5,470
会議費	3,078,782	3,701,261	△622,479

科 目	当 年 度	前 年 度	増 額
旅費交通費	13,062,166	14,149,136	△1,086,970
通信運搬費	4,728,176	4,973,234	△245,058
減価償却費	9,039,044	10,734,889	△1,695,845
消耗品費	514,910	710,684	△195,774
修繕費	265,247	1,645,753	△1,380,506
印刷製本費	15,571,612	15,789,937	△218,325
燃料費	556,489	514,936	41,553
光熱水料費	1,766,921	1,686,737	80,184
賃借料	1,990,776	1,949,563	41,213
保険料	6,531,542	6,019,581	511,961
諸謝金	11,123,909	11,473,386	△349,477
租税公課	3,687,824	3,289,845	397,979
支払負担金	1,487,800	1,997,333	△509,533
支払助成金	7,316,540	7,474,500	△157,960
委託費	6,524,627	9,437,310	△2,912,683
交際費	1,458,993	1,390,680	68,313
事務機器リース料	905,877	870,795	35,082
図書費	698,591	562,474	136,117
事務所共益費	2,520,000	2,160,000	360,000
広報費等雑費	345,515	80,979	264,536
検査調査費	164,150	158,310	5,840
雑費	864,170	2,063,357	△1,199,187
事業費計	129,732,356	136,763,153	△7,030,797
管理費			
役員報酬	2,041,000	2,220,700	△179,700
給料手当	10,774,596	10,754,191	20,405
役員退職慰労金	380,160	0	380,160
福利厚生費	13,753	11,616	2,137
会議費	2,099,065	2,248,530	△149,465
旅費交通費	1,717,576	2,360,689	△643,113
通信運搬費	408,203	391,321	16,882
減価償却費	3,275,809	4,010,838	△735,029
消耗品費	104,841	79,996	24,845
修繕費	99,103	614,897	△515,794
印刷製本費	483,499	144,844	338,655
燃料費	217,487	201,248	16,239
光熱水料費	690,549	659,212	31,337
賃借料	440,722	430,205	10,517
保険料	2,223,510	2,131,752	91,758
諸謝金	22,274	166,666	△144,392
租税公課	1,136,076	1,097,928	38,148
支払負担金	0	0	0
支払助成金	0	0	0
委託費	1,106,937	1,194,239	△87,302
交際費	1,427,973	1,677,922	△249,949
事務機器リース料	0	0	0
図書費	0	0	0
事務所共益費	0	0	0
広報費等雑費	0	0	0
検査調査費	0	0	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 額
雑費	337,971	806,402	△468,431
管理費計	29,001,104	31,203,196	△2,202,092
経常費用計	158,733,460	167,966,349	△9,232,889
評価損益等調整前当期経常増減額	10,947,664	△3,694,623	14,642,287
評価損益等計	0	0	1
当期経常増減額	10,947,664	△3,694,623	14,642,288
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	1,760,000	0	1,760,000
経常外収益計	1,760,000	0	1,760,000
(2) 経常外費用			
退職給付引当金繰入額	4,590,000	12,040,000	△7,450,000
経常外費用計	4,590,000	12,040,000	△7,450,000
当期経常外増減額	△2,830,000	△12,040,000	9,210,000
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	8,117,664	△15,734,623	23,852,288
法人税、住民税及び事業税	81,000	636,827	△555,827
当期一般正味財産増減額	8,036,664	△16,371,450	24,408,115
一般正味財産期首残高	388,563,612	404,935,062	△16,371,450
一般正味財産期末残高	396,600,276	388,563,612	8,036,664
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	9,333,262	9,935,729	△602,467
当期指定正味財産増減額	△9,333,262	△9,935,729	602,467
指定正味財産期首残高	184,242,128	194,177,857	△9,935,729
指定正味財産期末残高	174,908,866	184,242,128	△9,333,262
III 正味財産期末残高	571,509,142	572,805,740	△1,296,598

# 正味財産増減計算書内訳表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科目	公 益 事 業 会 計											
	公1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業			公2 公衆衛生の向上を目的とする事業								
	医道高揚 対策事業	医学向上事業	小 計	公衆衛生 活動事業	地域医療推進 対策事業	地域保健 向上事業	地域産業 保健事業	医療・介護 保険対策事業	医事法規 対策事業	医業経営 対策事業	医師会相互 連絡調整事業	その他事業
<b>I 一般正味財産増減の部</b>												
1 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産運用益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取入金会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別会費	0	0	0	0	0	1,458,000	0	0	0	783,000	0	0
受取会費計	0	0	0	0	0	1,458,000	0	0	0	783,000	0	0
事業収益	0	0	0	0	0	0	15,891,150	0	0	0	0	0
その他事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益計	0	0	0	0	0	0	15,891,150	0	0	0	0	0
受取補助金等	0	0	0	0	10,620,821	2,801,653	0	1,250,000	0	0	1,250,000	0
受取地方公共団体助成金	0	0	0	0	0	1,200,000	0	500,000	0	980,000	0	100,000
受取民間補助金	1,375,250	1,375,250	0	0	0	2,086,979	0	0	0	0	0	0
受取補助金振替額	0	0	0	0	277,389	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等計	1,375,250	1,375,250	0	10,898,210	6,088,632	0	1,750,000	0	980,000	1,250,000	100,000	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他雑収益	202,060	202,060	0	250,000	4,960,292	0	670,000	59,490	0	0	0	271,500
雑収益計	202,060	202,060	0	250,000	4,960,292	0	670,000	59,490	0	0	0	271,500
経常収益計	1,577,310	1,577,310	0	11,148,210	12,506,924	15,891,150	2,420,000	59,490	1,763,000	1,250,000	371,500	0
(2) 経常費用												
役員報酬	54,000	428,400	482,400	28,800	606,600	1,897,800	28,800	543,300	68,400	295,800	1,667,400	912,600
給料手当	153,375	2,338,969	2,492,345	0	805,219	12,538,410	958,594	1,533,750	2,300,626	805,219	805,219	1,725,469
役員退職慰労金	8,800	128,480	137,280	1,760	114,400	383,680	1,760	103,840	31,680	116,160	272,800	212,960
福利厚生費	196	2,986	3,182	0	1,028	16,005	1,224	1,958	2,937	1,028	1,028	2,202
会議費	0	141,496	141,496	0	71,821	1,464,378	43,645	126,655	0	83,680	522,574	624,533
旅費交通費	37,762	1,017,735	1,055,497	6,915	1,148,008	3,747,119	283,113	849,339	172,299	778,262	3,749,606	1,183,237
通信運搬費	5,811	160,928	166,739	3,422	196,276	948,354	332,908	262,045	98,010	34,086	932,810	1,218,983
減価償却費	48,149	900,292	948,441	0	530,175	3,888,820	289,080	481,498	698,532	252,786	252,786	600,975
消耗品費	1,495	22,810	24,305	0	7,853	122,278	116,796	14,958	22,436	7,853	146,453	16,827
修繕費	1,458	27,326	28,784	0	7,651	117,685	8,745	14,574	21,133	7,651	7,651	18,218
印刷製本費	6,883	1,786,664	1,793,547	0	36,133	2,036,717	206,896	598,245	103,298	36,133	36,133	9,190,379
燃料費	3,096	47,213	50,309	0	16,253	253,090	19,349	30,959	46,439	16,253	16,253	34,829
光熱水料費	9,830	149,906	159,736	0	51,607	803,593	61,437	98,299	147,448	51,607	51,607	110,586
賃借料	6,274	119,653	125,927	0	32,957	706,516	670,745	62,736	94,104	32,957	84,308	84,308
保険料	33,620	511,988	545,608	1,010	215,647	2,554,993	782,043	345,288	446,351	216,657	306,560	444,546
諸謝金	0	472,740	472,740	0	1,346,180	9,148,893	0	174,002	0	67,000	0	89,096
租税公課	15,805	301,159	316,964	0	82,977	1,433,658	473,161	0	229,175	82,977	82,977	204,029
支払負担金	0	0	0	410,200	386,000	41,000	0	0	0	30,000	620,800	0
支払助成金	0	0	0	0	0	2,706,540	0	50,000	0	1,240,000	3,320,000	0
委託費	16,279	1,305,222	1,321,501	0	85,463	2,167,659	97,670	162,784	236,038	753,687	1,126,013	203,482
交際費	0	0	0	0	0	21,000	0	0	0	31,773	150,000	0
事務機器リース料	0	0	0	0	0	0	64,701	0	0	0	841,176	0
図書費	0	0	0	0	0	233,075	0	119,400	0	0	0	0
事務所共益費	0	0	0	0	0	0	2,320,000	0	0	0	0	0
広報費等雑費	0	0	0	0	0	216,300	129,215	0	0	0	0	0
検査調査費	4,808	73,316	78,124	0	25,240	393,023	30,048	48,076	72,114	25,240	25,240	54,086
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費計	407,641	9,937,283	10,344,925	452,107	4,421,288	40,202,023	16,614,939	5,569,706	4,840,960	4,966,789	14,967,823	16,931,545
管理費												
役員報酬												
給料手当												
役員退職慰労金												
福利厚生費												
会議費												
旅費交通費												
通信運搬費												
減価償却費												
消耗品費												
修繕費												
印刷製本費												
燃料費												
光熱水料費												
賃借料												
保険料												
諸謝金												
租税公課												
支払負担金												
支払助成金												
委託費												
交際費												
事務機器リース料												
図書費												
事務所共益費												
広報費等雑費												
検査調査費												
雑費												
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用計	407,641	9,937,283	10,344,925	452,107	4,421,288	40,202,023	16,614,939	5,569,706	4,840,960	4,966,789	14,967,823	16,931,545
詳細損益等調整前当期経常増減額	△407,641	△8,359,973	△8,767,615	△452,107	6,726,922	△27,695,099	△723,789	△3,149,706	△4,781,470	△3,203,789	△13,717,823	△16,560,045
詳細損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△407,641	△8,359,973	△8,767,615	△452,107	6,726,922	△27,695,099	△723,789	△3,149,706	△4,781,470	△3,203,789	△13,717,823	△16,560,045
2 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
退職給付引当金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用												
退職給付引当金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△407,641	△8,359,973	△8,767,615	△452,107	6,726,922	△27,695,099	△723,789	△3,149,706	△4,781,470	△3,203,789	△13,717,823	△16,560,045
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△407,641	△8,359,973	△8,767,615	△452,107	6,726,922	△27,695,099	△723,789	△3,149,706	△4,781,470	△3,203,789	△13,717,823	△16,560,045
一般正味財産期首残高	0	△3,937,997	△3,937,997	△380,775	△359,940	2,017,773	0	1,355,264	34,719	△789,603	△10,054,049	△13,263,297
一般正味財産期末残高	△407,641	△12,297,970	△12,705,612	△832,882	6,366,982	△25,677,326	△723,789	△1,794,442	△4,746,751	△3,993,392	△23,771,872	△29,823,342
II 指定正味財産増減の部												
(1) 指定正味財産への振替額												
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	277,389	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	△277,389	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△407,641	△12,297,970	△12,705,612	△832,882	6,089,593	△25,677,326	△723,789	△1,794,442	△4,746,751	△3,993,392	△23,771,872	△29,823,342

(単位:円)

科 目	公益事業会計			収益事業会計						法人会計	内部取引消去	合 計	
	小 計	共 (公 益)	小 計	取1 生命保険事業		取2 その他		共 (取 益)	小 計				
				生命保険 取扱事業	小 計	会員福祉 対策事業	小 計						
<b>I 一般正味財産増減の部</b>													
<b>1 経常増減の部</b>													
(1) 経常収益													
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500,000	0	0	4,500,000
受取入金合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500,000	0	0	4,500,000
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,261,000	0	0	77,261,000
特別会員受取会費	2,241,000	0	2,241,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,241,000
受取会費計	2,241,000	0	2,241,000	0	0	0	0	0	0	77,261,000	0	0	79,502,000
事業収益	15,891,150	0	15,891,150	11,928,681	11,928,681	0	0	0	0	11,928,681	9,902,000	0	37,721,831
事業収益計	15,891,150	0	15,891,150	11,928,681	11,928,681	0	0	0	0	11,928,681	9,902,000	0	37,721,831
受取補助金等	15,922,474	0	15,922,474	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,922,474
受取地方公共団体助成金	2,780,000	0	2,780,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780,000
受取民間補助金	2,086,979	0	2,086,979	0	0	100,000	100,000	0	0	100,000	3,166,170	0	7,421,420
受取補助金等振替額	277,389	0	277,389	0	0	0	0	0	0	0	9,055,873	0	9,333,262
受取補助金等計	21,066,842	0	22,442,092	0	0	100,000	100,000	0	0	100,000	12,222,043	0	34,764,135
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,860,000	0	1,860,000
受取負担金計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,860,000	0	1,860,000
受取寄付金	0	1,835,000	1,835,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835,000
受取寄付金計	0	1,835,000	1,835,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,087	0	20,087
その他雑収益	6,211,282	0	6,413,342	3,153	3,153	888,000	888,000	0	0	891,153	2,173,576	0	9,478,071
雑収益計	6,211,282	0	6,413,342	3,153	3,153	888,000	888,000	0	0	891,153	2,193,663	0	9,498,158
経常収益計	45,410,274	1,835,000	48,822,584	11,931,834	11,931,834	988,000	988,000	0	0	12,919,834	107,938,706	0	169,681,124
(2) 経常費用													
役員報酬	6,049,500	0	6,531,900	12,600	12,600	0	0	0	0	12,600	0	0	6,544,500
給料手当	21,472,506	0	23,964,851	1,917,188	1,917,188	1,687,125	1,687,125	0	0	3,604,313	0	0	27,569,164
役員退職慰労金	1,239,040	0	1,376,320	3,520	3,520	0	0	0	0	3,520	0	0	1,379,840
福利厚生費	27,410	0	30,592	2,447	2,447	2,152	2,152	0	0	4,399	0	0	35,191
会議費	2,937,286	0	3,078,782	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,078,782
旅費交通費	11,917,898	0	12,973,395	53,691	53,691	35,080	35,080	0	0	88,771	0	0	13,062,166
通信運搬費	4,026,894	0	4,193,633	440,719	440,719	93,824	93,824	0	0	534,543	0	0	4,728,176
減価償却費	6,994,652	0	7,943,093	578,158	578,158	517,793	517,793	0	0	1,095,951	0	0	9,039,044
消耗品費	455,454	0	479,759	18,697	18,697	16,454	16,454	0	0	35,151	0	0	514,910
修繕費	203,308	0	232,092	17,489	17,489	15,666	15,666	0	0	33,155	0	0	265,247
印刷製本費	12,241,874	0	14,033,421	86,032	86,032	1,450,159	1,450,159	0	0	1,536,191	0	0	15,571,612
燃料費	433,425	0	483,734	38,699	38,699	34,056	34,056	0	0	72,755	0	0	556,489
光熱水料費	1,376,184	0	1,535,920	122,874	122,874	108,127	108,127	0	0	231,001	0	0	1,766,921
賃借料	1,717,420	0	1,843,347	78,420	78,420	69,009	69,009	0	0	117,429	0	0	1,960,776
保険料	5,313,095	0	5,858,703	358,765	358,765	314,074	314,074	0	0	672,839	0	0	6,531,542
諸謝金	10,651,169	0	11,123,909	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,123,909
租税公課	2,782,956	0	3,079,920	416,856	416,856	191,048	191,048	0	0	607,904	0	0	3,687,824
支払負担金	1,487,800	0	1,487,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,487,800
支払助成金	7,316,540	0	7,316,540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,316,540
委託費	4,832,796	0	6,154,297	195,341	195,341	174,989	174,989	0	0	370,330	0	0	6,524,627
交際費	202,773	0	202,773	0	0	1,256,220	1,256,220	0	0	1,256,220	0	0	1,458,993
事務機器リース料	905,877	0	905,877	0	0	0	0	0	0	0	0	0	905,877
図書費	698,591	0	698,591	0	0	0	0	0	0	0	0	0	698,591
事務所共益費	2,520,000	0	2,520,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,520,000
広報費等雑費	345,515	0	345,515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	345,515
検査調査費	164,150	0	164,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	164,150
雑費	673,067	0	751,191	60,095	60,095	52,884	52,884	0	0	112,979	0	0	864,170
事業費計	108,967,180	0	119,312,105	4,401,591	4,401,591	6,018,660	6,018,660	0	0	10,420,251	0	0	129,732,356
管理費													
役員報酬										2,041,000			2,041,000
給料手当										10,774,596			10,774,596
役員退職慰労金										380,160			380,160
福利厚生費										13,753			13,753
会議費										2,099,065			2,099,065
旅費交通費										1,717,576			1,717,576
通信運搬費										408,203			408,203
減価償却費										3,275,809			3,275,809
消耗品費										104,841			104,841
修繕費										99,103			99,103
印刷製本費										483,499			483,499
燃料費										217,487			217,487
光熱水料費										690,549			690,549
賃借料										440,722			440,722
保険料										2,223,510			2,223,510
諸謝金										22,274			22,274
租税公課										1,136,076			1,136,076
支払負担金										0			0
支払助成金										0			0
委託費										1,106,937			1,106,937
交際費										1,427,973			1,427,973
事務機器リース料										0			0
図書費										0			0
事務所共益費										0			0
広報費等雑費										0			0
検査調査費										0			0
雑費										337,971			337,971
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,001,104	0	0	29,001,104
経常費用計	108,967,180	0	119,312,105	4,401,591	4,401,591	6,018,660	6,018,660	0	0	10,420,251	0	0	158,733,460
評価損益等調整前当期経常増減額	△63,556,906	1,835,000	△70,489,521	7,530,243	7,530,243	△5,030,660	△5,030,660	0	0	2,499,583	78,937,602	0	10,947,664
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△63,556,906	1,835,000	△70,489,521	7,530,243	7,530,243	△5,030,660	△5,030,660	0	0	2,499,583	78,937,602	0	10,947,664
<b>2 経常外増減の部</b>													
(1) 経常外収益													
退職給付引当金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760,000	0	0	1,760,000
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760,000	0	0	1,760,000
(2) 経常外費用													
退職給付引当金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,590,000	0	0	4,590,000
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,590,000	0	0	4,590,000
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△2,830,000	0	0	△2,830,000
他会計振替額													

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、什器備品、コンピュータソフトウェア

定額法によっている。

#### (2) 引当金の計上基準

- ・役員退職給付引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員等退職慰労金支給規則に基づく期末要支給額を計上している。

- ・職員退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金

額を計上している。

#### (3) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 会計方針の変更

変更事項なし。

### 4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小計	0	0	0	0
特定資産 退職給付引当資産	76,959,179	4,590,000	1,760,000	79,789,179
小計	76,959,179	4,590,000	1,760,000	79,789,179
合計	76,959,179	4,590,000	1,760,000	79,789,179

### 5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
小計	0	(0)	(0)	—
特定資産 退職給付引当資産	79,789,179	(0)	(0)	(79,789,179)
小計	79,789,179	(0)	(0)	(79,789,179)
合計	79,789,179	(0)	(0)	(79,789,179)

### 6. 担保に供している資産

該当事項なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	610,336,588	432,362,629	177,973,959
構築物	19,687,331	18,473,609	1,213,722
什器備品	74,020,567	61,586,897	12,433,670
土地	273,522,350	0	273,522,350
ソフトウェア	4,160,675	3,456,615	704,060
合計	981,727,511	515,879,750	465,847,761

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当事項なし。

9. 保証債務等の偶発債務

該当事項なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
<b>補助金</b>						
在宅医療の研修会開催補助金	(公社)日本医師会	0	100,000	100,000	0	
セミナー「糖尿病の治療」開催補助金	(公社)日本医師会	0	200,000	200,000	0	
国民医療を守るための国民運動の展開に係る活動経費補助金	(公社)日本医師会	0	500,000	500,000	0	
臨床検査精度管理推進事業補助金	鳥取県	0	422,117	422,117	0	
高度救命処置研修開催事業補助金	鳥取県	0	624,821	624,821	0	
地域医療再生基金事業補助金(衛星携帯電話)	鳥取県	0	9,996,000	9,996,000	0	
<b>助成金</b>						
都道府県医師会助成金	(公社)日本医師会	0	2,572,000	2,572,000	0	
生涯教育助成金	(公社)日本医師会	0	1,175,250	1,175,250	0	
勤務医活動助成金	(公社)日本医師会	0	500,000	500,000	0	
年金普及推進運動事務助成金	(公社)日本医師会	0	100,000	100,000	0	
医師会立准看護師養成所助成金	(公社)日本医師会	0	480,000	480,000	0	
医賠責特約保険制度運営助成金	(公社)日本医師会	0	594,170	594,170	0	
予防接種対策助成金	(公社)日本医師会	0	250,000	250,000	0	
糖尿病対策助成金	(公社)日本医師会	0	450,000	450,000	0	
認定産業医制度生涯研修会における助成金	(公社)日本医師会	0	500,000	500,000	0	
特別医療金助成事業協力金	鳥取県	0	2,500,000	2,500,000	0	
<b>委託金</b>						
かかりつけ医と精神科医との連携会議委託金	鳥取県	0	425,908	425,908	0	
精神医療関係者等研修委託金	鳥取県	0	783,000	783,000	0	
糖尿病予防対策連携強化事業委託金	鳥取県	0	1,170,628	1,170,628	0	
産業医研修委託金	(公財)産業医学振興財団	0	1,886,979	1,886,979	0	
産業医研修連絡協議会委託金	(公財)産業医学振興財団	0	200,000	200,000	0	
合計		0	25,430,873	25,430,873	0	

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

経常収益への振替額 減価償却費計上による振替額	9,333,262
合 計	9,333,262

13. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし。

14. 重要な後発事象

該当事項なし。

## 附 属 明 細 書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記「4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載している。

### 2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期 首 残 高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
役員退職給付引当金	4,270,000	730,000	1,760,000	0	3,240,000
職員退職給付引当金	72,689,179	3,860,000	0	0	76,549,179
合 計	76,959,179	4,590,000	1,760,000	0	79,789,179

# 財 産 目 録

平成26年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使 用 目 的 等	金 額	
(流動資産)	預金	鳥取銀行・本店 普通預金 (370537) 山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金 (2700482) 鳥取銀行・本店 普通預金 (82501) 山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金 (3618758) 鳥取銀行・本店 普通預金 (362565) 山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金 (3865544)	運転資金口座として 運転資金口座として 運転資金口座として 運転資金口座として 運転資金口座として 運転資金口座として	1,388,333 3,619,946 48,374,705 46,540,950 49,148 2,182,372
	未収金	正会員受取会費 受取地方公共団体助成金 受取民間補助金 受取民間助成金 その他雑収益		2,569,000 5,926,474 116,000 -41,021 170,400
流動資産合計				110,896,307
(固定資産)	特定資産	鳥取銀行・本店 普通預金 (23912) 鳥取銀行・本店 普通預金 (23076) 山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金 (3492052) 中央三井信託銀行・鳥取支店 普通預金 (7293184)	役員退職慰労金支給目的のために管理されている預金 職員退職金支給目的のために管理されている預金	3,240,000 51,875,150 14,286,179 10,387,850
	その他固定資産 有形固定資産	鳥取市戎町317番地 鉄筋コンクリート4階建一部5階建 健康会館 建築面積866、94㎡ 延床面積2,091、84㎡ 建 物 付属設備	公益目的事業、管理運営、収益事業及びその他事業の用に供している。 同上	463,119,780 147,216,808

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的	金額
構築物	舗装工事 花壇 ブロック塀 擁壁他	公益目的事業、管理運営、収益事業及びその他事業の用に供している。	6,362,671
	1階研修センター連結イス 1階研修センター舞台吊物装置 2階理事会室会議テーブル・イス 2階常任理事会室会議テーブル・イス 3階資料室平行移動書庫 3階研修室テーブル・チェア 4階図書室移動棚コンパックルーム 4階集会室テーブル 4階集会室チェア 4階集会室ウォール ハートシムACLSトレーニングシステム 研修室備品他 テレビ会議システム 衛星携帯電話(34台) 鳥取市戎町317番地 宅地 1,957.37㎡ 控除システム等 法人会計システム指導料・会員情報管理システム設計料 ホームページ管理ソフト		8,029,355 3,760,149 1,535,156 9,225,000 5,500,000 5,827,200 4,030,400 1,216,000 1,160,000 3,635,160 1,314,000 1,296,000 1,266,900 2,486,925 18,024,382 9,042,600 9,996,000 273,522,350
無形固定資産	土地	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。 公益目的事業、管理運営、収益事業及びその他事業の用に供している。	1,517,250
	コンピュータ ソフトウェア 減価償却累計額	公益目的事業、管理運営、収益事業及びその他事業の用に供している。 同上 同上	1,648,550 994,875 △515,879,750
固定資産合計			545,636,940
資産合計			656,533,247

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金	医学向上事業	2,400
		地域保健向上事業	753,339
	保険医療対策事業	1,260	
	医事法規対策事業	2,021	
	医師会相互連絡調整事業	1,382,250	
	その他事業費	90,799	
	地域産業保健事業	693,834	
	会員福祉対策事業	5,747	
	給料手当	157,070	
	旅費交通費	5,800	
	通信運搬費	5,992	
	保険料	409,236	
	燃料費	116,739	
	法人税等	119,901	
	地域産業保健事業	1,488,538	
流動負債合計			5,234,926
(固定負債)	役員退職給付引当金 職員退職給付引当金	役員に対する退職慰労金の支払いに備えたもの	3,240,000
		職員に対する退職金の支払いに備えたもの	76,549,179
固定負債合計			79,789,179
負債合計			85,024,105
正味財産			571,509,142

# 監事監査報告書

公益社団法人鳥取県医師会

会長 魚谷 純 殿

平成26年6月12日

公益社団法人鳥取県医師会

監事 新田辰雄   
監事 太田匡彦 

私たち監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度における公益社団法人鳥取県医師会の業務及び財産の状況について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び定款第64条に基づき監査を行ない、次のとおり報告する。

## 1. 監事の監査の方法及びその内容

- (1) 各監事は、理事会、監事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 各監事は、財産の状況について理事及び使用人等から報告を受け、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の正確性を検討した。

## 2. 監査意見

- (1) 計算書類、附属明細書及び財産目録は、法令及び定款に従い、公益社団法人鳥取県医師会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 事業報告は、法令及び定款に従い、公益社団法人鳥取県医師会の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上

平成25年度鳥取県医師会一般会計収支決算書〔総括〕

(単位：円)

収 入 の 部			支 出 の 部			差 異
科 目	現計予算額	決 算 額	科 目	現計予算額	決 算 額	
1. 事業活動収入			1. 事業活動支出			
1. 会費 (50.84%)	79,665,000	79,502,000	1. 事業費 (37.60%)	61,285,018	54,776,968	-6,508,050
2. 入会金 (2.88%)	5,000,000	4,500,000	1. 医道高揚対策費	106,000	0	-106,000
3. 負担金 (1.19%)	1,860,000	1,860,000	2. 医学向上費	6,160,000	3,856,576	-2,303,424
4. 補助金 (16.26%)	23,370,000	25,430,873	3. 公衆衛生活動費	413,622	413,622	0
5. 寄付金 (1.17%)	1,000,000	1,835,000	4. 地域医療推進対策費	11,512,000	11,301,411	-210,589
6. 雑収入 (6.06%)	9,081,000	9,477,179	5. 地域保健向上費	11,222,000	11,095,260	-126,740
7. 繰入金 (8.19%)	13,200,000	12,800,000	6. 保険医療対策費	2,580,000	1,386,903	-1,193,097
			7. 医事法規対策費	170,000	60,849	-109,151
			8. 医業経営対策費	2,800,000	2,429,417	-370,583
			9. 会員福祉対策費	2,661,575	2,660,575	-1,000
			10. 医師会相互連絡調整費	12,355,000	10,267,534	-2,087,466
			11. その他事業費	11,304,821	11,304,821	0
2. 投資活動収入			2. 管理費 (59.25%)			
1. 特定預金取崩収入 (1.13%)	20,000	1,760,000	1. 事務費	89,403,173	86,319,414	-3,083,759
3. 財務活動収入			2. 会議費	74,438,000	73,846,126	-591,874
			3. 交際費	8,940,000	6,965,904	-1,974,096
			4. 会館管理運営費	1,443,173	1,443,173	0
				4,582,000	4,064,211	-517,789
			2. 投資活動支出			
			1. 特定資産支出 (3.15%)	4,590,000	4,590,000	0
			3. 財務活動支出			
			4. 予備費支出 (0%)	2,917,809	0	-2,917,809
当期収入合計 (A)	133,196,000	137,165,052	当期支出合計 (C)	158,196,000	145,686,382	-12,509,618
前期繰越収支差額 (12.28%)	25,000,000	19,217,908	当期収支差額 (A-C)	-25,000,000	-8,521,330	16,478,670
収入合計 (B)	158,196,000	156,382,960	次期繰越収支差額 (B-C)	0	10,696,578	10,696,578

平成25年度鳥取県医師会一般会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決算額	差 異	摘 要
(1) 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
1. 会 費	79,665,000	0	79,665,000	79,502,000	-163,000	
1. 会 費 収 入 (50.84%)	79,665,000	0	79,665,000	79,502,000	-163,000	
1. 会 費 収 入	77,372,000	0	77,372,000	77,261,000	-111,000	
(1) 均等割会費収入	77,372,000	0	77,372,000	77,261,000	-111,000	
2. 特別会費収入	2,293,000	0	2,293,000	2,241,000	-52,000	
(1) 医事紛争処理委員会会費	781,000	0	781,000	783,000	2,000	東部 286,200円、中部 131,400円、西部 365,400円
(2) 学校医部会会費	624,000	0	624,000	618,000	-6,000	東部 249,000円、中部 114,000円、西部 255,000円
(3) 産業医部会会費	888,000	0	888,000	840,000	-48,000	東部 322,000円、中部 138,000円、西部 352,000円、大学 28,000円
2. 入会金収入	5,000,000	0	5,000,000	4,500,000	-500,000	
1. 入会金収入 (2.88%)	5,000,000	0	5,000,000	4,500,000	-500,000	
1. 入会金収入	5,000,000	0	5,000,000	4,500,000	-500,000	9名
3. 負 担 金	1,860,000	0	1,860,000	1,860,000	0	
1. 負担金収入 (1.19%)	1,860,000	0	1,860,000	1,860,000	0	
1. 会館維持負担金	1,860,000	0	1,860,000	1,860,000	0	医師国保組合 1,260,000円、損保ジャパン代理店北陽サービス 600,000円
4. 補 助 金	13,374,000	9,996,000	23,370,000	25,430,873	2,060,873	
1. 補助金等収入 (16.26%)	13,374,000	9,996,000	23,370,000	25,430,873	2,060,873	

科	目	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決算額	差	異	摘	要
								都道府県医師会助成費 生涯教育助成費 勤務医活動助成費 年金普及推進運動事務助成費 医師会立准看護師養成所助成金 医賠償特約保険制度運営経費 予防接種対策支援費 糖尿病対策地域支援費 在宅医療の研修会開催支援金 認定産業医制度生涯研修会における助成費 セミナー「糖尿病の治療」開催補助金 国民医療を守るための国民運動の展開に係る活動経費補助金	2,572,000円 1,175,250円 500,000円 100,000円 480,000円 594,170円 250,000円 450,000円 100,000円 500,000円 200,000円 500,000円
1.	日医補助金	5,667,000	0	5,667,000	7,421,420	1,754,420			
								特別医療費助成事業協力費 臨床検査精度管理推進事業補助金 高度救命処置研修開催事業補助金 かかりつけ医と精神科医との連携会議委託金 精神医療関係者等研修委託金 糖尿病予防対策連携強化事業委託金 地域医療再生基金事業補助金(衛星携帯電話)	2,500,000円 422,117円 624,821円 425,908円 783,000円 1,170,628円 9,996,000円
2.	県委託金・補助金	5,707,000	9,996,000	15,703,000	15,922,474	219,474			
3.	産業医研修委託金	2,000,000	0	2,000,000	2,086,979	86,979		産業医研修委託金 産業医研修連絡協議会委託金	1,886,979円 200,000円
5.	寄付金	1,000,000	0	1,000,000	1,835,000	835,000			
1.	寄付金 (1.17%)	1,000,000	0	1,000,000	1,835,000	835,000			
1.	寄付金	1,000,000	0	1,000,000	1,835,000	835,000		25件	
6.	雑収入	9,081,000	0	9,081,000	9,477,179	396,179			
1.	雑収入 (6.06%)	9,081,000	0	9,081,000	9,477,179	396,179			
1.	受取利息	20,000	0	20,000	20,087	87		普通預金利息 4,842円 積立金利息 15,245円	15,245円

科	目	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決算額	差	異	摘	要
								医師賠償保険人件費負担金 1,920,000円 健対協人件費負担金 2,316,000円 健対協会報印刷代負担金 995,494円 健対協電話・コピー代負担金 595,798円 労災保険情報センター事業運営費 670,000円 会員名簿代 12,000円 会報購読料 61,500円 医学雑誌別刷他個人負担分 129,400円 医学雑誌許諾抄録利用料 9,660円 産業医研修会県外受講者受講料 87,000円 鳥取県産婦人科医学会・学会事務負担金 59,490円 有床診療所協議会会費 250,000円 世界糖尿病デーライトアップイベントに対する助成金 500,000円 その他 136,250円	
2.	雑収入	7,371,000	0	7,371,000	7,742,592	371,592		会場使用料 150,500円 会報・医学雑誌・会員名簿広告料 1,149,000円 日医認定産業医・スポーツ医申請手数料 415,000円	
3.	広告・手数料他収入	1,690,000	0	1,690,000	1,714,500	24,500			
7.	繰入金	13,200,000	0	13,200,000	12,800,000	-400,000			
1.	繰入金 (8.19%)	13,200,000	0	13,200,000	12,800,000	-400,000			
1.	繰入金収入	13,200,000	0	13,200,000	12,800,000	-400,000		生命保険取扱特別会計繰入金 11,600,000円 地域産業保健事業会計繰入金 1,200,000円	
	事業活動収入計	123,180,000	9,996,000	133,176,000	135,405,052	2,229,052			

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予備費の 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
2. 事業活動支出								
1. 事業費 (37.60%)	50,909,000	9,996,000	0	380,018	61,285,018	54,776,968	-6,508,050	
1. 医道高揚対策費 (0%)	106,000	0	0	0	106,000	0	-106,000	
1. 自浄作用活性化 対 策 費	106,000	0	0	0	106,000	0	-106,000	
2. 医学向上費 (2.65%)	6,160,000	0	0	0	6,160,000	3,856,576	-2,303,424	
1. 医学会費	1,065,000	0	0	0	1,065,000	931,381	-133,619	春季医学会 441,084円 秋季医学会 431,267円 鳥取医学賞 59,030円
2. 医療安全対策費	177,000	0	0	0	177,000	0	-177,000	
3. 鳥取医学雑誌 発 行 費	3,800,000	0	0	0	3,800,000	1,873,658	-1,926,342	印刷費 1,383,030円 送料 44,670円 総説論文執筆等謝礼 66,822円 編集委員会 379,136円
4. 生涯教育費	1,118,000	0	0	0	1,118,000	1,051,537	-66,463	生涯教育講座地区委託金 1,000,000円 生涯教育委員会 26,009円 日医生涯教育協力講座「糖尿病の治療」セミナー 12,120円 送料 13,408円
3. 公衆衛生生活動費 (0.28%)	410,000	0	0	3,622	413,622	413,622	0	
1. 公衆衛生 活動協力費	160,000	0	0	200	160,200	160,200	0	公衆衛生協会費等
2. 健康教育活動費	250,000	0	0	3,422	253,422	253,422	0	健康フォーラム経費
4. 地域医療推進 対策費(7.76%)	1,516,000	9,996,000	0	0	11,512,000	11,301,411	-210,589	

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
1. 救急・防災対策費	896,000	9,996,000	0	0	10,892,000	10,831,560	-60,440	救急・災害対策委員会 20,840円 日本救急医学会中国四国地方会費等 32,000円 高度救命処置研修開催経費 624,821円 衛星・災害時優先携帯電話代 156,115円 送料 1,784円 衛星携帯電話導入費 (34台) 9,996,000円
2. 共同利用施設対策費	100,000	0	0	0	100,000	0	-100,000	
3. 医師確保対策費	100,000	0	-49,851	0	50,149	0	-50,149	
4. 有床診療所対策費	420,000	0	49,851	0	469,851	469,851	0	全国有床診療所協議会費 250,000円 全国有床診療所協議会中四国ブロック会費 80,000円 全国有床診療所連絡協議会総会等旅費 132,820円 送料 7,031円
5. 地域保健向上費 (7.62%)	11,222,000	0	0	0	11,222,000	11,095,260	-126,740	
1. 地域保健活動費	1,953,000	0	-58,918	0	1,894,082	1,894,082	0	健康対策協議会補助金 1,300,000円 禁煙指導対策委員会 48,317円 禁煙指導対策地区医師会補助金 300,000円 世界禁煙デーイベントに関する地区医師会補助金 150,000円 食物アレルギー対策推進会議 94,865円 送料 900円
2. 臨床検査精度管理事業費	1,200,000	0	-444,445	0	755,555	755,555	0	臨床検査精度管理委員会 41,295円 臨床検査精度管理調査費用・報告書等 714,260円
3. 特定健診・保健指導費	50,000	0	0	0	50,000	38,159	-11,841	送料 38,159円

科	目	当初予算額	補正予算額	流用額	予備費の 使用額	現計予算額	決算額	差	異	摘	要
4.	糖尿病対策費	1,997,000	0	-70,136	0	1,926,864	1,848,175	-78,689		糖尿病対策推進会議 糖尿病対策地区医師会助成金 糖尿病予防対策連携強化事業地区委託金 世界糖尿病デーブルーライトアップイベント経費 糖尿病予防・受診勧奨チラシ印刷費送料 送料	191,425円 240,000円 733,173円 505,689円 176,061円 1,827円
5.	メンタル・自殺対策費	750,000	0	514,581	0	1,264,581	1,264,581	0		かかりつけ医と精神科医との連携会議 かかりつけ医と精神科医との連携マニュアル第3版印刷費 心の医療フォーラム開催経費	119,455円 301,875円 843,251円
6.	感染症対策費	400,000	0	-100,887	0	299,113	274,215	-24,898		感染症危機管理対策委員会等 子ども予防接種週間・予防接種に関する新聞広告掲載料 送料	57,495円 216,300円 420円

科	目	当初予算額	補正予算額	流用額	予備費の 使用額	現計予算額	決算額	差	異	摘	要
7.	学校保健費 対策	2,032,000	0	100,887	0	2,132,887	2,132,887	0		全国学校保健・学校医大会 中国地区学校保健・学校医大会 日医母子保健、学校保健講習会 日本学校保健会会報 学校保健会負担金 学校医部会運営委員会 学校医・園医研修会、アレルギ-対策研修会 地区医師会補助金 送料他	308,360円 122,720円 265,020円 210,000円 80,000円 88,070円 425,259円 606,540円 26,918円
8.	健康スポーツ 医対策費	100,000	0	-62,438	0	37,562	26,250	-11,312		送料	26,250円
9.	産業保健費 対策	2,740,000	0	121,356	0	2,861,356	2,861,356	0		産業医研修会 産業医部会運営委員会 産業保健協議会 産業安全衛生大会 産業保健活動全国会議 送料他	2,007,122円 262,605円 273,775円 56,000円 75,860円 185,994円
6.	保険医療対策費 (0.95%)	2,580,000	0	0	0	2,580,000	1,386,903	-1,193,097			
1.	医療保険費 対策	2,090,000	0	0	0	2,090,000	1,321,200	-768,800		健保・生保個別指導立会旅費 医療保険委員会 日医社会保険指導者講習会 点数改正打合せ会 印刷費、点数表参考資料購入費 送料	45,000円 306,150円 98,150円 24,600円 837,595円 9,705円
2.	介護保険対策費	140,000	0	0	0	140,000	60,040	-79,960		介護保険対策委員会	60,040円
3.	労災・ 自賠責対策費	100,000	0	0	0	100,000	0	-100,000			

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
4. 診療情報提供対策費	140,000	0	0	0	140,000	0	-140,000	
5. 個人情報保護対策費	10,000	0	0	0	10,000	0	-10,000	
6. 国民医療推進対策費	100,000	0	0	0	100,000	5,663	-94,337	国民医療推進協議会総会送料 2,655円 3,008円
7. 医事法規対策費(0.04%)	170,000	0	0	0	170,000	60,849	-109,151	
1. 母体保護法対策費	170,000	0	0	0	170,000	60,849	-109,151	母体保護法指定助成金 50,000円 10,849円
8. 医業経営対策費(1.67%)	2,800,000	0	0	0	2,800,000	2,429,417	-370,583	
1. 医事紛争費	1,120,000	0	0	0	1,120,000	1,002,809	-117,191	医事紛争処理委員会 207,585円 弁護士顧問料 668,224円 医事紛争相談料 67,000円 日医医療事故防止研修会地区助成金 60,000円
2. 看護職員費	1,230,000	0	0	0	1,230,000	1,221,248	-8,752	看護高等専修学校連絡協議会 90,895円 看護高等専修学校表彰者記念品代 50,353円 各看護高等専修学校補助金 600,000円 医師会立准看護師養成所助成金(日医分) 480,000円
3. 勤務医・病院費	450,000	0	0	0	450,000	205,360	-244,640	全国医師会勤務医部会連絡協議会 105,360円 病院協会補助金 100,000円
9. 会員福祉対策費(1.83%)	2,530,000	0	0	131,575	2,661,575	2,660,575	-1,000	
1. 福祉事業費	1,400,000	0	-10,164	0	1,389,836	1,389,836	0	会員名簿印刷代 1,374,450円 送料 15,386円
2. 表彰弔慰費	1,050,000	0	89,164	131,575	1,270,739	1,270,739	0	表彰費 1,011,939円 弔慰費 258,800円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 使 用 額	現 計 予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
3. 協力貯蓄費	80,000	0	-79,000	0	1,000	0	-1,000	
10. 医師会相互連絡調整費(7.05%)	12,355,000	0	0	0	12,355,000	10,267,534	-2,087,466	
1. 日本医師会連絡協議会費	1,000,000	0	19,850	0	1,019,850	1,019,850	0	日医出張旅費 1,019,850円
2. 中国四国医師会連合連絡費	4,260,000	0	-62,299	0	4,197,701	2,467,660	-1,730,041	中国四国医師会連合総会(広島) 2,286,000円 中国四国医師会連合連絡会 100,000円 中国四国医師会事務局長会議(広島) 81,660円
3. 地区医師会連絡協議会費	250,000	0	42,449	0	292,449	292,449	0	地区医師会長協議会 142,449円 地区医師会連絡費 150,000円
4. 地区医師会交付金	2,080,000	0	0	0	2,080,000	2,080,000	0	健康教育活動補助金(東・中・西・大学) 800,000円 特別医療協力費(東・中・西・大学) 1,280,000円
5. 地区医師会事務費交付金	1,240,000	0	0	0	1,240,000	1,240,000	0	東部 480,000円、中部 200,000円 西部 500,000円、大学 60,000円
6. 情報システム対策費	3,525,000	0	0	0	3,525,000	3,167,575	-357,425	WEB・FILE・メールサーバーリース・保守料 1,515,276円 HP管理ソフトウェアリース・サポート料 135,450円 情報システム運営管理費 149,100円 情報システム担当理事連絡協議会 126,140円 医療情報研究会 118,805円 Bフレッツ他利用料 550,620円 テレビ会議システム保守料 231,000円 テレビ会議システムネットワーク費 341,184円
11. その他事業費(7.76%)	11,060,000	0	0	244,821	11,304,821	11,304,821	0	

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 使 用 額	現 計 予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
1. 県行政連絡費	400,000	0	11,530	0	411,530	411,530	0	医療懇話会 179,650円 県教育委員会連絡協議会 154,400円 検視に係る警察本部との打合せ 77,480円
2. 三師会連絡費	300,000	0	105,818	0	405,818	405,818	0	三師会 331,230円 看護協会との懇談会 74,588円
3. 会 報 費	9,900,000	0	106,191	244,821	10,251,012	10,251,012	0	印刷費 9,075,150円 送料 1,098,507円 編集費 60,000円 広報・会報編集委員会合同委員会諸費 17,355円
4. 広 報 活 動 費	260,000	0	-191,060	0	68,940	68,940	0	広報・会報編集委員会合同委員会旅費 52,900円 送料 16,040円
5. 特 別 事 業 費	200,000	0	-32,479	0	167,521	167,521	0	在宅医療研修会 167,521円
2. 管理費 (59.25%)	87,510,000	0	0	1,893,173	89,403,173	86,319,414	-3,083,759	
1. 事 務 費 (50.69%)	72,688,000	0	0	1,750,000	74,438,000	73,846,126	-591,874	
1. 報 酬	8,596,000	0	0	1,750,000	10,346,000	10,345,500	-500	
(1) 役員報酬	8,586,000	0	0	0	8,586,000	8,585,500	-500	役員報酬 8,050,000円 顧問税理士報酬 378,000円 収益事業申告書作成報酬 157,500円
(2) 退任役員金	10,000	0	0	1,750,000	1,760,000	1,760,000	0	4名
2. 給 与	39,186,000	0	-327,040	0	38,858,960	38,343,760	-515,200	
(1) 給 料	25,689,000	0	0	0	25,689,000	25,497,500	-191,500	
(2) 職員手当	13,487,000	0	-327,040	0	13,159,960	12,846,260	-313,700	
(3) 退 職 金	10,000	0	0	0	10,000	0	-10,000	
3. 旅 費	1,500,000	0	675,646	0	2,175,646	2,175,646	0	役員旅費 1,378,366円 職員旅費 797,280円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
4. 一 般 事 務 費	6,105,000	0	83,328	0	6,188,328	6,188,328	0	電話・電報料 524,472円 通信運搬費 853,693円 事務用品・雑費 666,272円 コピー使用料 1,501,820円 コピー機リース料 1,061,550円 パソコン再リース料 4,032円 給与システムレンタル料 63,000円 法人会計システムリース・保守料 645,630円 メデファイアックス購読料 554,400円 資料整備費 56,670円 ゴミ清掃料 103,320円 新聞購読料 62,484円 書類溶解処理料 21,600円 職員採用一次試験経費 69,385円
5. 交 通 費	1,300,000	0	-280,990	0	1,019,010	1,019,010	0	
6. 共 済 費	8,091,000	0	-122,209	0	7,968,791	7,968,791	0	健保厚生年金保険料 5,948,407円 労働保険料 434,244円 中小企業退職金共済掛金 576,000円 役員傷害保険料 1,010,140円
7. 福 利 厚 生 費	110,000	0	-28,735	0	81,265	48,944	-32,321	職員健康診断費用 48,944円
8. 光 熱 水 費	3,150,000	0	81,446	0	3,231,446	3,231,446	0	電気代 2,032,156円 水道代 397,542円 ガス代 27,772円 灯油代 773,976円
9. 公 課 費	4,650,000	0	-81,446	0	4,568,554	4,524,701	-43,853	固定資産税 3,951,300円 収益事業に係る税金 573,401円
2. 会 議 費 (4.78%)	8,940,000	0	0	0	8,940,000	6,965,904	-1,974,096	

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
1. 総 会 費	650,000	0	0	0	650,000	147,899	-502,101	
2. 代 議 員 会 費	2,500,000	0	0	0	2,500,000	1,696,359	-803,641	旅費(2回) 942,420円 諸費(2回) 470,634円 印刷費・送料 283,305円
3. 理 事 会 費	5,470,000	0	0	0	5,470,000	5,121,646	-348,354	常任理事会(10回) 1,190,744円 理事会(13回) 3,930,902円
4. 監 事 会 費	100,000	0	0	0	100,000	0	-100,000	
5. 委 員 会 費	220,000	0	0	0	220,000	0	-220,000	
3. 交 際 費(0.99%)	1,300,000	0	0	143,173	1,443,173	1,443,173	0	
1. 会 長 交 際 費	500,000	0	-212,977	0	287,023	287,023	0	
2. 県 医 交 際 費	800,000	0	212,977	143,173	1,156,150	1,156,150	0	
4. 会 館 管 理 運 営 費 (2.79%)	4,582,000	0	0	0	4,582,000	4,064,211	-517,789	
1. 維 持 管 理 費	4,282,000	0	0	0	4,282,000	4,039,011	-242,989	会館清掃料 988,050円 エレベーター保守料 756,000円 警備保障料 504,000円 空調設備保守点検料 987,000円 電気関係保安管理手数料 180,936円 自動火災報知設備保守点検料 157,500円 火災保険料 183,600円 オイルタンク管理料 52,500円 特殊建築物定期調査報告委託業務料 122,850円 その他の管理料等 106,575円
2. 管 理 運 営 費	300,000	0	0	0	300,000	25,200	-274,800	映写室エアコン修繕費 25,200円
事 業 活 動 支 出 計	138,419,000	9,996,000	0	2,273,191	150,688,191	141,096,382	-9,591,809	
事 業 活 動 収 支 差 額	-15,239,000	0	0	-2,273,191	-27,508,191	-5,691,330	21,816,861	

科	目	当初予算額	決算額	差	異	摘	要
(Ⅱ) 投資活動収支の部							
1. 投資活動収入							
1. 特定預金取崩収入		20,000	1,760,000	1,740,000			
1. 特定預金取崩収入 (1.13%)		20,000	1,760,000	1,740,000			
1. 役員退職慰労金積立金取崩収入		10,000	1,760,000	1,750,000			
2. 職員退職積立金取崩収入		10,000	0	-10,000			
投資活動収入計		20,000	1,760,000	1,740,000			

科	目	当初予算額	流用額	予備費の 使用額	決算額	差	異	摘	要
2. 投資活動支出									
1. 特定資産支出 (3.15%)		4,590,000	0	0	4,590,000		0		
1. 特定預金支出		4,590,000	0	0	4,590,000		0		
1. 役員退職 慰労金積立金		730,000	0	0	730,000		0	(別途積立金 3,240,000円)	
2. 職員退職 給与積立金		3,860,000	0	0	3,860,000		0	(別途積立金 76,549,179円)	
投資活動支出計		4,590,000	0	0	4,590,000		0		
投資活動収支差額		-4,570,000	0	0	-2,830,000		1,740,000		

科	目	当初予算額	決算額	差異	摘	要
(Ⅲ) 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計		0	0	0		

科	目	当初予算額	流用額	予備費の使用額	現計予算額	決算額	差異	摘	要
2. 財務活動支出									
財務活動支出計		0	0	0	0	0	0		
財務活動収支差額		0	0	0	0	0	0		
(Ⅳ) 予備費支出									
1. 予備費(0%)		5,191,000	0	-2,273,191	2,917,809	0	-2,917,809		
1. 予備費		5,191,000	0	-2,273,191	2,917,809	0	-2,917,809		
1. 予備費		5,191,000	0	-2,273,191	2,917,809	0	-2,917,809		
当期収支差額		-25,000,000	0	0	-25,000,000	-8,521,330	16,478,670		
前期繰越収支差額(12.28%)		25,000,000	0	0	25,000,000	19,217,908	-5,782,092		
次期繰越収支差額		0			0	10,696,578	10,696,578		

## 平成25年度鳥取県医師会会費納入明細書

(1) 均等割会費

(単位：円)

地区医師会名	平成25年2月1日現在 会費額(予算額)	調 定 額	収 入 済 額	未 収 額	当初予算額に対する 増 減
東 部 医 師 会	28,634,000	28,517,000	28,517,000	0	-117,000
中 部 医 師 会	13,010,000	13,016,000	13,016,000	0	6,000
西 部 医 師 会	34,596,000	34,690,000	34,690,000	0	94,000
鳥大医学部医師会	1,132,000	1,038,000	1,038,000	0	-94,000
計	77,372,000	77,261,000	77,261,000	0	-111,000

## 平成25年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 会 費 収 入				
1. 積 立 金	9,840,000	9,902,000	62,000	東部 3,606,000円 中部 1,704,000円 西部 4,592,000円
2. 雑 収 入				
1. 雑 収 入	1,000	17,826	16,826	普通預金利息
事業活動収入計	9,841,000	9,919,826	78,826	
2. 事業活動支出				
1. 管理費支出				
1. 諸 経 費	10,000	840	-9,160	口座振込手数料
2. 修 繕 費	95,231,000	339,150	-94,891,850	会館冷温水発生機修理代 131,250円 会館冷温水制御ポンプイン バータ修理代          207,900円
事業活動支出計	95,241,000	339,990	-94,901,010	
事業活動収支差額	-85,400,000	9,579,836	94,979,836	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	-85,400,000	9,579,836	94,979,836	
前期繰越収支差額	85,400,000	85,335,819	-64,181	
次期繰越収支差額	0	94,915,655	94,915,655	

## 平成25年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 事業収入				
1. 団体事務費	12,360,000	11,928,681	-431,319	第一生命他7社
2. 雑収入				
1. 雑収入	1,000	3,153	2,153	普通預金利息
事業活動収入計	12,361,000	11,931,834	-429,166	
2. 事業活動支出				
1. 事業費支出				
1. 一般事務費	400,000	368,085	-31,915	口座振込・振替手数料、送料
2. 他会計への繰入金支出				
1. 繰出金	12,000,000	11,600,000	-400,000	一般会計へ
事業活動支出計	12,400,000	11,968,085	-431,915	
事業活動収支差額	-39,000	-36,251	2,749	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
1. 予備費				
1. 予備費	51,000	0	-51,000	
当期収支差額	-90,000	-36,251	53,749	
前期繰越収支差額	90,000	85,399	-4,601	
次期繰越収支差額	0	49,148	49,148	

※配当金については、毎年かなりの変動があるが、全額会員への配当金となるため計上していない。

[参考：平成25年度配当金 59,482,674円（配当率0.53770）]

## 平成25年度鳥取県地域産業保健事業会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 事業収入				
1. 委託金	17,385,545	15,891,150	-1,494,395	鳥取労働局
事業活動収入計	17,385,545	15,891,150	-1,494,395	
2. 事業活動支出				
1. 事業費支出				
1. 諸謝金	10,273,284	9,148,893	-1,124,391	医師、コーディネーター等
2. 旅費	350,000	256,266	-93,734	
3. 庁費	5,146,000	4,905,792	-240,208	
4. 消費税相当額	416,261	380,199	-36,062	
5. 他会計への繰出金	1,200,000	1,200,000	0	一般会計へ
事業活動支出計	17,385,545	15,891,150	-1,494,395	
事業活動収支差額	0	0	0	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
1. 予備費				
1. 予備費	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

## 平成25年度鳥取県医師会収支決算書総括表

(単位：円)

科 目	合 計	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去
			会館修繕積立金	生命保険	地産保事業	
(I) 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
1. 会費収入	89,404,000	79,502,000	9,902,000			
2. 入会金収入	4,500,000	4,500,000				
3. 負担金収入	1,860,000	1,860,000				
4. 補助金等収入	25,430,873	25,430,873				
5. 寄付金	1,835,000	1,835,000				
6. 雑収入	9,498,158	9,477,179	17,826	3,153		
7. 繰入金	0	12,800,000				-12,800,000
8. 団体事務費	11,928,681			11,928,681		
9. 委託金	15,891,150				15,891,150	
事業活動収入計	160,347,862	135,405,052	9,919,826	11,931,834	15,891,150	-12,800,000
2. 事業活動支出						
1. 事業費	69,836,203	54,776,968		368,085	14,691,150	
2. 管理費	86,659,404	86,319,414	339,990			
3. 繰出金	0			11,600,000	1,200,000	-12,800,000
事業活動支出計	156,495,607	141,096,382	339,990	11,968,085	15,891,150	-12,800,000
事業活動収支差額	3,852,255	-5,691,330	9,579,836	-36,251	0	0
(II) 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
1. 特定預金取崩収入	1,760,000	1,760,000				
投資活動収入計	1,760,000	1,760,000	0	0	0	
2. 投資活動支出						
1. 特定資産支出	4,590,000	4,590,000				
投資活動支出計	4,590,000	4,590,000	0	0	0	
投資活動収支差額	-2,830,000	-2,830,000	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	
(IV) 予備費支出						
1. 予備費	0	0	0	0	0	
当期収支差額	1,022,255	-8,521,330	9,579,836	-36,251	0	
前期繰越収支差額	104,639,126	19,217,908	85,335,819	85,399	0	
次期繰越収支差額	105,661,381	10,696,578	94,915,655	49,148	0	

平成26年度公益社団法人鳥取県医師会会費減免申請一覧（追加分）

申請理由 地区	高 齢	傷 病	研 修 医	不慮の災害	そ の 他 特別の事由	計	減 免 総 額
東 部	0	1	16	0	0	17	348,000
中 部	0	0	0	0	0	0	0
西 部	0	0	3	0	0	3	33,000
大 学	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	19	0	0	20	381,000

会費減免申請の詳細

【傷病】

所 属 医師会	会 員 種 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
東 部	A <sub>1</sub>	藤 崎 章 夫	鳥取市本町	病気療養

【研修医】

所 属 医師会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院	所 属 医師会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院
東 部	B	宮 本 なつみ	鳥取県立中央病院	東 部	B	石 津 聡 美	鳥取県立中央病院
〃	B	河 村 実 穂	〃	〃	B	竹 内 裕 彦	鳥取赤十字病院
〃	B	福 田 詩 織	〃	〃	B	橋 本 靖 弘	鳥取市立病院
〃	B	谷 口 晃 一	〃	〃	B	里 本 祐 一	〃
〃	B	福 田 貴 規	〃	〃	B	中 村 篤 司	〃
〃	B	高 見 亜衣子	〃	〃	B	伊 藤 慶 彦	〃
〃	B	清 水 剛	〃	西 部	B	西 川 涼 馬	米子医療センター
〃	B	柳 生 拓 輝	〃	〃	B	持 田 浩 志	〃
〃	B	長 尾 裕一郎	〃	〃	B	矢 部 成 基	〃
〃	B	鈴 木 将 浩	〃				

公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則一部改正案の「現行」と「変更案」との比較対照表

現 行	変 更 案
<p>第2章 役員の選任</p> <p>(選任期日の公示) 第7条 役員の選任の期日は、少なくとも10日前までに、<u>鳥取県医師会報</u>に公示しなければならない。</p> <p>(立候補届出) 第8条 役員の候補者となる者又は、会員3名以上10名以内の推薦を受けて、その選任の期日前5日までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届け出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1. この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (改 廃) 2. この定款施行細則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。</p>	<p>第2章 役員の選任</p> <p>(選任期日の公示) 第7条 役員の選任の期日は、少なくとも20日前までに、<u>鳥取県医師会報</u>及びホームページに公示しなければならない。</p> <p>(立候補届出) 第8条 役員の候補者となる者又は、会員3名以上10名以内の推薦を受けて、その選任の期日前15日までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届け出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1. この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (改 廃) 2. この定款施行細則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。 (施行期日) 3. この定款施行細則は、平成26年6月26日から施行する。(第7条、第8条関係)</p>

公益社団法人鳥取県医師会代議員会議事規則の「現行」と「変更案」との比較対照表

現 行	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(参 集)</p> <p>第1条 代議員は、招集日の開会時刻前に所定の議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>2 議長への出席通告は、事務局による受付をもって代行することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 代議員は、事故のため出席できないときは、当日の開会時刻までに、</p>	<p>定款第27条の規定に基づき、代議員会議事規則を次のように定める。</p> <p>公益社団法人鳥取県医師会代議員会議事規則</p> <p>目 次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第8条)</p> <p>第2章 議事 (第9条～第16条)</p> <p>第3章 発言 (第17条～第23条)</p> <p>第4章 表決 (第24条～第31条)</p> <p>第5章 議題及び議案 (第32条～第34条)</p> <p>第6章 委員会 (第35条～第49条)</p> <p>第7章 規律 (第50条～第51条)</p> <p>第8章 議事録 (第52条～第54条)</p> <p>第9章 補則 (第55条)</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(参 集)</p> <p>第1条 代議員は、招集日の開会時刻前に所定の議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>2 議長への出席通告は、事務局による受付をもって代行することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 代議員は、事故のため出席できないときは、当日の開会時刻までに、</p>

現 行	変更案
<p>議長に届け出るようにしなければならぬ。</p> <p>2 代議員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、その職務を代理する予備代議員を議長に届け出なければならぬ。</p> <p>(会議中の出席及び退席)</p> <p>第3条 代議員は、会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、又は退席しようとするときは議長の許可を得なければならぬ。</p> <p>(議席の決定)</p> <p>第4条 代議員の議席については、地区医師会ごとに、あらかじめ議長が指定する。</p> <p>(代議員会の開閉)</p> <p>第5条 代議員会の開会及び閉会は、議長が宣告する。</p> <p><del>2 代議員会の開会は、議長の指示により、号鈴で報ずる。</del></p> <p>(会議の開閉)</p> <p>第6条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。</p> <p>2 開議の時刻に至ったときは、議長は、会議を開くことを宣告する。</p> <p>3 議長が必要があると認めるとき、又は延会若しくは休憩の動議が可決されたときは、議長は延会又は休憩を宣告する。</p> <p>4 議長が開会宣告をする前又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。</p> <p>(定足数の確認その他の措置)</p> <p>第7条 議長は、開会の宣告をした後、出席代議員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告する。ただし、出席代議員が定足数に達していないときは、休憩を宣告する。</p> <p>2 前項により相当時間の休憩をしても、なお出席代議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。議長は、会長と協議の上、あらかじめ代議員会の招集を求めることができる。</p>	<p>議長に届け出るようにしなければならぬ。</p> <p>2 代議員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、その職務を代理する予備代議員を議長に届け出なければならぬ。</p> <p>(会議中の出席及び退席)</p> <p>第3条 代議員は、会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、又は退席しようとするときは議長の許可を得なければならぬ。</p> <p>(議席の決定)</p> <p>第4条 代議員の議席については、地区医師会ごとに、あらかじめ議長が指定する。</p> <p>2 議席には、番号札を設ける。</p> <p>(代議員会の開閉)</p> <p>第5条 代議員会の開会及び閉会は、議長が宣告する。</p> <p>(会議の開閉)</p> <p>第6条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。</p> <p>2 開議の時刻に至ったときは、議長は、会議を開くことを宣告する。</p> <p>3 議長が必要があると認めるとき、又は延会もしくは休憩の動議が可決されたときは、議長は延会又は休憩を宣告する。</p> <p>4 議長が開議宣告をする前又は散会、延会もしくは休憩を宣告した後は、何ひとも議事について発言することはできない。</p> <p>(定足数の確認その他の措置)</p> <p>第7条 議長は、開会の宣告をした後、出席代議員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告し、出席代議員が定足数に達していないときは、休憩を宣告する。</p> <p>2 前項により相当時間の休憩をしても、なお出席代議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。この場合、議長は、会長と協議の上、理事会对し、あらかじめ代議員会の招集を求めることができる。</p>

現 行	変 更 案
<p>(会議の定足数の欠如)</p> <p>第8条 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき、代議員の退席を制止し、又は議場外の代議員の出席を求めることができる。</p> <p>2 議長は、会議中に定足数を欠くに至ったと認めるときは、休憩又は延会を宣告することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 議 事</p> <p>(議題の宣告)</p> <p>第9条 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、議題となった案件を職員をして朗読させる。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、出席代議員の2人以上から異議の申立があるときは、<u>討論を用いない</u>で会議に諮って決める。</p> <p>(案件の説明、質問及び委員会付託)</p> <p>第11条 会議に付する案件は、会議において提出者の説明を聞き、質問があるときは質問を行わせ、質問が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p> <p>2 議長は、質問が終わった後<u>は</u>、討論を省略し、会議に諮って委員会を設け、これを付託することができる。</p> <p>(委員会付託案件の審査及び継続審査)</p> <p>第12条 代議員会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した案件の審査について期限を付けることができる。</p> <p>2 前項の期限内に審査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を代議員会に求めることができる。</p> <p>3 前項の審査期限の延長が認められたときは、<u>代議員会の閉会後も</u>委員長は議長と協議の上、委員会を招集し、その継続審査をすることができる。</p>	<p>(会議の定足数の欠如)</p> <p>第8条 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき、代議員の退席を制止し、又は議場外の代議員の出席を求めることができる。</p> <p>2 議長は、会議中に定足数を欠くに至ったと認めるときは、休憩又は延会を宣告することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 議 事</p> <p>(議題の宣告)</p> <p>第9条 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、議題となった案件を職員をして朗読させる。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、出席代議員の2名以上から異議の申立があるときは、<u>会議に諮って決める</u>。</p> <p>(案件の説明、質問及び委員会付託)</p> <p>第11条 会議に付する案件は、会議において提出者の説明を聞き、質問があるときは質問を行わせ、質問が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p> <p>2 議長は、質問が終わった後、討論を省略し、会議にはかつて委員会を設け、これを付託することができる。</p> <p>(委員会付託案件の審査及び継続審査)</p> <p>第12条 代議員会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した案件の審査について期限を付けることができる。</p> <p>2 前項の期限内に審査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を代議員会に求めることができる。</p> <p>3 前項の審査期限の延長が認められたときは、委員長は議長と協議の上、委員会を招集し、その継続審査をすることができる。</p>

現 行	変更案
<p>4 委員会が付託された案件の審査を終わつたときは、委員長は、直ちに文書をもって、その経過及び結果を議長に報告しなければならぬ。</p> <p>(付託案件の報告)</p> <p>第 13 条 議長は、委員会に付託した案件の審査が終わつたときは、<u>これを議題とし、委員長からその経過及び結果の報告を求め、</u></p> <p>2 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。</p> <p>(委員長報告に対する質問、討論及び採決)</p> <p>第 14 条 代議員は、委員長報告に対し、委員長に質問することができる。</p> <p>2 議長は、前項の質問が終わつたときは、討論に付し、その終結の後表決に付す。ただし、議長が討論の必要がないと認めるときは、会議にはかり、討論を経ないで直ちに表決することができる。</p> <p>(議決案件の条項、字句及び数字等の整理)</p> <p>第 15 条 代議員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理については、議長に委任することができる。</p> <p><u>(議事の定足数及び議決数)</u></p> <p>第 16 条 <u>代議員会の議事は、定款第 33 条の定めるところによる。</u></p> <p>(議事の公開原則及び秘密会)</p> <p>第 17 条 代議員会の会議は、これを公開とする。ただし、<u>会長又は議長若しくは出席代議員 3 人以上の発議に基づき、出席代議員の 2 分の 1 以上の多数の議決により必要会とする</u>ことができる。</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定による会長又は議長若しくは代議員の発議があるときは、討論を用いないで、その可否を決しなければならぬ。</u></p> <p><u>(指定者以外の退場)</u></p> <p>第 18 条 <u>秘密会を開く議決があつたときは、議長は、議長の指名する者以外のもの及び傍聴人を議場の外に退去させなければならぬ。</u></p> <p><u>(秘密会の議事)</u></p>	<p>4 委員会が付託された案件の審査を終わつたときは、委員長は、直ちに文書をもって、その経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。</p> <p>(付託案件の報告)</p> <p>第 13 条 議長は、委員会に付託した案件の審査が終わつたときは、委員長にその経過及び結果の代議員会への報告を求める。</p> <p>2 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。</p> <p>(委員長報告に対する質問、討論及び採決)</p> <p>第 14 条 代議員は、委員長報告に対し、委員長に質問することができる。</p> <p>2 議長は、前項の質問が終わつたときは、討論に付し、その終結の後、表決に付す。ただし、議長が討論の必要がないと認めるときは、会議にはかり、討論を経ないで直ちに表決することができる。</p> <p>(議決案件の条項、字句及び数字等の整理)</p> <p>第 15 条 代議員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理については、議長に委任することができる。</p> <p>(議事の公開)</p> <p>第 16 条 代議員会の会議は、これを公開とする。</p>

現 行	変更案
<p>第19条 <u>秘密会の議事の記録は、公表しない。</u>  <u>2 秘密会の議事は、他に漏らしてはいけない。</u></p> <p>第3章 発 言  (発言の許可等)  第20条 会議における発言は、<u>起立して議長と呼び、自己の議席番号又は氏名を告げ、すべて議長の許可を得なければならぬ。ただし、2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認められた者を指名して発言を許可する。</u></p> <p>2 発言の許可を得たときは、<u>自席で発言するのを原則とするが、議長は、必要があると認めるときは、登壇させて発言させることができる。</u></p> <p>(発言の通告等)  第21条 <u>代議員が会務について質問しようとするときは、あらかじめその要旨を議長に通告しなければならぬ。</u></p> <p>2 その発言の順序は、議長が決める。  3 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位にあたって<u>も発言しないとき、若しくは議場にいないときは、通告はその効力を失う。</u></p> <p>(議長の議席での発言及び討論)  第22条 議長が、代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。</p> <p>(発言内容の制限)  第23条 発言はすべて簡明を旨とし、重複を避け、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。  2 議長は、その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意をし、なお従わないときは発言を禁止することができる。  3 代議員は、議題になつていない案件に限り、質問をすることができる。</p>	<p>第3章 発 言  (発言の許可等)  第17条 会議における発言は、自己の議席番号又は氏名を告げた上で、すべて議長の許可を得て行わなければならない。</p> <p>2 発言の許可を得たときは、<u>自席で発言することを原則とするが、議長は、必要があると認めるときは、登壇させて発言させることができる。</u></p> <p>(発言の要旨の提出等)  第18条 <u>提出案件又は会務に関して質問又は討論をしようとする代議員は、あらかじめ、議長に発言の要旨を文書で提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、文書の提出によることなく、代議員に発言を認めることができる。  3 その発言の順序は、議長が決める。  4 発言の要旨を文書で提出した者が欠席したとき、又は議場にいないときは、第1項の文書はその効力を失う。</p> <p>(議長の議席での発言及び討論)  第19条 議長が、代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。</p> <p>(発言内容の制限)  第20条 発言はすべて簡明を旨とし、重複を避け、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。  2 議長は、その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意をし、なお従わないときは発言を禁止することができる。  3 代議員は、議題になつていない案件に限り、質問をすることができる。</p>

現 行	変更案
<p>(発言回数制限) 第 24 条 質問は、同一代議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長長の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>(発言時間の制限) 第 25 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</p> <p>2 前項により発言時間の制限をした場合に、代議員の発言がその制限時間を超えたときは、議長は、注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。</p> <p><del>(議事進行に関する発言)</del> 第 26 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるものについて、又は議長に対し議事進行上の問題について、質問し、注意し、又は希望を述べらるものでなければならぬ。</p> <p>2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならぬ。</p> <p>3 議事進行に関する発言は、<u>表決しない。</u></p> <p>●議事進行に関する発言(動議)については、議長の議事整理権(法人法第 54 条第 1 項、定款第 22 条第 1 項)に基づいてその採否を決定することも、議場にはかつて決定することも可能です。</p> <p>(質問又は討論若しくは質問の終結) 第 27 条 質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質問又は討論が続出して容易に終結できないときは、代議員は、質問又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 前項の動議が提出されたときは、議長は、<u>討論を用いないで、会議にはかつてこれを決する。</u></p> <p style="text-align: right;">第 4 章 表 決 (表決問題の宣告)</p>	<p>(発言回数制限) 第 21 条 質問は、同一代議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長長の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>(発言時間の制限) 第 22 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</p> <p>2 前項により発言時間の制限をした場合に、代議員の発言がその制限時間を超えたときは、議長は、注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。</p> <p>(質問又は討論の終結) 第 23 条 質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質問又は討論が続出して容易に終結できないときは、代議員は、質問又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 前項の動議が提出されたときは、議長は、会議にはかつてこれを決する。</p> <p style="text-align: right;">第 4 章 表 決 (表決問題の宣告)</p>

現 行	変更案
<p>第 28 条 議長は、表決をとりとうとするときは、表決に付する案件又は動議の種類を宣告しなければならぬ。</p> <p>2 議長が表決を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りではない。</p> <p>(不在代議員)</p> <p>第 29 条 表決宣告の際、議場にいない代議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立、挙手又は記名投票による表決)</p> <p>第 30 条 議長が表決をとりとうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手をさせ、その多数を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申立があつたときは、議長は、記名投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(記名投票又は無記名による表決)</p> <p>第 31 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席代議員の 5 分の 1 以上のものから要求があるときは、議長は、会議にはかつて、記名投票又は無記名投票で表決をとる。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 32 条 前 2 条の規定により記名投票又は無記名投票を行う場合には、定款施行細則第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。</p> <p>(表決訂正の禁止)</p> <p>第 33 条 代議員は、自己の表決の訂正を求めるときはできない。</p> <p>(異議申立の場合の表決)</p> <p>第 34 条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。</p> <p>2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申立がある</p>	<p>第 24 条 議長は、表決をとりとうとするときは、表決に付する案件の種類を宣告しなければならぬ。</p> <p>2 議長が表決を宣告した後は、何びとも議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りではない。</p> <p>(不在代議員)</p> <p>第 25 条 表決宣告の際、議場にいない代議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立、挙手又は投票による表決)</p> <p>第 26 条 議長が表決をとりとうとするときは、賛成する者に起立又は挙手をさせ、その多数を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席代議員の 10 名以上の者から異議の申立があつたときは、議長は、記名投票又は無記名投票で表決をとる。</p> <p>(記名投票又は無記名投票による表決)</p> <p>第 27 条 議長が必要と認めるとき、又は出席代議員の 10 名以上の者から要求があるときは、議長は、会議にはかつて、記名投票又は無記名投票で表決をとる。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 28 条 前 2 条の規定により記名投票又は無記名投票を行う場合には、定款施行細則第 16 条、第 17 条、第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。</p> <p>(表決訂正の禁止)</p> <p>第 29 条 代議員は、自己の表決の訂正を求めるときはできない。</p> <p>(異議申立の場合の表決)</p> <p>第 30 条 議長は、表決について異議の有無を会議にはかることができる。</p> <p>2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席代議員の 10 名以上の者から異議の申立があるとき</p>

現 行	変更案
<p>ときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(修正案の採決の順序)</p> <p>第 35 条 代議員の提出した修正案は、原案より先に採決しなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、代議員から数箇の修正案が出されたときは、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も近いものから先に採決する。ただし、採決の順序について出席代議員の5分の1以上のものから異議の申立があるときは、議長は、<u>討論を用いないで会議にはかつて決める。</u></p> <p>3 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決をする。</p> <p>第 5 章 議案及び動議</p> <p>●社員提案権による議題の提出（法人法第 43 条）に係る規定です。⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「議題」「議案」「動議」の整理は以下の通りです。</li> <li>・議題：代議員会の目的たる事項</li> <li>・議案：議題に係る決議すべき事項</li> <li>・動議：会議の予定にない提案で以下の二種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 議事進行に関する動議</li> <li>② 議案の修正動議</li> </ul> </li> </ul> <p>(議案の提出)</p> <p>第 36 条 代議員は、代議員会の議決すべき案件につき、代議員会に議題を提出することができる。ただし、<u>手算については、この限りではない。</u></p> <p>2 前項の規定による議案の提出は、案を備え理由を付し、<u>発議者のほか、10人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>—(一事不再議)—</p>	<p>は、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(修正案の採決の順序)</p> <p>第 31 条 代議員の提出した修正案は、原案より先に採決しなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、代議員から複数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。</p> <p>3 前 2 項にかかわらず、議長が適切と認めるときは、原案から先に採決をすることができる。</p> <p>第 5 章 議題及び議案 (議題の提出)</p> <p>第 32 条 代議員は、会長に対し、一定の事項を代議員会の議題とすることを請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、案を具え理由を付し、発議者を含めて代議員 3 名以上の連署とともに、書面をもって代議員会開催の 6 週間前までに行わなければならない。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第 33 条 代議員は、代議員会の議題である事項について、代議員会に議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令もしくは定款に違反する場合、又は実質的に同一の議案つき代議員 5 名以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合には、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定による議案の提出は、案を備え理由を付し、書面をもって議長に提出しなければならない。</p>

現 行	変更案
<p><u>第 37 条 代議員会で議決された案件については、同一会期中は、再び提出することができない。</u></p> <p>●変更案第 32 条第 1 項を受けて、削除しました。</p> <p><u>(動議成立に必要な賛成者の数)</u></p> <p><u>第 38 条 代議員が提出する動議は、発言者のほか 2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。ただし、議事進行に関する動議は、この限りではない。</u></p> <p>●動議（議案の修正動議）の提出は、変更案第 32 条第 1 項の規定に基づき行われることから本規定は削除しました。</p> <p><u>(先決動議の措置)</u></p> <p><u>第 39 条 他の案件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、出席代議員の 5 分の 1 以上ものから異議の申立があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。</u></p> <p>●動議が競合した場合、議長の議事整理権（法人法第 54 条第 1 項、定款第 22 条第 1 項）又は変更案第 31 条で対応します。</p> <p><u>(修正動議の措置)</u></p> <p><u>第 40 条 修正の動議は、その案を備え、発議者のほかに 4 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>●変更案第 32 条を受けて、削除しました。</p> <p>(案件の委員会付託)</p> <p>第 41 条 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、案件を委員会に付託することができる。</p> <p>第 6 章 委員会 （代議員会設置の委員会） 第 42 条 定款第 51 条の規定に基づき設置される委員会に関しては、本章の定めるところによる。</p>	<p>(案件の委員会付託)</p> <p>第 34 条 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、案件を委員会に付託することができる。</p> <p>第 6 章 委員会 （代議員会設置の委員会） 第 35 条 定款第 58 条の規定に基づき設置される委員会に関しては、本章の定めるところによる。</p>

現 行	変更案
<p>(委員会の任務) 第 43 条 委員会は、代議員会の議決により付託された案件を審査する。</p> <p>(委員の選出) 第 44 条 委員会の委員は、議長がこれを指名し、又は代議員会においてこれを選出することができる。</p> <p>(委員長及び副委員長の選出) 第 45 条 委員会は、委員長及び副委員長各 1 人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。</p> <p>(委員長の任務) 第 46 条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、議事の経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。 2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。 3 委員会は、委員長が召集する。</p> <p>(委員会の議事) 第 47 条 委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、<u>可否同数の場合は委員長が決するところによる。</u></p> <p>(会議中の委員会の開催禁止) 第 48 条 委員会は、代議員会の会議中は開くことができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>(閉会中の継続審議) 第 49 条 委員会は、これに付託された案件については、代議員会の議決を得れば、閉会中も、なお継続して審査することができる。その結果については、次期の代議員会に報告しなければならない。</p>	<p>(委員会の任務) 第 36 条 委員会は、代議員会の決議により付託された案件を審査する。</p> <p>(委員の選出) 第 37 条 委員会の委員は、議長がこれを指名し、又は代議員会においてこれを選出することができる。</p> <p>(委員長及び副委員長の選出) 第 38 条 委員会は、委員長 1 名、必要により副委員長 1 名を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。</p> <p>(委員長の任務) 第 39 条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、議事の経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。 2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。 3 委員会は、委員長が召集する。</p> <p>(委員会の議事) 第 40 条 委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。</p> <p>(会議中の委員会の開催禁止) 第 41 条 委員会は、代議員会の会議中は開くことができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>(閉会中の継続審議) 第 42 条 委員会は、これに付託された案件については、代議員会の議決を得れば、閉会中も、なお継続して審査することができる。その結果については、次期の代議員会に報告しなければならない。</p>

現 行	変 更 案
<p>(委員の発言) 第 50 条 委員は、議題について質問し、意見を述べることができる。ただし、委員会において別の発言の方法を決めたときは、この限りではない。</p> <p>(委員外代議員の出席発言) 第 51 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、委員でない代議員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(理事等の出席発言) 第 52 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、理事等の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(委員の修正案の提出) 第 53 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。</p> <p>(案件の発議者の出席発言) 第 54 条 委員会に付託された案件の発議者は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、当該委員でない者は、その表決に加わることができない。</p> <p>(委員会の秘密会) 第 55 条 委員会の会議は、出席委員の 2 分の 1 以上の多数の議決により秘密とすることができる。</p> <p>(議長及び副議長の出席発言) 第 56 条 議長及び副議長は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。</p> <p style="text-align: right;">第 7 章 規 律 (品位の尊重及び規律の遵守)</p>	<p>(委員の発言) 第 43 条 委員は、議題について質問し、意見を述べることができる。ただし、委員会において別の発言の方法を決めたときは、この限りではない。</p> <p>(委員外代議員の出席発言) 第 44 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、委員でない代議員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(理事等の出席発言) 第 45 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、理事等の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(委員の修正案の提出) 第 46 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。</p> <p>(案件の発議者の出席発言) 第 47 条 委員会に付託された案件の発議者は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、当該委員でない者は、その表決に加わることができない。</p> <p>(委員会の秘密会) 第 48 条 委員会の会議は、出席委員の 2 分の 1 以上の多数の決議により秘密とすることができる。</p> <p>(議長及び副議長の出席発言) 第 49 条 議長及び副議長は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。</p> <p style="text-align: right;">第 7 章 規 律 (品位の尊重及び規律の遵守)</p>

現 行	変更案
<p>第 57 条 代議員は、代議員会の品位を重んじ、規律を守らなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(規律の制定)</p> <p>第 58 条 規律に関する問題は、議長が別に定めることができる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決めることができる。</p> <p>第 8 章 議事録 (議事録の作成)</p> <p>第 59 条 議長は、代議員会の会期ごとに、議事録を作成しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 <u>議事は、速記法によつて速記する。ただし、速記の補助として録音機も使用することができる。</u></p> <p>(議事録の公表とその制限)</p> <p>第 60 条 議事録の要旨は、<u>鳥取県医師会報に掲載して、代議員及び会員に公表する。</u></p> <p>2 <u>前項の議事録には、第 19 条第 1 項の規定による秘密会の議事の記録及び第 23 条第 2 項の規定による議長の禁止した発言にかかる事項については、掲載しない。</u></p> <p>(議事録署名者)</p> <p>第 61 条 議事録には、議長及び議長が指名した 2 人の代議員が連署しなければならない。</p> <p>第 9 章 補 則 (議事規則の改正)</p> <p>第 62 条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の<u>議決</u>を経なければならない。</p>	<p>第 50 条 代議員は、代議員会の品位を重んじ、規律を守らなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(規律の制定)</p> <p>第 51 条 規律に関する問題は、議長が別に定めることができる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決めることができる。</p> <p>第 8 章 議事録 (議事録の作成)</p> <p>第 52 条 議長は、代議員会の会期ごとに、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>(議事録の公表とその制限)</p> <p>第 53 条 議事録の要旨は、これを公表する。</p> <p>2 前項の議事録には、第 20 条第 2 項の規定による議長の禁止した発言にかかると事項については、掲載しない。</p> <p>(議事録署名者)</p> <p>第 54 条 議事録には、議長及び議長が指名した 2 名の代議員が連署、押印しなければならない。</p> <p>第 9 章 補 則 (議事規則の改正)</p> <p>第 55 条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。</p>

現 行	変 更 案
<p>附 則 (施行期日) 1 この議事規則は昭和62年12月21日から施行する。 <del>（旧議事規則の廃止）</del> 2 <del>社団法人鳥取県医師会議事規則（昭和22年11月14日）は、廃止する。</del></p>	<p>附 則 (施行期日) 1. この議事規則は、平成26年6月26日から施行する。</p>

公益社団法人鳥取県医師会裁定委員会規則の「現行」と「変更案」との比較対照表

現 行	変 更 案
<p>鳥取県医師会裁定委員会規則</p> <p>(委員長及び副委員長)                      第1条 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。                      2 委員長及び副委員長は、本委員会において、その委員が互選する。</p> <p>(委員長及び副委員長の職務)                      第2条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。                      2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>(委員会の定足数及び議決数)                      第3条 本委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。                      2 本委員会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。</p> <p>(本委員会と地区医師会との裁定の関係)                      第4条 本委員会における裁定（調停を含む。以下同じ。）は所属地区医師会の裁定に不服がある場合に、これを行うものとする。</p>	<p>公益社団法人鳥取県医師会裁定委員会規則</p> <p>平成26年6月26日、第193回定例代議員会一部改正</p> <p>定款第57条の規定に基づき、裁定委員会規則を次のように定める。</p> <p>(委員長及び副委員長)                      第1条 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1名を置く。                      2 委員長及び副委員長は、本委員会において、その委員が互選する。</p> <p>(委員長及び副委員長の職務)                      第2条 委員長は、本委員会の議事を整理し、秩序を保持する。                      2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>(委員会の定足数及び議決数)                      第3条 本委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。                      2 本委員会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。</p> <p>(本委員会と地区医師会との裁定の関係)                      第4条 本委員会における裁定（調停を含む。以下同じ。）は、所属地区医師会の裁定に不服がある場合に、これを行うものとする。</p>

現 行	変 更 案
<p>(裁定申請及び訴状等)                      第5条 地区医師会の裁定に不服がある者は、本委員会の裁定を申請することができ。                      2 本委員会に裁定を申請しようとする者は、その裁定の写し、提訴理由及び立証を備える訴状並びにその副本2通を作成し、申請書に署名して、会長に提出しなければならない。                      3 前項の場合において、地区医師会の裁定を経たものについては、その裁定があった日から30日以内に、その申請書が提出されなければ、これを受理しないものとする。</p> <p>(地区医師会へ申請書等受理の通知)                      第6条 会長は、裁定の申請書、訴状その他の関係書類を受理したときは、当該案件を本委員会に付託するとともに、その旨を当該地区医師会に通知しなければならない。</p> <p>(答弁書の提出)                      第7条 会長は、本委員会に当該案件を付託したときは、訴状の副本1通を争訟を提起された地区医師会に送付し、<u>一定期間内に</u>、答弁書を提すべき旨を通知するものとする。</p> <p>(申請の却下)                      第8条 本委員会は、案件の付託があった場合において、当該案件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続きに違反するものと認められるときは、本委員会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。</p> <p>(答弁書及び意見書不提出の場合)                      第9条 本委員会の裁定の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書が提出されなかったときは、本委員会は、訴状だけで審査することができる。</p>	<p>(裁定申請及び訴状等)                      第5条 地区医師会の裁定に不服がある者は、本委員会の裁定を申請することができ。                      2 本委員会に裁定を申請しようとする者は、その裁定の写し、提訴理由及び立証を備える訴状並びにその副本2通を作成し、申請書に署名して、会長に提出しなければならない。                      3 前項の場合において、地区医師会の裁定を経たものについては、その裁定があった日から30日以内に、その申請書が提出されなければ、これを受理しないものとする。</p> <p>(地区医師会へ申請書等受理の通知)                      第6条 会長は、裁定の申請書、訴状その他の関係書類を受理したときは、当該案件を本委員会に付託するとともに、その旨を当該地区医師会に通知しなければならない。</p> <p>(答弁書及び意見書の提出)                      第7条 会長は、本委員会に当該案件を付託したときは、訴状の副本1通を争訟を提起された地区医師会に送付し、期限を定めて、答弁書を提すべき旨を通知するものとする。                      2 前項の場合においては、同時に、訴状の副本1通を提訴した会員の所属地区医師会に送付し、期限を定めて、意見書を提出すべき旨を通知するものとする。</p> <p>(申請の却下)                      第8条 本委員会は、案件の付託があった場合において、当該案件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続きに違反するものと認められるときは、本委員会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。</p> <p>(答弁書及び意見書不提出の場合)                      第9条 本委員会の裁定の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書が提出されなかったときは、本委員会は、訴状だけで審査し、裁定することができ。</p>

現 行	変 更 案
<p>(争訟を提起した会員からの意見聴取) 第 10 条 本委員会の裁定にあたっては、委員長は必要があると認めるときは、争訟を提起した会員の意見を聞かなければならない。</p> <p>(裁定を下した者からの意見聴取) 第 11 条 会員相互間の紛議に関する調停にあたっては、定款第 49 条第 2 項の規定により、争訟につき裁定を下した地区医師会等の意見を聞かなければならない。</p> <p>(地区医師会相互間の紛議調停依頼手続き) 第 12 条 地区医師会相互間の紛議に関して、定款第 49 条第 3 項の規定により本委員会に調停を依頼する場合には、次の事項を記載した文書を、会長に提出しなければならない。 (1) 調停依頼者の名称及び代表者 (2) 相手方たる当事者の名称及び代表者 (3) 紛議の年月日 (4) 紛議の経過及び結果</p> <p>(相手方に対し調停依頼の要旨通知) 第 13 条 会長は、当事者の一方から前 2 条の規定による調停の依頼を受けたときは、直ちに、他の当事者にその要旨を通知しなければならない。</p> <p>(調停案件の付託) 第 14 条 会長は、会員相互間又は医師会相互間の紛議に関する調停の依頼を受けたときは、直ちに、当該案件を本委員会に付託しなければならない。</p> <p>(審議開始の当事者への通知) 第 15 条 紛議に関する調停について審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の 7 日前までに、当事者双方にその旨をしなければならぬ。</p>	<p>(争訟を提起した会員からの意見聴取) 第 10 条 本委員会の裁定にあたっては、委員長は必要があると認めるときは、争訟を提起した会員の意見を聞かなければならない。</p> <p>(裁定を下した者からの意見聴取) 第 11 条 会員相互間の紛議に関する調停にあたっては、定款第 56 条第 2 項の規定により、争訟につき裁定を下した地区医師会等の意見を聞かなければならない。</p> <p>(地区医師会相互間の紛議調停の依頼手続き) 第 12 条 地区医師会相互間の紛議に関して、定款第 56 条第 3 項の規定により本委員会に調停を依頼する場合には、次の事項を記載した文書を、会長に提出しなければならない。 (1) 調停依頼者の名称及び代表者 (2) 相手方たる当事者の名称及び代表者 (3) 紛議の年月日 (4) 紛議の経過及び結果</p> <p>(相手方に対し調停依頼の要旨通知) 第 13 条 会長は、当事者の一方から前 2 条の規定による調停の依頼を受けたときは、直ちに、他の当事者にその要旨を通知しなければならない。</p> <p>(調停案件の付託) 第 14 条 会長は、定款第 5 6 条第 1 項の規定に基づく紛議に関する調停の依頼を受けたときは、直ちに、当該案件を本委員会に付託しなければならない。</p> <p>(審議開始の当事者への通知) 第 15 条 紛議に関する調停について審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の 7 日前までに、当事者双方にその旨をしなければならぬ。</p>

現 行	変 更 案
<p>(審議不公開) 第 16 条 本委員会の審議は、公開しない。</p> <p>(審議顛末の会長への報告) 第 17 条 委員長は、当該案件について裁定又は調停の議決があったときは、その審議の経過及び議決の結果理由を、文書でもって、会長に報告しなければならない。</p> <p>(委員長報告の取り扱い) 第 18 条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会に諮って、すみやかに、その取り扱いを決定しなければならない。</p> <p>(事務局の事務取り扱い) 第 19 条 本委員会の事務は、事務局をしてあたらしめるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和 62 年 12 月 21 日から施行する。</p> <p>(旧規則廃止) 2 鳥取県医師会裁定委員会規則(昭和 26 年 11 月 30 日)は、廃止する。</p>	<p>(審議非公開) 第 16 条 本委員会の審議は、公開しない。</p> <p>(審議顛末の会長への報告) 第 17 条 委員長は、当該案件について裁定又は調停の議決があったときは、その審議の経過及び議決の結果とその理由を、文書でもって、会長に報告しなければならない。</p> <p>(委員長報告の取り扱い) 第 18 条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会に諮って、すみやかに、その取り扱いを決定しなければならない。</p> <p>(事務局の事務取り扱い) 第 19 条 本委員会の事務は、事務局をしてあたらしめるものとする。</p> <p>(規則の改正) 第 20 条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。</p>

第6号議案 公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部改正案について

公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則一部改正案の「現行」と「変更案」との比較対照表

現 行	変 更 案
<p>(会費及び入会金)  <b>第3条</b> 本会会員は、会員種別に応じて別表に定める会費及び入会金を納入するものとする。  <b>2</b> 既納の会費及び入会金は還付しない。            (会費の種別)  <b>第4条</b> 会費の種別は、次のとおりとする。            (1) 均等割会費：全会員が納入する。            (2) 特別会費：該当会員が納入する。            (会費の減額及び免除)  <b>第10条</b> 地区医師会長が、傷病、不慮の災害、その他特別の事由により会費の賦課額を不適當と認める会員の会費については、代議員会の議決を経てこれを減額又は免除することができる。  <b>2</b> 毎年4月1日現在、<u>満80歳以上の会員の会費は免除する。</u>  <b>3</b> 医師法に基づき研修医である会員の会費は免除する。  <b>4</b> 新規開業によるA1会員の会費は、別に定める額に減額する。  <b>5</b> 会費の減額及び免除の申請等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て定める。</p>	<p>(会費及び入会金)  <b>第3条</b> 本会会員は、会員種別に応じて別表に定める会費及び入会金を納入するものとする。  <b>2</b> 既納の会費及び入会金は還付しない。            (会費の種別)  <b>第4条</b> 会費の種別は、次のとおりとする。            (1) 均等割会費：全会員が納入する。            (2) 特別会費：該当会員が納入する。            (会費の減額及び免除)  <b>第10条</b> 地区医師会長が、傷病、不慮の災害、その他特別の事由により会費の賦課額を不適當と認める会員の会費については、代議員会の決議を経てこれを減額又は免除することができる。  <b>2</b> 毎年4月1日現在、満83歳以上の会員の会費について、本人から申請のあった場合は免除することができる。  <b>3</b> 医師法に基づき研修医である会員の会費は免除する。  <b>4</b> 新規開業によるA1会員の会費は、別に定める額に減額する。  <b>5</b> 会費の減額及び免除の申請等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て定める。  <b>6</b> 第2項による免除申請は、免除を受けようとする年度の前年度1月末日までにしなければならない。</p>

現 行	変 更 案																						
<p>[別表] 抜すい</p> <p>1. 会 費</p> <p>(1) 均等割会費 (年額)</p> <p>A 1 会員： 156,000 円</p> <p>A 2 会員： 下記の区分による。</p> <p>B 会員： 12,000 円</p> <table border="1" data-bbox="541 1288 729 1854"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診 療 所</td> <td>156,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病 院</td> <td>200 床未満</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 床～400 床未満</td> <td>250,000 円</td> </tr> <tr> <td>400 床以上</td> <td>300,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規開業 A 1 会員の会費 (第 10 条 4 項関係)</p> <p>1 年目 月額 2,000 円</p> <p>2 年目 月額 6,000 円</p> <p>3 年目 月額 10,000 円</p> <p>4 年目以降 月額 13,000 円</p> <p>新規開業日の属する年度を 1 年目とする。</p> <p>(2) 特別会費</p> <p>① 医事紛争処理委員会費 年額 1,800 円 (A 1 会員)</p> <p>② 学校医部会費 年額 3,000 円 (学校医)</p> <p>③ 産業医部会費 年額 2,000 円 (産業医)</p> <p>④ 会館修繕積立金 月額 2,000 円 (A 1 会員)</p>	区 分	金 額	診 療 所	156,000 円	病 院	200 床未満	200,000 円	200 床～400 床未満	250,000 円	400 床以上	300,000 円	<p>[別表] 抜すい</p> <p>1. 会 費</p> <p>(1) 均等割会費 (年額)</p> <p>A 1 会員： 204,000 円 (月額 17,000 円)</p> <p>A 2 会員： 下記の区分による。</p> <p>B 会員： 12,000 円 (月額 1,000 円)</p> <table border="1" data-bbox="541 342 729 909"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診 療 所</td> <td>204,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病 院</td> <td>200 床未満</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 床～400 床未満</td> <td>250,000 円</td> </tr> <tr> <td>400 床以上</td> <td>300,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規開業 A 1 会員の会費 (第 10 条 4 項関係)</p> <p>1 年目 年額 24,000 円 (月額 2,000 円)</p> <p>2 年目 年額 72,000 円 (月額 6,000 円)</p> <p>3 年目 年額 120,000 円 (月額 10,000 円)</p> <p>4 年目以降 年額 204,000 円 (月額 17,000 円)</p> <p>新規開業日の属する年度を 1 年目とする。</p> <p>(2) 特別会費</p> <p>① 医事紛争処理委員会費 年額 1,800 円 (A 1 会員)</p> <p>② 学校医・園医部会費 年額 3,000 円 (学校医・園医)</p> <p>③ 産業医部会費 年額 2,000 円 (産業医)</p> <p>④ 会館修繕積立金 月額 2,000 円 (A 1 会員)</p> <p>(付 則)</p> <p>1 2. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条別表、第 10 条関係)</p> <p>1 3. 第 10 条第 2 項について、平成 26 年 4 月 1 日時点で既に会費免除となつている会員は、会費免除とする。</p>	区 分	金 額 (年額)	診 療 所	204,000 円	病 院	200 床未満	200,000 円	200 床～400 床未満	250,000 円	400 床以上	300,000 円
区 分	金 額																						
診 療 所	156,000 円																						
病 院	200 床未満	200,000 円																					
	200 床～400 床未満	250,000 円																					
	400 床以上	300,000 円																					
区 分	金 額 (年額)																						
診 療 所	204,000 円																						
病 院	200 床未満	200,000 円																					
	200 床～400 床未満	250,000 円																					
	400 床以上	300,000 円																					

## 第7号議案 平成27年度公益社団法人鳥取県医師会会費及び負担金の賦課徴収について

平成27年度の会費及び負担金の賦課徴収については、定款第8条、第24条、定款施行細則第4条の規定により、次のとおりとする。

### 1. 会費及び負担金の額について

- (1) 平成27年度の会費は、以下の表のとおり賦課徴収する。
- (2) 平成27年度の負担金は、賦課しない。

## 会費及び入会金一覧表

### 1. 会費

#### (1) 均等割会費（年額）

A 1 会員：204,000円（月額17,000円）

A 2 会員：下記の区分による。

B 会員：12,000円（月額1,000円）

区 分	金 額（年額）	
診療所	204,000円	
病 院	200床未満	200,000円
	200床～400床未満	250,000円
	400床以上	300,000円

新規開業A 1 会員の会費（第10条4項関係）

1 年目 年額 24,000円（月額 2,000円）

2 年目 年額 72,000円（月額 6,000円）

3 年目 年額 120,000円（月額10,000円）

4 年目以降 年額 204,000円（月額17,000円）

新規開業日の属する年度を1年目とする。

#### (2) 特別会費

- ① 医事紛争処理委員会費 年額 1,800円（A 1 会員）
- ② 学校医・園医部会費 年額 3,000円（学校医・園医）
- ③ 産業医部会費 年額 2,000円（産業医）
- ④ 会館修繕積立金 月額 2,000円（A 1 会員）

2. 入会金 500,000円

### 2. 会費及び負担金の徴収方法について

会費賦課徴収規則第6条の規定のとおりとする。

#### 【会費賦課徴収規則】

（徴収方法）

第6条 会費の徴収方法は、次のいずれかの方法による。

- (1) 会員が指定する金融機関の口座から口座振替により、毎月、徴収する方法
- (2) 地区医師会長に委託して徴収する方法

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori/med.or.jp/>

鳥取県医師会報 臨時号・平成26年8月15日発行（毎月1回15日発行）

---

会報編集委員会：渡辺 憲・米川正夫・武信順子・辻田哲朗・秋藤洋一・中安弘幸・久代昌彦

---

● 発行者 公益社団法人 鳥取県医師会 ● 編集発行人 魚谷 純 ● 印刷 勝美印刷(株)  
〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578 〒682-0722  
E-mail : kenishikai@tottori.med.or.jp URL : <http://www.tottori.med.or.jp/> 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬818-1

---

定価 1部500円（但し、本会会員の購読料は会費に含まれています）



URL : <http://www.tottori.med.or.jp/>